令和７年８月20日現在

# 債 券 内 容 説 明 書

# （法人情報）

令和６事業年度

自　令和６年４月１日

至　令和７年３月31日

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

１．　本「債券内容説明書（法人情報）　令和 6 事業年度」（以下「本法人情報説明書」という。）は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年 6 月 18 日法律第 94 号。）第 19 条の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受けて発行する日本学生支援債券の発行者である独立行政法人日本学生支援機構（以下「本機構」という。）の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を令和 7 年 8 月 20 日時点以前の情報に基づき記載しています。

２．　本機構は、日本学生支援債券の発行の都度、「債券内容説明書（証券情報）」（以下「証券情報説明書」という。）を作成する予定です。各証券情報説明書には、該当する日本学生支援債券に関する詳細が記載されます。各日本学生支援債券への投資判断にあたっては、各証券情報説明書も併せてご覧下さい。なお、本法人情報説明書の作成日以降に公表すべき変更その他の事由が生じた場合には、各証券情報説明書において参照書類の補完情報として記載する予定です。

３．　日本学生支援債券については、金融商品取引法第 3 条が適用されることから、同法第 2 章の規定は適用されず、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は必要とされません。

　本法人情報説明書及び各証券情報説明書は、日本学生支援債券に対する投資家の投資判断に資するために、本機構の業務、財務の内容等について本機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法第 13 条第 1 項の規定に基づく届出目論見書ではありません。

４．　本機構の財務諸表は、「独立行政法人通則法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号。）第 37 条及び「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」（平成 16 年 3 月 31 日文部科学省令第 23 号。）第 8 条の規定に基づき、国の独立行政法人会計基準研究会及び財政制度審議会公企業会計小委員会が定めた「独立行政法人会計基準」（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人基準研究会）に準拠して作成されています。

５．　本法人情報説明書及び各証券情報説明書は、本機構東銀座事務所に備え置き閲覧に供するとともに、本機構ホームページ(https://www.jasso.go.jp/)にも掲載します。

本法人情報説明書に関する連絡先
東京都中央区銀座六丁目 18 番 2 号　野村不動産銀座ビル
独立行政法人日本学生支援機構　財務部資金管理課

# 目　　次

頁


第１　法人の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　１　主要な経営指標等の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　２　沿革　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　３　事業の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　４　関係会社の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　50
　５　役職員の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　50
第２　事業の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　51
　１　業績等の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　51
　２　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等　・・・・・・・・　73
　３　事業等のリスク　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　79
　４　経営上の重要な契約等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　83
　５　研究開発活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　83
　６　財政状態及び経営成績の分析　・・・・・・・・・・・・・・・　83
第３　設備の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　87
　１　設備投資等の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　87
　２　主要な設備の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　87
　３　設備の新設、除却等の計画　・・・・・・・・・・・・・・・・　87
第４　法人の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　88
　１　資本金の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　88
　２　役員の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　88
　３　コーポレートガバナンスの状況　・・・・・・・・・・・・・・　89
第５　経理の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　93
　１　財務諸表等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　93
　【令和６年度】
　　（１）財務諸表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　95
　　（２）監事による監査報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・　154
　　（３）独立監査人の監査報告書　・・・・・・・・・・・・・・・　157
　【令和５年度】
　　（１）財務諸表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　161
　　（２）監事による監査報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・　225
　　（３）独立監査人の監査報告書　・・・・・・・・・・・・・・・　228

# 第１　法人の概況

## １　主要な経営指標等の推移

以下は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「本機構」という。）の令和２年度から令和６年度における主要な経営指標を記載したものです。

| 事　業　年　度 | | | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 経常収益 | ※1 | (百万円) | 251,534 | 280,851 | 232,376 | 236,594 | 231,982 |
| 経常費用 | ※2 | (百万円) | 252,886 | 284,585 | 234,593 | 236,423 | 232,734 |
| 経常損益 | | (百万円) | △1,352 | △3,734 | △2,217 | 172 | △752 |
| 臨時損益 | | (百万円) | 6,347 | △50,426 | 2,158 | 1,678 | △0 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 | | (百万円) | 146 | 45,389 | 139 | 83 | 752 |
| 当期損益 | | (百万円) | 5,141 | △8,771 | 80 | 1,933 | 0 |
| 資本金 | ※3 | (百万円) | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 純資産額 | ※4 | (百万円) | 86,147 | 31,235 | 30,652 | 31,958 | 29,656 |
| 総資産額 | | (百万円) | 9,896,717 | 9,811,648 | 9,689,984 | 9,587,853 | 9,466,178 |
| 自己資本比率 | ※5 | (%) | 0.87 | 0.32 | 0.32 | 0.33 | 0.31 |
| 自己資本利益率 | ※6 | (%) | 5.97 | △28.08 | 0.26 | 6.05 | 0.00 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | | (百万円) | 82,205 | 30,503 | △43,147 | △8,735 | △27,616 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | (百万円) | 1,744 | △1,434 | 15,182 | △27,125 | 26,965 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | (百万円) | △296 | △621 | △740 | △731 | △775 |
| 資金期末残高 | | (百万円) | 312,746 | 341,194 | 312,489 | 275,898 | 274,473 |
| 職員数 | | (名) | 540 | 545 | 547 | 553 | 548 |

（注）本機構には連結関係を有する子会社等はありませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

（経営指標等の説明）

※1　経常収益＝運営費交付金収益＋施設費収益＋学資貸与金利息＋延滞金収入＋留学生宿舎収入＋日本語学校収入＋日本留学試験検定料収入＋その他事業収入＋受託収入＋補助金等収益＋助成金収益＋寄附金収益＋賞与引当金見返に係る収益＋退職給付引当金見返に係る収益＋資産見返負債戻入＋財務収益

※2　経常費用＝業務費＋一般管理費

※3　資本金＝政府出資金

※4　純資産額＝資本金＋資本剰余金＋利益剰余金

※5　自己資本比率＝純資産額／総資産額
※6　自己資本利益率＝当期利益金／純資産額

## 2　沿革

本機構は、日本育英会、財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会、財団法人関西国際学友会の各公益法人及び国が実施してきた事業を整理・統合し、平成 16 年 4 月に設立されました。

下図は、本機構設立前に文部科学省、国立大学、日本育英会、財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会及び財団法人関西国際学友会が行っていた業務を本機構がどのように承継したかを示したものです。

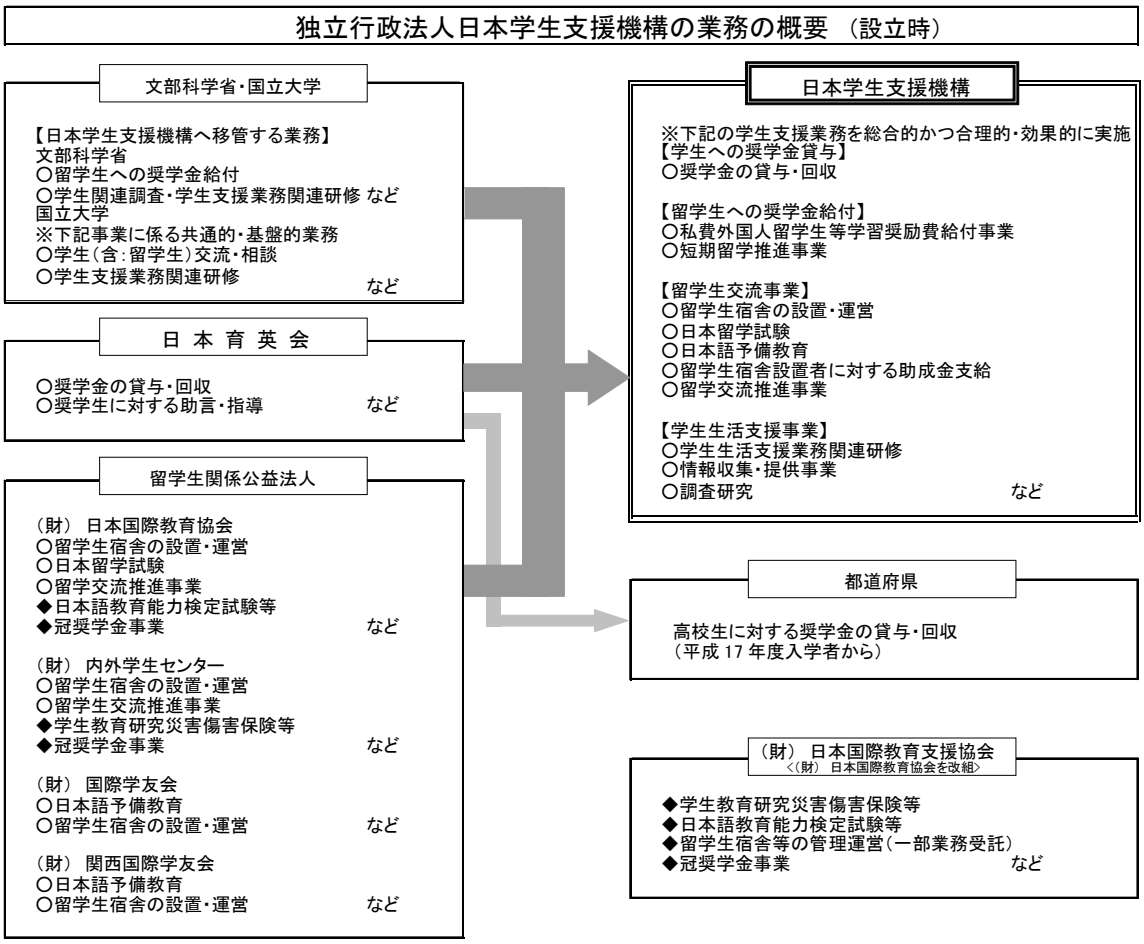


○は、本機構が承継した業務を、◆はそれ以外の業務（（財）日本国際教育支援協会が継承した業務）を示しています。

## 3　事業の内容

### (1) 設立根拠法及び目的

本機構は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年 6 月 18 日法律第 94 号。以下「機構法」という。）に基づき、日本育英会の奨学金貸与事業や、それまで財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会、財団法人関西国際学友会の各公益法人が実施してきた留学生関連交流事業及び国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査などの事業を整理・統合し、学生支援事業を総合的に実施する独立行政法人として、平成 16 年 4 月 1 日に設立されました。

グローバル化が進展し知的創造性が社会発展を支える重要な基盤となりつつある今日、時代の変化に柔軟に対応できる創造性豊かな人材の育成が強く求められており、このため、学生の課題探求能力を涵養し、国際理解を推進するとともに、意欲と能力のある学生に対する修学環境を整えることが今後ますます重要な課題となっています。

本機構は、このような理念を達成するために設立されており、その目的は、機構法第 3 条に基づき、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することとされています。

(2) 国との関係について

① 主務大臣

機構法第 26 条により、本機構の主務大臣は、文部科学大臣とされています。

② 役員の任命・解任

独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 20 条により、文部科学大臣は、本機構の理事長及び監事を任命しますが、任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならない、公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。また通則法第 23 条により、文部科学大臣は、理事長及び監事を解任することができるとされています。

なお、本機構のその他の役員は、理事長が任命、解任しますが、その時は遅滞なく文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています（通則法第 20 条及び第 23 条）。

③ 業務方法書

通則法第 28 条により、本機構は、業務方法書を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないとされています。なお、これを変更しようとするときも同様とされています。

④ 独立行政法人評価制度委員会

通則法第 12 条により、総務省に独立行政法人評価制度委員会が設置されており、以下の⑤、⑧及び⑨の事項に関して、文部科学大臣等に意見を述べる、又は勧告を行うとされています。

⑤ 中期目標

通則法第 29 条により、文部科学大臣は、3 年以上 5 年以下の期間（本機構においては 5 年間）において本機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを指示するとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様とされています。また、文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴かなければならないとされています。

⑥ 中期計画

通則法第 30 条により、本機構は、中期目標に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成 16 年 3 月 31 日文部科学省令第 23 号。以下「文部科学省令」という。）で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、文部科学大臣の認可を受けるとともに、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならないとされています。これを変更しようとするときも同様とされています。

⑦ 年度計画

通則法第 31 条により、本機構は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様とされています。

⑧　各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等

通則法第 32 条により、本機構は、毎事業年度の終了後、以下の事項について、文部科学大臣の評価を受けなければならないとされており、当該評価を受けようとするときは、各事業年度の終了後 3 月以内に、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を文部科学大臣に提出するとともに、公表しなければならないとされています。

・中期目標期間の初年度から第 3 年度：当該事業年度における業務の実績
・中期目標期間最終年度の前年度：当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
・中期目標期間最終年度：当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

また、文部科学大臣は、当該評価を行ったときは、遅滞なく、本機構に対して、当該評価の結果を通知するとともに、公表しなければならないとされており、必要があると認めるときは、本機構に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができるとされています。なお、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績の評価の結果については、独立行政法人評価制度委員会にも通知することとされており、独立行政法人評価制度委員会は、必要があると認めるときは、文部科学大臣に意見を述べなければならないとされています。

⑨　中期目標の期間の終了時の検討

通則法第 35 条により、文部科学大臣は、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、本機構の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとされており、その内容を独立行政法人評価制度委員会に通知するとともに、公表しなければならないとされています。また、独立行政法人評価制度委員会は、当該通知の事項について、必要があると認めるときは、文部科学大臣に意見を述べなければならないとされており、本機構の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告することができるとされています。さらに、独立行政法人評価制度委員会は、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならないとされています。また、文部科学大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができるとされています。

⑩　財務諸表等

通則法第 38 条第 1 項により、本機構は毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています。

⑪　会計監査人の監査

通則法第 39 条第 1 項により、本機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないとされています。なお、通則法第 40 条により、会計監査人は、文部科学大臣が選任す

るとされています。

⑫　長期借入金及び債券

機構法第 19 条第 1 項により、本機構は、学資の貸与に係る業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本学生支援債券を発行することができるとされています。

⑬　補助金

機構法第 23 条により、政府は、毎年度予算の範囲内において、本機構に対し、学資の貸与に係る業務に要する費用の一部を補助することができるとし、機構法第 23 条の 2 により、政府は、毎年度本機構に対し、学資の支給に要する費用を補助するとされています。

⑭　会計検査院の検査

本機構に対しては会計検査院法（昭和 22 年 4 月 19 日法律第 73 号）第 20 条及び第 22 条第 5 号に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。

当該検査の観点は以下のとおりです。

- 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているか（正確性）
- 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているか（合規性）
- 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないか（経済性）
- 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか（効率性）
- 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また効果を上げているか（有効性）
- その他会計検査上必要な観点

## (3) 組織及び所掌

監事事務局

監事の命ずるところに従い，監事を補佐し，監事が行う監査を補助するとともに，監事の事務を整理する。

監事

理事長 ― 理事長代理 ― 理事

運営評議会

- 政策企画部
  - 総合計画課
  - 広報課
    - 寄附金室

機構の運営及び業務の実施に係る重要事項の企画立案に関すること，中期計画及び年度計画に関すること，内部統制及びリスク管理の総括に関すること，評価分析に関すること，業務方法書及び規程に関すること，機構における調査分析の総括に関すること，広報に関すること，寄附金（グローバル人材育成部の所掌に属するものを除く。）に関すること，個人情報保護の総括に関すること，情報公開に関すること，理事長が特に命じたことその他の機構の運営及び業務の実施に関する政策企画立案関係事務の処理を分掌する。

- 総務部
  - 総務課
  - 人事課

文書及び公印に関すること，人事に関すること，公益通報に関すること，職員の福利厚生に関することその他の機構の管理運営に関する総務関係事務及び審査請求に関する事務の処理を分掌する。

- 財務部
  - 主計課
  - 経理課
    - 施設整備推進室
  - 資金管理課

機構の予算及び決算に関すること，取引及び経理に関すること，日本学生支援債券に関することその他の機構の財務関係事務並びに施設整備に関する事務の処理を分掌する。

- 市谷事務所再整備準備室
  - ストラテジープランニング担当
  - ファシリティプランニング担当

新たな事務所整備に係る要件整理（オフィスコンセプト等の策定），設計（ゾーニング，プランニング，インテリアデザイン等の企画及び立案）及び積算，工事及び引越等の管理（契約，施工・進捗監理及び検査），並びに関係機関との連絡調整等に関する業務を分掌する。

- 情報部
  - 情報管理課
  - システム企画課
  - 品質管理室

機構の業務に資する情報システムの企画立案，調達，運用，管理及び保守に関する事務，その他機構の情報システムに関する事務を分掌する。

- 奨学事業戦略部
  - 奨学事業総務課
  - 奨学事業戦略課

奨学事業支援部，貸与・給付部，返還部の所掌に属する奨学金事業を総括し，事業の円滑な実施を推進するため，奨学金事業に係る戦略の企画立案に関すること，将来計画の策定に関すること，予算案の調整に関すること，重要事項の企画立案に関すること，業務実施方法の改善に関すること，業務の進捗状況の管理に関する事務，奨学金の貸与及び給付並びに回収に係る現行制度に基づく将来推計並びに計数管理に関することその他の奨学金事業関係事務（総務部，奨学事業支援部，貸与・給付部及び返還部の所掌に属するものを除く。）の処理を分掌する。

- 奨学事業支援部
  - 基盤業務課
  - 相談課

他の部における奨学金事業の効率的な実施を支援するため，一元処理に適した基盤業務及び相談業務に関する事務の処理を分掌する。

- 貸与・給付部
  - 貸与・給付総務課
  - 採用課
  - 特別採用課
  - 奨学指導課

奨学生の採用及び異動等並びに奨学金の返還免除（在学中の特に優れた業績によるものに限る。）に関する事務の処理を分掌する。

- 返還部
  - 返還総務課
  - 返還促進課
  - 減額・猶予課
  - 法務課
  - 機関保証業務課

返還請求（奨学事業支援部及び支部の所掌に属するものを除く。），返還免除（在学中の特に優れた業績によるものを除く。），法的処理，債務整理及び債権の償却，機関保証並びに支部が実施する法的処理の監督及び支部との連絡調整等に関する事務の処理を分掌する。

- グローバル人材育成本部
  - グローバル人材育成部
    - グローバル人材育成企画課
    - 民間資金課

グローバル人材育成本部は，グローバル人材育成部を統括し，官民協働海外留学支援制度に係る企画立案及び運営に関する業務並びに同制度と連携して実施する日本人の海外留学に係る奨学金の給付に関する業務を分掌する。
グローバル人材育成部は，グローバル人材育成のため，官民協働海外留学支援制度に係る企画立案及び運営に関する業務を分掌する。

  - 留学生事業部
    - 留学生事業計画課
    - 日本留学推進課
    - 国際奨学課
    - 海外留学支援課
    - 国際交流事業課
    - 留学試験課
    - 留学情報課

留学生支援に係る戦略の企画立案に関すること，業務の実施方法に関すること，国際交流の拠点としての事業に関すること，日本への留学の推進のための方策に関すること，留学生等に対する学資の支給等に関すること，留学生等と日本人学生等との交流事業の実施に関すること，東京国際交流館に関すること，兵庫国際交流会館に関すること（日本語教育センターの所掌に属するものを除く。），日本留学試験に関すること並びに留学に関する情報の収集及び提供に関することその他の留学生支援関係事務の処理を分掌する。

  - 学生生活部
    - 学生支援企画課
      - キャリア教育室
    - 障害学生支援課

学生生活支援に係る業務の実施方法に関すること，学生生活に関する情報の収集及び提供に関すること，大学等における学生相談に係る支援に関すること，学生等の就職及び進路に関すること，学生生活支援に関する大学等の教職員の研修に関すること，障害のある学生等に対する支援に関することその他の学生生活支援関係事務の処理を分掌する。

  - 日本語教育センター
    - 東京日本語教育センター
      - 総務課
      - 学生課
      - カリキュラム・教材研究開発室
      - 遠隔教育推進室
    - 大阪日本語教育センター
      - 総務・学生課

留学生等に対する日本語教育等の実施及び日本の大学等への進学指導に関すること，日本語教育等の実施に係る教育方法及び教材の開発等に関すること，留学生等と日本人学生等との交流事業の実施に関すること，校舎及び併設する学生寮等の管理運営その他の日本語学校関係事務並びに兵庫国際交流会館に係る業務委託に基づき実施する監督その他の関連事務を分掌する。

  - 支　　部
    - 北海道支部
    - 東北支部
    - 関東甲信越支部
    - 東海北陸支部
    - 近畿支部
    - 中国四国支部
    - 九州支部

各担当区域における奨学金に関する法的処理（支払督促申立以降の事務）の実施，返還請求に関すること，奨学金に係る償却予定債権の選定に関することその他の各担当区域学生支援関係事務の処理を分掌する。

  - 検査室

機構の運営及び業務の実施に関する内部監査（業務監査，会計監査，奨学金に係る債権の自己査定に関する監査等），会計監査人候補の選定及び同監査人との連絡調整，会計検査院との連絡調整，外部監査に関する連絡調整（資金管理課の所掌に属するものを除く。），コンプライアンスの推進に関する業務及び契約監視委員会に関する業務の処理を分掌する。

＊運営評議会・・・・・・・・・・・理事長の求めに応じて，中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について，審議を行い，理事長に助言する。

（4）事業の概要

【奨学金事業】

＜給付奨学金＞

① 給付奨学金の概要

給付奨学金は、大学等への進学を後押しすることを目的として、平成 29 年度に創設され、令和 2 年度からは、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年 5 月 17 日法律第 8 号）により「高等教育の修学支援新制度」による支援（本機構による給付奨学金と学校による授業料等減免との二本立ての支援）の 1 つと位置付けられ、対象者及び支給額が拡充されました。

② 奨学生の採用

給付奨学金の採用方法には、大学等への進学前に申し込みを受け付けて基準の適否を予め判定しておき進学後に採用する予約採用、及び大学等の在学中に申し込みを受け付ける在学採用（毎年春及び秋に申し込みを受け付ける定期採用及び家計が急変した場合に年間を通じて随時申し込みを受け付ける家計急変採用）があります。

③ 奨学生の選考基準

以下の基準に該当する者を給付奨学生に採用します。

ア．学力基準

（予約採用）

申込時点で次の i 又は ii のいずれかに該当すること。

i 高等学校等における第 1 学年から申込時までの全履修科目の評定平均値が、5 段階評価で 3.5 以上であること。

ii 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、入学しようとする大学等における学修意欲を有することが、文書、面談等により確認できること。

（在学採用）

i 大学等 1 年次

次の 1～3 のいずれかに該当すること。

1：高等学校等における評定平均値が 3.5 以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位 2 分の 1 の範囲に属すること。

2：高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。

3：将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。

ii 大学等 2 年次以上

次の 1、2 のいずれかに該当すること。

1：GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位 2 分の 1 の範囲に属すること。

2：修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること。

イ．家計基準・・・以下の基準をいずれも満たすこと。

i 生計維持者及び本人が住民税非課税（市区町村民税所得割額が 0 円）又はそれに準ず

る家計であること。

ⅱ　生計維持者及び本人の資産額（※）の合計が 2,000 万円未満（生計維持者が 1 人のときは 1,250 万円未満）であること。

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含みません）。

④　給付月額

給付する月額は、世帯の所得金額に基づく区分（支援区分）に応じて、設置者別、通学形態別に決められています。

令和 7 年度 4 月入学の場合

| 進学先 | 支援区分 | 国公立 | | 私立 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 自宅通学 | 自宅外通学 | 自宅通学 | 自宅外通学 |
| 大学（学部）・短期大学・専修学校（専門課程） | 第Ⅰ区分 | 29,200 円（33,000 円） | 66,700 円 | 38,300 円（42,500 円） | 75,800 円 |
| | 第Ⅱ区分 | 19,500 円（22,200 円） | 44,500 円 | 25,600 円（28,400 円） | 50,600 円 |
| | 第Ⅲ区分 | 9,800 円（11,100 円） | 22,300 円 | 12,800 円（14,200 円） | 25,300 円 |
| | 第Ⅳ区分（多子世帯に限る） | 7,300 円（8,400 円） | 16,700 円 | 9,600 円（10,700 円） | 19,000 円 |
| 高等専門学校 | 第Ⅰ区分 | 17,500 円（25,800 円） | 34,200 円 | 26,700 円（35,000 円） | 43,300 円 |
| | 第Ⅱ区分 | 11,700 円（17,200 円） | 22,800 円 | 17,800 円（23,400 円） | 28,900 円 |
| | 第Ⅲ区分 | 5,900 円（8,600 円） | 11,400 円 | 8,900 円（11,700 円） | 14,500 円 |
| | 第Ⅳ区分（多子世帯に限る） | 4,400 円（6,500 円） | 8,600 円 | 6,700 円（8,800 円） | 10,900 円 |

※上表のカッコ内の金額は、自宅から通学する生活保護世帯の者及び児童養護施設等から通学する者に係る支給額です。

※通信教育課程に在籍する場合は、年 1 回、次の額が支給されます。

給付奨学金（第Ⅰ区分：51,000 円、第Ⅱ区分：34,000 円、第Ⅲ区分：17,000 円、第Ⅳ区分（多子世帯に限る）：12,800 円）

※給付奨学金と第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。なお、第二種奨学金の貸与月額には、給付奨学金の利用は影響しません。

⑤　適格認定

補導の一環として年に 1 回、家計及び学力の基準を満たしているかの判定を行い、支給の停止や支給額の変更の処置を行っています。

＜貸与奨学金＞

① 貸与奨学金の概要

貸与奨学金には、無利息の第一種奨学金と利息付の第二種奨学金があります。

第一種奨学金は、大学・大学院・高等専門学校・専修学校（専門課程）に在学する学生及び生徒を対象とし、第二種奨学金は、大学・大学院・高等専門学校（4・5年生）・専修学校（専門課程）に在学する学生及び生徒を対象とし、13ページ以降に示す基準により採用されます。

なお、大学院修士段階において、令和6年度から「授業料後払い制度」を創設しました。これは、本人に貸与する授業料相当額の第一種奨学金を学校が本人に代わって受領して授業料に充当する「授業料支援金」と、希望により毎月本人に振り込む第一種奨学金である「生活費奨学金」を受けることができる制度です（ともに卒業後に所得連動返還方式により本機構へ返還）。

なお、平成16年度以降、政策により以下の制度改正を実施しています。

平成16年度以降の制度改正

| 年　度 | 事　項 |
|---|---|
| 平成16年度 | 機関保証制度の導入<br>特に優れた業績による返還免除制度の創設<br>法科大学院生を対象とした第一種、第二種奨学金の創設<br>学位取得を目的として、海外の大学・大学院へ進学する学生・生徒を対象とした第二種奨学金の創設 |
| 平成17年度 | 第一種奨学金の貸与月額の改定 |
| 平成18年度 | 国内の大学等在学中に外国の大学等に短期留学をする学生・生徒を対象とした第二種奨学金の創設 |
| 平成19年度 | 第二種奨学金の貸与利率選択制の導入 |
| 平成20年度 | 第二種奨学金の貸与月額の新設（12万円） |
| 平成21年度 | 第一種奨学金の貸与月額の改定及び選択制導入<br>第二種奨学金の入学時特別増額貸与奨学金制度の改定 |
| 平成22年度 | 第一種奨学金の貸与始期の早期化<br>減額返還制度の導入 |
| 平成24年度 | 所得連動返還型無利子奨学金制度（※1）の創設 |
| 平成25年度 | 職業に必要な技術の教授を目的とする大学別科、修業年限2年未満の専修学校、専修学校通信教育課程を第一種、第二種奨学金の貸与対象に拡大 |
| 平成26年度 | 海外留学をする学生・生徒（※2）を第一種奨学金の貸与対象に拡大<br>延滞金の賦課率の引下げ及び返還期限猶予制度の適用年数の延長 |
| 平成27年度 | 特に優れた業績による返還免除制度の博士課程進学時内定制度の導入 |
| 平成28年度 | 第一種奨学金における地方創生枠（※3）の創設 |
| 平成29年度 | 低所得世帯の学生・生徒に係る第一種奨学金の学力基準の実質的撤廃（※4）<br>第一種奨学金の所得連動返還方式（新所得連動）（※5）の創設<br>減額返還制度の拡充 |
| 平成30年度 | 貸与月額の新設（第一種奨学金・第二種奨学金）<br>健康基準の廃止<br>地方創生枠の第一種奨学金予約採用への拡充 |
| 令和2年度 | 延滞金の賦課率の引下げ及び在学猶予制度の取得可能年数の変更 |
| 令和3年度 | 企業の奨学金返還支援（代理返還）制度の導入 |

| | |
|---|---|
| 令和 4 年度 | 特に優れた業績による返還免除制度の修士課程及び専門職学位課程進学時内定制度の導入 |
| 令和 5 年度 | 貸与奨学金学力基準の変更（令和 6 年度進学者の予約採用の選考から適用）<br>振替口座申し込みの電子化<br>奨学金の返還におけるインターネット専業銀行の取扱い開始 |
| 令和 6 年度 | 修学支援新制度の中間層への拡大<br>大学院修士段階における「授業料等後払い」制度の創設（※6）<br>減額返還制度の拡充 |

（※1）第一種奨学金の貸与基準を満たす者のうち、家計状況の特に厳しい世帯の学生・生徒を対象（大学院を除く）として、奨学金の貸与を受けた本人が卒業後に一定の収入を得るまでの間は、願い出により返還期限を猶予する制度（平成 29 年度より「猶予年限特例」と呼称）。

（※2）本機構が実施する「海外留学支援制度（長期派遣・短期派遣）」（平成 27 年度より「海外留学支援制度（大学院学位取得型・協定派遣）」）により奨学金等の給付を受ける学生・生徒を対象として実施。

（※3）第一種奨学金において、大学等に進学する学生・生徒や特定分野の学位を取得しようとする学生・生徒に対して地方創生にかかる特別枠（地方創生枠）を設け、貸与基準を満たす者を優先的に採用する制度。

（※4）低所得世帯の学生・生徒を対象に、従来の成績基準（評定平均値 3.5 以上）を実質的に撤廃し、必要とする全ての学生・生徒が第一種奨学金を利用可能となる制度。

（※5）卒業後の返還について、返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還方式」を選択することができる制度。

（※6）第一種奨学金（無利子）として本人に貸与する額を学校に代理受領させて学校が授業料に充当する制度。卒業後は所得連動返還方式により本機構への返還が必要。

② 奨学生の採用

貸与奨学金の採用方法には、大学等（大学院）への進学前に申し込みを受け付けて基準の適否を予め判定しておき進学後に採用する予約採用、及び大学等（大学院）の在学中に申し込みを受け付ける在学採用（毎年春及び秋に申し込みを受け付ける定期採用及び家計が急変した場合に年間を通じて随時申し込みを受け付ける緊急・応急採用）があります。

③ 奨学生の選考基準

以下の基準に該当する者を給付奨学生に採用します。

ア．人物・・・学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。又は、大学及び大学院の学生生活における行動の全般を通じて、意志が固く、責任感が強く、中正妥当な性格で、特に研究心が旺盛な者であること。

イ．学力・・・以下のとおり。

○ 第一種奨学金を希望する者で下記のいずれかに該当する者

ⅰ 大学に入学する者

高等学校又は専修学校の高等課程最終 2 か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が 3.5 以上である者。又は認定試験合格者であること、かつ、大学における学習成績の結果が判明している者については、その学習成績が本人の属する学部（科）の上位 3 分の 1 以内である者。

ⅱ 専修学校専門課程に入学する者

高等学校又は専修学校の高等課程最終 2 か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が 3.2 以上である者。又は認定試験合格者。

ⅲ　大学院修士課程及び専門職大学院の課程に入学する者

大学・大学院・高等専門学校又は専修学校の専門課程の学習成績、大学院入学試験等の成績により判定し、当該学習成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められる者。

ⅳ　大学院博士課程に入学する者

大学・大学院の学習成績、大学院入学試験等の成績により判定し、当該学習成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められる者。

ⅴ　高等専門学校に入学する者

中学校における最終学年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5 以上である者。又は高等専門学校における学習成績の結果が判明している者については、その学習成績が本人の属する学科の平均水準以上である者。

【低所得世帯の学生・生徒に係る第一種奨学金の学力基準の実質的撤廃】

平成 29 年度以降入学者より、以下のⅰ及びⅱのいずれにも該当する者については、従来の評定平均値による要件を必要としないものとしました。

ⅰ　生計維持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）が住民税非課税である者、生活保護世帯の者又は社会的養護を必要とする者。

ⅱ　将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、入学しようとする大学等における学習意欲を有することが文書、面談等により確認できること。

○　第二種奨学金を希望する者で下記のいずれかに該当する者

ⅰ　大学・専修学校専門課程に入学する者

（ア）高等学校又は専修学校の高等課程における最終 2 か年の学習成績が、当該出身学校において平均水準以上と認められる者。

（イ）特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者。

（ウ）大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。

（エ）認定試験合格者においては、上記（ア）、（イ）又は（ウ）に準ずると認められる者。

ⅱ　大学院修士課程及び専門職大学院の課程に入学する者

（ア）大学・大学院・高等専門学校又は専修学校の専門課程の学習成績、大学院入学試験の成績により判定し、当該学習成績が優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められる者。

（イ）大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認

められる者。

ⅲ　大学院博士課程に入学する者

（ア）大学・大学院の学習成績、大学院入学試験の成績により判定し、当該学習成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められる者。

（イ）大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。

ⅳ　高等専門学校（4・5年生）に進級する者

（ア）高等専門学校における学習成績が本人の属する学科において平均水準以上と認められる者。

（イ）特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者。

（ウ）高等専門学校における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。

ウ．家計・・・令和7年度貸与奨学金申込の際の家計基準限度額は次表のとおりです。

家計基準限度額一覧表　（単位：万円）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">区　　分</td><td colspan="2">第一種奨学金</td><td colspan="2">第二種奨学金</td></tr>
<tr><td colspan="4">年収・所得の上限額（4人世帯・自宅通学者の目安）</td></tr>
<tr><td>給与所得世帯</td><td>給与所得<br>以外の世帯</td><td>給与所得世帯</td><td>給与所得<br>以外の世帯</td></tr>
<tr><td rowspan="2">大学</td><td>国・公立</td><td>742万円程度</td><td>345万円程度</td><td>1,096万円程度</td><td>688万円程度</td></tr>
<tr><td>私　立</td><td>806</td><td>398</td><td>1,149</td><td>741</td></tr>
<tr><td rowspan="2">短大</td><td>国・公立</td><td>720</td><td>330</td><td>1,081</td><td>673</td></tr>
<tr><td>私　立</td><td>785</td><td>377</td><td>1,128</td><td>720</td></tr>
<tr><td rowspan="2">大学院</td><td>修士課程</td><td rowspan="2">本人及び<br>配偶者の収入</td><td>299<br>（特別の場合は389）</td><td rowspan="2">本人及び<br>配偶者の収入</td><td>536</td></tr>
<tr><td>博士課程</td><td>340<br>（特別の場合は442）</td><td>718</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高専<br>（1～3年）</td><td>国・公立</td><td>665</td><td>291</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>私　立</td><td>735</td><td>340</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高専<br>（4・5年）</td><td>国・公立</td><td>660</td><td>288</td><td>1,062</td><td>654</td></tr>
<tr><td>私　立</td><td>723</td><td>332</td><td>1,106</td><td>698</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専修<br>（専門）</td><td>国・公立</td><td>692</td><td>310</td><td>1,061</td><td>653</td></tr>
<tr><td>私　立</td><td>784</td><td>376</td><td>1,127</td><td>719</td></tr>
</table>

（注）給与所得世帯の金額は「源泉徴収票の支払金額（税込）」、給与所得以外の世帯の金額は「確定申告書の所得金額」です。

④　貸与月額

貸与する月額は、学種別、設置者別、通学形態別に決められています。

第一種奨学金貸与月額（令和7年度4月入学の場合）

<table>
<tr><td colspan="3">区　　分</td><td>貸与月額（円）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">大　学</td><td rowspan="2">国・公立</td><td>自　宅</td><td>20,000、30,000、*45,000*から選択</td></tr>
<tr><td>自宅外</td><td>20,000、30,000、40,000、*51,000*から選択</td></tr>
<tr><td>私　立</td><td>自　宅</td><td>20,000、30,000、40,000、*54,000*から選択</td></tr>
</table>

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 自宅外 | 20,000、30,000、40,000、50,000、*64,000*から選択 |
| 短　大<br>専修（専門） | 国・公立 | 自　宅 | 20,000、30,000、*45,000*から選択 |
| | | 自宅外 | 20,000、30,000、40,000、*51,000*から選択 |
| | 私　　立 | 自　宅 | 20,000、30,000、40,000、*53,000*から選択 |
| | | 自宅外 | 20,000、30,000、40,000、50,000、*60,000*から選択 |
| 大学等通信一面接授業期間 | | | 88,000 |
| 大学院 | 修士課程 | | 50,000、88,000 から選択 |
| | 博士課程 | | 80,000、122,000 から選択 |
| 高　専 | 国・公立 | 自　宅 | 10,000、21,000<br>（20,000、30,000、*45,000*）から選択 |
| | | 自宅外 | 10,000、22,500<br>（20,000、30,000、40,000、*51,000*）から選択 |
| | 私　　立 | 自　宅 | 10,000、32,000<br>（20,000、30,000、40,000、*53,000*）から選択 |
| | | 自宅外 | 10,000、35,000<br>（20,000、30,000、40,000、50,000、*60,000*）から選択 |

（※1）高専の（ ）内月額は、4 年次に進級したときに適用します。

（※2）大学・短大・専修（専門）・高専（4・5 年次）においては、申込時における前年 1 年間の家計収入が一定額以上の場合、各区分の最高月額（斜体）以外の月額から選択します。

（※3）給付奨学金と第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額が制限され、貸与金額が減額となります。

第一種奨学金（授業料後払い制度）の貸与額

（授業料支援金）

| 区分 | | 年額 |
|---|---|---|
| 大学院 | 国・公立 | 授業料年額相当額（上限 535,800 円） |
| | 私立 | 授業料年額相当額（上限 776,000 円） |

（生活費奨学金）

月額 2 万円、4 万円から選択（受けないことも可）

第二種奨学金貸与月額（令和 7 年度 4 月入学の場合）

| 区　　分 | 貸与月額（自由選択） |
|---|---|
| 大学･短大･高専（4･5 年）･専修（専門） | 2 万円～12 万円（1 万円単位）から選択 |
| 私立大学　医･歯学課程 | 12 万円を選択した場合に限り、4 万円の増額可 |
| 私立大学　薬･獣医学課程 | 12 万円を選択した場合に限り、2 万円の増額可 |
| 大　学　院 | 5 万円・8 万円・10 万円・13 万円・15 万円から選択 |
| 法科大学院 | 15 万円を選択した場合に限り、4 万円又は 7 万円の増額可 |

入学（留学）月分の奨学金に次の額を増額貸与する「入学（留学）時特別増額貸与奨学金」（第二種奨学金）による貸与額

100,000 円、200,000 円、300,000 円、400,000 円及び 500,000 円

⑤　奨学生の適格認定

奨学生が在学中、勉学に励みながら充実した学校生活を送り、卒業後に貸与を受けた奨

学金の返還を滞りなく履行することを目的として奨学生の適格認定を行い、貸与の停止や警告等の処置を行っています。

⑥　機関保証制度

平成 16 年度より、奨学生の利便性の向上を図り、自らの意志と責任において高等教育機関で学ぶことができるようにすること、併せて、奨学金に係る保証の在り方を改善し返還をより確実にすること等を目的に、それまでの連帯保証人及び保証人を選定する人的保証制度に加えて、機関保証制度が導入されました。これにより、平成 16 年度新規奨学生から機関保証と人的保証のいずれかを選択することができるようになりました。機関保証を選択した場合は、保証業務を行っている公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「保証機関」という。）に一定の保証料を支払うことにより、奨学金の貸与を受けられます。ただし、学位取得を目的とした海外留学のための奨学金の貸与を受けるには、機関保証と人的保証の二つの保証を付すことが必要です。保証料は、奨学金の貸与月額、貸与月数等により異なります。詳細は下記の本機構ホームページをご参照ください。

本機構ホームページ

（第一種奨学金）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/hosho/kikan_hosho/hoshoryo.html

（第二種奨学金）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/hosho/kikan_hosho/hoshoryo.html

保証料の目安

| | 第一種奨学金 | 第二種奨学金 |
|---|---|---|
| 保証料月額 | 月額 1,262 円　※1 | 月額 2,181 円　※2 |

※1　令和 7 年度採用の第一種奨学生（国公立・大学学部・自宅外）が貸与月額 40,000 円・貸与月数 48 月で奨学金の貸与を受けた場合の保証料月額。

※2　令和 7 年度採用の第二種奨学生が貸与月額 50,000 円・貸与月数 48 月で奨学金の貸与を受けた場合の保証料月額。

⑦　奨学金の回収

貸与が終了した奨学生からは、定額返還方式選択者の場合、20 年以内の月賦、半年賦、年賦又は月賦・半年賦併用の中から任意に選択された割賦方法により、銀行、信用金庫又は労働金庫等の口座から自動引落し（口座振替）で奨学金を回収します。また、振替口座未加入者に対しては加入の依頼をするとともに、払込通知書を発送し請求しています。なお、平成 11 年度以降に採用された第二種奨学生及び平成 12 年度以降に採用された第一種奨学生については、返還のしやすさなどの点を考慮し、月賦あるいは月賦・半年賦併用の

割賦方法のみの取扱いとしています。また、第一種奨学金において、平成 29 年度採用者から選択可能となった所得連動返還方式の場合（令和 6 年度に創設した授業料後払い制度は所得連動返還方式のみ）、割賦方法は月賦のみの取扱いで、毎年の課税対象所得に応じて割賦額を設定し、定額返還方式選択者と同様の方法で奨学金を回収します。

⑧　減額返還・返還期限猶予

経済的理由などにより返還困難である者の負担を軽減するとともに、返還金の回収促進と延滞の抑制を図るため、当初の割賦金額を減額すれば返還可能となる者について、要件を満たす場合に一定期間毎月の割賦金額の減額（返還期間の延長）を認める「減額返還制度」を平成 23 年 1 月に創設し、運用を開始しました。割賦金額を 2 分の 1 に減額する返還方法に加えて、平成 29 年度以降、新たに 3 分の 1 に減額する返還方法を追加し、減額返還の適用期間も最長 10 年（120 ヵ月）から 15 年（180 ヵ月）に延長しています。さらに、令和 6 年度より新たに 3 分の 2、4 分の 1 に減額する返還方法を追加しました。

また、災害又は傷病により奨学金を返還することが困難となったとき又はその他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができます（機構法第 15 条第 2 項）。返還期限猶予には大きく分けて、大学・大学院等に在学中の事由による場合に適用される「在学猶予」と、災害・傷病等の事由による場合に適用される「一般猶予」があり、猶予期限は、事由により異なります。在学猶予は学校に在籍している間（令和 2 年 4 月以降に取得可能な在学猶予取得年数は通算 10 年まで）、一般猶予のうち災害・傷病・生活保護受給中・大学校在学・産前産後休業及び育児休業、海外派遣の場合、及び猶予年限特例（平成 29 年度以降採用者）又は所得連動返還型無利子奨学金（平成 24~28 年度採用者）（※）における経済困難による場合はその事由が続いている間（災害は当該事由の原因となる災害の発生から原則として 5 年）がそれぞれ限度です。一般猶予のうち経済困難等の事由による場合は通算 5 年が限度となっていましたが、平成 26 年度以降は、一定の年収を得られるまでの期間をより長く確保することによって延滞状態に陥る事態を防ぐため、年数を通算 10 年に延長しています。

（※）第一種奨学金の貸与基準を満たす者のうち、家計状況の特に厳しい世帯の学生・生徒を対象（大学院を除く）として、奨学金の貸与を受けた本人が卒業後に一定の収入を得るまでの間は、願い出により返還期限を猶予する制度。

⑨　返還免除

奨学金の貸与を受けた者が、死亡又は精神若しくは身体の障害によって奨学金の返還ができなくなった場合、返還未済額の全部又は一部の返還を願い出により免除することができます。

大学院の第一種奨学生については、これまで日本育英会において、教育職・研究職という特定の職業に就職したことにより適用される返還免除制度がありましたが、本機構においては、この制度は廃止され、新たに特に優れた業績を挙げた大学院の第一種奨学生に対し、その奨学金の全部又は一部の返還を貸与期間終了時に免除する制度が設けられています（機構法第 16 条）。同制度は、我が国のあらゆる分野で活躍し、国及び社会の発展に貢献する中核的人材を育成することを目的とするものであり、学問分野での顕著な成果や世

界レベルでの発明・発見のみならず、文化・芸術・スポーツ分野におけるめざましい活躍（全国レベルでの表彰等）、あるいはボランティア等での顕著な社会貢献等も含めて評価の対象として、学生の学修へのインセンティブ向上を図ることとしています。加えて、令和6 年度より新たに特に優れた業績を挙げたと認められる者で、かつ教職大学院を修了又は教職課程認定の大学院を一定の条件のもと修了の上で教員採用選考試験に合格し、正規教員として採用になった者の奨学金の返還を全額免除する制度が設けられています。

また、大学院博士課程に進学した学生については、博士課程進学のインセンティブを付与し給付的効果を充実するために、奨学生採用時に返還免除の内定を受けることができる返還免除内定制度や、次代の科学技術イノベーションや地域を担う優秀な学部生等（低所得世帯）に対して、修学に係る経済的不安を解消し、進学へのインセンティブを高めるため、修士課程及び専門職学位課程への進学を予定している者を対象とした返還免除内定制度も設けられています。

⑩　貸与奨学金の原資

第一種奨学金については、一般会計借入金（以下「政府借入金」という。）、財政融資資金借入金、民間借入金及び過去に貸与した返還者からの回収金を原資としています。

第二種奨学金については、財政融資資金借入金、財投機関債の発行により調達した資金、民間借入金及び過去に貸与した返還者からの回収金を原資としています。

⑪　貸与利率

第一種奨学金の奨学生への貸与は、無利息となっています。

第二種奨学金の奨学生への貸与は、利息付となっており、貸与利率は 3%が上限となっています。平成 18 年度以前に採用された第二種奨学金の奨学生に対する貸与利率は、貸与する当該月の資金に充てた財政融資資金からの借入金の利率（貸与する当該月の資金に財投機関債の発行により調達した資金を充てる場合、該当する財投機関債の利率と財政融資資金の借入利率を加重平均した利率）をもとに算定した利率が適用されます（表 1）。一方、平成 19 年度以降に採用された第二種奨学金の奨学生に対する貸与利率は、貸与終了時に奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財政融資資金の借入利率をもとに算定した利率が適用されます。また、平成 19 年度から採用された奨学生については、第二種奨学金の利便性をさらに高めるために、利率固定方式又は利率見直し方式（返還期間中、概ね 5 年ごとに利率を見直し）を選択できることとなりました（表 2 及び表 3）（独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成 16 年 1 月 7 日政令第 2 号。以下「機構法施行令」という。）第 2 条第 1 項、附則第 2 条第 1 項及び文部科学省令附則第 5 条）。

なお、財政融資資金等活用分の第一種奨学金については返還が完了するまでの全期間、第二種奨学金については奨学生が貸与を受けている期間及び返還期限を猶予している期間等は無利息であるため、当該期間中の利払に必要な資金に不足が生じる場合は、国の予算内で、利子補給金を受け入れています。利子補給金につきましては、「(6) 損益構造について　②第一種奨学金、第二種奨学金について　ウ．利子補給金について」の項で説明しております。

⑫　政府借入金の償還免除等

政府借入金を財源とする第一種奨学金については、本機構が貸与を受けた者に対し、その返還を免除した場合、当該免除額相当分について、政府は、その貸付金の償還を免除することができることとなっていますが、この制度は日本育英会から承継されているものです。また政府の本機構に対する貸付金の償還の免除は償還期限の早い貸付金から順次行うものとされています（機構法施行令第 19 条）。

令和 6 年度までの実績では、昭和 21 年度からの政府借入金総額（累計）は 4 兆 3,072 億円であり、奨学金の返還免除（※）に伴う償還免除の総額 9,355 億円、一般会計借入金の償還総額 4,489 億円、平成 16 年 4 月 1 日の本機構設立にあたり法令に基づき償還が免除された政府貸付金 641 億円及び奨学金の貸付残に伴う東日本大震災復興特別会計借入金の繰上償還額 87 億円を除いた 2 兆 8,499 億円が令和 6 年度末における政府借入金の借入金残高となりました。このうち 147 億円は、令和 6 年度に本機構が第一種奨学金の返還を免除したことにより、今後、国に対する償還が免除される予定額です。（昭和 21 年度以前の日本育英会創立当初の貸与資金は大蔵省預金部資金からの借入れによっていましたが、全額償還済みです。）

本機構の国に対する債務（日本育英会が借入れ、本機構が承継した国に対する債務を含む。平成 24 年 7 月 6 日に借入れた債務については一部免除）については、借入時から起算して 35 年が経過した後の令和 7 年 9 月以降に償還が想定されます（表 4）。

なお、財政融資資金については、その借入金の償還を免除する制度はありません（表 5）。このため、財政融資資金等を財源とする第一種奨学金及び第二種奨学金については、過去に返還免除となった債権について、これが存続していれば当該年度に返還される予定であった元金相当額の補填（返還免除補填金）等を補助金として受け入れています。

（※）返還免除について

本機構において返還免除は以下のように規定されています。

- 死亡した者又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失した者については、その学資金の返還未済額の全部又は一部を免除することができる（機構法施行令第 7 条第 1 項）。
- 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有する者については、その学資金の返還未済額の一部の返還を免除することができる（機構法施行令第 7 条第 2 項）。
- 大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定したものには、貸与期間終了の時において、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる（機構法施行令第 8 条第 1 項）。

また、機構法附則第 16 条により日本育英会法の廃止前に育英会が行った貸与契約による貸与金の返還については従前の例によることとなっており、政府は本機構がなお従前の例によることとされる貸与金の返還の免除（無利息の貸与金に係るものに限る。）をしたときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除することができます。

（ご参考）

旧日本育英会においては、返還免除は以下のように規定されていました。

・　特別免除

高等専門学校・短期大学・大学・大学院で第一種奨学金の貸与を受けた者が学校の教員又は文部科学大臣により指定された研究所の研究員となり、一定の期間その職に在職したとき奨学金の全部又は一部の返還が免除されることがあります（日本育英会法第 24 条)。ただし、平成 10 年 4 月 1 日で日本育英会法の一部が改正され、平成 10 年度以降に高等専門学校・短期大学・大学の 1 年次に入学した者については、奨学金返還特別免除制度は廃止されました。

・　死亡又は心身障害による免除

奨学金の貸与を受けた者が死亡又は心身障害により奨学金を返還することができなくなったとき奨学金の全部又は一部の返還を免除することができます（日本育英会法第 23 条第 3 項)。

・　特別貸与奨学金

昭和 33 年の法改正により新設された制度で、特に優秀な学生及び生徒に貸与した奨学金であり、同時に発足した一般貸与奨学金より多い貸与月額を受けられ、一般貸与奨学金相当額を返還すれば、残額の返還が免除されます。ただし、この制度は昭和 59 年度に廃止となりました（昭和 59 年の全部改正以前における旧日本育英会法第 16 条ノ 4)。

（表 1）平成 18 年度以前の採用者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利等推移表
（平成 15 年 4 月以降）
（平成 15 年 4 月から平成 22 年 3 月までは、元金均等償還、半年賦、5 年金利見直しにおける当初 5 年間の金利、借入期間 19 年超 20 年以内、うち据置期間 3 年超 4 年以内の金利、平成 22 年 4 月以降は、満期一括償還、5 年以内の金利）

| 年　月 | 第二種奨学金<br>貸与利率 | 財政融資資金<br>借入金利 | 財投機関債金利 |
|---|---|---|---|
| 平成 15 年 4 月 | 0.30% | 0.3% | － |
| 5 月 | 0.30% | 0.3% | － |
| 6 月 | 0.20% | 0.2% | － |
| 7 月 | 0.20% | 0.2% | － |
| 8 月 | 0.52% | 0.5% | 0.52%（第 4 回日本育英会債券） |
| 9 月 | 0.40% | 0.4% | － |
| 10 月 | 1.00% | 1.0% | － |
| 11 月 | 0.60% | 0.6% | － |
| 12 月 | 0.73% | 0.8% | 0.70%（第 5 回日本育英会債券） |
| 平成 16 年 1 月 | 0.70% | 0.7% | － |
| 2 月 | 0.60% | 0.6% | － |
| 3 月 | 0.53% | 0.5% | 0.64%（第 6 回日本育英会債券） |
| 4 月 | 0.70% | 0.7% | － |
| 5 月 | 0.70% | 0.7% | － |
| 6 月 | 0.70% | 0.7% | － |
| 7 月 | 0.97% | 0.7% | 1.18%（第 1 回日本学生支援債券） |
| 8 月 | 0.80% | 0.8% | － |
| 9 月 | 0.90% | 0.9% | － |
| 10 月 | 0.70% | 0.7% | － |
| 11 月 | 0.70% | 0.7% | 0.70%（第 2 回日本学生支援債券） |
| 12 月 | 0.70% | 0.7% | － |
| 平成 17 年 1 月 | 0.60% | 0.6% | － |
| 2 月 | 0.62% | 0.6% | 0.66%（第 3 回日本学生支援債券） |
| 3 月 | 0.60% | 0.6% | － |
| 4 月 | 0.60% | 0.6% | － |
| 5 月 | 0.60% | 0.6% | － |
| 6 月 | 0.50% | 0.5% | － |
| 7 月 | 0.58% | 0.5% | 0.62%（第 4 回日本学生支援債券） |
| 8 月 | 0.50% | 0.5% | － |
| 9 月 | 0.60% | 0.6% | － |
| 10 月 | 0.60% | 0.6% | － |
| 11 月 | 0.90% | 0.8% | 0.90%（第 5 回日本学生支援債券） |
| 12 月 | 0.90% | 0.9% | － |
| 平成 18 年 1 月 | 0.90% | 0.9% | － |
| 2 月 | 0.92% | 0.9% | 0.94%（第 6 回日本学生支援債券） |
| 3 月 | 1.00% | 1.0% | － |
| 4 月 | 1.30% | 1.3% | － |
| 5 月 | 1.30% | 1.3% | － |
| 6 月 | 1.50% | 1.5% | － |
| 7 月 | 1.58% | 1.5% | 1.62%（第 7 回日本学生支援債券） |
| 8 月 | 1.40% | 1.4% | － |
| 9 月 | 1.40% | 1.4% | － |
| 10 月 | 1.20% | 1.2% | － |
| 11 月 | 1.49% | 1.2% | 1.52%（第 8 回日本学生支援債券） |
| 12 月 | 1.30% | 1.3% | － |
| 平成 19 年 1 月 | 1.30% | 1.3% | － |
| 2 月 | 1.03% | 1.3% | 0.90%（第 9 回日本学生支援債券） |
| 3 月 | 1.30% | 1.3% | － |
| 4 月 | 1.30% | 1.3% | － |

| 年　月 | 第二種奨学金<br>貸与利率 | 財政融資資金<br>借入金利 | 財投機関債金利 |
|---|---|---|---|
| 平成 19 年 5 月 | 1.30% | 1.3% | － |
| 6 月 | 1.30% | 1.3% | － |
| 7 月 | 1.44% | 1.5% | 1.19%（第 10 回日本学生支援債券） |
| 8 月 | 1.50% | 1.5% | － |
| 9 月 | 1.40% | 1.4% | － |
| 10 月 | 1.20% | 1.2% | － |
| 11 月 | 1.03% | 1.3% | 0.93%（第 11 回日本学生支援債券） |
| 12 月 | 1.10% | 1.1% | － |
| 平成 20 年 1 月 | 1.10% | 1.1% | － |
| 2 月 | 0.86% | 1.0% | 0.69%（第 12 回日本学生支援債券） |
| 3 月 | 0.90% | 0.9% | － |
| 4 月 | 0.90% | 0.9% | － |
| 5 月 | 0.90% | 0.9% | － |
| 6 月 | 1.20% | 1.2% | － |
| 7 月 | 1.40% | 1.4% | 1.08%（第 13 回日本学生支援債券） |
| 8 月 | 1.30% | 1.3% | － |
| 9 月 | 1.10% | 1.1% | － |
| 10 月 | 1.10% | 1.1% | － |
| 11 月 | 1.00% | 1.0% | 1.04%（第 14 回日本学生支援債券） |
| 12 月 | 0.93% | 0.9% | － |
| 平成 21 年 1 月 | 0.90% | 0.9% | － |
| 2 月 | 0.80% | 0.8% | 0.78%（第 15 回日本学生支援債券） |
| 3 月 | 0.90% | 0.9% | － |
| 4 月 | 0.90% | 0.9% | － |
| 5 月 | 0.90% | 0.9% | － |
| 6 月 | 0.90% | 0.9% | － |
| 7 月 | 0.90% | 0.9% | 0.502%（第 16 回日本学生支援債券） |
| 8 月 | 0.70% | 0.7% | － |
| 9 月 | 0.70% | 0.7% | － |
| 10 月 | 0.70% | 0.7% | － |
| 11 月 | 0.60% | 0.6% | 0.498%（第 17 回日本学生支援債券） |
| 12 月 | 0.60% | 0.6% | － |
| 平成 22 年 1 月 | 0.60% | 0.6% | － |
| 2 月 | 0.60% | 0.6% | 0.317%（第 18 回日本学生支援債券） |
| 3 月 | 0.60% | 0.6% | － |
| 4 月 | 0.60% | 0.6% | － |
| 5 月 | 0.60% | 0.6% | － |
| 6 月 | 0.50% | 0.5% | － |
| 7 月 | 0.50% | 0.5% | 0.251%（第 19 回日本学生支援債券） |
| 8 月 | 0.40% | 0.4% | － |
| 9 月 | 0.40% | 0.4% | 0.231%（第 20 回日本学生支援債券） |
| 10 月 | 0.40% | 0.4% | － |
| 11 月 | 0.30% | 0.3% | 0.277%（第 21 回日本学生支援債券） |
| 12 月 | 0.30% | 0.3% | － |
| 平成 23 年 1 月 | 0.50% | 0.5% | － |
| 2 月 | 0.50% | 0.6% | 0.300%（第 22 回日本学生支援債券） |
| 3 月 | 0.60% | 0.6% | － |
| 4 月 | 0.60% | 0.6% | － |
| 5 月 | 0.60% | 0.6% | － |
| 6 月 | 0.50% | 0.5% | － |
| 7 月 | 0.50% | 0.5% | 0.240%（第 23 回日本学生支援債券） |
| 8 月 | 0.50% | 0.5% | － |
| 9 月 | 0.40% | 0.4% | 0.201%（第 24 回日本学生支援債券） |

| 年　月 | 第二種奨学金<br>貸与利率 | 財政融資資金<br>借入金利 | 財投機関債金利 |
|---|---|---|---|
| 平成 23 年 10 月 | 0.40% | 0.4% | － |
| 11 月 | 0.40% | 0.4% | 0.278%（第 25 回日本学生支援債券） |
| 12 月 | 0.40% | 0.4% | － |
| 平成 24 年 1 月 | 0.40% | 0.4% | － |
| 2 月 | 0.40% | 0.4% | 0.236%（第 26 回日本学生支援債券） |
| 3 月 | 0.40% | 0.4% | － |
| 4 月 | 0.40% | 0.4% | － |
| 5 月 | 0.40% | 0.4% | － |
| 6 月 | 0.30% | 0.3% | － |
| 7 月 | 0.30% | 0.3% | 0.176%（第 27 回日本学生支援債券） |
| 8 月 | 0.30% | 0.3% | － |
| 9 月 | 0.20% | 0.2% | 0.151%（第 28 回日本学生支援債券） |
| 10 月 | 0.30% | 0.3% | － |
| 11 月 | 0.20% | 0.2% | 0.156%（第 29 回日本学生支援債券） |
| 12 月 | 0.30% | 0.3% | － |
| 平成 25 年 1 月 | 0.20% | 0.2% | － |
| 2 月 | 0.30% | 0.3% | 0.150%（第 30 回日本学生支援債券） |
| 3 月 | 0.20% | 0.2% | － |
| 4 月 | 0.20% | 0.2% | － |
| 5 月 | 0.30% | 0.3% | － |
| 6 月 | 0.30% | 0.3% | 0.206%（第 31 回日本学生支援債券） |
| 7 月 | 0.30% | 0.3% | － |
| 8 月 | 0.40% | 0.4% | － |
| 9 月 | 0.40% | 0.4% | 0.161%（第 32 回日本学生支援債券） |
| 10 月 | 0.30% | 0.3% | － |
| 11 月 | 0.30% | 0.3% | 0.187%（第 33 回日本学生支援債券） |
| 12 月 | 0.20% | 0.2% | － |
| 平成 26 年 1 月 | 0.30% | 0.3% | － |
| 2 月 | 0.30% | 0.3% | 0.141%（第 34 回日本学生支援債券） |
| 3 月 | 0.20% | 0.2% | － |
| 4 月 | 0.20% | 0.2% | － |
| 5 月 | 0.20% | 0.2% | － |
| 6 月 | 0.20% | 0.2% | 0.152%（第 35 回日本学生支援債券） |
| 7 月 | 0.20% | 0.2% | － |
| 8 月 | 0.20% | 0.2% | － |
| 9 月 | 0.20% | 0.2% | 0.111%（第 36 回日本学生支援債券） |
| 10 月 | 0.20% | 0.2% | － |
| 11 月 | 0.20% | 0.2% | 0.105%（第 37 回日本学生支援債券） |
| 12 月 | 0.20% | 0.2% | － |
| 平成 27 年 1 月 | 0.10% | 0.1% | － |
| 2 月 | 0.10% | 0.1% | 0.100%（第 38 回日本学生支援債券） |
| 3 月 | 0.20% | 0.2% | － |
| 4 月 | 0.10% | 0.1% | － |
| 5 月 | 0.10% | 0.1% | － |
| 6 月 | 0.20% | 0.2% | 0.100%（第 39 回日本学生支援債券） |
| 7 月 | 0.20% | 0.2% | － |
| 8 月 | 0.20% | 0.2% | － |
| 9 月 | 0.10% | 0.1% | 0.100%（第 40 回日本学生支援債券） |
| 10 月 | 0.10% | 0.1% | － |
| 11 月 | 0.10% | 0.1% | 0.100%（第 41 回日本学生支援債券） |
| 12 月 | 0.10% | 0.1% | － |
| 平成 28 年 1 月 | 0.10% | 0.1% | － |
| 2 月 | 0.10% | 0.1% | 0.099%（第 42 回日本学生支援債券） |

| 年　月 | 第二種奨学金<br>貸与利率 | 財政融資資金<br>借入金利 | 財投機関債金利 |
|---|---|---|---|
| 平成 28 年 3 月 | 0.10% | 0.1% | － |

（注）1. 平成 15 年 3 月 31 日以前に入学し、かつ平成 16 年 3 月 31 日までに採用された奨学生に対する奨学金の貸与利率は、財政融資資金借入金利と同率となります。

2. 第 13 回日本学生支援債券及び第 15 回～第 42 回日本学生支援債券は、平成 18 年度以前採用者の第二種奨学金の資金に充てていないため、貸与利率へは反映されていません。

（表 2）平成 19 年度の採用者で当該年度中に貸与終了した者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利等推移表

| 貸与終了年月 | 第二種奨学金貸与利率 | | 財政融資資金借入金利 | |
|---|---|---|---|---|
| | 利率固定方式 | 利率見直し方式 | 元金均等償還、半年賦、借入期間 15 年超 16 年以内、うち据置期間 1 年以内 | 元金均等償還、半年賦、5 年金利見直しにおける当初 5 年間の金利、借入期間 15 年超 16 年以内、うち据置期間 1 年以内 |
| 平成 19 年 4 月 | 1.70% | 1.20% | 1.7% | 1.2% |
| 5 月 | 1.70% | 1.30% | 1.7% | 1.3% |
| 6 月 | 1.90% | 1.50% | 1.9% | 1.5% |
| 7 月 | 1.90% | 1.50% | 1.9% | 1.5% |
| 8 月 | 1.80% | 1.40% | 1.8% | 1.4% |
| 9 月 | 1.70% | 1.20% | 1.7% | 1.2% |
| 10 月 | 1.70% | 1.20% | 1.7% | 1.2% |
| 11 月 | 1.60% | 1.10% | 1.6% | 1.1% |
| 12 月 | 1.60% | 1.00% | 1.6% | 1.0% |
| 平成 20 年 1 月 | 1.50% | 0.90% | 1.5% | 0.9% |
| 2 月 | 1.50% | 0.90% | 1.5% | 0.9% |
| 3 月 | 1.50% | 0.90% | 1.5% | 0.9% |

（注）利率固定方式による貸与利率が元金均等（期間 16 年うち据置 1 年）による借入金利に、また利率見直し方式による貸与利率が半年賦 5 年金利見直し貸付における当初 5 年間の借入金利にそれぞれ対応しています。

（表 3）平成 19 年度以降の採用者で平成 20 年度以降に貸与終了する者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利等推移表

| 貸与終了年月 | 第二種奨学金貸与利率 | | 財政融資資金借入金利 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 利率固定方式 | 利率見直し方式 | 元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内 | 元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし | 元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内 | 元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし |
| 平成 20 年 4 月 | 1.55% | 0.90% | 1.4% | 1.7% | 0.9% | 0.9% |
| 5 月 | 1.70% | 1.10% | 1.6% | 1.8% | 1.1% | 1.1% |
| 6 月 | 1.90% | 1.35% | 1.8% | 2.0% | 1.3% | 1.4% |
| 7 月 | 1.80% | 1.30% | 1.7% | 1.9% | 1.3% | 1.3% |
| 8 月 | 1.65% | 1.10% | 1.5% | 1.8% | 1.1% | 1.1% |
| 9 月 | 1.60% | 1.00% | 1.5% | 1.7% | 1.0% | 1.0% |
| 10 月 | 1.60% | 1.00% | 1.5% | 1.7% | 1.0% | 1.0% |
| 11 月 | 1.65% | 0.90% | 1.5% | 1.8% | 0.9% | 0.9% |
| 12 月 | 1.55% | 0.90% | 1.4% | 1.7% | 0.9% | 0.9% |
| 平成 21 年 1 月 | 1.40% | 0.80% | 1.3% | 1.5% | 0.8% | 0.8% |
| 2 月 | 1.50% | 0.80% | 1.4% | 1.6% | 0.8% | 0.8% |
| 3 月 | 1.50% | 0.80% | 1.4% | 1.6% | 0.8% | 0.8% |
| 4 月 | 1.57% | 0.80% | 1.4% | 1.7% | 0.8% | 0.8% |
| 5 月 | 1.61% | 0.90% | 1.5% | 1.7% | 0.9% | 0.9% |
| 6 月 | 1.67% | 0.90% | 1.5% | 1.8% | 0.9% | 0.9% |
| 7 月 | 1.47% | 0.70% | 1.3% | 1.6% | 0.7% | 0.7% |
| 8 月 | 1.57% | 0.70% | 1.4% | 1.7% | 0.7% | 0.7% |
| 9 月 | 1.47% | 0.60% | 1.3% | 1.6% | 0.6% | 0.6% |
| 10 月 | 1.47% | 0.60% | 1.3% | 1.6% | 0.6% | 0.6% |
| 11 月 | 1.57% | 0.70% | 1.4% | 1.7% | 0.7% | 0.7% |
| 12 月 | 1.37% | 0.50% | 1.2% | 1.5% | 0.5% | 0.5% |
| 平成 22 年 1 月 | 1.47% | 0.50% | 1.3% | 1.6% | 0.5% | 0.5% |
| 2 月 | 1.53% | 0.60% | 1.3% | 1.7% | 0.6% | 0.6% |
| 3 月 | 1.52% | 0.60% | 1.3% | 1.7% | 0.6% | 0.6% |
| 4 月 | 1.57% | 0.60% | 1.4% | 1.7% | 0.6% | 0.6% |
| 5 月 | 1.47% | 0.50% | 1.3% | 1.6% | 0.5% | 0.5% |
| 6 月 | 1.37% | 0.46% | 1.2% | 1.5% | 0.4% | 0.5% |
| 7 月 | 1.27% | 0.40% | 1.1% | 1.4% | 0.4% | 0.4% |
| 8 月 | 1.17% | 0.40% | 1.0% | 1.3% | 0.4% | 0.4% |
| 9 月 | 1.27% | 0.40% | 1.1% | 1.4% | 0.4% | 0.4% |
| 10 月 | 1.07% | 0.30% | 0.9% | 1.2% | 0.3% | 0.3% |
| 11 月 | 1.17% | 0.30% | 1.0% | 1.3% | 0.3% | 0.3% |
| 12 月 | 1.37% | 0.50% | 1.2% | 1.5% | 0.5% | 0.5% |
| 平成 23 年 1 月 | 1.37% | 0.50% | 1.2% | 1.5% | 0.5% | 0.5% |
| 2 月 | 1.37% | 0.50% | 1.2% | 1.5% | 0.5% | 0.5% |
| 3 月 | 1.41% | 0.60% | 1.3% | 1.5% | 0.6% | 0.6% |
| 4 月 | 1.47% | 0.56% | 1.3% | 1.6% | 0.5% | 0.6% |
| 5 月 | 1.27% | 0.50% | 1.1% | 1.4% | 0.5% | 0.5% |
| 6 月 | 1.27% | 0.40% | 1.1% | 1.4% | 0.4% | 0.4% |
| 7 月 | 1.37% | 0.50% | 1.2% | 1.5% | 0.5% | 0.5% |
| 8 月 | 1.21% | 0.40% | 1.1% | 1.3% | 0.4% | 0.4% |
| 9 月 | 1.27% | 0.40% | 1.1% | 1.4% | 0.4% | 0.4% |
| 10 月 | 1.17% | 0.40% | 1.0% | 1.3% | 0.4% | 0.4% |
| 11 月 | 1.17% | 0.40% | 1.0% | 1.3% | 0.4% | 0.4% |

| 貸与終了年月 | 第二種奨学金貸与利率 | | 財政融資資金借入金利 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 利率固定方式 | 利率見直し方式 | 元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内 | 元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし | 元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内 | 元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし |
| 平成23年12月 | 1.21% | 0.40% | 1.1% | 1.3% | 0.4% | 0.4% |
| 平成24年1月 | 1.17% | 0.40% | 1.0% | 1.3% | 0.4% | 0.4% |
| 2月 | 1.17% | 0.40% | 1.0% | 1.3% | 0.4% | 0.4% |
| 3月 | 1.17% | 0.40% | 1.0% | 1.3% | 0.4% | 0.4% |
| 4月 | 1.22% | 0.40% | 1.1% | 1.3% | 0.4% | 0.4% |
| 5月 | 1.08% | 0.30% | 0.9% | 1.2% | 0.3% | 0.3% |
| 6月 | 1.08% | 0.30% | 0.9% | 1.2% | 0.3% | 0.3% |
| 7月 | 1.08% | 0.20% | 0.9% | 1.2% | 0.2% | 0.2% |
| 8月 | 0.98% | 0.20% | 0.8% | 1.1% | 0.2% | 0.2% |
| 9月 | 1.08% | 0.26% | 0.9% | 1.2% | 0.2% | 0.3% |
| 10月 | 1.03% | 0.20% | 0.8% | 1.2% | 0.2% | 0.2% |
| 11月 | 1.08% | 0.20% | 0.9% | 1.2% | 0.2% | 0.2% |
| 12月 | 0.98% | 0.20% | 0.8% | 1.1% | 0.2% | 0.2% |
| 平成25年1月 | 1.08% | 0.20% | 0.9% | 1.2% | 0.2% | 0.2% |
| 2月 | 1.08% | 0.20% | 0.9% | 1.2% | 0.2% | 0.2% |
| 3月 | 1.08% | 0.20% | 0.9% | 1.2% | 0.2% | 0.2% |
| 4月 | 0.79% | 0.20% | 0.6% | 0.9% | 0.2% | 0.2% |
| 5月 | 0.79% | 0.30% | 0.6% | 0.9% | 0.3% | 0.3% |
| 6月 | 1.09% | 0.30% | 0.9% | 1.2% | 0.3% | 0.3% |
| 7月 | 1.09% | 0.30% | 0.9% | 1.2% | 0.3% | 0.3% |
| 8月 | 1.09% | 0.30% | 0.9% | 1.2% | 0.3% | 0.3% |
| 9月 | 0.99% | 0.30% | 0.8% | 1.1% | 0.3% | 0.3% |
| 10月 | 0.89% | 0.30% | 0.7% | 1.0% | 0.3% | 0.3% |
| 11月 | 0.89% | 0.20% | 0.7% | 1.0% | 0.2% | 0.2% |
| 12月 | 0.89% | 0.26% | 0.7% | 1.0% | 0.2% | 0.3% |
| 平成26年1月 | 0.89% | 0.30% | 0.7% | 1.0% | 0.3% | 0.3% |
| 2月 | 0.82% | 0.20% | 0.7% | 0.9% | 0.2% | 0.2% |
| 3月 | 0.82% | 0.20% | 0.7% | 0.9% | 0.2% | 0.2% |
| 4月 | 0.89% | 0.20% | 0.7% | 1.0% | 0.2% | 0.2% |
| 5月 | 0.89% | 0.20% | 0.7% | 1.0% | 0.2% | 0.2% |
| 6月 | 0.83% | 0.20% | 0.7% | 0.9% | 0.2% | 0.2% |
| 7月 | 0.79% | 0.20% | 0.6% | 0.9% | 0.2% | 0.2% |
| 8月 | 0.79% | 0.20% | 0.6% | 0.9% | 0.2% | 0.2% |
| 9月 | 0.79% | 0.20% | 0.6% | 0.9% | 0.2% | 0.2% |
| 10月 | 0.79% | 0.20% | 0.6% | 0.9% | 0.2% | 0.2% |
| 11月 | 0.69% | 0.20% | 0.5% | 0.8% | 0.2% | 0.2% |
| 12月 | 0.63% | 0.10% | 0.5% | 0.7% | 0.1% | 0.1% |
| 平成27年1月 | 0.53% | 0.10% | 0.4% | 0.6% | 0.1% | 0.1% |
| 2月 | 0.63% | 0.10% | 0.5% | 0.7% | 0.1% | 0.1% |
| 3月 | 0.63% | 0.10% | 0.5% | 0.7% | 0.1% | 0.1% |
| 4月 | 0.59% | 0.10% | 0.4% | 0.7% | 0.1% | 0.1% |
| 5月 | 0.69% | 0.20% | 0.5% | 0.8% | 0.2% | 0.2% |
| 6月 | 0.69% | 0.10% | 0.5% | 0.8% | 0.1% | 0.1% |
| 7月 | 0.69% | 0.20% | 0.5% | 0.8% | 0.2% | 0.2% |
| 8月 | 0.63% | 0.10% | 0.5% | 0.7% | 0.1% | 0.1% |
| 9月 | 0.63% | 0.10% | 0.5% | 0.7% | 0.1% | 0.1% |
| 10月 | 0.53% | 0.10% | 0.4% | 0.6% | 0.1% | 0.1% |

| 貸与終了年月 | 第二種奨学金貸与利率 | | 財政融資資金借入金利 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 利率固定方式 | 利率見直し方式 | 元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内 | 元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし | 元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内 | 元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし |
| 平成27年11月 | 0.59% | 0.10% | 0.4% | 0.7% | 0.1% | 0.1% |
| 12月 | 0.53% | 0.10% | 0.4% | 0.6% | 0.1% | 0.1% |
| 平成28年1月 | 0.49% | 0.10% | 0.3% | 0.6% | 0.1% | 0.1% |
| 2月 | 0.33% | 0.10% | 0.2% | 0.4% | 0.1% | 0.1% |
| 3月 | 0.16% | 0.10% | 0.1% | 0.2% | 0.1% | 0.1% |
| 4月 | 0.10% | 0.10% | 0.1% | 0.1% | 0.1% | 0.1% |
| 5月 | 0.10% | 0.10% | 0.1% | 0.1% | 0.1% | 0.1% |
| 6月 | 0.10% | 0.10% | 0.1% | 0.1% | 0.1% | 0.1% |
| 7月 | 0.10% | 0.10% | 0.1% | 0.1% | 0.1% | 0.1% |
| 8月 | 0.10% | 0.10% | 0.1% | 0.1% | 0.1% | 0.1% |
| 9月 | 0.16% | 0.10% | 0.1% | 0.2% | 0.1% | 0.1% |
| 10月 | 0.06% | 0.01% | 0.01% | 0.09% | 0.01% | 0.01% |
| 11月 | 0.05% | 0.01% | 0.01% | 0.07% | 0.01% | 0.01% |
| 12月 | 0.15% | 0.01% | 0.06% | 0.2% | 0.01% | 0.01% |
| 平成29年1月 | 0.23% | 0.01% | 0.09% | 0.3% | 0.01% | 0.01% |
| 2月 | 0.33% | 0.01% | 0.2% | 0.4% | 0.01% | 0.01% |
| 3月 | 0.33% | 0.01% | 0.2% | 0.4% | 0.01% | 0.01% |
| 4月 | 0.23% | 0.01% | 0.1% | 0.3% | 0.01% | 0.01% |
| 5月 | 0.23% | 0.01% | 0.09% | 0.3% | 0.01% | 0.01% |
| 6月 | 0.23% | 0.01% | 0.09% | 0.3% | 0.01% | 0.01% |
| 7月 | 0.27% | 0.01% | 0.2% | 0.3% | 0.01% | 0.01% |
| 8月 | 0.27% | 0.01% | 0.2% | 0.3% | 0.01% | 0.01% |
| 9月 | 0.14% | 0.01% | 0.04% | 0.2% | 0.01% | 0.01% |
| 10月 | 0.23% | 0.01% | 0.09% | 0.3% | 0.01% | 0.01% |
| 11月 | 0.23% | 0.01% | 0.1% | 0.3% | 0.01% | 0.01% |
| 12月 | 0.23% | 0.01% | 0.09% | 0.3% | 0.01% | 0.01% |
| 平成30年1月 | 0.27% | 0.01% | 0.2% | 0.3% | 0.01% | 0.01% |
| 2月 | 0.27% | 0.01% | 0.2% | 0.3% | 0.01% | 0.01% |
| 3月 | 0.27% | 0.01% | 0.2% | 0.3% | 0.01% | 0.01% |
| 4月 | 0.22% | 0.01% | 0.07% | 0.3% | 0.01% | 0.01% |
| 5月 | 0.23% | 0.01% | 0.09% | 0.3% | 0.01% | 0.01% |
| 6月 | 0.23% | 0.01% | 0.09% | 0.3% | 0.01% | 0.01% |
| 7月 | 0.22% | 0.01% | 0.07% | 0.3% | 0.01% | 0.01% |
| 8月 | 0.33% | 0.01% | 0.2% | 0.4% | 0.01% | 0.01% |
| 9月 | 0.33% | 0.01% | 0.2% | 0.4% | 0.01% | 0.01% |
| 10月 | 0.33% | 0.01% | 0.2% | 0.4% | 0.01% | 0.01% |
| 11月 | 0.33% | 0.01% | 0.2% | 0.4% | 0.01% | 0.01% |
| 12月 | 0.27% | 0.01% | 0.2% | 0.3% | 0.01% | 0.01% |
| 平成31年1月 | 0.22% | 0.01% | 0.06% | 0.3% | 0.01% | 0.01% |
| 2月 | 0.14% | 0.01% | 0.02% | 0.2% | 0.01% | 0.01% |
| 3月 | 0.14% | 0.01% | 0.02% | 0.2% | 0.01% | 0.01% |
| 4月 | 0.153% | 0.002% | 0.06% | 0.2% | 0.002% | 0.002% |
| 令和元年5月 | 0.146% | 0.001% | 0.04% | 0.2% | 0.001% | 0.001% |
| 6月 | 0.057% | 0.002% | 0.01% | 0.08% | 0.002% | 0.002% |
| 7月 | 0.049% | 0.002% | 0.008% | 0.07% | 0.002% | 0.002% |
| 8月 | 0.015% | 0.002% | 0.004% | 0.02% | 0.002% | 0.002% |
| 9月 | 0.042% | 0.002% | 0.005% | 0.06% | 0.002% | 0.002% |
| 10月 | 0.067% | 0.002% | 0.02% | 0.09% | 0.002% | 0.002% |

| 貸与終了年月 | 第二種奨学金貸与利率 | | 財政融資資金借入金利 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 利率固定方式 | 利率見直し方式 | 元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内 | 元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし | 元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内 | 元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし |
| 令和元年11月 | 0.143% | 0.003% | 0.03% | 0.2% | 0.003% | 0.003% |
| 12月 | 0.156% | 0.004% | 0.07% | 0.2% | 0.004% | 0.004% |
| 令和2年1月 | 0.077% | 0.002% | 0.03% | 0.1% | 0.001% | 0.002% |
| 2月 | 0.070% | 0.002% | 0.03% | 0.09% | 0.002% | 0.002% |
| 3月 | 0.070% | 0.002% | 0.03% | 0.09% | 0.002% | 0.002% |
| 4月 | 0.157% | 0.003% | 0.07% | 0.2% | 0.003% | 0.003% |
| 5月 | 0.160% | 0.003% | 0.08% | 0.2% | 0.003% | 0.003% |
| 6月 | 0.163% | 0.005% | 0.09% | 0.2% | 0.005% | 0.005% |
| 7月 | 0.233% | 0.003% | 0.1% | 0.3% | 0.003% | 0.003% |
| 8月 | 0.267% | 0.003% | 0.2% | 0.3% | 0.003% | 0.003% |
| 9月 | 0.163% | 0.002% | 0.09% | 0.2% | 0.002% | 0.002% |
| 10月 | 0.233% | 0.003% | 0.1% | 0.3% | 0.003% | 0.003% |
| 11月 | 0.163% | 0.002% | 0.09% | 0.2% | 0.002% | 0.002% |
| 12月 | 0.157% | 0.002% | 0.07% | 0.2% | 0.002% | 0.002% |
| 令和3年1月 | 0.233% | 0.002% | 0.1% | 0.3% | 0.001% | 0.002% |
| 2月 | 0.268% | 0.004% | 0.2% | 0.3% | 0.004% | 0.004% |
| 3月 | 0.268% | 0.004% | 0.2% | 0.3% | 0.004% | 0.004% |
| 4月 | 0.268% | 0.003% | 0.2% | 0.3% | 0.003% | 0.003% |
| 5月 | 0.268% | 0.003% | 0.2% | 0.3% | 0.003% | 0.003% |
| 6月 | 0.268% | 0.003% | 0.2% | 0.3% | 0.003% | 0.003% |
| 7月 | 0.161% | 0.002% | 0.08% | 0.2% | 0.002% | 0.002% |
| 8月 | 0.164% | 0.002% | 0.09% | 0.2% | 0.002% | 0.002% |
| 9月 | 0.268% | 0.003% | 0.2% | 0.3% | 0.003% | 0.003% |
| 10月 | 0.268% | 0.004% | 0.2% | 0.3% | 0.004% | 0.004% |
| 11月 | 0.268% | 0.004% | 0.2% | 0.3% | 0.004% | 0.004% |
| 12月 | 0.268% | 0.002% | 0.2% | 0.3% | 0.002% | 0.002% |
| 令和4年1月 | 0.268% | 0.006% | 0.2% | 0.3% | 0.006% | 0.006% |
| 2月 | 0.369% | 0.040% | 0.3% | 0.4% | 0.04% | 0.04% |
| 3月 | 0.369% | 0.040% | 0.3% | 0.4% | 0.04% | 0.04% |
| 4月 | 0.468% | 0.020% | 0.4% | 0.5% | 0.02% | 0.02% |
| 5月 | 0.437% | 0.008% | 0.3% | 0.5% | 0.008% | 0.008% |
| 6月 | 0.537% | 0.040% | 0.4% | 0.6% | 0.04% | 0.04% |
| 7月 | 0.437% | 0.009% | 0.3% | 0.5% | 0.009% | 0.009% |
| 8月 | 0.468% | 0.030% | 0.4% | 0.5% | 0.03% | 0.03% |
| 9月 | 0.605% | 0.077% | 0.4% | 0.7% | 0.07% | 0.08% |
| 10月 | 0.705% | 0.200% | 0.5% | 0.8% | 0.2% | 0.2% |
| 11月 | 0.605% | 0.077% | 0.4% | 0.7% | 0.07% | 0.08% |
| 12月 | 0.737% | 0.300% | 0.6% | 0.8% | 0.3% | 0.3% |
| 令和5年1月 | 0.805% | 0.200% | 0.6% | 0.9% | 0.2% | 0.2% |
| 2月 | 0.905% | 0.300% | 0.7% | 1.0% | 0.3% | 0.3% |
| 3月 | 0.905% | 0.300% | 0.7% | 1.0% | 0.3% | 0.3% |
| 4月 | 0.737% | 0.200% | 0.6% | 0.8% | 0.2% | 0.2% |
| 5月 | 0.637% | 0.168% | 0.5% | 0.7% | 0.1% | 0.2% |
| 6月 | 0.537% | 0.050% | 0.4% | 0.6% | 0.05% | 0.05% |
| 7月 | 0.637% | 0.090% | 0.5% | 0.7% | 0.09% | 0.09% |
| 8月 | 0.905% | 0.300% | 0.7% | 1.0% | 0.3% | 0.3% |
| 9月 | 0.937% | 0.300% | 0.8% | 1.0% | 0.3% | 0.3% |
| 10月 | 1.105% | 0.400% | 0.9% | 1.2% | 0.4% | 0.4% |

| 貸与終了年月 | 第二種奨学金貸与利率 | | 財政融資資金借入金利 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 利率固定方式 | 利率見直し方式 | 元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内 | 元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし | 元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内 | 元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし |
| 令和5年11月 | 1.005% | 0.400% | 0.8% | 1.1% | 0.4% | 0.4% |
| 12月 | 0.905% | 0.300% | 0.7% | 1.0% | 0.3% | 0.3% |
| 令和6年1月 | 1.005% | 0.300% | 0.8% | 1.1% | 0.3% | 0.3% |
| 2月 | 0.940% | 0.400% | 0.8% | 1.0% | 0.4% | 0.4% |
| 3月 | 0.940% | 0.400% | 0.8% | 1.0% | 0.4% | 0.4% |
| 4月 | 1.140% | 0.500% | 1.0% | 1.2% | 0.5% | 0.5% |
| 5月 | 1.310% | 0.600% | 1.1% | 1.4% | 0.6% | 0.6% |
| 6月 | 1.240% | 0.600% | 1.1% | 1.3% | 0.6% | 0.6% |
| 7月 | 1.310% | 0.670% | 1.1% | 1.4% | 0.6% | 0.7% |
| 8月 | 1.210% | 0.500% | 1.0% | 1.3% | 0.5% | 0.5% |
| 9月 | 1.110% | 0.500% | 0.9% | 1.2% | 0.5% | 0.5% |
| 10月 | 1.210% | 0.600% | 1.0% | 1.3% | 0.6% | 0.6% |
| 11月 | 1.340% | 0.800% | 1.2% | 1.4% | 0.8% | 0.8% |
| 12月 | 1.340% | 0.700% | 1.2% | 1.4% | 0.7% | 0.7% |
| 令和7年1月 | 1.440% | 0.900% | 1.3% | 1.5% | 0.9% | 0.9% |
| 2月 | 1.641% | 1.100% | 1.5% | 1.7% | 1.1% | 1.1% |
| 3月 | 1.641% | 1.100% | 1.5% | 1.7% | 1.1% | 1.1% |
| 4月 | 1.612% | 0.900% | 1.4% | 1.7% | 0.9% | 0.9% |
| 5月 | 1.812% | 1.000% | 1.6% | 1.9% | 1.0% | 1.0% |
| 6月 | 1.712% | 1.000% | 1.5% | 1.8% | 1.0% | 1.0% |
| 7月 | 1.912% | 1.200% | 1.7% | 2.0% | 1.2% | 1.2% |

（注）利率固定方式による貸与利率が元金均等（期間15年うち据置1年及び期間20年うち据置なし）による借入金利に、また利率見直し方式による貸与利率が半年賦5年金利見直し貸付における当初5年間の借入金利にそれぞれ対応しています。

〔ご参考 1〕「日本学生支援債券」及び「日本育英会債券」発行の状況

日本学生支援債券

| 回 号 | 発 行 年 月 日 | 発 行 額 | 年限 | 発行金利 | 償 還 年 月 日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第 1 回 | 平成 16 年 7 月 5 日 | 300 億円 | 5 年 | 年 1.18% | 平成 21 年 9 月 18 日 |
| 第 2 回 | 平成 16 年 11 月 5 日 | 300 億円 | 5 年 | 年 0.70% | 平成 21 年 9 月 18 日 |
| 第 3 回 | 平成 17 年 2 月 4 日 | 160 億円 | 5 年 | 年 0.66% | 平成 22 年 3 月 19 日 |
| 第 4 回 | 平成 17 年 7 月 5 日 | 400 億円 | 5 年 | 年 0.62% | 平成 22 年 9 月 17 日 |
| 第 5 回 | 平成 17 年 11 月 4 日 | 400 億円 | 5 年 | 年 0.90% | 平成 22 年 9 月 17 日 |
| 第 6 回 | 平成 18 年 2 月 3 日 | 300 億円 | 5 年 | 年 0.94% | 平成 23 年 3 月 18 日 |
| 第 7 回 | 平成 18 年 7 月 5 日 | 400 億円 | 5 年 | 年 1.62% | 平成 23 年 9 月 20 日 |
| 第 8 回 | 平成 18 年 11 月 6 日 | 400 億円 | 5 年 | 年 1.52% | 平成 23 年 9 月 20 日 |
| 第 9 回 | 平成 19 年 2 月 5 日 | 370 億円 | 2 年 | 年 0.90% | 平成 21 年 3 月 19 日 |
| 第 10 回 | 平成 19 年 7 月 5 日 | 400 億円 | 2 年 | 年 1.19% | 平成 21 年 9 月 18 日 |
| 第 11 回 | 平成 19 年 11 月 6 日 | 400 億円 | 2 年 | 年 0.93% | 平成 21 年 9 月 18 日 |
| 第 12 回 | 平成 20 年 2 月 6 日 | 370 億円 | 2 年 | 年 0.69% | 平成 22 年 3 月 19 日 |
| 第 13 回 | 平成 20 年 7 月 9 日 | 470 億円 | 2 年 | 年 1.08% | 平成 22 年 9 月 17 日 |
| 第 14 回 | 平成 20 年 11 月 28 日 | 400 億円 | 3 年 | 年 1.04% | 平成 23 年 11 月 18 日 |
| 第 15 回 | 平成 21 年 2 月 6 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.78% | 平成 23 年 1 月 20 日 |
| 第 16 回 | 平成 21 年 7 月 8 日 | 400 億円 | 2 年 | 年 0.502% | 平成 23 年 6 月 20 日 |
| 第 17 回 | 平成 21 年 11 月 9 日 | 400 億円 | 3 年 | 年 0.498% | 平成 24 年 9 月 20 日 |
| 第 18 回 | 平成 22 年 2 月 8 日 | 370 億円 | 2 年 | 年 0.317% | 平成 24 年 2 月 20 日 |
| 第 19 回 | 平成 22 年 7 月 7 日 | 400 億円 | 2 年 | 年 0.251% | 平成 24 年 7 月 20 日 |
| 第 20 回 | 平成 22 年 9 月 15 日 | 400 億円 | 2 年 | 年 0.231% | 平成 24 年 9 月 20 日 |
| 第 21 回 | 平成 22 年 11 月 9 日 | 400 億円 | 3 年 | 年 0.277% | 平成 25 年 11 月 20 日 |
| 第 22 回 | 平成 23 年 2 月 8 日 | 400 億円 | 2 年 | 年 0.300% | 平成 25 年 2 月 20 日 |
| 第 23 回 | 平成 23 年 7 月 7 日 | 400 億円 | 2 年 | 年 0.240% | 平成 25 年 7 月 19 日 |
| 第 24 回 | 平成 23 年 9 月 15 日 | 400 億円 | 2 年 | 年 0.201% | 平成 25 年 9 月 20 日 |
| 第 25 回 | 平成 23 年 11 月 9 日 | 500 億円 | 3 年 | 年 0.278% | 平成 26 年 11 月 20 日 |
| 第 26 回 | 平成 24 年 2 月 8 日 | 400 億円 | 2 年 | 年 0.236% | 平成 26 年 2 月 20 日 |
| 第 27 回 | 平成 24 年 7 月 9 日 | 400 億円 | 2 年 | 年 0.176% | 平成 26 年 7 月 18 日 |
| 第 28 回 | 平成 24 年 9 月 18 日 | 500 億円 | 2 年 | 年 0.151% | 平成 26 年 9 月 19 日 |
| 第 29 回 | 平成 24 年 11 月 7 日 | 500 億円 | 3 年 | 年 0.156% | 平成 27 年 11 月 20 日 |
| 第 30 回 | 平成 25 年 2 月 6 日 | 400 億円 | 2 年 | 年 0.150% | 平成 27 年 2 月 20 日 |
| 第 31 回 | 平成 25 年 6 月 7 日 | 500 億円 | 2 年 | 年 0.206% | 平成 27 年 6 月 19 日 |
| 第 32 回 | 平成 25 年 9 月 9 日 | 400 億円 | 2 年 | 年 0.161% | 平成 27 年 9 月 18 日 |
| 第 33 回 | 平成 25 年 11 月 7 日 | 500 億円 | 3 年 | 年 0.187% | 平成 28 年 11 月 18 日 |
| 第 34 回 | 平成 26 年 2 月 6 日 | 400 億円 | 2 年 | 年 0.141% | 平成 28 年 2 月 19 日 |
| 第 35 回 | 平成 26 年 6 月 9 日 | 500 億円 | 3 年 | 年 0.152% | 平成 29 年 6 月 20 日 |
| 第 36 回 | 平成 26 年 9 月 9 日 | 500 億円 | 2 年 | 年 0.111% | 平成 28 年 9 月 20 日 |
| 第 37 回 | 平成 26 年 11 月 7 日 | 400 億円 | 2 年 | 年 0.105% | 平成 28 年 11 月 18 日 |
| 第 38 回 | 平成 27 年 2 月 6 日 | 400 億円 | 2 年 | 年 0.100% | 平成 29 年 2 月 20 日 |
| 第 39 回 | 平成 27 年 6 月 9 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.100% | 平成 29 年 6 月 20 日 |
| 第 40 回 | 平成 27 年 9 月 9 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.100% | 平成 29 年 9 月 20 日 |
| 第 41 回 | 平成 27 年 11 月 9 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.100% | 平成 29 年 11 月 20 日 |
| 第 42 回 | 平成 28 年 2 月 8 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.099% | 平成 30 年 2 月 20 日 |
| 第 43 回 | 平成 28 年 6 月 8 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 平成 30 年 6 月 20 日 |
| 第 44 回 | 平成 28 年 9 月 7 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 平成 30 年 9 月 20 日 |
| 第 45 回 | 平成 28 年 11 月 9 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 平成 30 年 11 月 20 日 |
| 第 46 回 | 平成 29 年 2 月 8 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 平成 31 年 2 月 20 日 |
| 第 47 回 | 平成 29 年 6 月 7 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 令和元年 6 月 20 日 |
| 第 48 回 | 平成 29 年 9 月 7 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 令和元年 9 月 20 日 |
| 第 49 回 | 平成 29 年 11 月 8 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 令和元年 11 月 20 日 |
| 第 50 回 | 平成 30 年 2 月 7 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 令和 2 年 2 月 20 日 |
| 第 51 回 | 平成 30 年 6 月 7 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 令和 2 年 6 月 19 日 |
| 第 52 回 | 平成 30 年 9 月 7 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 令和 2 年 9 月 18 日 |

| 回 号 | 発 行 年 月 日 | 発 行 額 | 年限 | 発行金利 | 償 還 年 月 日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第 53 回 | 平成 30 年 11 月 7 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 令和 2 年 11 月 20 日 |
| 第 54 回 | 平成 31 年 2 月 6 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 令和 3 年 2 月 19 日 |
| 第 55 回 | 令和元年 6 月 7 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 令和 3 年 6 月 18 日 |
| 第 56 回 | 令和元年 9 月 9 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 令和 3 年 9 月 17 日 |
| 第 57 回 | 令和元年 11 月 7 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 令和 3 年 11 月 19 日 |
| 第 58 回 | 令和 2 年 2 月 6 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 令和 4 年 2 月 18 日 |
| 第 59 回 | 令和 2 年 6 月 9 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 令和 4 年 6 月 20 日 |
| 第 60 回 | 令和 2 年 9 月 9 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 令和 4 年 9 月 20 日 |
| 第 61 回 | 令和 2 年 11 月 9 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 令和 4 年 11 月 18 日 |
| 第 62 回 | 令和 3 年 2 月 8 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 令和 5 年 2 月 20 日 |
| 第 63 回 | 令和 3 年 6 月 9 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 令和 5 年 6 月 20 日 |
| 第 64 回 | 令和 3 年 9 月 8 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 令和 5 年 9 月 20 日 |
| 第 65 回 | 令和 3 年 11 月 9 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 令和 5 年 11 月 20 日 |
| 第 66 回 | 令和 4 年 2 月 8 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 令和 6 年 2 月 20 日 |
| 第 67 回 | 令和 4 年 6 月 8 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.001% | 令和 6 年 6 月 20 日 |
| 第 68 回 | 令和 4 年 9 月 7 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.010% | 令和 6 年 9 月 20 日 |
| 第 69 回 | 令和 4 年 11 月 9 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.076% | 令和 6 年 11 月 20 日 |
| 第 70 回 | 令和 5 年 2 月 8 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.120% | 令和 7 年 2 月 20 日 |
| 第 71 回 | 令和 5 年 6 月 7 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.080% | 令和 7 年 6 月 20 日 |
| 第 72 回 | 令和 5 年 9 月 7 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.080% | 令和 7 年 9 月 19 日 |
| 第 73 回 | 令和 5 年 11 月 8 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.100% | 令和 7 年 11 月 20 日 |
| 第 74 回 | 令和 6 年 2 月 7 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.101% | 令和 8 年 2 月 20 日 |
| 第 75 回 | 令和 6 年 6 月 7 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.439% | 令和 8 年 6 月 19 日 |
| 第 76 回 | 令和 6 年 9 月 9 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.404% | 令和 8 年 9 月 18 日 |
| 第 77 回 | 令和 6 年 11 月 7 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.538% | 令和 8 年 11 月 20 日 |
| 第 78 回 | 令和 7 年 2 月 6 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.742% | 令和 9 年 2 月 19 日 |
| 第 79 回 | 令和 7 年 6 月 9 日 | 300 億円 | 2 年 | 年 0.781% | 令和 9 年 6 月 18 日 |

日本育英会債券

| 回 号 | 発 行 年 月 日 | 発 行 額 | 年限 | 発行金利 | 償 還 年 月 日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第 1 回 | 平成 13 年 12 月 5 日 | 100 億円 | 10 年 | 年 1.59% | 平成 23 年 12 月 5 日 |
| 第 2 回 | 平成 14 年 10 月 28 日 | 360 億円 | 5 年 | 年 0.50% | 平成 19 年 12 月 20 日 |
| 第 3 回 | 平成 15 年 2 月 3 日 | 200 億円 | 5 年 | 年 0.44% | 平成 19 年 12 月 20 日 |
| 第 4 回 | 平成 15 年 8 月 5 日 | 300 億円 | 5 年 | 年 0.52% | 平成 20 年 9 月 19 日 |
| 第 5 回 | 平成 15 年 12 月 5 日 | 260 億円 | 5 年 | 年 0.70% | 平成 20 年 9 月 19 日 |
| 第 6 回 | 平成 16 年 3 月 5 日 | 50 億円 | 5 年 | 年 0.64% | 平成 21 年 3 月 19 日 |

※ 令和 7 年 8 月 20 日現在、株式会社日本格付研究所（JCR）より AAA、株式会社格付投資情報センター（R&I）より AA+の信用格付けを取得しています。

〔ご参考 2〕民間金融機関からの借入の状況（令和 2 年度以降）
令和 2 年度
短期借入金

| 入札実施日 | 借入金額（百万円） | 金利（%） | 借入日 | 満期日 |
|---|---|---|---|---|
| 令和 2 年 4 月 24 日 | 70,000 | 0.000% | 令和 2 年 5 月 13 日 | 令和 2 年 8 月 6 日 |
| 令和 2 年 5 月 27 日 | 170,000 | 0.000% | 令和 2 年 6 月 9 日 | 令和 2 年 9 月 9 日 |
| 令和 2 年 6 月 25 日 | 50,000 | 0.000% | 令和 2 年 7 月 8 日 | 令和 2 年 10 月 7 日 |
| 令和 2 年 7 月 22 日 | 50,000 | 0.000% | 令和 2 年 8 月 6 日 | 令和 2 年 11 月 9 日 |
| 令和 2 年 8 月 27 日 | 169,000 | 0.000% | 令和 2 年 9 月 9 日 | 令和 2 年 12 月 9 日 |
| 令和 2 年 9 月 24 日 | 187,000 | 0.000% | 令和 2 年 10 月 7 日 | 令和 3 年 1 月 6 日 |
| 令和 2 年 10 月 26 日 | 115,000 | 0.000% | 令和 2 年 11 月 9 日 | 令和 3 年 2 月 8 日 |
| 令和 2 年 11 月 26 日 | 188,200 | 0.000% | 令和 2 年 12 月 9 日 | 令和 3 年 3 月 9 日 |

長期借入金

| 入札実施日 | 借入金額（百万円） | 金利（%） | 借入日 | 満期日 |
|---|---|---|---|---|
| 令和 2 年 12 月 18 日 | 45,500 | 0.000% | 令和 3 年 1 月 6 日 | 令和 4 年 1 月 6 日 |
| 令和 3 年 1 月 26 日 | 35,500 | 0.000% | 令和 3 年 2 月 8 日 | 令和 4 年 2 月 8 日 |
| 令和 3 年 2 月 24 日 | 41,800 | 0.000% | 令和 3 年 3 月 9 日 | 令和 4 年 3 月 9 日 |

令和 3 年度
短期借入金

| 入札実施日 | 借入金額（百万円） | 金利（%） | 借入日 | 満期日 |
|---|---|---|---|---|
| 令和 3 年 4 月 23 日 | 75,000 | 0.000% | 令和 3 年 5 月 12 日 | 令和 3 年 8 月 6 日 |
| 令和 3 年 5 月 27 日 | 161,000 | 0.000% | 令和 3 年 6 月 9 日 | 令和 3 年 9 月 8 日 |
| 令和 3 年 6 月 24 日 | 50,000 | 0.000% | 令和 3 年 7 月 7 日 | 令和 3 年 10 月 7 日 |
| 令和 3 年 7 月 26 日 | 90,000 | 0.000% | 令和 3 年 8 月 6 日 | 令和 3 年 11 月 9 日 |
| 令和 3 年 8 月 26 日 | 128,000 | 0.000% | 令和 3 年 9 月 8 日 | 令和 3 年 12 月 8 日 |
| 令和 3 年 9 月 24 日 | 180,000 | 0.000% | 令和 3 年 10 月 7 日 | 令和 4 年 1 月 6 日 |
| 令和 3 年 10 月 26 日 | 150,000 | 0.000% | 令和 3 年 11 月 9 日 | 令和 4 年 2 月 8 日 |
| 令和 3 年 11 月 25 日 | 200,000 | 0.000% | 令和 3 年 12 月 8 日 | 令和 4 年 3 月 9 日 |

長期借入金

| 入札実施日 | 借入金額（百万円） | 金利（%） | 借入日 | 満期日 |
|---|---|---|---|---|
| 令和 3 年 12 月 20 日 | 50,000 | 0.000% | 令和 4 年 1 月 6 日 | 令和 5 年 1 月 6 日 |
| 令和 4 年 1 月 26 日 | 37,000 | 0.000% | 令和 4 年 2 月 8 日 | 令和 5 年 2 月 8 日 |
| 令和 4 年 2 月 24 日 | 60,000 | 0.000% | 令和 4 年 3 月 9 日 | 令和 5 年 3 月 8 日 |

令和 4 年度
短期借入金

| 入札実施日 | 借入金額（百万円） | 金利（%） | 借入日 | 満期日 |
|---|---|---|---|---|
| 令和 4 年 4 月 25 日 | 48,000 | 0.000% | 令和 4 年 5 月 12 日 | 令和 4 年 8 月 8 日 |
| 令和 4 年 5 月 26 日 | 140,000 | 0.000% | 令和 4 年 6 月 8 日 | 令和 4 年 9 月 7 日 |
| 令和 4 年 6 月 24 日 | 50,000 | 0.000% | 令和 4 年 7 月 7 日 | 令和 4 年 10 月 6 日 |
| 令和 4 年 7 月 26 日 | 50,000 | 0.000% | 令和 4 年 8 月 8 日 | 令和 4 年 11 月 9 日 |
| 令和 4 年 8 月 25 日 | 140,000 | 0.000% | 令和 4 年 9 月 7 日 | 令和 4 年 12 月 7 日 |
| 令和 4 年 9 月 22 日 | 100,000 | 0.000% | 令和 4 年 10 月 6 日 | 令和 5 年 1 月 6 日 |
| 令和 4 年 10 月 26 日 | 200,000 | 0.000% | 令和 4 年 11 月 9 日 | 令和 5 年 2 月 8 日 |
| 令和 4 年 11 月 24 日 | 200,000 | 0.000% | 令和 4 年 12 月 7 日 | 令和 5 年 3 月 8 日 |

長期借入金

| 入札実施日 | 借入金額（百万円） | 金利（%） | 借入日 | 満期日 |
|---|---|---|---|---|
| 令和４年 12 月 20 日 | 44,000 | 0.000% | 令和５年１月６日 | 令和６年１月９日 |
| 令和５年１月 26 日 | 43,000 | 0.000% | 令和５年２月８日 | 令和６年２月７日 |
| 令和５年２月 22 日 | 30,000 | 0.000% | 令和５年３月８日 | 令和６年３月７日 |

令和５年度
短期借入金

| 入札実施日 | 借入金額（百万円） | 金利（%） | 借入日 | 満期日 |
|---|---|---|---|---|
| 令和５年４月 26 日 | 50,000 | 0.000% | 令和５年５月 12 日 | 令和５年８月８日 |
| 令和５年５月 25 日 | 160,000 | 0.000% | 令和５年６月７日 | 令和５年９月７日 |
| 令和５年６月 26 日 | 50,000 | 0.000% | 令和５年７月７日 | 令和５年 10 月６日 |
| 令和５年７月 26 日 | 50,000 | 0.000% | 令和５年８月８日 | 令和５年 11 月８日 |
| 令和５年８月 25 日 | 155,000 | 0.000% | 令和５年９月７日 | 令和５年 12 月７日 |
| 令和５年９月 25 日 | 110,000 | 0.000% | 令和５年 10 月６日 | 令和６年１月９日 |
| 令和５年 10 月 25 日 | 200,000 | 0.000% | 令和５年 11 月８日 | 令和６年２月７日 |
| 令和５年 11 月 24 日 | 200,000 | 0.000% | 令和５年 12 月７日 | 令和６年３月７日 |

長期借入金

| 入札実施日 | 借入金額（百万円） | 金利（%） | 借入日 | 満期日 |
|---|---|---|---|---|
| 令和５年 12 月 20 日 | 38,000 | 0.100% | 令和６年１月９日 | 令和７年１月８日 |
| 令和６年１月 25 日 | 38,000 | 0.150% | 令和６年２月７日 | 令和７年２月６日 |
| 令和６年２月 22 日 | 39,000 | 0.180% | 令和６年３月７日 | 令和７年３月７日 |

令和６年度
短期借入金

| 入札実施日 | 借入金額（百万円） | 金利（%） | 借入日 | 満期日 |
|---|---|---|---|---|
| 令和６年４月 26 日 | 30,000 | 0.200% | 令和６年５月 14 日 | 令和６年８月７日 |
| 令和６年５月 27 日 | 140,000 | 0.200% | 令和６年６月７日 | 令和６年９月９日 |
| 令和６年６月 26 日 | 35,700 | 0.180% | 令和６年７月９日 | 令和６年 10 月９日 |
| 令和６年７月 25 日 | 30,000 | 0.180% | 令和６年８月７日 | 令和６年 11 月７日 |
| 令和６年８月 27 日 | 200,000 | 0.250% | 令和６年９月９日 | 令和６年 12 月９日 |
| 令和６年９月 26 日 | 25,000 | 0.250% | 令和６年 10 月９日 | 令和７年１月８日 |
| 令和６年 10 月 24 日 | 39,700 | 0.250% | 令和６年 11 月７日 | 令和７年２月６日 |
| 令和６年 11 月 26 日 | 200,000 | 0.475% | 令和６年 12 月９日 | 令和７年３月７日 |

長期借入金

| 入札実施日 | 借入金額（百万円） | 金利（%） | 借入日 | 満期日 |
|---|---|---|---|---|
| 令和６年 12 月 19 日 | 60,000 | 0.650% | 令和７年１月８日 | 令和８年１月７日 |
| 令和７年１月 24 日 | 58,000 | 0.700% | 令和７年２月６日 | 令和８年２月６日 |
| 令和７年２月 21 日 | 40,000 | 0.783% | 令和７年３月７日 | 令和８年３月９日 |

令和７年度
短期借入金

| 入札実施日 | 借入金額（百万円） | 金利（%） | 借入日 | 満期日 |
|---|---|---|---|---|
| 令和７年４月 28 日 | 45,000 | 0.610% | 令和７年５月 14 日 | 令和７年８月６日 |
| 令和７年５月 27 日 | 200,000 | 0.650% | 令和７年６月９日 | 令和７年９月９日 |
| 令和７年６月 26 日 | 11,300 | 0.630% | 令和７年７月９日 | 令和７年 10 月８日 |

| 入札実施日 | 借入金額（百万円） | 金利（%） | 借入日 | 満期日 |
|---|---|---|---|---|
| 令和7年7月24日 | 27,500 | 0.630% | 令和7年8月6日 | 令和7年11月7日 |

〔ご参考 3〕第二種奨学金の財政融資資金からの借入金利推移表（平成 15 年 3 月以前）

| 改定年月日 | 年利(%) | 改定年月日 | 年利(%) | 改定年月日 | 年利(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 昭和 59 年　2 月 1 日 | 7.1（3.0） | 平成 6 年 8 月 17 日 | 4.5（3.0） | 平成 11 年 11 月 12 日 | 2.0（2.0） |
| 60 年 10 月 11 日 | 6.8（3.0） | 11 月 16 日 | 4.75（3.0） | 12 月 17 日 | 2.1（2.1） |
| 61 年　2 月 24 日 | 6.3（3.0） | 7 年 2 月 15 日 | 4.65（3.0） | 12 年 1 月 28 日 | 2.0（2.0） |
| 3 月 31 日 | 6.05（3.0） | 4 月　7 日 | 4.2（3.0） | 2 月 16 日 | 1.9（1.9） |
| 62 年　3 月　7 日 | 5.2（3.0） | 5 月　8 日 | 3.85（3.0） | 3 月 10 日 | 2.0（2.0） |
| 5 月 30 日 | 4.6（3.0） | 6 月　7 日 | 3.65（3.0） | 4 月　7 日 | 2.1（2.1） |
| 8 月 21 日 | 4.8（3.0） | 7 月 14 日 | 3.25（3.0） | 5 月 19 日 | 2.0（2.0） |
| 10 月 27 日 | 5.2（3.0） | 10 月 16 日 | 3.15（3.0） | 6 月 14 日 | 1.9（1.9） |
| 63 年　2 月 19 日 | 5.0（3.0） | 8 年 3 月 15 日 | 3.4（3.0） | 9 月　8 日 | 2.0（2.0） |
| 4 月 30 日 | 4.8（3.0） | 9 月 11 日 | 3.3（3.0） | 10 月 12 日 | 2.1（2.1） |
| 9 月 13 日 | 5.1（3.0） | 10 月　9 日 | 3.1（3.0） | 12 月 13 日 | 2.0（2.0） |
| 12 月 30 日 | 4.85（3.0） | 12 月 11 日 | 3.0（3.0） | 13 年 1 月 26 日 | 1.8（1.8） |
| 平成元年 7 月 28 日 | 5.1（3.0） | 9 年 1 月 24 日 | 2.9（2.9） | 2 月 21 日 | 1.7（1.7） |
| 12 月 22 日 | 5.4（3.0） | 3 月 19 日 | 2.8（2.8） | 3 月 14 日 | 1.6（1.6） |
| 2 年 2 月 27 日 | 6.2（3.0） | 4 月　9 日 | 2.7（2.7） | 4 月　1 日 | 0.6（0.6） |
| 4 月 27 日 | 6.7（3.0） | 5 月　9 日 | 2.6（2.6） | 5 月　9 日 | 0.6（0.6） |
| 6 月 29 日 | 6.4（3.0） | 6 月　6 日 | 2.9（2.9） | 6 月　1 日 | 0.5（0.5） |
| 8 月 17 日 | 6.7（3.0） | 7 月 11 日 | 2.8（2.8） | 7 月　3 日 | 0.4（0.4） |
| 9 月 21 日 | 7.3（3.0） | 8 月　8 日 | 2.7（2.7） | 8 月　3 日 | 0.5（0.5） |
| 10 月 26 日 | 7.9（3.0） | 9 月 10 日 | 2.5（2.5） | 9 月　3 日 | 0.5（0.5） |
| 11 月 15 日 | 7.2（3.0） | 10 月 13 日 | 2.4（2.4） | 10 月　3 日 | 0.5（0.5） |
| 12 月 18 日 | 6.9（3.0） | 11 月　6 日 | 2.2（2.2） | 11 月　2 日 | 0.5（0.5） |
| 3 年 2 月　1 日 | 6.6（3.0） | 10 年 1 月 23 日 | 2.1（2.1） | 12 月　4 日 | 0.6（0.6） |
| 7 月 17 日 | 6.7（3.0） | 2 月 12 日 | 2.3（2.3） | 14 年 1 月　4 日 | 0.5（0.5） |
| 9 月 13 日 | 6.3（3.0） | 3 月 11 日 | 2.1（2.1） | 2 月　8 日 | 0.7（0.7） |
| 10 月 30 日 | 6.0（3.0） | 4 月　8 日 | 2.0（2.0） | 3 月　5 日 | 0.7（0.7） |
| 4 年 1 月 29 日 | 5.5（3.0） | 6 月 10 日 | 1.8（1.8） | 4 月　2 日 | 0.6（0.6） |
| 9 月 28 日 | 5.05（3.0） | 8 月 14 日 | 1.9（1.9） | 5 月　8 日 | 0.6（0.6） |
| 12 月 24 日 | 4.9（3.0） | 9 月 11 日 | 1.7（1.7） | 6 月　3 日 | 0.6（0.6） |
| 5 年 2 月 24 日 | 4.7（3.0） | 10 月 16 日 | 1.1（1.1） | 7 月　5 日 | 0.5（0.5） |
| 3 月 24 日 | 4.4（3.0） | 12 月 16 日 | 1.3（1.3） | 8 月　2 日 | 0.5（0.5） |
| 6 月 25 日 | 4.9（3.0） | 11 年 1 月 27 日 | 2.2（2.2） | 9 月　2 日 | 0.4（0.4） |
| 8 月 25 日 | 4.6（3.0） | 2 月 17 日 | 2.1（2.1） | 11 月　1 日 | 0.3（0.3） |
| 10 月 20 日 | 4.3（3.0） | 4 月 21 日 | 2.0（2.0） | 12 月　3 日 | 0.4（0.4） |
| 11 月 25 日 | 4.1（3.0） | 5 月 19 日 | 1.7（1.7） | 15 年 1 月　6 日 | 0.3（0.3） |
| 12 月 22 日 | 3.85（3.0） | 6 月 11 日 | 1.6（1.6） | 2 月 13 日 | 0.3（0.3） |
| 6 年 1 月 26 日 | 3.65（3.0） | 7 月 16 日 | 2.0（2.0） | 3 月 12 日 | 0.3（0.3） |
| 3 月 24 日 | 4.3（3.0） | 9 月 10 日 | 2.1（2.1） | | |
| 6 月 17 日 | 4.1（3.0） | 10 月 14 日 | 1.9（1.9） | | |

（注）1. 平成 12 年度までの借入については、元金均等償還、半年賦、貸付期間 20 年（平成 11 年度まではうち据置 3 年、平成 12 年度からはうち据置 4 年）の金利が適用されていましたが、平成 13 年度からは、財政投融資改革により、元金均等償還、半年賦、5 年金利見直し 19 年超 20 年以内（うち据置期間 3 年超 4 年以内）貸付の金利が適用されることとなりました。

2. 「年利」欄の（　　）内は、奨学金の貸与利率です。平成 13 年度からは、上記 1. の 5 年金利見直しにおける当初 5 年間の金利が適用されています。

3. 平成 12 年度までは「資金運用部資金」です。

（表 4）第一種奨学金における政府借入金（一般会計・特別会計）の償還予定表

（単位：千円）

| 年　度 | 金　額 | 年　度 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| 令和７年度 | 58,144,250 | 令和 25 年度 | 71,202,945 |
| 8 | 73,251,760 | 26 | 70,445,426 |
| 9 | 73,917,858 | 27 | 65,338,990 |
| 10 | 76,302,725 | 28 | 65,656,472 |
| 11 | 79,379,206 | 29 | 72,814,058 |
| 12 | 85,241,409 | 30 | 72,544,764 |
| 13 | 86,896,067 | 31 | 77,412,868 |
| 14 | 87,398,492 | 32 | 78,281,475 |
| 15 | 89,761,811 | 33 | 90,496,587 |
| 16 | 89,911,358 | 34 | 86,882,783 |
| 17 | 87,625,960 | 35 | 89,213,013 |
| 18 | 83,301,950 | 36 | 85,934,361 |
| 19 | 83,938,408 | 37 | 85,930,814 |
| 20 | 84,732,901 | 38 | 85,547,800 |
| 21 | 85,582,975 | 39 | 86,777,046 |
| 22 | 81,262,237 | 40 | 79,139,231 |
| 23 | 88,163,347 | 41 | 82,446,304 |
| 24 | 80,226,481 | 42 | 111,160,851 |

（注）上表の金額は、平成2年5月14日以降の借入金の残額及び令和7年度の借入予定分までについての償還予定額（見込）です。

（表５）第二種奨学金（財政融資資金等活用分の第一種奨学金を含む）における財政融資資金の償還予定表

（単位：千円）

| 年　度 | 金　額 | 年　度 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| 令和７年度 | 651,080,000 | 令和 18 年度 | 266,830,000 |
| 8 | 638,660,000 | 19 | 229,310,000 |
| 9 | 605,760,000 | 20 | 193,090,000 |
| 10 | 564,220,000 | 21 | 157,570,000 |
| 11 | 526,900,000 | 22 | 126,210,000 |
| 12 | 498,020,000 | 23 | 94,620,000 |
| 13 | 458,450,000 | 24 | 74,960,000 |
| 14 | 420,380,000 | 25 | 55,700,000 |
| 15 | 387,290,000 | 26 | 35,560,000 |
| 16 | 345,570,000 | 27 | 17,740,000 |
| 17 | 305,510,000 | | |

（注）上表の金額は、平成17年7月7日以降の借入金の残額及び令和7年度の借入予定分までについての償還予定額（見込）です。

【留学生支援事業】

本機構では、留学生交流の推進を図るため、各種の学資金の支給の他、我が国及び諸外国への留学希望者に対する情報提供、日本語教育、日本留学試験等を実施しています。また、国際交流拠点として国際交流会館の設置・運営など留学生の宿舎の整備を行っています。

① 学資の支給

- 留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）
  優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進し、我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、我が国の大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して、奨学金を給付しています。
- 海外留学支援制度（協定受入）
  学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国（地域）の大学等に在籍している学生を 1 年以内の期間、我が国の大学等に受入れる場合、当該受入学生に対し、奨学金を支給しています。
- 海外留学支援制度（協定派遣）
  学生交流に関する協定等に基づいて、我が国の大学等に在籍している学生を 1 年以内の期間諸外国（地域）の大学等に派遣する場合、当該派遣学生に対し、奨学金及び渡航支援金（条件を満たす者）を支給しています。
- 海外留学支援制度（学部学位取得型）
  諸外国（地域）の大学で学士の学位を取得するために我が国の学生が留学する場合、当該派遣留学生に対し、奨学金及び授業料（上限あり）を支給しています。また、新規採用者には渡航支援金を支給しています。
- 海外留学支援制度（大学院学位取得型）
  諸外国（地域）の大学で修士又は博士の学位を取得するために我が国の学生が留学する場合、当該派遣留学生に対し、奨学金及び授業料（上限あり）を支給しています。また、新規採用者には渡航支援金を支給しています。
- 官民協働海外留学支援制度
  我が国の大学等に在籍している学生等を 14 日以上 1 年以内の期間、諸外国の高等教育機関等に派遣する場合、当該派遣留学生に対し、奨学金、授業料（上限あり）及び留学準備金を支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての留学生のネットワークの提供を行います。なお、社会にインパクトを生み出す人材を輩出するため、価値イノベーション人材ネットワークの提供も行います。また、本制度の実施に当たっては、民間企業等からの寄附金を募り、計画的に行います。
- 国費外国人留学生への奨学金等支給
  文部科学省が選抜した留学生に対し、奨学金等を支給する業務を行っています。
- 高度外国人材育成課程履修支援制度の実施
  優秀な外国人留学生の日本国内での定着を促進し、もって外国人留学生の戦略的な受

入れに資することを目的とし、留学生の就職促進に係る教育プログラム（留学生就職促進教育プログラム認定制度による文部科学省の認定を受けたものに限る。）を履修する者のうち、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して、履修支援のための奨学金として「高度外国人材育成課程履修支援金」を給付しています。

② 外国人留学生に対する宿舎の支援

・ 国際交流会館等の設置・運営

外国人留学生等の宿舎として、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館を設置しています。入居留学生相互の交流及び入居者その他の学生と地域住民、ボランティア等との交流等、国際交流を深めるための各種行事を実施しています。

・ 留学生借り上げ宿舎支援事業の実施

留学生が我が国において安心して充実した留学生活を送るために、大学等が、民間宿舎を借り上げること等により外国人留学生に宿舎を提供している場合に、必要な経費を支援し、もって大学等のニーズに沿って留学生のために宿舎を効果的、効率的かつ安定的に確保することを目的として留学生借り上げ宿舎支援事業（文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援・海外留学支援制度（協定受入）支援・ホームステイ支援）を実施しています。

③ 帰国外国人留学生フォローアップ事業及びネットワークの整備

・ 帰国外国人留学生短期研究制度

開発途上国・地域等から我が国に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している者に対し、我が国の大学において、当該大学の研究者と共に短期研究（最長 90 日間）を行う機会を提供しています。

・ SNS による情報提供

帰国外国人留学生等との交流を継続していくため、Facebook により、様々な情報を提供しています。

・ 国内留学生会ネットワーク促進事業

日本国内における外国人留学生による団体（以下「留学生会」という。）の活動を支援しています。

④ 外国人留学生の就職支援

日本国内での就職を希望する外国人留学生に対する就職支援として、大学等の教職員等を対象とした就職支援に関するガイダンスや、外国人留学生を対象とした国内就職に関する情報提供等を関係機関等と連携して行っています。

⑤ 日本留学試験の実施

外国人留学生として、我が国の大学等に入学を希望する者について、日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的として、日本留学試験を実施しています。この試験結果は、大学等において外国人留学生の入学選考のために利用されています。

⑥ 日本語予備教育の実施

東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、日本の大学院、大学、高等専門学校及び

専修学校に入学を希望する外国人留学生に対して日本語及び基礎科目の教育を行っています。また、日本理解を促進するため、小・中・高校生等との交流事業等を行っています。

⑦　留学情報の提供

・　海外から日本への留学情報の提供

日本への留学に関する情報を収集・整理し、出版物やインターネットによる情報提供を行うとともに、アジア 5 都市（クアラルンプール、バンコク、ジャカルタ、ソウル、ハノイ）に海外事務所を設置し、日本への留学に関する情報提供・留学相談を行っています。また、日本の大学等の参加を得て、日本留学フェアを開催している他、他機関が主催する説明会に参加し、留学情報を提供しています。

・　日本から海外への留学情報の提供

海外への留学に関する情報を収集・整理し、出版物やインターネットによる情報提供を行っています。また、在日各国大使館及び関係機関の協力を得て、海外留学フェアを開催しています。

この他年間を通じて小規模の海外留学説明会を実施するとともに、他機関が主催する留学イベントに参加し、情報提供を行っています。

【学生生活支援事業】

本機構では、「日本再興戦略」や「第3次障害者基本計画」等も踏まえ、各大学等の学生生活支援に資するため、大学等のニーズをより的確に把握し、①大学等における学生生活及び学生生活支援の取組に関する情報の収集・分析・提供、各大学等に生じている喫緊の課題の解決に向けた先進事例等を紹介するセミナーの実施、②障害のある学生等固有のニーズのある学生に対する大学等の支援の充実を図るための施策、③大学等におけるインターンシップ等キャリア教育・就職支援の充実を図るための施策、④修学費用の軽減を目的とした学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配付等の事業を行っています。

① 学生生活・学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供

- 学生生活調査、高等専門学校生生活調査、専門学校生生活調査
  学生生活支援事業の充実のための基礎資料を得ることを目的として、全国の学生等の生活状況について、隔年で調査を実施しています。
- 大学等における学生支援の取組状況に関する調査
  学生支援に関する現状及びニーズを把握することを目的として、全国の大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況について、隔年で調査を実施しています。
- 学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー
  各種調査等を踏まえ、大学等の副学長相当職や部課長相当職、学生支援に携わる教職員等を対象として、各大学等に生じている喫緊の課題の解決に向けた好事例等を紹介しています。

② 障害学生等支援事業

我が国でも大学等に在籍する障害学生数が年々増加しており、特に発達障害、病弱・虚弱、精神障害の学生が急増しています。一方、平成 26 年 2 月に障害者の権利に関する条約が我が国について発効し、平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の合理的配慮規定等が施行され、国公立の大学等では障害者への不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止が法的義務となり、私立の大学等では障害者への不当な差別的取扱いの禁止は法的義務、合理的配慮の不提供の禁止は努力義務となりました。また、同法は、令和 3 年 6 月に、私立の大学等の事業者においても合理的配慮の提供が義務となる旨の改正がなされ、令和 6 年 4 月から施行されました。こうした動向を踏まえ、大学等における障害学生支援の体制整備等を支援する各種事業を引き続き推進していく予定です。

- 障害のある学生の修学支援に関する実態調査の実施
  障害のある学生の今後の修学支援に関する方策を検討する上で必要な全国の大学等における障害学生の状況及びその支援状況について把握するために平成 17 年度から毎年実施しています。
- ウェブコラムの連載
  障害学生支援に関する情報の不足により、判断を誤りがちな事例、対応に苦慮している事例等を取り上げ、現場レベルでの具体的な対応方法についての留意点や活用でき

る資源等の情報提供を含め、支援担当者の合理的配慮に関する理解を深めるとともに、支援の申し出への対応の質を高める方向性を目指し、ウェブコラムとして機構ホームページに連載しています。

・ 合理的配慮ハンドブックの発行

初めて障害のある学生を受け入れる学校等が、障害学生支援の体制を整えていく際の参考となるよう、障害学生支援についての基本的な考え方から、障害学生支援の場面ごとの対応について網羅する資料として、発行しています。

・ 障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナーの開催

令和 6 年 4 月の改正障害者差別解消法の施行により、民間事業者に対しても合理的配慮の提供が義務化されました。本機構では、高等教育機関全体で障害のある学生・生徒を支援するための体制を一層整えることを目的として、大学等における障害のある学生への修学支援の充実と体制の強化や、障害学生支援の理解啓発を図るために開催しています。

令和 5 年度は、これまで開催していた障害学生支援理解・啓発セミナーと専修学校専門課程（専門学校）における障害のある学生・生徒への支援にかかる理解・啓発セミナーを統合して実施しました。

・ 障害学生支援に関する専門テーマ別セミナーの開催

障害学生支援における専門的なテーマに焦点を当て、大学等関係者に広く周知・啓発を行い、支援についての情報提供を図るために開催しています。

・ 障害学生支援実務者育成研修会の開催

講義・演習形式のカリキュラムにより障害学生支援の実務者を育成することを目的としています。本研修会は、障害学生支援の基本的な知識の習得や対応の向上等を図ることを目的とした基礎プログラムと、障害学生支援を担当する教職員個々の専門的知識の向上や実践面の向上を図ることを目的とした応用プログラムに分けて開催しています。

・ 心の問題と成長支援ワークショップの開催

学生の心の問題や成長支援に関する課題やニーズについて、レクチャー、グループワーク等を行い、支援を担当する教職員個々の専門的知識・ノウハウの習得や実践面の向上を図ることにより、大学等における学生の心のセーフティネットの更なる充実を促進することを目的としたワークショップを開催しています。

③ キャリア教育･就職支援事業

「第 3 期教育振興基本計画」（平成 30 年 6 月閣議決定）においては、各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進が述べられ、高等教育段階においては、産業界と連携し、適正なインターンシップの更なる推進を図るとともに単位化を推進することとしています。

また、「未来投資戦略 2018－「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革」（平成 30 年 6 月閣議決定）においては、中長期の実践的なインターンシップを質・量ともに充実させていくため、優れた取組を広く全国に普及させていくための届出・表彰制度の導入や教

育的効果の高いプログラムを構築・運営する専門人材の育成・配置など各大学等や地域における取組を支援することとしています。

本機構では、大学等における多様なインターンシップなど、キャリア教育の取組拡大を支援するとともに、産業界とも連携して産学官連携教育を推進するため、セミナーの開催、好事例の収集・発信等を行っています。

・ 全国キャリア教育・就職ガイダンスの開催
大学等卒業予定者の就職・採用に関し、政府の行政説明、パネルディスカッション、大学・企業等による事例紹介等を行うことにより、産学官連携による人材育成等キャリア教育・就職支援の充実を図っています。

・ インターンシップ専門人材セミナーの開催
大学等における教育的効果の高いインターンシップ等のキャリア教育を推進するため、専門家による講演やグループワークを通じて、参加者の知見を広めるとともに、文部科学省が示すインターンシップ専門人材として必要になる実践的なスキルの向上を図っています。

・ キャリア教育・就職支援ワークショップの開催
大学等におけるキャリア教育から就職まで一貫した支援をより充実させるため、産業界からの参加を得て、事例紹介やグループワーク等を行い、教育界と産業界双方の要望や課題等について認識を共有することで、より実践的な産学連携教育の推進を図っています。

・ 大学等に対するインターンシップ等キャリア教育に関する情報の提供
文部科学省において創設された「大学等における学生のキャリア形成支援活動届出制度」において、教育的効果の高いインターンシップの普及・促進を図るため、正規の教育課程として学生のキャリア形成支援活動を実施している取組について大学等から任意で届出を受け付け、機構ホームページにて発信しています。また、全国各地域の大学等や推進協議会が実施するインターンシップ等キャリア教育の好事例等の情報を機構ホームページにて提供しています。

④ 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配付

学生・生徒の修学のための費用を軽減することを目的に、大学等に学割証を配付しています。

(5) 中期目標・中期計画・年度計画について

独立行政法人制度では「中期目標」や「中期計画」といった明確な目標設定が導入されています。

中期目標は、3 年から 5 年を期間として、主務大臣から独立行政法人に示されるものであり、業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスの質の向上、財務内容の改善などの事項について定められています。独立行政法人は、この中期目標を達成するため、自ら「中期計画」を作成して主務大臣の認可を受けることとされています。

独立行政法人は、この「中期計画」及び年度ごとの「年度計画」をもとにして毎年度の業務を行います。

① 中期目標

通則法第 29 条により、文部科学大臣は、3 年以上 5 年以下の期間（本機構においては 5 年間）において本機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、これを本機構に指示するとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様です。また文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴かなければならないとされています。本機構においては、現在、令和 6 年 4 月から令和 11 年 3 月までの中期目標が、文部科学大臣から指示されています。

② 中期計画

通則法第 30 条により、本機構は、中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（中期計画）を作成し、文部科学大臣の認可を受けるとともに、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならないとされています。これを変更しようとするときも同様です。本機構においては、現在、令和 6 年 4 月から令和 11 年 3 月までの中期目標に基づく中期計画を定め、計画に則り業務を行っています。

③ 年度計画

通則法第 31 条により、本機構は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様です。

中期目標、中期計画及び年度計画につきましては、下記の本機構ホームページをご参照ください。

本機構ホームページ

https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/gyoumu/5th.html

(6) 損益構造について

① 経理の区分等について

本機構は、文部科学省令第 17 条により、第一種奨学金の貸与に係る業務（機構法第 22 条第 1 項の規定により政府が貸し付けた資金をこれに必要な費用に充てるものに限る。）、第一種奨学金の貸与に係る業務（前に掲げるものを除く。）、第二種奨学金の貸与に係る業務、学資支給金の支給に係る業務、その他の業務の 5 つに経理を区分して整理することとされています。

本機構は平成 29 年度から給付奨学金事業を実施しており、学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務については、特別の勘定（学資支給業務勘定）を設けて一般勘定と区分経理を行うこととされていましたが、令和 2 年度からは、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年 5 月 17 日法律第 8 号）に基づき、新たな給付奨学金事業の実施に伴い、学資支給業務勘定を設けることを定めた機構法第 23 条の 3 及び区分経理を行う際の共通事項の一括経理について定めた文部科学省令第 17 条第 2 項が削除されました。ただし、経過措置として、学資支給業務勘定については対象学生への学資金の支給が終了した時点において学資支給基金の残余額を国庫に納付した後に廃止することとなっており、それまでは改正前の機構法第 23 条の 3 及び文部科学省令第 17 条第 2 項が継続されます。

② 第一種奨学金、第二種奨学金について

奨学金貸与事業については、上記のとおり、政府借入金を財源とする第一種奨学金、これを除く第一種奨学金及び第二種奨学金に経理を区分して整理しています。

なお、高等学校及び専修学校高等課程を対象とした奨学金については平成 17 年度入学者より都道府県に移管されています。

ア．貸与奨学金の種類

貸与奨学金は特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者に無利息で貸与する第一種奨学金と、第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に利息付で貸与する第二種奨学金に分かれます。また、大学院修士相当段階に在学する者を対象に、授業料相当額の支援を含む「授業料支援金」と在学中の生活費を支援する「生活費奨学金」を無利息で貸与する授業料後払い制度があります。

イ．貸与利率

・ 第一種奨学金、授業料後払い制度

第一種奨学金及び授業料後払い制度については、本機構から奨学生への貸与金は無利息となっています。

・ 第二種奨学金

平成 18 年度以前の採用者については、当該月の奨学金の交付に充てた財政融資資金の借入利率が、当該月の奨学金の貸与利率に適用されます。

平成 19 年度以降の採用者については、貸与終了時に奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財政融資資金の借入利率が適用されます。

ウ．利子補給金について

機構法第 23 条において、政府は、毎年度予算の範囲内において、本機構に対し、機構

法第 13 条第 1 項第 1 号に規定する学資の貸与に係る業務に要する費用の一部を補助することができるとされています。

財政融資資金等活用分の第一種奨学金については、財源である財政融資資金等からの借入が有利子である一方、奨学生に対して無利息で貸与しているため、本機構に金利負担が生じることから、その収支差を補う財源として利子補給金を受け入れています。

また、第二種奨学金については、財源である財政融資資金等からの借入が有利子であり、奨学生に対して利息付で貸与しているため返還中は奨学生からの利息収入があるものの、無利息となる期間（在学中の貸与期間及び返還期限を猶予している期間等）及び貸与利率が 3%を超える場合はその超過分について本機構に金利負担が生じることから、その収支差を補う財源として利子補給金を受入れています。

なお、財政融資資金等活用分以外の第一種奨学金については、貸与財源となる国の一般会計からの借入れが無利息であるため、利子補給金の受け入れはありません。

エ．国庫補助金について

死亡等により法令に基づいて返還免除となった財政融資資金等活用分の第一種奨学金及び第二種奨学金にかかる債権を補填するための経費（返還免除補填金）、回収不能債権の償却財源として補填するための経費（回収不能債権補填金）については、国庫補助金を受け入れています。

③　有利子奨学金の貸与制度及び資金調達制度の見直し

本機構では、平成 16 年 12 月の財政制度等審議会（財政投融資分科会）での利子補給金の財政負担軽減に係る議論等を踏まえ、平成 19 年度から、第二種奨学金に係る貸与方法を見直すとともに、資金調達方法を工夫し、在学中の利息負担の軽減及び貸与終了後の金利ミスマッチの解消を図りました。

この貸与制度及び資金調達制度の見直しの主なポイントは以下のとおりです。

- 貸与期間中（在学中）は無利息で奨学金の貸与が行われ、本機構は国から利子補給金を受け入れることとなるが、この間の資金を民間資金借入により調達し、奨学生からの返還が開始される貸与期間終了の際に、財政融資資金の長期資金への借換えを実施する。
- 奨学生は、貸与利率について、利率固定方式、利率見直し方式（5 年ごとの見直し）のいずれかを選択する。
- 奨学生への貸与利率は、平成 20 年度以降の貸与終了者については、全期間固定金利及び 5 年金利見直しにおけるそれぞれの「借入期間 20 年（据置期間なし）と 15 年（据置期間 1 年）」（いずれも元金均等償還・半年賦）の財政融資資金借入金利を加重平均した利率を適用する。（平成 19 年度中の貸与終了者は、全期間固定金利及び 5 年金利見直し方式におけるそれぞれの「借入期間 16 年（据置期間 1 年）」（いずれも元金均等償還・半年賦）の加重平均利率を適用する。）

（平成 18 年度以前）　　（平成 19 年度以降）

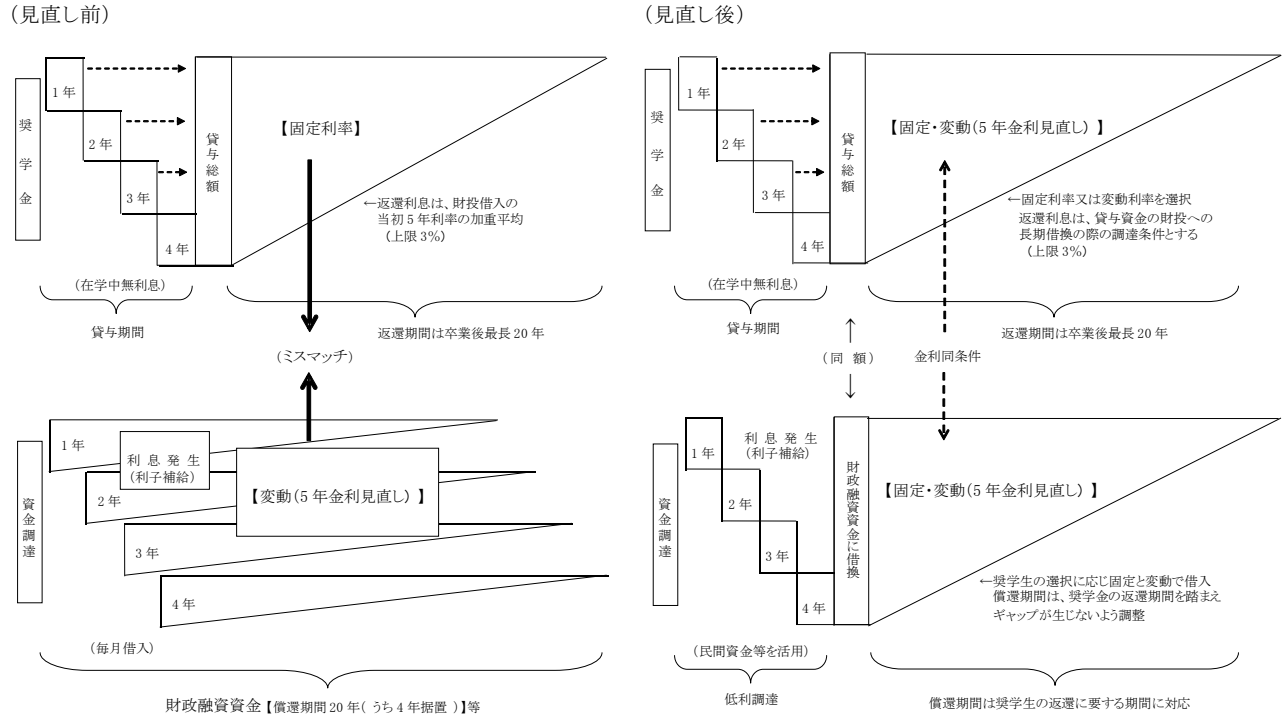


④　貸与奨学金及び給付奨学金以外の損益構造について

一般勘定のうち貸与奨学金及び給付奨学金以外の経費については、その他の業務にかかる経理区分として整理しています。これは、文部科学省・国立大学、留学生関係公益法人から承継した業務及び事業に係る経費、人件費及び管理費から構成されており、国からの運営費交付金及び自己収入等で賄われています（通則法第 46 条）。

なお、独立行政法人は、企業会計的な損益計算を行いますが、公共的な業務を行い、利益獲得を目的としないことから、その利益処分にあたっては、主務大臣によって法人の経営努力により生じたものと承認された額を予め中期計画に定められた使途に使用することができるとともに、それ以外の額を積立金として処理し、中期計画の末において個別法に基づいて整理することとされています（通則法第 44 条、同第 30 条）。一方で、損失が生じた場合には、法人の長の責で対応を図ることとされています。

本機構が受け入れた運営費交付金及び補助金等の金額

（単位：千円）

| 年　度 | 運営費交付金 | 利子補給金 | 国庫補助金 |
|---|---|---|---|
| 令和２年度 | 15,787,501 | 2,685 | 227,349,560 |
| 令和３年度 | 15,732,742 | 25,746 | 226,504,579 |
| 令和４年度 | 17,419,092 | 53,456 | 171,850,265 |
| 令和５年度 | 15,884,912 | 92,599 | 175,361,873 |
| 令和６年度 | 16,604,315 | 103,811 | 168,730,274 |

（7）令和 7 年度予算について（概要）

（単位：百万円）

| 区分 | 奨学金事業 | 留学生支援事業 | 学生生活支援事業 | 法人共通 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 収入 | | | | | |
| 借入金等 | 1,001,053 | － | － | － | 1,001,053 |
| 運営費交付金 | 9,172 | 4,725 | 288 | 2,325 | 16,510 |
| 育英資金返還免除等補助金 | 3,841 | － | － | － | 3,841 |
| 学資支給金補助金 | 195,444 | － | － | － | 195,444 |
| 留学生交流支援事業費補助金 | － | 9,564 | － | － | 9,564 |
| 施設整備費補助金 | － | － | － | 712 | 712 |
| 寄附金収入 | 314 | 1,169 | － | － | 1,483 |
| 貸付回収金 | 891,776 | － | － | － | 891,776 |
| 貸与金利息等 | 25,316 | － | － | － | 25,316 |
| 政府補給金 | 150 | － | － | － | 150 |
| 事業収入 | － | 923 | － | － | 923 |
| 雑収入 | 2,159 | 484 | － | － | 2,643 |
| 計 | 2,129,226 | 16,866 | 288 | 3,037 | 2,149,416 |
| 支出 | | | | | |
| 奨学金貸与事業費 | 865,977 | － | － | － | 865,977 |
| 一般管理費 | － | － | － | 2,152 | 2,152 |
| うち、人件費（管理系） | － | － | － | 1,072 | 1,072 |
| 物件費 | － | － | － | 1,080 | 1,080 |
| 業務経費 | 11,294 | 6,114 | 286 | － | 17,694 |
| 奨学金事業を除く事業費 | 11,294 | 6,114 | 286 | － | 17,694 |
| うち、人件費（事業系） | 2,847 | 1,006 | 201 | － | 4,054 |
| 物件費 | 8,446 | 5,108 | 85 | － | 13,639 |
| 特殊経費 | 38 | 18 | 2 | 173 | 230 |
| 借入金等償還 | 1,046,940 | － | － | － | 1,046,940 |
| 借入金等利息償還 | 38,413 | － | － | － | 38,413 |
| 学資支給基金補助金経費 | 5 | － | － | － | 5 |
| 学資支給金補助金経費 | 195,444 | － | － | － | 195,444 |
| 施設整備費 | － | － | － | 712 | 712 |
| 留学生交流支援事業費補助金経費 | － | 9,564 | － | － | 9,564 |
| 寄附金事業費 | 314 | 1,169 | － | － | 1,483 |
| 計 | 2,158,425 | 16,866 | 288 | 3,037 | 2,178,614 |

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 4　関係会社の状況

該当事項はありません。

## 5　役職員の状況

| | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 |
|---|---|---|---|
| 役　員 | 7（2）人 | 7（2）人 | 7（2）人 |
| 職　員 | 542　　人 | 549　　人 | 546　　人 |
| 計 | 549（2）人 | 556（2）人 | 553（2）人 |

（注）上記は各年度の配置予定数で、（　）内は非常勤役員数で内数です。

## 第２　事業の状況

### １　業績等の概要

【奨学金事業】

＜給付奨学金＞

（1）令和６年度の事業の実施状況について

①　奨学金の給付

ア．令和６年度の給付実績（人員）は、35 万１千人です。生計維持者の死亡や事故、病気など予期できない事由で家計が急変した場合に、年間を通じて随時申込むことができる「家計急変採用制度」による採用者は１千人となっています。

令和４年度～令和６年度における奨学金の給付状況

| 区分 | 令和４年度 | | 令和５年度 | | 令和６年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 給付人員 | 人<br>596,508 | 人<br>337,389 | 人<br>574,655 | 人<br>341,813 | 人<br>643,513 | 人<br>350,628 |
| 給付金額 | 千円<br>253,176,511 | 千円<br>150,745,337 | 千円<br>260,142,935 | 千円<br>152,793,815 | 千円<br>257,350,604 | 千円<br>150,010,276 |

（注）令和６年度計画の給付人員及び給付金額については、授業料減免のみの支援を含みません。

イ．給付奨学金の財源は国庫補助金等です。これにより、平成 29 年度から令和元年度に認定された者に対しては学資支給基金を造成し管理しています。

②　適格認定

ア．学業成績等について

令和６年度は、真に支援を必要とする適格な人に給付奨学金を交付するため、給付奨学生が在学する学校に対し、「適格認定報告」等の提出を求め、関係規程に照らして適格性に問題がある者（※）について、廃止、停止又は警告の処置を行っています。給付奨学金の適格性は、貸与奨学金より厳格な基準により審査され、給付奨学金継続の可否等を決定しています。

※ 新制度 67,190 人（対象奨学生の 17.9%）、旧制度１人（対象奨学生の 4.5%）
（経済事由による廃止及び停止処置、継続希望無しによる停止処置を除く。）

なお、処置の内容については以下のとおりです。

【新制度】

ｉ．廃止・・・ 奨学生の資格を失わせること。学校処分が退学、除籍、無期停学若しくは３か月以上の有期停学の場合、又は、正当な理由なく学業不振が著しい場合は、併せて支給済みの給付奨学金の返還を求める。

ⅱ．停止・・・ 奨学金の交付を停止すること。(3 か月未満の有期停学、訓告処分又は警告の区分に該当する学業成績(特定条件)に連続して該当する場合)

ⅲ．警告・・・ 奨学金の交付を継続するが、学業成績の向上に努力するよう指導するとともに、学業成績が回復しない場合、次回適格認定時以後に奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導すること。

【旧制度】

ⅰ．廃止・・・ 奨学生の資格を失わせること。学校処分が退学、除籍、無期停学若しくは 3 か月以上の有期停学の場合、又は、学業不振に正当な理由がない場合は、併せて支給済みの給付奨学金の返還を求める。

ⅱ．停止・・・1 年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止すること。ただし、当該停止期間を経過した後さらに 1 年以内で学校長が定める期間、停止を延長することがある。

ⅲ．警告・・・ 奨学金の交付を継続するが、学業成績の向上に努力するよう指導するとともに、学業成績が回復しない場合、次回適格認定時以後に奨学金の交付を停止し又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導すること。

イ．家計状況について

【新制度】

奨学生及び生計維持者の収入・所得状況（マイナンバーを利用)、及び資産状況に基づき、毎年 10 月からの支援区分の見直しを行い、決定した支援区分に基づく給付月額を交付しています。ただし、見直しの結果、支援対象外となった場合は 10 月から 1 年間の奨学金交付を停止しています。

【旧制度】

生計維持者の収入・所得状況（マイナンバーを利用）に基づき、毎年審査を行っています。生計維持者が市町村民税の所得割を課されている状態が 2 年継続した場合、又は市町村民税の所得割額が 20 万円を超える場合、4 月から 1 年間の奨学金交付を停止しています。

ウ．奨学生の在籍報告

給付奨学生が、学校に在籍していること等についてインターネットを通じて本機構へ報告する在籍報告を 4 月及び 10 月に実施しました。

エ．奨学生への情報を掲載したホームページを開設しており、新規採用奨学生に対する「給付奨学生のしおり」を掲載しています。

＜貸与奨学金＞

（1）令和 6 年度の事業の実施状況について

① 奨学金の貸与

ア．令和 6 年度の貸与実績（人員）のうち新規貸与人員は 35 万 4 千人で、内訳は第一種奨学生が 15 万 2 千人、授業料後払い制度が 0.1 千人、第二種奨学生が 20 万 1 千人です。また、生計維持者の失職等により家計が急変した場合に、比較的緩やかな条件で第一種奨学金を貸与する「緊急採用制度」による採用者は 0.3 千人、緊急採用と同様に家計急変の場合に比較的緩やかな条件で第二種奨学金を貸与する「応急採用制度」による採用者は 0.2 千人となっています。

令和 4 年度～令和 6 年度における奨学金の貸与状況

| 区　分 | 令和 4 年度 | | 令和 5 年度 | | 令和 6 年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 計　画 | 実　績 | 計　画 | 実　績 | 計　画 | 実　績 |
| ［人員］<br>第一種奨学金 | 人<br>505,157 | 人<br>467,062 | 人<br>502,954 | 人<br>462,452 | 人<br>465,949 | 人<br>464,515 |
| （構成比） | （41.1%） | （41.3%） | （42.0%） | （41.8%） | （41.3%） | （42.7%） |
| 新規 | － | 154,197 | － | 150,362 | － | 152,447 |
| 継続 | － | 312,865 | － | 312,090 | － | 312,068 |
| 授業料後払い制度 | － | － | － | － | － | 149 |
| （構成比） | － | － | － | － | － | （0.0%） |
| 新規 | － | － | － | － | － | 149 |
| 継続 | － | － | － | － | － | － |
| 第二種奨学金 | 724,939 | 664,782 | 693,330 | 644,278 | 662,842 | 622,517 |
| （構成比） | （58.9%） | （58.7%） | （58.0%） | （58.2%） | （58.7%） | （57.3%） |
| 新規 | － | 208,597 | － | 204,393 | － | 200,934 |
| 継続 | － | 456,185 | － | 439,885 | － | 421,583 |
| 計 | 1,230,096 | 1,131,844 | 1,196,284 | 1,106,730 | 1,128,791 | 1,087,181 |
| （構成比） | （100.0%） | （100.0%） | （100.0%） | （100.0%） | （100.0%） | （100.0%） |
| 新規 | － | 362,794 | － | 354,755 | － | 353,530 |
| 継続 | － | 769,050 | － | 751,975 | － | 733,651 |
| ［金額］<br>第一種奨学金 | 千円<br>294,857,518 | 千円<br>272,287,176 | 千円<br>295,820,041 | 千円<br>269,272,952 | 千円<br>273,304,404 | 千円<br>267,475,218 |
| （構成比） | （32.2%） | （32.1%） | （33.2%） | （32.3%） | （32.0%） | （32.5%） |
| 授業料後払い制度 | － | － | － | － | － | 128,667 |
| （構成比） | － | － | － | － | － | （0.0%） |
| 第二種奨学金 | 619,822,850 | 575,408,680 | 594,877,040 | 563,619,350 | 581,975,280 | 556,230,310 |
| （構成比） | （67.8%） | （67.9%） | （66.8%） | （67.7%） | （68.0%） | （67.5%） |
| 計 | 914,680,368 | 847,695,856 | 890,697,081 | 832,892,302 | 855,279,684 | 823,834,195 |
| （構成比） | （100.0%） | （100.0%） | （100.0%） | （100.0%） | （100.0%） | （100.0%） |

平成 27 年度から令和 6 年度までの貸与奨学金の貸与人員と貸与金額実績

| 年　度 | 第一種奨学金 | | 授業料後払い制度 | | 第二種奨学金 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 貸与人員（人） | 貸与金額（千円） | 貸与人員（人） | 貸与金額（千円） | 貸与人員（人） | 貸与金額（千円） |
| 平成 27 年度 | 486,679 | 315,842,264 | － | － | 837,009 | 747,955,510 |
| 28 | 499,827 | 322,498,706 | － | － | 810,133 | 723,979,120 |
| 29 | 519,923 | 332,889,193 | － | － | 772,374 | 682,695,270 |
| 30 | 548,288 | 347,323,851 | － | － | 727,978 | 640,041,610 |
| 令和元年度 | 568,171 | 357,742,654 | － | － | 702,054 | 614,265,640 |
| 2 | 486,426 | 290,076,171 | － | － | 712,841 | 609,476,140 |
| 3 | 473,376 | 278,090,147 | － | － | 685,525 | 588,305,650 |
| 4 | 467,062 | 272,287,176 | － | － | 664,782 | 575,408,680 |
| 5 | 462,452 | 269,272,952 | － | － | 644,278 | 563,619,350 |
| 6 | 464,515 | 267,475,218 | 149 | 128,667 | 622,517 | 556,230,310 |

イ．入学月の貸与月額に 100,000 円、200,000 円、300,000 円、400,000 円及び 500,000 円のうち希望する貸与額を増額して貸与する「入学時特別増額貸与奨学金」の採用は、計画 3.5 万人への貸与に対し、3 万人の実績となっています。

ウ．大学等進学前に奨学生採用候補者として採用が行われる予約採用と、入学後の春及び秋に採用が行われる在学採用の採用全体に対する比率の実績は、それぞれ 69.9%、30.1%となっています。

エ．令和 4 年度～令和 6 年度における奨学金財源（補正予算分含む）の内訳は、次のとおりです。

（単位：千円）

| 区　　分 | | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|---|---|---|---|---|
| 第一種奨学金 | 一般会計借入金 | 101,453,380 | 100,303,523 | 97,433,523 |
| | （構成比） | (37.3%) | (37.2%) | (36.4%) |
| | 財政融資資金借入金 | 5,400,000 | 1,000,000 | － |
| | （構成比） | (2.0%) | (0.4%) | (－) |
| | 民間借入金 | 200,000 | － | 139,000 |
| | （構成比） | (0.1%) | (－) | (0.1%) |
| | 回収金等充当額 | 280,765,954 | 301,375,706 | 275,415,219 |
| | （構成比） | (103.1%) | (111.9%) | (102.9%) |
| | 一般会計借入金等償還 | △115,532,158 | △133,406,277 | △105,383,857 |
| | （構成比） | (△42.4%) | (△49.5%) | (△39.4%) |
| | 計 | 272,287,176 | 269,272,952 | 267,603,885 |
| | （構成比） | (100.0%) | (100.0%) | (100.0%) |
| 第二種奨学金 | 財政融資資金借入金 | 571,300,000 | 586,200,000 | 516,100,000 |
| | （構成比） | (99.3%) | (104.0%) | (92.8%) |
| | 日本学生支援債券 | 120,000,000 | 120,000,000 | 120,000,000 |
| | （構成比） | (20.9%) | (21.3%) | (21.6%) |
| | 民間借入金 | 116,800,000 | 115,000,000 | 157,861,000 |
| | （構成比） | (20.3%) | (20.4%) | (28.4%) |
| | 回収金等充当額 | 655,028,680 | 625,129,350 | 654,829,310 |
| | （構成比） | (113.8%) | (110.9%) | (117.7%) |
| | 財政融資資金等償還 | △887,720,000 | △882,710,000 | △892,560,000 |
| | （構成比） | (△154.3%) | (△156.6%) | (△160.5%) |
| | 計 | 575,408,680 | 563,619,350 | 556,230,310 |
| | （構成比） | (100.0%) | (100.0%) | (100.0%) |
| 合　　計 | | 847,695,856 | 832,892,302 | 823,834,195 |

（注）第一種奨学金のうち授業料後払い制度については、令和６年度より計上しています。

② 貸与奨学生の補導

ア．適格認定

令和６年度は、貸与奨学生としての適格性の維持向上を図るため、貸与奨学生が在学する学校に対し、「適格認定報告」等の提出を求め、貸与奨学規程等の規定に照らして適格性に問題がある者 35,555 人（第一種奨学生 13,973 人（対象奨学生の 3.6%）、第二種奨学生 21,582 人（対象奨学生の 4.9%））について、廃止、停止又は警告の処置を行っています。なお、処置の内容については以下のとおりです。

ⅰ．廃止・・・ 奨学生の資格を失わせること。

ⅱ．停止・・・1 年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止すること。ただし、当該停止期間を経過した後さらに１年以内で学校長が定める期間、停止を延長することがある。

ⅲ．警告・・・ 奨学金の交付を継続するが、学業成績の向上に努力するよう指導すると

ともに、学業成績が回復しない場合、次回適格認定時以後に奨学金の交付を停止し又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導すること。

また、平成 21 年度から、借り過ぎ防止及び返還意識の涵養を図るため、貸与中の貸与月額が奨学生の経済状況から見て適切であるかを確認し、必要に応じて必要最小限の貸与月額を選択するよう、当該奨学生への指導を学校長へ依頼しています。

イ．新規採用奨学生に対する「貸与奨学生のしおり」（ダイジェスト版）、貸与終了時の奨学生に対する「返還のてびき」（ダイジェスト版）をそれぞれ配付するとともに、奨学生への情報や奨学金返還の手続き方法等を掲載したホームページを開設しています。

③　機関保証制度の運用

ア．令和 6 年度の機関保証制度への加入者は 22 万 5 千人（新規採用奨学生の 56.1%）で、内訳は第一種奨学生が 10 万 4 千人（対象奨学生の 56.2%）、第二種奨学生が 12 万人（対象奨学生の 56.0%）です。

令和 4 年度～令和 6 年度における機関保証制度への加入状況

| 区　分 | 令和 4 年度 | | | 令和 5 年度 | | | 令和 6 年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 奨学生採用件数（A）（件） | 加入者数（B）（件） | （B）/（A） | 奨学生採用件数（A）（件） | 加入者数（B）（件） | （B）/（A） | 奨学生採用件数（A）（件） | 加入者数（B）（件） | （B）/（A） |
| 第一種奨学金 | 188,610 | 99,516 | 52.8% | 183,197 | 103,370 | 56.4% | 185,820 | 104,475 | 56.2% |
| 第二種奨学金 | 221,681 | 119,162 | 53.8% | 217,747 | 122,607 | 56.3% | 214,991 | 120,342 | 56.0% |
| 計 | 410,291 | 218,678 | 53.3% | 400,944 | 225,977 | 56.4% | 400,811 | 224,817 | 56.1% |

イ．機関保証制度加入者の返還が延滞した場合、一定期間の督促後、本機構からの請求に基づき保証機関が奨学生であった者に代わり奨学金の残額を一括で返済します（代位弁済）。令和 6 年度の代位弁済件数は 17,460 件となっています。

令和 4 年度～令和 6 年度における代位弁済状況

| 区　分 | 令和 4 年度 | | 令和 5 年度 | | 令和 6 年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件数（件） | 金額（円） | 件数（件） | 金額（円） | 件数（件） | 金額（円） |
| 第一種奨学金 | 3,139 | 4,270,110,058 | 4,081 | 5,337,371,971 | 4,947 | 6,319,245,102 |
| 第二種奨学金 | 9,017 | 19,133,683,628 | 11,204 | 22,751,679,663 | 12,513 | 24,861,910,618 |
| 計 | 12,156 | 23,403,793,686 | 15,285 | 28,089,051,634 | 17,460 | 31,181,155,720 |

④　奨学金の回収

ア．回収及び貸与債権の状況

返還金の回収及び貸与債権の状況における令和 6 年度実績は別表「回収の状況」、「貸

与債権の状況」のとおりとなりました。

要返還債権とは貸付金債権の総額から現在貸与中の奨学生及び返還免除予定者に係る猶予中の債権を除いた債権であり、また要返還額とは要返還債権のうち返還期日が到来している債権額です（従って、要返還額には病気、災害、進学等を理由とする猶予中の債権を含みません）。本説明書中、以降の説明においても同様です。

ⅰ．令和 6 年度の回収状況は、返還を要する人員 489 万人のうち 32 万人（6.5%）が返還の履行を怠り、その結果、要返還額 8,298 億円のうち 723 億円（8.7%）は未回収となりました。（別表「回収の状況」）

ⅱ．令和 6 年度の貸与債権の状況は、第一種奨学金及び第二種奨学金あわせて貸与金残高 9 兆 2,724 億円で、このうち要返還債権の額は 7 兆 4,719 億円となりました。要返還債権のうち 3 ヵ月以上延滞債権額は 2,046 億円、6 ヵ月以上の延滞債権額に限っても 1,509 億円にのぼり、要返還債権額に対する延滞債権額の割合は 3 ヵ月以上が 2.7%で、6 ヵ月以上が 2.0%です。（別表「貸与債権の状況」）

なお、延滞債権の整理としては、3 ヵ月以上延滞債権として延滞年数による管理を行っていますが、その他に現在の返還者の状況（病気による猶予、災害による猶予、上級校に進学したための猶予、債務整理中である等）を把握することにより、返還者の状況に合わせた効率的かつ効果的な返還指導ができるような債権の整理を進めています。

（別表）回収の状況

（単位：千人、億円）

| 区分 | | 令和４年度 | | 令和５年度 | | 令和６年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 人員 | 金額 | 人員 | 金額 | 人員 | 金額 |
| 第一種奨学金 | 要返還（期日到来分のみ） | 1,756 | 2,604 | 1,816 | 2,662 | 1,850 | 2,692 |
| | うち返還 | (94.0)<br>1,651 | (90.2)<br>2,350 | (94.2)<br>1,710 | (90.8)<br>2,417 | (94.4)<br>1,746 | (91.8)<br>2,471 |
| | うち未返還 | (6.0)<br>106 | (9.8)<br>254 | (5.8)<br>106 | (9.2)<br>245 | (5.6)<br>104 | (8.2)<br>222 |
| | 繰上返還額 | － | 368 | － | 335 | － | 298 |
| 第二種奨学金 | 要返還（期日到来分のみ） | 2,991 | 5,436 | 3,017 | 5,546 | 3,038 | 5,606 |
| | うち返還 | (93.0)<br>2,780 | (90.8)<br>4,938 | (93.0)<br>2,805 | (90.8)<br>5,033 | (93.0)<br>2,824 | (91.1)<br>5,105 |
| | うち未返還 | (7.0)<br>211 | (9.2)<br>498 | (7.0)<br>213 | (9.2)<br>513 | (7.0)<br>214 | (8.9)<br>501 |
| | 繰上返還額 | － | 1,331 | － | 1,253 | － | 1,143 |
| 合計 | 要返還（期日到来分のみ） | 4,747 | 8,040 | 4,834 | 8,208 | 4,888 | 8,298 |
| | うち返還 | (93.3)<br>4,431 | (90.6)<br>7,288 | (93.4)<br>4,515 | (90.8)<br>7,450 | (93.5)<br>4,570 | (91.3)<br>7,575 |
| | うち未返還 | (6.7)<br>316 | (9.4)<br>752 | (6.6)<br>319 | (9.2)<br>758 | (6.5)<br>318 | (8.7)<br>723 |
| | 繰上返還額 | － | 1,699 | － | 1,588 | － | 1,440 |

（注）1. 上段の括弧内の数字は、要返還（期日到来分のみ）に対する割合を示しています。（単位：%）
2. 人員は、実人員です。
3. 人員・金額ともに四捨五入しているため、合計欄の計数は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

（別表）貸与債権の状況

（単位：千人、億円）

| 区　　分 | | 令和４年度 | | 令和５年度 | | 令和６年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 人員 | 金額 | 人員 | 金額 | 人員 | 金額 |
| 第一種奨学金 | 貸与残高 | 2,464 | 28,840 | 2,499 | 28,609 | 2,528 | 28,353 |
| | 内要返還債権 | 1,782 | 22,447 | 1,841 | 22,574 | 1,874 | 22,444 |
| | 内３ヵ月以上延滞債権 | 52 | 509 | 52 | 511 | 47 | 480 |
| | 内６ヵ月以上延滞債権 | 44 | 405 | 43 | 397 | 38 | 372 |
| 第二種奨学金 | 貸与残高 | 3,818 | 65,772 | 3,824 | 65,092 | 3,824 | 64,371 |
| | 内要返還債権 | 3,050 | 53,140 | 3,077 | 52,709 | 3,098 | 52,275 |
| | 内３ヵ月以上延滞債権 | 79 | 1,553 | 82 | 1,602 | 80 | 1,566 |
| | 内６ヵ月以上延滞債権 | 59 | 1,139 | 60 | 1,161 | 59 | 1,136 |
| 合　計 | 貸与残高 | 6,282 | 94,613 | 6,323 | 93,701 | 6,352 | 92,724 |
| | 内要返還債権 | 4,831 | 75,587 | 4,918 | 75,283 | 4,972 | 74,719 |
| | 内３ヵ月以上延滞債権 | (2.7)<br>131 | (2.7)<br>2,062 | (2.7)<br>133 | (2.8)<br>2,113 | (2.6)<br>127 | (2.7)<br>2,046 |
| | 内６ヵ月以上延滞債権 | (2.1)<br>103 | (2.0)<br>1,545 | (2.1)<br>103 | (2.1)<br>1,558 | (2.0)<br>98 | (2.0)<br>1,509 |

（注）1.　合計欄の括弧内数字は、要返還債権に対する割合です。（単位：％）

2.　人員・金額とも四捨五入しているため、合計欄の計数は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

イ．回収の方策と促進策の実施

以上の結果を踏まえ、本機構ではこうした状況を改善すべく、以下のとおり、延滞している返還金の早期回収を図るとともに、延滞を未然に防ぐ諸施策を講じ、要返還額に対する返還額の比率（以下「回収率」という。）の向上に努めました。

ｉ．口座振替（リレー口座）による回収

回収率の向上と回収業務の効率化のため導入した口座振替制度については令和６年度末現在、加入者数509万人、加入率は加入対象者517万４千人の98.4%に達しました。また、10月より返還が始まる新規返還開始者の加入率は99.3%となりました。

口座振替（リレー口座）加入状況

| 区　　分 | 令和４年度 | | | 令和５年度 | | | 令和６年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 第一種 | 第二種 | 計 | 第一種 | 第二種 | 計 | 第一種 | 第二種 | 計 |
| 加入対象者数（件） | (129,866)<br>1,891,294 | (140,514)<br>3,153,991 | (270,380)<br>5,045,285 | (123,316)<br>1,948,053 | (137,215)<br>3,177,622 | (260,531)<br>5,125,675 | (112,696)<br>1,980,483 | (139,754)<br>3,193,712 | (252,450)<br>5,174,195 |
| 加入者数（件） | (129,354)<br>1,858,400 | (139,674)<br>3,099,197 | (269,028)<br>4,957,597 | (122,814)<br>1,916,235 | (136,342)<br>3,127,620 | (259,156)<br>5,043,855 | (112,102)<br>1,948,894 | (138,507)<br>3,141,045 | (250,609)<br>5,089,939 |
| 口座加入率（%） | (99.6)<br>98.3 | (99.4)<br>98.3 | (99.5)<br>98.3 | (99.6)<br>98.4 | (99.4)<br>98.4 | (99.5)<br>98.4 | (99.5)<br>98.4 | (99.1)<br>98.4 | (99.3)<br>98.4 |

（注）　（　）内は新規返還開始者の数値（内数）です。

ⅱ．払込通知書による請求等

令和 6 年度末現在、要返還者のうち、口座振替制度の全員加入対象者（平成 10 年 3 月卒業者から全員加入）以前の返還者等で、無延滞の者に対して、払込通知書を本人が指定する期日（年 1 回、主として 6 月又は 12 月）に発送し、請求を行いました（連帯保証人宛の発送等を含む年間発送件数 8 万 8 千件）。また、延滞者（振替口座加入者を含む）全員に対して、払込通知書及び督促状 48 万 2 千件を発送しました。そのうち、44 万 2 千件については、連帯保証人及び保証人に延滞解消を促す文書を発送しました。

ⅲ．督促架電及び回収委託による早期回収の促進

平成 13 年度から延滞の早期解消に効果的な夜間・休日を含めた督促架電を外部業者に委託し実施してきました。また、平成 17 年度から返還金回収業務の一部を債権回収会社に委託しました。令和 6 年度においても引き続きその効果を確認しつつ、以下のように実施しました。

1. 口座振替不能者（令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月 計 143 万 5 千件）に対して、延滞の早期解消及び長期化をさせないことを目的として督促架電を行いました。
2. 延滞者に対して早期における督促の集中的実施を図るため、延滞 3 ヵ月以上 9 ヵ月未満の返還者について 10 万 5 千件の回収委託を実施しました。このうち委託開始から 5 ヵ月経過した者で、入金はあるが延滞が解消していない 1 万 2 千件については、継続して回収委託を実施しました。

   延滞期間が中長期となっている、委託期間開始時に延滞 1 年半以上 4 年未満（令和元年度契約分については、委託期間開始時において延滞 2 年半以上 9 年未満、令和 2 年度から令和 4 年度契約分については、委託期間開始時において延滞 1 年半以上 5 年未満）の返還者に対し、令和 6 年度中に 5 千件の回収委託を実施しました。なお、これまでに回収委託を実施し委託期間中に入金はあるが延滞解消していない 2 千件については、継続して回収委託を実施しました。

ⅳ．連帯保証人、保証人に対する督促等（人的保証制度）

口座振替による返還が延滞となった場合、振替不能 2 回目には要返還者及び連帯保証人へ、振替不能 3 回目には要返還者、連帯保証人及び保証人へ、同時に督励状を送付し、併せて電話による督促を行っています。

また、返還誓約書提出時に、連帯保証人の「収入に関する証明書」及び「印鑑証明書」と保証人の「印鑑証明書」の添付を義務付けています。

ⅴ．法的手続きによる回収

令和 6 年度においては、督促を重ねても返還に応じない延滞 9 ヵ月以上で人的保証を選択している者のうち、特に必要と認められる者 14,317 件に対して「支払督促申立予告」を実施しました。5,664 件に対しては「支払督促申立」を行い、1,218 件に対しては「仮執行宣言の申立」を行いました。すでに債務名義を取得した者のうち 2,941 件に対しては「強制執行予告」を行い、493 件に対して「強制執行申立」、267 件に対して「強制執行」を行いました。

ⅵ．住所調査

令和 6 年度において、返還者等に対して発送した振替口座関係書類や請求書等が返戻となった件数は、200,087 件でした。延滞の長期化を防ぐため、延滞している者について優先して、住民基本台帳ネットワークシステムを利用した住所調査（J-LIS 住調）や、市町村役場等に照会を行いました。その結果、124,963 件の住所が判明し、令和 6 年度末において、延滞者のうち住所調査が必要な者は、4,924 件でした。

ⅶ．返還説明会の実施

卒業前の奨学生に対して返還意識の涵養と返還手続きの周知のため、返還説明会の実施を各学校に依頼しました。また、本機構が作成した説明用のマニュアル、奨学金ガイダンス動画（ホームページに掲載）を活用するよう併せてお願いしました。

ⅷ．学校長宛延滞防止通知の発送

高等学校を除くすべての学校の学校長宛に、在学中からの返還意識涵養と学生に対する指導を目的として、卒業した奨学生の前年度末の延滞者数及び延滞率を通知し、卒業予定の奨学生に対する入念な指導をお願いしました。

ⅸ．「返還のてびき」の配付

奨学金貸与終了時に学校を通じて、返還の方法や振替口座への加入及び返還困難時の手続き等について記載した「返還のてびき」（ダイジェスト版）を奨学生に配付しました。

ⅹ．個人信用情報機関の活用

個人信用情報機関への登録対象となる延滞者に対しては、複数回の文書送付及び架電により、このまま延滞状態が継続することによって登録されることの注意喚起を行うとともに返還期限猶予若しくは減額返還の制度を周知することによって延滞の抑制を図りました。

文書送付や架電による注意喚起を行っても返還期限猶予の願出等がないまま延滞が 3 ヵ月以上となった者については、平成 22 年 4 月から個人信用情報機関への登録を開始し、令和 6 年度は 35,499 件の情報を登録しました。

ウ．減額返還・返還期限猶予

経済的理由などにより返還困難である者の負担を軽減するとともに、返還金の回収促進と延滞の抑制を図るため、当初の割賦金額を減額すれば返還可能となる者について、要件を満たす場合に一定期間毎月の割賦金額を 3 分の 2、2 分の 1、3 分の 1 又は 4 分の 1 に減額のうえ適用期間に応じた返還期間の延長を認める「減額返還制度」を運用し、令和 6 年度は 52,301 件を承認しました。

また、奨学金の貸与を受けた者が災害又は傷病により奨学金を返還することが困難となったとき又はその他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができます。

なお、令和 5 年 3 月 7 日より、一部の申請事由について、スカラネット・パーソナルを利用しインターネットからの申請も可能とすることで手続きを簡素化しました。

令和４年度～令和６年度における返還期限猶予状況は、次のとおりです。

返還期限猶予状況

（単位：人）

| 区分 | | 令和４年度 | | | 令和５年度 | | | 令和６年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 第一種 | 第二種 | 計 | 第一種 | 第二種 | 計 | 第一種 | 第二種 | 計 |
| 在学猶予 | | 38,561 | 73,636 | 112,197 | 36,712 | 70,469 | 107,181 | 34,051 | 66,832 | 100,883 |
| 一般猶予 | 病気中 | 4,354 | 6,557 | 10,911 | 4,265 | 6,740 | 11,005 | 4,266 | 6,712 | 10,978 |
| | 災害 | 35 | 35 | 70 | 43 | 51 | 94 | 47 | 66 | 113 |
| | 生活保護 | 2,884 | 3,691 | 6,575 | 3,139 | 4,264 | 7,403 | 3,339 | 4,819 | 8,158 |
| | 入学準備中 | 32 | 57 | 89 | 43 | 80 | 123 | 23 | 57 | 80 |
| | 経済困難・失業中等 | 31,391 | 83,053 | 114,444 | 33,332 | 87,136 | 120,468 | 32,732 | 84,666 | 117,398 |
| | 育児休暇等 | 1,947 | 4,231 | 6,178 | 2,210 | 4,541 | 6,751 | 2,017 | 4,139 | 6,156 |
| | 猶予年限特例※ | 7,504 | － | 7,504 | 7,280 | － | 7,280 | 6,846 | － | 6,846 |
| 計 | | 86,708 | 171,260 | 257,968 | 87,024 | 173,281 | 260,305 | 83,321 | 167,291 | 250,612 |

※「猶予年限特例」は、「所得連動返還型無利子奨学金（平成24～28年度採用者）」における経済困難等事由を含む。

エ．返還免除

奨学金の貸与を受けた者が、死亡又は精神若しくは心身の障害によって返還ができなくなった場合、返還未済額の全部又は一部の返還を願い出により免除することができます。

また、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として本機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部が免除されます。令和 6 年度は、平成 16 年度以降の大学院第一種奨学生採用者で令和 5 年度中に貸与が終了した 21,827 名のうち、各大学から免除候補者として推薦のあった 7,005 名について、学識経験者からなる業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て免除者 6,809 名を認定しました。

これらの措置により、令和 6 年度において返還を免除した額は、第一種奨学金 146 億 8,334 万円、第二種奨学金 23 億 7,162 万円、計 170 億 5,496 万円でした。

オ．回収不能債権の処理

本機構では、奨学生であった者が行方不明又は破産等により資力喪失の状態にあり、かつ将来も資力を回復する見込がなく、連帯保証人及び保証人が死亡、行方不明又は強制執行・破産等の理由により、返還金の回収が困難又は不適当と認められたときに、返還されるべき金額の全部又は一部について、回収不能債権と認定し、償却を行っています。償却財源については、平成 8 年度から国庫補助金が投入されています。この条件により償却された債権は、令和 6 年度においては、第一種奨学金について 3,604 件、16 億

9,866 万円、第二種奨学金について 951 件、12 億 6,148 万円となりました。

カ．報奨金

本機構は、第一種奨学金を貸与された者が最終の割賦金の返還期日の 4 年前までに第一種奨学金の返還未済額の全部を一時に返還したときは、その者に対し、当該返還により繰上返還したこととなる割賦金の金額につき 5%の割合で計算した金額を報奨金として支払うことができます（文部科学省令附則第 6 条）。ただし、返還を開始した日の翌日から起算して 7 年以上（返還の期限を猶予されている期間を除く。）経過した後に返還未済額の全部を一時に返還したときに支払うことができる報奨金は、当該返還により繰上返還したこととなる割賦金の金額につき 3%の割合で計算した金額となります。令和 6 年度では、1,552 万円（令和 5 年度 2,596 万円）の報奨金支払を行いました。

なお、平成 17 年度採用者から報奨金制度は廃止されました。また、第二種奨学金には、報奨金制度はありません。

キ．延滞金

本機構は、要返還者が割賦金の返還を延滞したときは、その延滞している割賦金（第二種奨学金については利息を除く。）の額に、返還期日の翌日から返還した日までの日数に年 10 パーセントの賦課率を乗じて計算した延滞金を徴しています。ただし、経済環境について厳しい状況が続いており、経済的理由により修学が困難な学生等の教育の機会均等に資するという奨学金本来の趣旨に鑑み、平成 26 年 4 月以降に発生する延滞金の賦課率については、年 5 パーセントに引下げました。また、改正民法の施行を踏まえ、返還者のさらなる負担軽減を図ることを目的として、令和 2 年 4 月以降に発生する延滞金の賦課率については、年 3 パーセントに引下げました。

(2) 借入金の借入先及び借入金額の状況

① 一般会計からの借入金

令和 6 年度は、第一種奨学金の原資として、国の一般会計から 974 億 3,352 万円の借入れを行いました。また、令和 5 年度に行った第一種奨学金の返還免除に伴う令和 6 年度の借入金の償還免除は 165 億 9,641 万円、償還額は 1,014 億 8,861 万円でした。この結果、令和 6 年度末の借入金残高は 2 兆 8,362 億 3,016 万円となり、令和 5 年度末の借入金残高 2 兆 8,568 億 8,166 万円に比べ 206 億 5,150 万円の減となりました。

② 特別会計からの借入金

東日本大震災の被災世帯の学生等に対する経済的支援は引き続き実施する一方、所要の経費については返還金を充てたことから、令和 6 年度は国の特別会計（東日本大震災復興特別会計）からの借入れは行っておりません。また、令和 5 年度に行った第一種奨学金（東日本大震災復興特別会計分）の返還免除に伴う令和 6 年度の借入金の償還免除は 1,052 万円、償還額は 16 億 6,524 万円でした。この結果、令和 6 年度末の借入金残高は、136 億 5,693 万円となり、令和 5 年度末の借入残高 153 億 3,269 万円に比べ、16 億 7,576 万円の減となりました。

③ 財政融資資金からの借入金

令和 6 年度は、第二種奨学金の貸与終了に伴う借換分として 5,161 億円の借入を行いました。この結果、令和 6 年度末の借入金残高は、6 兆 1,387 億 3,000 万円（借入総額 14 兆 3,419 億 1,800 万円、償還総額 8 兆 2,031 億 8,800 万円）となり、令和 5 年度末の借入金残高 6 兆 2,824 億 2,000 万円に比べ、1,436 億 9,000 万円の減となりました。

④　日本学生支援債券による資金調達

令和 6 年度は、第二種奨学金の原資として 1,200 億円を発行しました。この結果、令和 6 年度末の発行残高は、2,400 億円（発行総額 2 兆 7,240 億円、償還総額 2 兆 4,840 億円）となり、令和 5 年度末の発行残高と同額でした。

⑤　民間金融機関からの借入金

令和 6 年度は、財政融資資金等活用分の第一種奨学金及び第二種奨学金の原資に充当するため、借入期間約 3 ヵ月の短期借入及び借入期間約 1 年の長期借入を実施しました。令和 6 年度末の借入金残高は、1,580 億円となり、令和 5 年度末の借入残高 1,150 億円に比べ、430 億円の増となりました。

(3) 運営費交付金の状況

運営費交付金は、国が独立行政法人に対して負託した業務を運営するために交付されるものです。本機構の業務運営に要する経費に充てるため、令和 6 年度では 166 億 432 万円の運営費交付金の交付を受けました。

(4) 国庫補助金等の状況

①　国庫補助金

死亡等により法令に基づいて返還免除となった財政融資資金等活用分の第一種奨学金及び第二種奨学金にかかる債権を補填するための経費及び回収不能債権の償却財源として補填するための経費に充てるため、令和 6 年度では 36 億 9,635 万円の育英資金返還免除等補助金の交付を受けました。

②　利子補給金

財政融資資金の借入等に係る利子支払いのための経費に充てるため、令和 6 年度では 103,811,367 円の育英資金利子補給金の交付を受けました。

【留学生支援事業】

(1) 学資の支給と援助

① 留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）

優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進し、我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、我が国の大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難である者に対して、奨学金（令和 6 年度単価　大学院レベル・学部レベル：月額 48,000 円、日本語教育機関：月額 30,000 円）を給付しました。令和 6 年度の採用者は、6,946 名でした。

② 海外留学支援制度（協定受入）

我が国の大学等が、諸外国（地域）の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国（地域）の大学等に在籍している学生を、1 年以内の期間受入れた場合、当該受入学生に対し、奨学金月額 80,000 円を支給しました。令和 6 年度の採用者への支給実績は 4,125 名でした。

③ 海外留学支援制度（協定派遣）

我が国の大学等が、諸外国（地域）の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、我が国の大学等に在籍している学生を、1 年以内の期間諸外国（地域）の大学等に派遣した場合、当該派遣学生に対し、奨学金（月額 60,000 円～100,000 円）を支給しました。令和 6 年度の採用者への支給実績は 11,827 名でした。また、一定の家計基準を満たした場合に 160,000 円、一定の派遣期間を満たした場合に 130,000 円の渡航支援金を支給しました。

④ 海外留学支援制度（学部学位取得型）

我が国の高等学校を卒業した学生を、学士の学位を取得させるとともにグローバル人材の育成のため諸外国（地域）の大学に派遣した場合、当該派遣留学生に対し、奨学金（月額 124,000 円～326,000 円）を支給しました。また、新規採用者には渡航支援金 160,000 円を支給しました。令和 6 年度の採用者は 100 名でした。

⑤ 海外留学支援制度（大学院学位取得型）

我が国の大学の学生等を、修士又は博士の学位を取得するために世界の最先端の教育研究活動を行っている諸外国（地域）の大学に派遣した場合、当該派遣留学生に対し、奨学金（月額 154,000 円～356,000 円）を支給しました。また、新規採用者には渡航支援金 160,000 円を支給しました。令和 6 年度の採用者は 179 名でした。

⑥ 官民協働海外留学支援制度

平成 26 年度よりグローバル人材育成コミュニティ事業として官民協働海外留学支援制度を実施しています。令和 6 年度は、11 億 6,477 万円の寄附金を受入れました。なお、本事業への寄附金は、個人・法人とも税法上の優遇措置が認められております。令和 7 年度の大学生等対象（第 17 期）の採用者は 268 名で、高校生対象（第 10 期）の採用者は 717 名でした。

⑦ 国費外国人留学生への奨学金等支給

文部科学省が選抜した留学生に対し、奨学金等を支給する業務を行いました。

⑧ 高度外国人材育成課程履修支援制度

優秀な外国人留学生の日本国内での定着を促進し、もって外国人留学生の戦略的な受入れに資することを目的とし、留学生の就職促進に係る教育プログラム（留学生就職促進教育プログラム認定制度による文部科学省の認定を受けたものに限る。）を履修する者のうち、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して、履修支援のための奨学金として「高度外国人材育成課程履修支援金」（月額 20,000 円）を給付しました。令和 6 年度の採用者は、147 名でした。

(2) 外国人留学生に対する宿舎の支援

① 国際交流会館の設置・運営

外国人留学生等の宿舎として、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館を設置し、987 戸を提供しました。また、入居留学生相互の交流及び入居者その他の学生と地域住民、ボランティア等との交流等、国際交流を深めるための各種事業を実施しました。

② 留学生借り上げ宿舎支援事業の実施

留学生が我が国において安心して充実した留学生活を送るために、大学等が、民間宿舎を借り上げること等により外国人留学生に宿舎を提供している場合に、必要な経費を支援し、もって大学等のニーズに沿って留学生のために宿舎を効果的、効率的かつ安定的に確保することを目的として留学生借り上げ宿舎支援事業（文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援・海外留学支援制度（協定受入）支援・ホームステイ支援）を実施しました。

・ 文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援

大学等が文部科学省外国人留学生学習奨励費の受給者等に宿舎を提供するために、賃貸借契約を原則として 1 年以上締結し、民間宿舎を借り上げる場合において、当該宿舎に居住した留学生に対し支援を実施しました。

令和 6 年度の支援実績は 3,555 名でした。

・ 海外留学支援制度（協定受入）支援

大学等が海外留学支援制度（協定受入）奨学金の受給者に宿舎を提供するために、賃貸借契約を原則として 1 年以内の間締結し、民間宿舎を借り上げる場合において、当該宿舎に居住した留学生に対し支援を実施しました。

令和 6 年度の支援実績は 47 名でした。

・ ホームステイ支援

大学等がその指定する一般家庭に 7 日以上留学生（渡日 1 年以内に宿泊する者に限る。）を宿泊させる場合において、支援を実施しました。

令和 6 年度の支援実績は 24 名でした。

(3) 留学生交流推進事業

① 留学生地域交流事業（公益財団法人中島記念国際交流財団助成事業）

我が国の外国人留学生受入れ環境を整備し、交流を促進するために、公益財団法人中島記念国際交流財団からの資金を基に、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との相互理

解を図るための事業を実施しました。令和 6 年度は、一般公募により 53 事業を支援しました。

② フォローアップ事業及びネットワークの整備

・ 帰国外国人留学生短期研究制度

開発途上国・地域等から我が国に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している者に対し、我が国の大学において、当該大学の研究者と共に短期研究を行う機会を提供しました。令和 6 年度は、27 名を採用しました。

・ SNS による情報提供

Facebook の活用により帰国外国人留学生に対して継続的な情報提供を実施していくために、機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を日・英 2 か国語で配信しました。令和 6 年度のファン数は、117,869 件（令和 7 年 3 月末時点）でした。

・ 国内留学生会ネットワーク促進事業

留学生会の各種活動を通じ、留学生会の会員間のみならず、留学生会と日本社会とのネットワークを促進し、留学生交流の推進に資することを趣旨として、令和 6 年度は、10 の留学生会の活動を支援しました。

(4) 外国人留学生の就職支援

① 外国人留学生のための就活ガイドの作成

大学等に在籍している外国人留学生の就職・採用活動に関する有益な情報を提供することを目的として「外国人留学生のための就活ガイド 2026」を作成しました。

② 外国人留学生のための就職支援に関するガイダンスの実施

学生生活部が実施する「全国キャリア教育・就職ガイダンス」の中で、関係省庁・団体連携の下、「外国人留学生のキャリア教育・就職支援」の企画運営を分担しました。

(5) 日本留学試験の実施

外国人留学生として、我が国の大学等に入学を希望する者について、日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的として、令和 6 年 6 月 16 日（日）に第 1 回試験を、同年 11 月 10 日（日）に第 2 回試験を実施しました。

| | | 国内 | 国外 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 応募者数 | 第 1 回 | 19,849 | 6,239 | 26,088 |
| | 第 2 回 | 21,063 | 6,185 | 27,248 |
| 受験者数 | 第 1 回 | 17,346 | 5,342 | 22,688 |
| | 第 2 回 | 16,607 | 5,003 | 21,610 |

(6) 留学情報の提供

① 海外から日本への留学情報の提供

・ 日本留学情報の収集・提供

日本の大学等や日本語教育機関の情報を収集・整理し、印刷物の作成・送付や本機構のホームページ及び政府公認の日本留学総合ウェブサイトとして公開している「日本留学情報サイト」への掲載、SNS 等を通じた情報発信等により、日本留学希望者等に情報提供を行いました。

・ 日本留学フェアの実施等

日本への留学事情や大学、日本語教育機関等の正確な情報を提供するとともに、日本の大学等への入学希望者に適切な進学指導を行うため、高校生、大学生、在日外国人学生及び教員等を対象に、日本の大学等の参加を得て、日本留学オンラインフェア、日本留学フェア（台湾・韓国・タイ・ベトナム・インドネシア・マレーシア）及び外国人学生のための進学説明会（東京・大阪）を実施しました。また、令和 6 年度は他機関が主催する説明会等に計 19 回参加し、情報提供を行いました。

② 日本から海外への留学情報の提供

海外への留学に関する情報を収集・整理し、出版物の作成・送付や「海外留学情報サイト」への掲載等を通じて、海外留学希望者等に情報提供を行いました。

さらに、在日各国大使館及び関係機関の協力を得て、海外留学フェアを実施しました。この他、令和 6 年度年間を通して小規模の海外留学オンライン説明会（13 回）を実施するとともに、他機関が主催する留学フェアやイベント等に計 34 回参加・協力し、情報提供を行いました。

(7) 日本語教育センターにおける日本語教育の実施

東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、日本の大学院、大学、高等専門学校及び専修学校に入学を希望する外国人留学生に対して日本語及び基礎教科の教育を行いました。

令和 6 年度の学生受入数は、東京 224 名、大阪 124 名でした。

また、日本理解を促進するため、小・中・高校生等との交流事業等を実施しました。

【学生生活支援事業】

(1) 学生生活・学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供

① 「令和 6 年度学生生活調査」等の実施

学生の生活状況を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として「学生生活調査」を、高等専門学校の学生（4、5 年次）を対象として「高等専門学校生生活調査」を、専修学校（専門課程）の学生・生徒を対象として「専門学校生生活調査」を、隔年で実施しています。令和 6 年度は、学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ、調査票を決定し、令和 6 年 11 月～令和 7 年 1 月に実施しました。

② 「大学等における学生支援の取組状況に関する調査（令和 5 年度）」の結果公表

大学等における学生支援の現状及びニーズを把握するため、全国の大学、短期大学、高等専門学校を対象として、隔年で調査を実施しています。令和 6 年度は、令和 5 年 9 月に実施した調査について、集計及び外部有識者による調査領域ごとの分析を行い、令和 7 年 1 月に調査分析結果を公表しました。

③ 学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナーの開催

学生を取り巻く諸問題や大学等における学生支援に関する喫緊の課題をテーマに、具体的な問題事例や課題解決に向けた好事例の紹介等を行うことにより、先進的な取組等の普及、学生支援の充実を図ることを目的として、オンラインで開催しました。

≪令和 6 年度テーマ≫

大学等における防災と学生支援

≪参加者数≫628 名

(2) 障害のある学生等への支援

① 「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」

障害のある学生の今後の修学支援に関する方策の検討に資するため、全国の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握することを目的として、毎年実施しています。

② 「障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー」の開催

令和 6 年 4 月の改正障害者差別解消法の施行により、民間事業者に対しても合理的配慮の提供が義務化されたため、高等教育機関全体で障害のある学生・生徒を支援するための体制を一層整えることを目的として、「障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー」の基礎編、実践編をそれぞれ開催しました。

基礎編は、主として障害者差別解消法の基本的な事項を解説する動画をオンデマンド方式により配信しました。

実践編は対面形式で開催し、障害者差別解消法に係る講義に続き、紛争の防止・解決等に係る事例をもとに作成した課題について検討するグループディスカッション、検討結果のグループ発表と講師による講評・解説を行いました。

③ 「障害学生支援に関する専門テーマ別セミナー」の開催

障害学生修学支援ネットワーク拠点校等の協力により、専門的なテーマに焦点を当て、支

援体制の向上に関する情報や意見の交換等を行い、障害学生支援の充実に資することを目的として、事例紹介や講師インタビューの動画をオンデマンド方式により配信しました。

④　「障害学生支援実務者育成研修会　基礎プログラム／応用プログラム」の開催

障害学生支援に関する基礎知識に基づき、障害学生が修学目的を達成できるよう、ニーズに応じた円滑かつ効率的な支援を実施することのできる教職員を養成すること、また、所属校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる教職員としての能力向上を図ることを目的として、基礎プログラムをオンライン形式、応用プログラムを対面形式で開催しました（受講者数　基礎プログラム　247 名／応用プログラム 58 名）。

⑤　「心の問題と成長支援ワークショップ」の開催

メンタルヘルス向上とカウンセリングに関する基礎知識の事前学習や講義、参加者間の討議などを通じて、学生の心の問題等に関する課題やニーズの理解を深め、大学等における学生の心のセーフティネットの充実に資することを目的として、2 会場において対面形式で開催しました（参加者数　東京会場 98 名／大阪会場 90 名）。

(3) キャリア教育・就職支援

①　「全国キャリア教育・就職ガイダンス」の開催

大学等卒業予定者の就職・採用に関し、政府の行政説明、大学等・企業によるパネルディスカッション、外国人留学生及び障害のある学生のキャリア教育・就職支援に関するセッション、大学・企業等のキャリア教育・就職支援の取組事例の紹介等を行うことにより、産学官連携による人材育成等キャリア教育・就職支援の充実に資することを目的として、文部科学省、就職問題懇談会との共催により、オンライン形式（一部対面実施あり）で開催しました（視聴者数延べ　1,539 名）。

②　「インターンシップ専門人材セミナー」の開催

全国の大学等でインターンシップ等のキャリア教育に携わる教職員及びインターンシップに関心のある教職員に対し、専門家による講演やグループワークを通じて、参加者の知見を広めるとともに、文部科学省が示す専門人材として必要になる実践的なスキルの向上を図ることを目的として、オンライン形式で開催しました（受講者数　94 名）。

③　「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の開催

全国の大学等の管理者、課長相当職以上の幹部職員及びキャリア教育・就職支援業務等に携わる教職員に対し、キャリア教育から就職まで一貫した支援をより充実させるため、産業界からの参加を得て、テーマ別に事例紹介やグループワーク等を行い、教育界と産業界双方の要望や課題等について認識を共有することで、より実践的な産学連携教育の推進を図ることを目的として、オンライン形式で開催しました（参加者数延べ　130 名）。

④　大学等に対するインターンシップ等キャリア教育に関する情報の提供

文部科学省において創設された「大学等における学生のキャリア形成支援活動届出制度」について、大学等の令和 4 年度及び令和 5 年度の届出大学一覧等を機構のホームページに掲載しました。また、「大学教育改革」につなげるインターンシップ等を推進するため、イ

ンターンシップ等に主体的に取り組んでいる大学等の先進事例を「文部科学教育通信」（全８回）に掲載しました。

（4）学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配付

文部科学省及びＪＲと調整を図り、各大学、都道府県等に対して学割証を配付しました。

【その他の事業】

(1) 学生支援寄附金

本機構への寄附金は、奨学生であった方や一般の篤志家等からのものです。そのうち学生支援寄附金については、令和 6 年度は 11 億 1,800 万円（令和 5 年度は 35 億 3,095 万円）を受け入れました。なお、本機構への寄附金は、個人・法人とも税法上の優遇措置が認められています。

## 2　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

本機構においては、意欲と能力のある学生が経済的に自立し、自らの意志と責任により高等教育機関において学ぶことができるよう、引き続き事業の充実を図るとともに、運営上の合理的、効率的・効果的実施を図る必要があります。第 5 期中期目標期間（令和 6 年（2024 年）4 月 1 日～令和 11 年（2029 年）3 月 31 日）において、本機構は中期目標の達成に向け、以下のとおり着実に業務を推進してまいります。

【奨学金事業】

(1) 給付奨学金

①　奨学金の的確な支給

給付奨学金については、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等において修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するものであり、特に優れた学生等であって経済的理由により極めて修学が困難である者が、進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に対して支給を行います。

あわせて、大学等が実施する授業料等減免の対象を拡大することに伴い、新たに追加になる多子世帯の学生等についても大学等に対する情報提供などによる支援を適切に行います。

②　適格認定の実施

大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施いたします。

(2) 貸与奨学金

①　奨学金の的確な貸与

貸与奨学金については、優れた学生等であって経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき奨学金貸与事業を的確に実施いたします。

また、大学院修士段階における「授業料後払い制度」についても、適切な審査に基づき奨学金貸与事業を的確に実施いたします。

②　適格認定の実施

大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の必要性等を自ら判断しつつ奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施いたします。

③　債権の適切な管理及び返還金の確実な回収

奨学金貸与に係る事業の健全性を確保するため、計画的に返還金の確実な回収に取り組みます。

返還金の回収状況について、貸与人員、貸与規模減少による返還者層の構成変化の影響を受

けないものを分析の観点として掲げ、定量的な把握・分析を実施することとし、今中期目標期間中の貸与奨学金新規返還者について、97.2%以上の回収率を維持いたします。あわせて、返還促進方策の効果等を検証し、必要な改善を図ります。

④　減額返還・返還期限猶予制度の適切な運用

返還が困難な者へのセーフティネットである、減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行うとともに、返還者の利便性の向上を図り、適切に制度を運用いたします。

⑤　多様な返還方法等の提供

企業の担い手となる奨学金返還者についての各企業による「奨学金の返還支援（代理返還）制度」、及び奨学金の返還額が返還者の所得に連動する「所得連動返還方式」については、適切に情報提供、周知を行うとともに、確実に実施いたします。

⑥　返還免除制度の適切な運用

目的に応じた返還免除制度について適切に運用いたします。

⑦　機関保証制度の運用

奨学金の申込や採用の段階から保証制度についての理解を促すため、学生や学校担当者等に対して適切に情報提供、周知を行います。機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を的確に請求いたします。

また、機関保証制度が円滑に機能するよう、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証いたします。

(3) 奨学金事業に共通する事項の実施

①　奨学金制度の周知及び広報の充実

多様な機会や媒体を活用し、奨学金制度の理解に資するため、高等教育機関への進学希望者等や学生等、保護者、学校関係者、返還者等への正確でわかりやすい情報の提供に努めます。

また、奨学金相談センターについては、奨学金制度改正による制度の複雑化に伴うオペレーションの高度化に対応し、相談者に適切な案内を行うことができる体制を整備いたします。

②　学校との連携強化

授業料等減免等の大学等による支援策と併せて、着実に学生等の経済的負担を軽減するとともに、奨学生として学業精励の自覚を促すため、採用の段階から大学等と連携を図ります。

また、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、採用時、継続時、返還開始前の奨学金手続上重要な節目において、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求めます。

奨学金業務に関する適切な理解が、学生等の状況に応じたサポートに資することから、大学等の担当職員を対象とした研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策及び学校毎の貸与と返還に関する情報提供を適切に行います。

③　効果検証方策等の検討

奨学金の効果の把握・検証に資する情報を得るための方策や、奨学金制度について広く社会の理解増進を図るため、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、在学中から給付や返還が完了するまでの間の機会を捉えて実施可能なものについて国と連携して検討し、具体的な取組を行います。

【留学生支援事業】

(1) 外国人留学生に対する支援

① 日本留学に関する情報提供等の充実

日本留学情報サイト等の活用により、日本留学が期待される者を中心に、留学前、留学中及び卒業（修了）後のキャリアパス等日本留学の魅力に関する情報について、広く一元的に発信を行います。一元的な情報発信機能の強化に向けては、政府機関、大学等関係機関との連携を強化するとともに、関係機関からの積極的な情報提供を促します。

日本留学に関する情報を日本留学希望者に直接提供する方策として、日本留学フェア等の説明会を開催いたします。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行います。

国の方針を踏まえ、政策提言に供するための留学を巡る諸外国の動向やデータ等の収集・分析を行います。

② 日本留学試験の適切な実施

得点の等化、海外実施に対応する複数問題の作成、厳正な試験監督の実施、不測の事態における受験機会の確保等により、日本留学試験実施の公平性及び信頼の確保に努めます。

なお、試験実施にあたっては、国内・国外会場とも受験料を段階的に見直すとともに、効率的な運営により、収支の改善に努めます。

また、受験者の利便性向上及び多様な受験機会の確保に資するよう新たな方策の実施を検討いたします。さらに、日本留学試験の利用を促進するため、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資するよう効果的に広報施策等を実施し、新たな方策を検討するほか、外国人留学生の受入れを推進する観点から、現地の需要や経費を踏まえつつ海外における試験実施国・都市の在り方を検討いたします。

今中期目標期間における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数が、前中期目標期間の最終年度（令和 5 年度）における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数を上回ることといたします。

③ 日本語教育センターにおける教育の実施

日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施し、日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合を 95.8%以上といたします。また、モデルとなるべきカリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図ります。

④ 学資金の支給等

大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、優秀な外国人留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行います。

なお、各制度の実施に当たっては、以下の取組を行います。

ア．国費外国人留学生への学資金の支給等においては、国や大学等と連携して適切に実施いたします。

イ．留学生受入れ促進プログラムについては、国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、学資金を重点的に配分いたします。また、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用し、推薦依頼・採用を行います。高度外国人材育成課程履修支援制度についても、国や大学等との連携のもと、適切に実施いたします。

ウ．海外留学支援制度（協定受入）においては、グローバル化の取組を積極的に進める大学等に対して重点的に支援を行います。

エ．外国人留学生が借り上げ宿舎に居住する場合等に費用の一部を支援する事業については、私費外国人留学生への学資金の支給との連携を図り、適切に実施いたします。

⑤　宿舎の支援及び交流促進

東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として、国内外の優秀な学生や研究者が民間に比して低廉な使用料（館費）で共に居住する宿舎の提供、居住経験者の大学等の枠を超えた同窓会組織の支援、居住者以外の学生及び地域の交流、並びに外国人留学生の就職支援の充実等の取組を行います。

また、外国人留学生と日本人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施いたします。

⑥　卒業・修了後の支援

優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを推進するため、国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援や大学等に対する情報提供等を関係機関等と連携して行います。

卒業・修了後の外国人留学生に対しては、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供するほか、有益な情報の提供等、留学経験者のネットワーク化に向けた支援の充実を図るとともに、機構と日本留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備いたします。

(2) 日本人留学生に対する支援

①　海外留学に関する情報提供等の充実

留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実させます。

また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行います。加えて、海外留学支援制度における海外大学卒業生とのネットワークを構築し、奨学金制度利用者の活躍事例を活用した情報提供を行います。

更に、都道府県教育委員会等の国内外の関係機関と連携し、海外留学を推進する取組を実施いたします。今中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数を年間 30 回以上といたします。

② 学資金の支給

グローバルに活躍する人材を育成する国の方針のもと、意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、海外の大学等において、大学間交流協定等に基づく交流を行う日本人留学生及び学位取得を目指す日本人留学生に対し、学資金を適切に支給いたします。

また、海外留学支援制度（協定派遣）においては、留学期間の長期化を促す取組の実施に加え、第 4 期教育振興基本計画等の政府方針を踏まえ、グローバル人材育成支援にあたり、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的に支援を行います。

官民協働留学支援策である「トビタテ！留学ＪＡＰＡＮ」第 2 ステージについて、引き続き民間企業等からの寄附金を募り、2027 年度までの派遣人数 5 千人の目標達成に向けて計画的な運営に努めるとともに、「トビタテ！留学ＪＡＰＡＮ」の施策で得た経験を活用し、個人の主体的な留学、実践活動や事前・事後研修等を行うプログラムに対する支援を海外留学支援制度で実施いたします。

【学生生活支援事業】

(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供

大学等における学生生活状況について調査・分析を実施し、国の施策等の充実に資するよう情報提供等を実施いたします。

また、大学等における学生生活支援の取組について調査を実施し、実態や課題を把握するとともに、学生を取り巻く諸問題や喫緊の課題について大学等の理解・啓発に資するよう、先進的な取組等に関する情報提供等を実施いたします。

(2) 障害のある学生等に対する支援

障害のある学生の修学支援に関する実態調査を通じて現状の把握を行うとともに、障害学生支援に関する諸課題の理解・啓発に重点を置いたセミナー等を実施いたします。

また、障害学生に対する支援体制の全体的な底上げを図るために、総合的な情報提供や、関係機関等と連携した取組等を推進いたします。

このほか、大学等における学生の心理・メンタルヘルス支援の充実に資する情報提供等を行います。

(3) キャリア教育・就職支援

大学等におけるキャリア教育・就職支援の取組が推進されるよう、全国規模のガイダンスやワークショップ等を実施いたします。

また、大学等におけるインターンシップをはじめとする学生のキャリア形成支援に係る産学

協働の取組が推進されるよう、専門人材の育成に向けたセミナーの開催や好事例の収集・発信等を行います。

【その他業務運営に関する重要事項】

業務の効率化及び組織の効果的な機能発揮に引き続き努めるとともに、以下について取り組んでまいります。

・機構の業務運営や国の施策等の検討にも資するよう、学生支援に関する調査・分析・研究を実施いたします。

・内部統制・ガバナンスの強化として、以下の方策を実施いたします。

①事業運営への外部有識者の参画

②外部評価の実施

③理事会等によるガバナンスの確保

④リスク管理の推進

⑤コンプライアンスの推進

⑥内部監査の実施

・寄附金募集に係る広報等を推進するとともに、災害支援をはじめとした支援策への活用を適切に実施いたします。

・国内外の学生や関係機関、ひいては一般国民に対し、機構の事業及び運営に関する情報を、多様な媒体を活用し、よりわかりやすく、かつ迅速、正確に提供いたします。

## 3　事業等のリスク

ここでは、本機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、以下のリスクには、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は令和 7 年 8 月 20 日現在において本機構が判断したものです。

(1) 延滞債権の増加リスク

奨学金の回収率の実績は、全体として継続的に上昇してまいりました。しかし、今後の景気動向等によっては、無利子貸与の第一種奨学金（日本育英会においては一般勘定で経理）、有利子貸与の第二種奨学金（日本育英会においては特別勘定で経理）ともに、延滞債権が増加する可能性があります。

有利子貸与においては、平成 11 年 4 月より第二種奨学金（きぼう 21 プラン奨学金）として、基準を満たす希望者全員に対して奨学金を貸与することを目標とし、奨学生が安心して自立した学生生活ができるよう援助するとともに教育の機会均等を図るために、制度の内容、貸与人員ともに抜本的な拡充を行いました。その後、平成 25 年度まで貸与人員等の増加傾向が続き、平成 26 年度以降は減少傾向に転じています。平成 29 年度には給付奨学金が創設され、令和 2 年度以降、給付奨学金の対象者及び支給額が拡充されています。また、令和 6 年度には、第一種奨学金に新たに授業料後払い制度が創設されました。

本機構では過去に貸与した奨学金の回収金が新たに貸与する奨学金の原資の一部となっており、この奨学金の回収状況が、国の一般会計からの借入金額及び財政融資資金からの借入金額に影響を与える仕組みとなっています。従って、延滞債権が増加した場合は、貸倒引当金計上額の増加のみならず、上述の借入金の増加を通じて本機構の財務状況に悪影響を及ぼすことになります。

(2) 国の政策に伴うリスク

本機構は、国が関与すべき業務を実行する独立行政法人であり、国の政策の変化が本機構の業務、業績に影響を与える可能性があります。令和 7 年 8 月 20 日現在における本機構に関する行政改革の動向は以下のとおりです。

① 独立行政法人改革等に関する基本的な方針

平成 25 年 12 月 24 日に「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定されています。各独立行政法人について講ずべき措置とされたもののうち、本機構に関する部分は以下のとおりです。

| |
|---|
| 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」<br>各法人等について講ずべき措置（別紙）<br>【日本学生支援機構】<br>○　中期目標管理型の法人とする。<br>○　財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。<br>○　現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場とし |

ての活用を含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成26年夏までに結論を得る。

国際交流会館等について「「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）平成26年度フォローアップ結果」（平成26年8月29日内閣官房行政改革推進本部事務局）に記載された措置内容・理由等は以下のとおりです。

「留学生 30 万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会報告書」（平成26年7月31日）の趣旨を踏まえ、文部科学省内で経済性を勘案しつつ検討した結果、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の保有する国際交流会館等の活用方策については以下の通りとする。

1. 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する。
2. 上記1. 以外の国際交流会館（札幌国際交流会館、金沢国際交流会館、福岡国際交流会館、大分国際交流会館）については、これまでどおり地方公共団体や大学等との売却交渉を進める。

また、「「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」令和元年度実施状況調査」（令和元年12月総務省行政管理局）に記載された今後の対応方針は以下のとおりです。

1. 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する。
2. 上記1. 以外の国際交流会館（札幌国際交流会館、金沢国際交流会館、福岡国際交流会館、大分国際交流会館）については、これまでどおり地方公共団体や大学等への売却に必要な手続を行うとともに、売却が困難である場合は、引き続き保有し続けた場合に将来的に発生する維持管理コストと収入を比較考量した上で、処分に向けて条件の見直しを図りつつ交渉を進めることとした。
その後、平成27年5月から8月にかけて売却のための一般競争入札を実施し、大分国際交流会館については平成28年3月、福岡国際交流会館については平成28年6月に引渡しを行った。応札者がなかった札幌国際交流会館、金沢国際交流会館については引き続き地方公共団体と譲渡に向けて調整を行い、札幌国際交流会館については平成30年3月、金沢国際交流会館については平成30年4月に引渡しを行った。

② 独立行政法人制度改革関連法

第186回国会にて「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が可決、平成26年6月13日に公布され、平成27年4月1日に施行されました。

(3) 外部評価制度に伴うリスク

本機構は、各年度の業務実績、中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績及び中期目標期間の業務実績について、文部科学大臣による評価を受けなければなりませんが、文部科学大臣は、評価結果に基づいて必要があると認める場合は、法人に対して業務運営の改善等必要な措置を講ずることを命ずることができるとされています。

さらに、文部科学大臣は、中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績について評価を行ったときは、中期目標期間の終了時までに、本機構の業務の継続又は組織の存続の必要性

その他業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとされており、その内容を独立行政法人評価制度委員会に通知するとともに公表しなければならないとされています。また、独立行政法人評価制度委員会は、当該通知の事項について、必要があると認めるときは、文部科学大臣に意見を述べなければならないとされており、本機構の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告することができるとされています。

このように、評価結果に基づき、機構の組織及び業務の存続や在り方が大きく見直される可能性があります。

(4) 金利リスク

財政融資資金等活用分以外の第一種奨学金については、無利子で調達した資金を財源に奨学生に無利息で貸与しているため、金利リスクは発生しません。一方、財政融資資金等活用分の第一種奨学金については、有利子で調達した資金を財源に奨学生に無利息で貸与しているため、本機構に金利負担が発生することになります。このため、当該金利負担は国からの利子補給金により補填されます。

第二種奨学金については、有利子で調達した資金を財源に奨学生に利息付で貸与しているため、返還中は利息収入があります。しかしながら、本機構が奨学生に対して貸与をしている期間及び返還の期限を猶予している期間等については無利息としている他、本機構の財政融資資金からの借入利率が 3%を超えても奨学生には上限 3%の利率で貸与することとしていることから、本機構に金利負担が発生することになります。この当該金利負担は国からの利子補給金により補填されます。

また、平成 18 年度以前における本機構から奨学生への貸与は「卒業後最長 20 年の固定金利」であるのに対し、貸与の財源となる財政融資資金からの借入は「20 年償還（うち 4 年据置）の 5 年金利見直し」であるため、金利見直し時に本機構に金利負担が発生する場合も同様に、国からの利子補給金により補填されます。

このように、本機構の金利リスクについては機構法第 23 条により、政府は、毎年度予算の範囲内において、本機構に対し、学資の貸与にかかる業務に要する費用の一部を補助することができることとされており、当該金利負担分は利子補給金により補填することでリスクに対応しています。現状においては、金利リスクは限定的となっていますが、今後国の政策変更等により、こうした金利リスクが顕在化する可能性があります。

(5) 流動性リスク

市場の混乱等により、本機構の資金調達が困難となり若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合や、社会情勢の急激な変化等により返還充当金の大幅減が生じた場合、本機構の資金調達費用が増加する可能性があります。

(6) 事務リスク

本機構は、役職員による正確な事務の懈怠、あるいは業務遂行上の事故の発生等を原因として損失を被る可能性があります。

(7) システムリスク

本機構は、コンピューターシステムのダウン、誤作動等、システムの不具合及びサイバー攻撃等に伴い損失を被る可能性があります。

## 4　経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

## 5　研究開発活動

該当事項はありません。

## 6　財政状態及び経営成績の分析

（1）奨学金の回収状況について

第一種奨学金及び第二種奨学金はいずれも過去に貸与した奨学金の回収金が事業運営の原資となっており、この奨学金の回収状況が、国の一般会計からの借入金額及び財政融資資金からの借入金額に影響を与える仕組みとなっています。従って、奨学金の回収率の向上は本機構の財務内容の向上の観点からも喫緊の課題となっています。

奨学金のうち、要返還額及び返還額の本機構における令和 2 年度～令和 6 年度実績は次ページのとおりです。

（単位：百万円）

| 区分 | | | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第一種奨学金 | 要返還額 | 当年度分 | 222,841 | 229,291 | 235,354 | 242,135 | 247,566 |
| | | 延滞分 | 30,141 | 27,255 | 25,084 | 24,055 | 21,667 |
| | | 総額 | 252,982 | 256,546 | 260,438 | 266,190 | 269,232 |
| | 返還額（回収率） | 繰上分 | 35,587 | 38,494 | 36,765 | 33,504 | 29,757 |
| | | 当年度分〔a〕 | 219,415 (98.5%) | 225,892 (98.5%) | 231,748 (98.5%) | 238,303 (98.4%) | 243,776 (98.5%) |
| | | 延滞分〔b〕 | 4,365 (14.5%) | 3,756 (13.8%) | 3,284 (13.1%) | 3,384 (14.1%) | 3,285 (15.2%) |
| | | 期日到来分計〔a＋b〕 | 223,780 (88.5%) | 229,648 (89.5%) | 235,032 (90.2%) | 241,688 (90.8%) | 247,061 (91.8%) |
| 第二種奨学金 | 要返還額 | 当年度分 | 477,084 | 487,247 | 498,202 | 507,473 | 514,538 |
| | | 延滞分 | 48,445 | 45,948 | 45,394 | 47,092 | 46,041 |
| | | 総額 | 525,529 | 533,195 | 543,596 | 554,566 | 560,579 |
| | 返還額（回収率） | 繰上分 | 150,676 | 143,463 | 133,088 | 125,256 | 114,289 |
| | | 当年度分〔a〕 | 464,753 (97.4%) | 474,922 (97.5%) | 484,873 (97.3%) | 493,622 (97.3%) | 500,363 (97.2%) |
| | | 延滞分〔b〕 | 11,067 (22.8%) | 9,678 (21.1%) | 8,933 (19.7%) | 9,677 (20.5%) | 10,106 (21.9%) |
| | | 期日到来分計〔a＋b〕 | 475,820 (90.5%) | 484,600 (90.9%) | 493,806 (90.8%) | 503,298 (90.8%) | 510,468 (91.1%) |
| 合計額 | 要返還額 | 当年度分 | 699,925 | 716,539 | 733,556 | 749,608 | 762,104 |
| | | 延滞分 | 78,586 | 73,203 | 70,477 | 71,147 | 67,708 |
| | | 総額 | 778,511 | 789,741 | 804,034 | 820,755 | 829,812 |
| | 返還額（回収率） | 繰上分 | 186,263 | 181,957 | 169,854 | 158,761 | 144,045 |
| | | 当年度分〔a〕 | 684,168 (97.7%) | 700,814 (97.8%) | 716,621 (97.7%) | 731,925 (97.6%) | 744,138 (97.6%) |
| | | 延滞分〔b〕 | 15,432 (19.6%) | 13,434 (18.4%) | 12,217 (17.3%) | 13,061 (18.4%) | 13,391 (19.8%) |
| | | 期日到来分計〔a＋b〕 | 699,600 (89.9%) | 714,248 (90.4%) | 728,838 (90.6%) | 744,986 (90.8%) | 757,529 (91.3%) |

（注）　金額はそれぞれ四捨五入しているため、合計額欄は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

貸与奨学金については、上級学校への進学率の上昇、厳しい経済情勢下での家計急変及び教育費の高騰などによる奨学金希望者の増加などの状況を踏まえ、国の施策として奨学金制度の充実を進めてきたことにより、奨学金の貸与額は平成 25 年度まで年々増加し、それに伴って要返還額も増加しました。

一方、回収率は回収強化により上昇傾向ではありましたが、今後、景気変動の影響等により低下するおそれがあります。

なお、まだ返還期日の到来していない返還金を返還する繰上返還は、回収率算出にあたっては計上していません。

(2) リスク管理債権等の状況について

・ 令和５年度末、令和６年度末の状況について

本機構は、民間金融機関の基準に準じて、リスク管理債権を算出しています。

本機構は、経済的理由により修学が困難な者に対して、本人の支払能力を要件とせず奨学金の貸与を行っております。そのため、このリスク管理債権についても、貸出条件の緩和を含めた返還指導を行いつつ、本人及び連帯保証人へ継続的に督促を行うことにより回収が見込まれるものもあることから、記載した残高のすべてが回収不能となるわけではありません。

（総括）

（単位：百万円）

| 区　　分 | | 令和５年度末 | 令和６年度末 |
|---|---|---|---|
| 破綻先債権額 | （A） | 30,955 | 32,174 |
| 延滞債権額 | （B） | 170,212 | 167,275 |
| ３ヵ月以上延滞債権額 | （C） | 51,654 | 49,694 |
| 小計（延滞債権額） | （D）＝（A）＋（B）＋（C） | 252,821 | 249,144 |
| 比率 | （D）／（G）×１００ | 2.7 | 2.7 |
| 貸出条件緩和債権額 | （E） | 336,486 | 347,066 |
| 合計 | （F）＝（D）＋（E） | 589,308 | 596,211 |
| 比率 | （F）／（G）×１００ | 6.3 | 6.4 |
| 総貸付残高 | （G） | 9,370,110 | 9,272,355 |

（第一種奨学金）

（単位：百万円）

| 区　　分 | | 令和５年度末 | 令和６年度末 |
|---|---|---|---|
| 破綻先債権額 | （A） | 7,578 | 7,614 |
| 延滞債権額 | （B） | 43,869 | 41,774 |
| ３ヵ月以上延滞債権額 | （C） | 10,476 | 9,748 |
| 小計（延滞債権額） | （D）＝（A）＋（B）＋（C） | 61,925 | 59,137 |
| 比率 | （D）／（G）×１００ | 2.2 | 2.1 |
| 貸出条件緩和債権額 | （E） | 81,206 | 82,852 |
| 合計 | （F）＝（D）＋（E） | 143,131 | 141,990 |
| 比率 | （F）／（G）×１００ | 5.0 | 5.0 |
| 総貸付残高 | （G） | 2,860,876 | 2,835,281 |

（第二種奨学金）

（単位：百万円）

| 区　　分 | | 令和５年度末 | 令和６年度末 |
|---|---|---|---|
| 破綻先債権額 | （A） | 23,376 | 24,560 |
| 延滞債権額 | （B） | 126,342 | 125,500 |
| ３ヵ月以上延滞債権額 | （C） | 41,177 | 39,945 |
| 小計（延滞債権額） | （D）＝（A）＋（B）＋（C） | 190,896 | 190,007 |
| 比率 | （D）／（G）×１００ | 2.9 | 3.0 |
| 貸出条件緩和債権額 | （E） | 255,279 | 264,214 |
| 合計 | （F）＝（D）＋（E） | 446,176 | 454,221 |
| 比率 | （F）／（G）×１００ | 6.9 | 7.1 |
| 総貸付残高 | （G） | 6,509,234 | 6,437,074 |

（注）1.　平成20年度より、民間金融機関に準じて返還猶予債権をリスク管理債権に含めています。

2.　「貸出条件緩和債権額」は、独立行政法人日本学生支援機構法第15条第２項の規定により、国の教育施策の一環として、災害、傷病、生活保護及び経済困難等の事由等により返還期限猶予等となっている債権です。

なお、返還期限を猶予している債権には、上記のほか、本人が学校に在学している等の理由により返還期限を猶予している在学中等猶予債権が令和６年度末で262,633百万円（第一種79,176百万円、第二種183,456百万円）あります。

3.　金額はそれぞれ切り捨てているため、合計欄は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

（参考）

・破綻先債権額（A）：破産、個人再生等、法的形式的に破綻の事実が発生している者の債権残高

・延滞債権額（B）：延滞６ヵ月以上の債権で、破綻先債権を除いた債権残高

・３ヵ月以上延滞債権額（C）：弁済期限を３ヵ月経過して延滞となっている債権残高で、破綻先債権額（A）及び延滞債権額（B）に該当しないもの

リスク管理債権については、これまで述べましたように、奨学金の回収率向上に向けた諸施策を講じているところですが、今後、景気変動の影響等によりリスク管理債権も増加する可能性があります。

(3) 貸倒引当金の計上方法について

貸付金の貸倒引当金の計上方法は独立行政法人会計基準に基づき、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

貸倒引当金の計上にあたっては過去の回収実績をもとに算出していますが、前述のとおり回収率の向上を図っているところであります。

## 第３　設備の状況

### １　設備投資等の概要

令和４年度第二次補正予算において、市谷事務所再整備事業に係る予算が措置され、令和５年度に市谷事務所において、躯体だけを残して解体し、老朽化対策工事等を実施するとともに、増築工事を実施することとなりました。

### ２　主要な設備の状況

令和６年度末における主要な設備は、次のとおりです。

（単位：百万円）

| | 所在地 | 内容 | 土地 | | 建物 | 動産 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 面積 | 帳簿価額 | 帳簿価額 | 帳簿価額 | 帳簿価額 |
| 独立行政法人<br>日本学生支援機構 | 横浜市<br>緑区等 | 庁舎・<br>宿舎等 | 27,165.33<br>㎡ | 10,673 | 17,605 | 1,401 | 29,679 |

### ３　設備の新設、除却等の計画

上記工事のため、市谷事務所及び市谷外堀事務所に配置されていた部署は、東銀座事務所に仮移転しました（市谷事務所：令和５年７月 31 日に仮移転、市谷外堀事務所：令和５年５月 31 日に仮移転）。そして、令和６年度において、東銀座事務所から市谷事務所への移転を令和７年 11 月の予定とする旨を決定しました。

これにより、令和７年度において以下の固定資産を使用しないこととしました。

| 資産の<br>種類 | 資産の<br>所在 | 不使用と<br>なる日 | 帳簿価格<br>（不使用日時点） | 回収可能<br>サービス価額 | 減損の見込額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 建物附属設備 | 東京都<br>中央区 | 令和７年<br>11 月 30 日 | 110,300,380 円 | 0 円 | 110,300,380 円 |

## 第４　法人の状況

### １　資本金の状況

本機構の資本金は、令和７年８月20日現在、１億円です。

### ２　役員の状況

役員の定数は機構法第７条の規定により、理事長１人、理事４人以内及び監事２人を置くとされております。令和７年８月20日現在の役員は、次の通りです。

| 役　職 | 氏　名 | 任　期 | 経　歴 |
|---|---|---|---|
| 理事長 | 吉岡　知哉 | 令和６年４月１日～<br>令和11年３月31日 | 昭和51年４月　東京大学法学部助手<br>昭和55年４月　立教大学法学部助手<br>昭和56年４月　立教大学法学部法学科専任講師<br>昭和58年４月　立教大学法学部法学科助教授<br>平成 ２年 ４月　立教大学法学部法学科教授<br>平成 ２年11月　法学博士（東京大学）<br>平成 ８年 ４月　立教大学法学部政治学科教授<br>平成14年４月　立教大学法学部長<br>平成22年４月　立教大学総長<br>平成30年４月　立教大学名誉教授<br>平成31年４月　日本学生支援機構理事長<br>令和 ６年 ４月　再任 |
| 理事長<br>代理<br><br>理　事 | 榎本　剛 | 令和７年７月15日～<br>令和８年３月31日 | 平成３年４月　文部省採用<br>平成13年４月　在英日本国大使館一等書記官<br>平成14年５月　日本学術振興会国際事業部人物交流課長（兼）地域交流課長<br>平成17年４月　初等中等教育局教育財政室長<br>平成18年８月　千葉県教育委員会教育次長<br>平成20年８月　高等教育局高等教育政策室長<br>平成24年１月　官房企画官<br>平成25年２月　文化庁記念物課長<br>平成26年２月　初等中等教育局国際教育課長<br>平成27年１月　研究振興局参事官（情報担当）<br>平成30年10月　文化庁企画調整課長<br>令和２年４月　同　政策課長<br>令和３年１月　文化庁審議官<br>令和４年４月　奈良国立大学機構理事（兼）事務局長 |
| 理　事 | 戸田　純子 | 令和７年８月１日～<br>令和８年３月31日 | 昭和58年４月　日本育英会採用<br>平成31年４月　日本学生支援機構総務部長<br>令和 ２年11月　日本学生支援機構日本語教育センター長<br>令和 ３年10月　日本学生支援機構総務部付（文教関係団体企業年金基金）<br>令和 ７年３月　日本学生支援機構退職 |
| 理　事 | 谷合　俊一 | 令和６年４月１日～<br>令和８年３月31日 | 平成４年４月　文部省採用<br>平成18年４月　研究振興局振興企画課学術企画室長<br>平成19年１月　高等教育局大学振興課大学入試室長<br>平成19年７月　国立大学法人東京大学本部統括長（財務系/研究推進系）（兼）本部総合研究博物館グループ長<br>平成21年10月　カリフォルニア大学総長事務室<br>平成22年10月　初等中等教育局参事官付学校運営支援企画官<br>平成23年４月　同　企画官<br>平成24年８月　高等教育局視学官（併）研究開発局原子力損害賠償対策室次長<br>平成 25 年 ４月　国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部長<br>平成26年２月　生涯学習政策局社会教育課長<br>平成28年４月　日本学生支援機構政策企画部長<br>平成29年８月　新潟県立大学副理事（兼）事務局長<br>平成31年４月　官房付（併）内閣参事官（内閣官房副長官補付）（命）教育再生実行会議担当室参事官<br>令和元年12月　（命）官房文部科学戦略官 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 令和３年４月　東京工業高等専門学校校長<br>令和６年４月　日本学生支援機構理事（役員出向） |
| 理　事 | 吉野　利雄 | 令和６年４月１日～<br>令和８年３月 31 日 | 昭和 58 年４月　日本国際教育協会採用<br>平成 28 年４月　日本学生支援機構総務部長<br>平成 31 年４月　日本学生支援機構留学生事業部長<br>令和 ２年 ４月　日本学生支援機構理事<br>令和 ４年 ４月　再任<br>令和 ６年 ４月　再任 |
| 監　事<br>(非常勤) | 竹内　俊郎 | 令和６年９月１日～<br>令和 10 事業年度の財務諸表承認日 | 昭和 50 年８月　東京水産大学水産学部助手採用<br>昭和 55 年８月　同　講師<br>昭和 58 年３月　農学博士（東京大学）<br>昭和 58 年５月　東京水産大学　助教授<br>平成 ６年４月　同　教授<br>平成 15 年 10 月　東京海洋大学教授<br>平成 15 年 10 月　同　大学院海洋科学技術研究科長（平成 20 年３月まで）<br>平成 20 年４月　国立大学法人東京海洋大学教育研究評議会評議員<br>平成 21 年４月　同　理事･副学長<br>平成 24 年４月　同　教授<br>平成 25 年３月　同　退職<br>平成 25 年４月　同　教授（再雇用）<br>平成 27 年４月　国立大学法人東京海洋大学長<br>令和 ３年 ３月　同　退職<br>令和 ３年 ４月　国立大学法人東京海洋大学名誉教授<br>令和 ３年 ９月　日本学生支援機構監事<br>令和 ６年 ９月　再任 |
| 監　事<br>(非常勤) | 小川 千恵子 | 令和６年９月１日～<br>令和 10 事業年度の財務諸表承認日 | 平成 ３年 10 月　センチュリー監査法人採用<br>平成13 年４月　新日本監査法人さいたま事務所採用<br>平成18 年２月　監査法人日本橋事務所採用<br>平成22 年７月　リソース・グローバル・プロフェッショナルズ採用<br>平成26 年３月　小川会計事務所開業<br>平成26 年４月　日本学生支援機構監事<br>平成28 年４月　再任<br>令和元年 ９月　再任<br>令和 ３年９月　再任<br>令和 ６年９月　再任 |

3　コーポレートガバナンスの状況

(1) 法による規制

①　主務大臣等

本機構の主務大臣は、機構法第 26 条により文部科学大臣とされており、通則法第 20 条により、文部科学大臣は、本機構の理事長及び監事を任命し、通則法第 23 条により解任することができるとされています。また本機構は、業務方法書の作成及び変更、長期借入や債券発行の際には、文部科学大臣の認可を受けることとされています（通則法第 28 条、機構法第 19 条)。

②　会計監査人の監査等

本機構は通則法第 39 条第 1 項により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、文部科学大臣が選任する会計監査人の監査を受けなければならないとされています。また、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 ヵ月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています（通則法第 38 条第 1 項)。

③　会計検査院の検査

本機構に対しては会計検査院法に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。

当該検査の観点は以下のとおりです。

- 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているか（正確性）
- 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているか（合規性）
- 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないか（経済性）
- 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか（効率性）
- 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また効果を上げているか（有効性）
- その他会計検査上必要な観点

(2) 外部評価体制

独立行政法人の評価は、主務大臣の下での政策の PDCA サイクルを強化する観点から、主務大臣が行うこととされており、従って、本機構の業務実績に関する評価は文部科学大臣により行われます。

文部科学大臣による評価は、通則法第 32 条に基づき、以下の事項について行われ、その結果が本機構に通知されます。

- 中期目標期間の初年度から第 3 年度：当該事業年度の業務の実績
- 中期目標期間最終年度の前年度：当該事業年度における業務実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる業務の実績
- 中期目標期間最終年度：当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

また、総務省には、評価制度や評価の実施に関する重要事項について第三者的な立場から調査審議する機関として、内閣総理大臣が任命した外部有識者で構成される独立行政法人評価制度委員会が設置されています。

文部科学大臣は、中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績の評価結果を、独立行政法人評価制度委員会に通知しなければならず、独立行政法人評価制度委員会は、必要があると認めるときは、文部科学大臣に意見を述べなければならないとされています。

(3) 内部管理体制

（役員会の運営・業務執行体制）

理事長のリーダーシップの下、機動的な組織運営・事業実施ができるよう権限を理事長に集中させるとともに、外部有識者で構成され、理事長に助言を行う運営評議会、政策企画立案関係事務を分掌する政策企画部を設置するなど理事長の補佐体制についても整備しています。また、理事会とは別に、理事長及び理事等役員で構成し、加えて職員幹部が出席する経営管理会議を定期的に開催して重要な方針及び施策並びに内部統制に係る取組に関する検討・審議を行うなど、本機構の業務の適正な管理、効率的・効果的な運営を図っています。

（監事監査）

本機構の業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的とし、本機構に監事 2 人を置いています（機構法第 7 条）。監事は、「監事監査要綱」に基づき、個々の処理の不適正・非効率を指摘するに止まらず、これらの生ずる原因・理由等の探求及び防止の方策についても配慮し、会計監査人・検査室等と連携し本機構の業務の監査を行っています。

（内部評価制度）

通則法第 32 条により、各独立行政法人は、上記（2）で述べた大臣による評価を受けるにあたっては、各事業年度の終了後 3 ヵ月以内に、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を大臣に提出するとともに、公表しなければならないとされています。本機構は、この自己評価を厳格かつ客観的に行うために、外部有識者により構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会を設置し、業務実績及びそれに関する本機構の自己評価案について意見を聴取しています。この評価委員会の意見を踏まえ、理事会の審議を経て、理事長が自己評価を決定し、その結果を「業務実績等報告書」としてとりまとめ、文部科学大臣に提出するとともに、ホームページにおいて公表しています。

（組織運営規程）

本機構では、中期目標や中期計画を実現するための組織体制の構築に取り組んでいます。その具体的な内容は、本機構の組織運営規程に規定されていますが、主な内容は以下のとおりです。

① 組織編成及び運営の基本方針の明確化

- 組織編成及び運営の見直し（組織運営規程第 2 条第 1 項）
  組織に期待される学生支援の方策は、学生の修学環境等の変化に応じて異なるとともに、各支援策を相互に連携・補完させ、本機構の支援策全体により修学環境を改善することが求められています。このような状況を踏まえ、本機構の組織編成及び運営は、内外の社会経済情勢等に対応して、組織が機構全体としてその目的を実現していくよう各組織相互の連携調整と全体の統括を確保しつつ、効率的、効果的なものになるよう、常に見直していくこととしています。
- 外部の知見等の活用（同第 2 条第 2 項）
  本機構の組織編成及び運営の実施に当たっては、外部有識者等の知見を有効に活用することとしています。

② 運営評議会の設置（同第 5 条）

理事長の求めに応じて、中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について審議を行うため、学識経験者等で構成する運営評議会を設置し、理事長に助言しています。

（コンプライアンス体制）

本機構では、社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、平成 18 年 10 月

に「コンプライアンスの推進に関する規程」を制定するとともに、「コンプライアンス推進委員会」を設置して、年度ごとにコンプライアンス推進に関する具体的な取組の計画をまとめ、コンプライアンス・プログラムを策定するなど、コンプライアンスの推進を図っています。

（リスク管理体制）

本機構では、目標の達成及び業務の適正確保を図るため、リスク管理全般に必要な事項を定めた「リスク管理規程」を制定するとともに、「リスク管理委員会」を設置し、目標の達成を阻害する可能性を有する要因（リスク）を的確に把握し、その発生可能性の低減化、又は発生した場合の損失・被害の最小化を図るための措置を行うこととしています。

（情報公開と個人情報保護）

本機構では、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、「情報の公開に関する規程」及び「個人情報保護規程」を制定するとともに、情報の公開の適正な実施の確保及び本機構が保有する個人情報の適切な管理を図るために「情報公開・個人情報保護委員会」を設置しています。

（内部監査）

本機構の業務運営の実情を調査し、その効果的かつ効率的執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的として、内部監査のシステムを設けています。内部監査は、理事長が組織の内部統制を期すために行うものであり、「内部監査規程」に基づき、検査室に所属する職員が監査員となり、理事長が作成する監査計画により実施します。理事長は、監査員の結果報告に基づき、改善を必要とする事項があると認める場合は、業務又は会計経理に関し必要な措置を講ずるものとしています。

（4）評価

文部科学大臣による本機構の令和 6 年度の業務実績に関する評価は、今後決定され公表されます。

## 第５　経理の状況

### １　財務諸表等

本機構は、通則法第 38 条第 1 項及び第 2 項により、毎事業年度の終了後 3 ヵ月以内に監事による監査報告及び会計監査人による会計監査報告を付した財務諸表を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています。また同条第 3 項により、文部科学大臣の承認を受けたときは、遅延なく、財務諸表を官報に公告しなければならないとされています。

令和 6 年度決算財務諸表につきましては、令和 7 年 8 月 7 日付で文部科学大臣の承認を受け、官報の公告に向けた手続きを進めているところです。

なお、将来の国民負担に関するディスクロージャーを一層進めるとの観点から、財政投融資を活用している事業に関し、一定の前提条件（金利、事業規模など）を設定し、将来にわたる資金収支（キャッシュフロー）等を推計することで、国（一般会計等）から投入される補助金等の額を試算するものとして、政策コスト分析が公表されております。

本機構の政策コスト分析については、奨学金貸与事業のうち財政融資資金を活用している事業が対象となっております。詳細につきましては、下記の財務省ホームページをご参照ください。

財務省ホームページ

https://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/policy_cost_analysis/index.htm

【令和６年度】

（目次）


頁

（１）　財務諸表 ･････････････････････････････････････････････････････････ 95

Ⅰ．法人単位

①　貸借対照表 ･････････････････････････････････････････････････････････ 95

②　行政コスト計算書 ･････････････････････････････････････････････････ 97

③　損益計算書 ･････････････････････････････････････････････････････････ 98

④　純資産変動計算書 ･････････････････････････････････････････････････ 99

⑤　キャッシュ・フロー計算書 ･････････････････････････････････････ 100

⑥　注記事項 ･････････････････････････････････････････････････････････ 101

⑦　附属明細書 ･････････････････････････････････････････････････････ 109

Ⅱ．一般勘定

①　貸借対照表 ･････････････････････････････････････････････････････････ 122

②　行政コスト計算書･････････････････････････････････････････････････ 124

③　損益計算書 ･････････････････････････････････････････････････････････ 125

④　純資産変動計算書･････････････････････････････････････････････････ 126

⑤　キャッシュ・フロー計算書 ･････････････････････････････････････ 127

⑥　利益の処分に関する書類 ･････････････････････････････････････････ 128

⑦　注記事項･････････････････････････････････････････････････････････ 129

⑧　附属明細書 ･････････････････････････････････････････････････････ 137

Ⅲ．学資支給業務勘定

①　貸借対照表 ･････････････････････････････････････････････････････････ 144

②　行政コスト計算書 ･････････････････････････････････････････････････ 145

③　損益計算書 ･････････････････････････････････････････････････････････ 146

④　純資産変動計算書･････････････････････････････････････････････････ 147

⑤　キャッシュ・フロー計算書 ･････････････････････････････････････ 148

⑥　利益の処分に関する書類 ･････････････････････････････････････････ 149

⑦　注記事項･････････････････････････････････････････････････････････ 150

⑧　附属明細書 ･････････････････････････････････････････････････････ 152

（２）　監事による監査報告 ･････････････････････････････････････････････ 154

（３）　独立監査人の監査報告書 ･････････････････････････････････････････ 157

（１）財務諸表

〈法人単位〉

①貸借対照表（令和７年３月31日現在）

（単位：円）

| 区分 | 金額 | | |
|---|---|---|---|
| 資産の部 | | | |
| Ⅰ流動資産 | | | |
| 現金及び預金 | | 274,472,729,689 | |
| 貸付金 | | | |
| 第一種学資貸与金 | 2,800,392,526,328 | | |
| 第二種学資貸与金 | 6,350,125,248,389 | | |
| 貸倒引当金 | △ 26,586,968,436 | 9,123,930,806,281 | |
| 前払金 | | 9,754,747 | |
| 前払費用 | | 14,930,552 | |
| 未収収益 | 512,092,868 | | |
| 貸倒引当金 | △ 2,531,197 | 509,561,671 | |
| 未収金 | 822,846,699 | | |
| 貸倒引当金 | △ 8,187,886 | 814,658,813 | |
| 賞与引当金見返（注） | | 389,165,276 | |
| 流動資産合計 | | | 9,400,141,607,029 |
| Ⅱ固定資産 | | | |
| 1. 有形固定資産 | | | |
| 建物 | 36,652,424,821 | | |
| 減価償却累計額 | △ 19,022,285,059 | | |
| 減損損失累計額 | △ 25,033,031 | 17,605,106,731 | |
| 構築物 | 52,100,859 | | |
| 減価償却累計額 | △ 41,447,293 | 10,653,566 | |
| 車両運搬具 | 5,682,600 | | |
| 減価償却累計額 | △ 1,136,520 | 4,546,080 | |
| 工具器具備品 | 5,194,049,341 | | |
| 減価償却累計額 | △ 3,808,281,773 | 1,385,767,568 | |
| 土地 | | 10,672,550,060 | |
| 建設仮勘定 | | 5,460,763,000 | |
| 有形固定資産合計 | | 35,139,387,005 | |
| 2. 無形固定資産 | | | |
| 借地権 | | 5,450,587,495 | |
| ソフトウェア | | 7,222,023,686 | |
| 電話加入権 | | 754,000 | |
| 無形固定資産合計 | | 12,673,365,181 | |
| 3. 投資その他の資産 | | | |
| 破産再生更生債権等 | 121,839,386,248 | | |
| 貸倒引当金 | △ 120,038,669,126 | 1,800,717,122 | |
| 未収財源措置予定額（注） | | 12,560,838,461 | |
| 退職給付引当金見返（注） | | 3,664,511,498 | |
| 差入保証金 | | 197,563,581 | |
| 投資その他の資産合計 | | 18,223,630,662 | |
| 固定資産合計 | | | 66,036,382,848 |
| 資産合計 | | | 9,466,177,989,877 |

| 区分 | 金額 | | |
|---|---|---|---|
| 負債の部 | | | |
| Ⅰ流動負債 | | | |
| 運営費交付金債務（注） | | 488,648,580 | |
| 預り施設費（注） | | 8,200 | |
| 預り補助金等（注） | | 5,694,709,228 | |
| 預り寄附金（注） | | 2,632,726,000 | |
| 一年以内償還予定日本学生支援債券 | | 120,000,000,000 | |
| 一年以内返済予定長期借入金 | | 881,019,987,000 | |
| 未払金 | | 6,708,440,802 | |
| 未払消費税等 | | 17,784,800 | |
| リース債務 | | 400,566,185 | |
| 未払費用 | | 7,515,770,761 | |
| 前受金 | | 229,522,885 | |
| 預り金 | | 382,219,474 | |
| 仮受金 | | 70,101,902 | |
| 賞与引当金 | | 389,165,276 | |
| 資産除去債務 | | 225,940,000 | |
| 流動負債合計 | | | 1,025,775,591,093 |
| Ⅱ固定負債 | | | |
| 資産見返負債（注） | | | |
| 資産見返運営費交付金（注） | 1,685,818,852 | | |
| 資産見返施設費（注） | 768,632,656 | | |
| 資産見返補助金等（注） | 6,574,725,472 | | |
| 資産見返寄附金（注） | 81,143,017 | | |
| 建設仮勘定見返施設費（注） | 5,460,763,000 | 14,571,082,997 | |
| 長期預り補助金等（注） | | 124,727,455 | |
| 長期預り寄附金（注） | | 6,353,981,255 | |
| 日本学生支援債券 | | 120,000,000,000 | |
| 長期借入金 | | 8,265,597,101,410 | |
| 長期預り保証金 | | 69,915,816 | |
| 長期リース債務 | | 364,721,212 | |
| 退職給付引当金 | | 3,664,511,498 | |
| 固定負債合計 | | | 8,410,746,041,643 |
| 負債合計 | | | 9,436,521,632,736 |
| 純資産の部 | | | |
| Ⅰ資本金 | | | |
| 政府出資金 | 100,000,000 | | |
| 資本金合計 | | 100,000,000 | |
| Ⅱ資本剰余金 | | | |
| 資本剰余金 | △ 601,319,929 | | |
| その他行政コスト累計額（注） | △ 29,644,842,436 | | |
| 減価償却相当累計額（注） | △ 18,714,363,975 | | |
| 減損損失相当累計額（注） | △ 25,033,031 | | |
| 除売却差額相当累計額（注） | △ 10,905,445,430 | | |
| 民間出えん金（注） | 58,745,446,994 | | |
| 資本剰余金合計 | | 28,499,284,629 | |
| Ⅲ利益剰余金 | | 1,057,072,512 | |
| 純資産合計 | | | 29,656,357,141 |
| 負債･純資産合計 | | | 9,466,177,989,877 |

貸借対照表注記
１．「貸付金」は、独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項に基づく奨学金貸与事業の貸付金を示しております。
２．（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。
３．その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　△1,065,796円

②行政コスト計算書(令和６年４月１日　至令和７年３月31日)

（単位:円）

| 区分 | 金額 | |
|---|---|---|
| Ⅰ　損益計算書上の費用 | | |
| 奨学金業務費 | 63,312,350,885 | |
| 学資金支給業務費 | 8,304,799 | |
| 修学支援学資金支給業務費 | 150,003,316,300 | |
| 留学生学資金支給業務費 | 11,791,299,352 | |
| 留学生寄宿舎運営業務費 | 1,262,356,307 | |
| 留学試験業務費 | 1,028,310,082 | |
| 日本語予備教育業務費 | 800,291,045 | |
| 留学生交流推進業務費 | 1,140,826,906 | |
| 研修・情報提供業務費 | 125,403,771 | |
| 修学環境等調査研究業務費 | 205,871,108 | |
| 一般管理費 | 3,055,390,856 | |
| 臨時損失 | 117,406 | |
| 損益計算書上の費用合計 | | 232,733,838,817 |
| Ⅱ　その他行政コスト | | |
| 減価償却相当額（注） | 507,942,826 | |
| 除売却差額相当額（注） | 8 | |
| その他行政コスト合計 | | 507,942,834 |
| Ⅲ　行政コスト | | 233,241,781,651 |

行政コスト計算書注記

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

| | | |
|---|---|---|
| 行政コスト | 233,241,781,651 | 円 |
| 自己収入等 | △ 27,731,469,365 | 円 |
| 機会費用 | 32,868,383,588 | 円 |
| 独立行政法人の運営に関して国民の負担に帰せられるコスト | 238,378,695,874 | 円 |

２．機会費用の計上方法

（１）　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。

（２）　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

平成31年４月５日付事務連絡「行政サービス実施コスト計算書等の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、1.485％で計算しております。

（３）　国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用の計算に使用した利率

当事業年度に行った通常の資金調達に係る約定利率の加重平均値1.152％で計算しております。

（４）　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

３．（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

③損益計算書(自令和６年４月１日　至令和７年３月31日)

（単位:円）

| 区分 | 金額 | | |
|---|---|---|---|
| 経常費用 | | | |
| 業務費 | | | |
| 奨学金業務費 | 63,312,350,885 | | |
| 学資金支給業務費 | 8,304,799 | | |
| 修学支援学資金支給業務費 | 150,003,316,300 | | |
| 留学生学資金支給業務費 | 11,791,299,352 | | |
| 留学生寄宿舎運営業務費 | 1,262,356,307 | | |
| 留学試験業務費 | 1,028,310,082 | | |
| 日本語予備教育業務費 | 800,291,045 | | |
| 留学生交流推進業務費 | 1,140,826,906 | | |
| 研修・情報提供業務費 | 125,403,771 | | |
| 修学環境等調査研究業務費 | 205,871,108 | 229,678,330,555 | |
| 一般管理費 | | 3,055,390,856 | |
| 経常費用合計 | | | 232,733,721,411 |
| 経常収益 | | | |
| 運営費交付金収益（注） | | 15,367,878,884 | |
| 施設費収益 | | 202,094,200 | |
| 学資貸与金利息 | | 21,981,130,237 | |
| 延滞金収入 | | 2,213,122,619 | |
| 留学生宿舎収入 | | 629,890,452 | |
| 日本語学校収入 | | 298,334,296 | |
| 日本留学試験検定料収入 | | 783,517,420 | |
| その他事業収入 | | 314,659,418 | |
| 受託収入 | | | |
| その他受託収入 | | 26,689,259 | |
| 補助金等収益（注） | | | |
| 国庫補助金収益（注） | 158,651,817,594 | | |
| 政府補給金収益（注） | 27,443,925,059 | 186,095,742,653 | |
| 助成金収益（注） | | 63,423,402 | |
| 寄附金収益（注） | | 1,269,090,234 | |
| 賞与引当金見返に係る収益（注） | | 389,165,276 | |
| 退職給付引当金見返に係る収益（注） | | △ 170,670,448 | |
| 資産見返負債戻入（注） | | | |
| 資産見返運営費交付金戻入（注） | 659,246,686 | | |
| 資産見返施設費戻入（注） | 87,352,502 | | |
| 資産見返補助金等戻入（注） | 1,619,646,946 | | |
| 資産見返寄附金戻入（注） | 10,143,535 | 2,376,389,669 | |
| 財務収益 | | | |
| 受取利息 | 136,680,840 | | |
| 有価証券利息 | 4,769,753 | 141,450,593 | |
| 経常収益合計 | | | 231,981,908,164 |
| 経常損失 | | | 751,813,247 |
| 臨時損失 | | | |
| 固定資産除却損 | | 117,406 | 117,406 |
| 臨時利益 | | | |
| 資産見返運営費交付金戻入（注） | | 99,465 | |
| 資産見返施設費戻入（注） | | 36 | |
| 資産見返補助金等戻入（注） | | 4 | |
| 資産見返寄附金戻入（注） | | 17,900 | 117,405 |
| 当期純損失 | | | 751,813,248 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額（注） | | | 751,977,108 |
| 当期総利益 | | | 163,860 |

損益計算書注記

１．　事業費内訳は、附属明細書「主な事業費用の内訳」に記載しております。

２．　ファイナンス・リースに係る取引

　　ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△742,290円であり、当該影響額を除いた当期総利益は906,150円であります。

３．　（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

④純資産変動計算書（自令和6年4月1日　至令和7年3月31日）

（単位：円）

| 区分 | Ⅰ 資本金 | | Ⅱ 資本剰余金 | | | | | | | | Ⅲ 利益剰余金 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | その他行政コスト累計額 | | | | | | |
| | 政府出資金 | 資本金合計 | 資本剰余金 | 国庫納付差額 | その他 | 減価償却相当累計額（－） | 減損損失相当累計額（－） | 除売却差額相当累計額（－） | 民間出えん金 | 資本剰余金合計 | 利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 100,000,000 | 100,000,000 | △ 601,319,929 | △ 602,272,629 | 952,700 | △ 18,263,847,193 | △ 33,990,790 | △ 10,839,061,619 | 58,745,446,994 | 29,007,227,463 | 2,850,730,275 | 31,957,957,738 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | | |
| Ⅰ 資本金の当期変動額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| Ⅱ 資本剰余金の当期変動額 | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産の除売却 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 57,426,044 | 8,957,759 | △ 66,383,811 | 0 | △ 8 | 0 | △ 8 |
| 減価償却 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 507,942,826 | 0 | 0 | 0 | △ 507,942,826 | 0 | △ 507,942,826 |
| Ⅲ 利益剰余金の当期変動額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 1,793,657,763 | △ 1,793,657,763 |
| 当期変動額合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 450,516,782 | 8,957,759 | △ 66,383,811 | 0 | △ 507,942,834 | △ 1,793,657,763 | △ 2,301,600,597 |
| 当期末残高 | 100,000,000 | 100,000,000 | △ 601,319,929 | △ 602,272,629 | 952,700 | △ 18,714,363,975 | △ 25,033,031 | △ 10,905,445,430 | 58,745,446,994 | 28,499,284,629 | 1,057,072,512 | 29,656,357,141 |

純資産変動計算書注記

資本剰余金のうち、その他は、機構発足時に国から承継した資産です。

⑤キャッシュ・フロー計算書(自令和６年４月１日　至令和７年３月31日)

（単位:円）

| 区分 | 金額 |
|---|---|
| Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 人件費支出 | △ 5,004,397,780 |
| 学資貸与金の貸付による支出 | △ 823,834,195,218 |
| 学資支給金の支給による支出 | △ 6,960,000 |
| 修学支援学資支給金の支給による支出 | △ 150,003,316,300 |
| 短期借入金の返済による支出 | △ 1,462,645,000,000 |
| 債券の償還による支出 | △ 120,000,000,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | △ 877,943,856,566 |
| 借入利息の支払額 | △ 25,881,375,749 |
| 債券利息の支払額 | △ 305,549,334 |
| その他の業務支出 | △ 25,872,693,606 |
| 運営費交付金収入 | 16,604,315,000 |
| 学資貸与金の回収による収入 | 901,523,267,258 |
| 学資支給金の回収による収入 | 89,837,295 |
| 短期借入れによる収入 | 1,462,645,000,000 |
| 債券の発行による収入 | 119,825,390,386 |
| 長期借入れによる収入 | 771,533,523,000 |
| 学資貸与金利息の受取額 | 21,937,439,153 |
| 延滞金収入 | 2,213,122,619 |
| 留学生宿舎収入 | 622,891,707 |
| 日本語学校収入 | 292,533,913 |
| 日本留学試験検定料収入 | 810,602,420 |
| その他の事業収入 | 386,506,792 |
| 政府受託収入の精算による返還金の支出 | △ 6,695,989 |
| 国庫補助金収入 | 168,730,273,943 |
| 国庫補助金の精算による返還金の支出 | △ 4,837,420,220 |
| 政府補給金収入 | 103,811,367 |
| 助成金収入 | 100,000,000 |
| 寄附金収入 | 2,187,202,847 |
| 小計 | △ 26,735,743,062 |
| その他利息の受取額 | 161,665,823 |
| その他利息の支払額 | △ 296,644 |
| 国庫納付金の支払額 | △ 1,041,844,515 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | △ 27,616,218,398 |
| Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 定期預金の払戻による収入 | 28,700,000,000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △ 762,719,987 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △ 4,294,445,100 |
| 差入保証金の差入による支出 | △ 745,560 |
| 施設整備費補助金収入 | 3,323,396,000 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 26,965,485,353 |
| Ⅲ　財務活動によるキャッシュ･フロー | |
| リース債務の返済による支出 | △ 774,555,044 |
| 財務活動によるキャッシュ･フロー | △ 774,555,044 |
| Ⅳ　資金増加額 | △ 1,425,288,089 |
| Ⅴ　資金期首残高 | 275,898,017,778 |
| Ⅵ　資金期末残高 | 274,472,729,689 |

キャッシュ・フロー計算書注記

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

| | |
|---|---|
| 現金及び預金 | 274,472,729,689 円 |
| 資金期末残高 | 274,472,729,689 円 |

２．重要な非資金取引

| | |
|---|---|
| ファイナンス・リースによる資産の取得 | 34,419,000 円 |
| 学資貸与金免除 | 17,054,963,359 円 |
| 一般会計からの借入金免除 | 16,596,410,182 円 |
| 特別会計からの借入金免除 | 10,519,688 円 |
| 計 | 33,696,312,229 円 |

⑥注記事項

## Ⅰ　重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月 21 日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

### １．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。ただし、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係を明確に示すことができる部分を除く管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。

### ２．減価償却の会計処理方法

**（１）有形固定資産（リース資産を除く）**

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　２～53 年
構築物　　２～45 年
工具器具備品　２～23 年

また、特定の資産のうち、償却資産（独立行政法人会計基準第 87 第１項）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

**（２）無形固定資産（リース資産を除く）**

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

**（３）リース資産**

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### ３．賞与に係る引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

### ４．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8 年）による定額法により処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付

引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

また、運営費交付金により、掛金及び年金積立不足額に対して財源措置がなされる見込みである確定給付企業年金等については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

**５．貸倒引当金の計上基準**

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

**６．債券発行差額の償却方法**

債券発行差額は、債券の償還期間にわたって償却しております。

**７．外貨建資産の本邦通貨への換算基準**

期末日に保有する外国通貨は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理する方法を採用しております。

**８．未収財源措置予定額の計上基準**

**（１）第一種学資貸与金（一般会計・特別会計借入分）の返還免除損に係る未収財源措置予定額**

第一種学資貸与金（一般会計・特別会計借入分）の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第 22 条及び独立行政法人日本学生支援機構法施行令第 19 条の規定に基づき、後年度に一般会計から借入金が償還免除されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

**（２）第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金の返還免除損に係る未収財源措置予定額**

第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金返還免除補填金により財源措置されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

**（３）第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金に係る財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の利息補てんに係る未収財源措置予定額**

第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金に係る受取利息と財源である財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の支払利息の差額については、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている政府補給金により財源措置されることが明らかであることから、当該事業年度末における未収利息と未払利息の差額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

**（４）学資貸与金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額**

学資貸与金の貸倒損失に係る未収財源措置予定額については、後年度に財源措置されることが明らかであることから、財源措置が予定される金額を計上しております。

（追加情報）

法人化後新たに生じた学資貸与金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、債権管理に関する規定及び中期目標に基づき適正に債権管理した結果生じた部分について財源措置されることが明らかであることから、回収目標率に基づき算出される予想貸倒引当金相当額を上限として当該学資貸与金に係る貸倒引当金繰入額から受取利息等を控除した額を未収財源措置予定額として計上しております。

旧日本育英会から承継した学資貸与金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令附則第３条の規定により文部科学大臣が決定した額（17,519,277,701 円）から毎期補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。

「奨学金に係る債権の自己査定に関する細則」の制定（平成 21 年３月 16 日）に伴い、追加で計上される旧債権に係る貸倒引当金繰入額に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、平成 20 年度決算の損失処理において第二期中期目標期間に繰越がなされる金額及び国庫納付がなされる金額を控除した積立金残額では当期総損失を処理できないものと計算される額（22,173,611,784 円）について財源措置されることが明らかであることから、平成 20 年度決算において同額を未収財源措置予定額として計上し、毎期補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。

なお、国における回収不能債権補填金（国庫補助金）予算の算定にあたっては、令和３事業年度（令和４年度予算）より、上記旧日本育英会より承継した学資貸与金に係る貸倒損失及び「奨学金に係る債権の自己査定に関する細則」の制定（平成 21 年３月 16 日）に伴い追加で計上した貸倒引当金繰入額について、その増減にかかわらず対応する未収財源措置予定額を新たに計上しないとする取扱いが廃止されました。すなわち、法人化後新たに生じた学資貸与金と同様の取り扱いを前提として財源措置が行われております。

### ９．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

## Ⅱ　重要な債務負担行為

該当ありません。

## Ⅲ　重要な後発事象

該当ありません。

## Ⅳ　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

令和元年５月 17 日付の大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）の制定及び独立行政法人日本学生支援機構法の改正により、令和２年度より、新たな修学支援制度による給付奨学金事業が実施されることになりました。これに伴い、平成 29 年度より開始した給付奨学金事業については、対象学生への学資金の支給が終了した時点において、学資支給基金の

残余額を国庫に納付し、学資支給業務勘定を廃止することになります。なお、新たな修学支援制度による給付奨学金に係る業務については、一般勘定にて経理しております。

## Ⅴ　金融商品の時価等に関する注記

### １．金融商品の状況に関する事項

#### （１）金融商品に対する取組方針

当法人は、奨学金事業を実施しております。この業務を実施するため、一般会計借入金、特別会計借入金、財政融資資金、金融機関からの借入及び財投機関債の発行により資金を調達しております。

#### （２）金融商品の内容及びそのリスク

当法人が保有する金融資産は、個人に対する貸付金及び未収金であり、債務者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

借入金及び財投機関債は、市場の混乱等により、当法人の資金調達が困難となる等の流動性リスクに晒されております。

#### （３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当法人は、当法人の貸与奨学規程、給付奨学規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金及び未収金について、信用情報管理、問題債権への対応など債権管理に関する体制を整備し運用しております。これらの債権管理は、奨学金事業部門により行われ、また、定期的に経営管理会議やリスク管理委員会等を開催し、審議・報告を行っております。

② 金利リスクの管理

予め法令又は業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当法人は、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

### ２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額､時価及びこれらの差額については､次のとおりであります。

なお、現金は注記を省略しており、預金、未収金及び未払金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表<br>計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| （１）貸付金及び破産再生更生債権等<br>貸倒引当金 | 9,272,357<br>△146,626<br>9,125,732 | 8,625,203 | 500,528 |
| （２）日本学生支援債券 | (240,000) | (238,935) | (△1,065) |
| （３）長期借入金 | (9,146,617) | (7,958,085) | (△1,188,532) |

（注）負債に計上されているものは、() で示しております。

（注）長期借入金には一年以内返済予定の長期借入金が含まれております。

### ３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

**（１）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債**

該当する金融資産及び金融負債はありません。

**（２）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債**

（単位：百万円）

| 区分 | 時価 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 貸付金及び破産再生更生債権等 | － | － | 8,625,203 | 8,625,203 |
| 日本学生支援債券 | － | 238,935 | － | 238,935 |
| 長期借入金 | － | 7,958,085 | － | 7,958,085 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

貸付金及び破産再生更生債権等

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。無利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、有利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、レベル３の時価に分類しております。

日本学生支援債券

当法人の発行する日本学生支援債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金（一年以内返済予定の長期借入金を含む）のうち、無利息である一般会計借入金及び特別会計借入金については、法令上の国からの償還免除相当額を見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、財政融資資金及び金融機関からの借入については、主として借入毎の元利金を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって時価を算定しており、レベル２の時価に分類しております。

## Ⅵ　賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

## Ⅶ　退職給付に係る注記

### １．採用している退職給付制度の概要

当法人は、役職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立金制度）では、文教関係団体企業年金基金に加入しており、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度（非積立型制度）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

### ２．確定給付制度

**（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（（３）に掲げられたものを除く）**

| | |
|---|---|
| 期首における退職給付債務 | 7,166,781,772 円 |
| 勤務費用 | 247,907,994 円 |
| 利息費用 | 60,200,967 円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △425,865,883 円 |
| 退職給付の支払額 | △531,747,930 円 |
| 制度加入者からの拠出額 | 21,953,786 円 |
| 期末における退職給付債務 | 6,539,230,706 円 |

**（２）年金資産の期首残高と期末残高の調整表**

| | |
|---|---|
| 期首における年金資産 | 4,259,790,624 円 |
| 期待運用収益 | 257,291,354 円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △129,684,925 円 |
| 事業主からの拠出額 | 23,778,497 円 |
| 退職給付の支払額 | △226,112,230 円 |
| 制度加入者からの拠出額 | 21,953,786 円 |
| 期末における年金資産 | 4,207,017,106 円 |

**（３）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表**

| | |
|---|---|
| 期首における退職給付引当金 | 9,346,100 円 |
| 退職給付費用 | 3,512,900 円 |
| 退職給付への支払額 | △1,009,500 円 |
| 期末における退職給付引当金 | 11,849,500 円 |

**（４）退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払金年金費用の調整表**

| | |
|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 3,360,650,363 円 |
| 年金資産 | △4,207,017,106 円 |
| 積立型制度の未積立退職給付債務 | △846,366,743 円 |
| 非積立型制度の未積立退職給付債務 | 3,190,429,843 円 |
| 小計 | 2,344,063,100 円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 1,331,821,385 円 |
| 未認識過去勤務費用 | △11,372,987 円 |

| | |
|---|---|
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 3,664,511,498 円 |
| 退職給付引当金 | 3,664,511,498 円 |
| 前払年金費用 | 0 円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 3,664,511,498 円 |

（５）退職給付に関連する損益

| | |
|---|---|
| 勤務費用 | 247,907,994 円 |
| 利息費用 | 60,200,967 円 |
| 期待運用収益 | △257,291,354 円 |
| 数理計算上の差異の当期費用処理額 | △269,728,594 円 |
| 過去勤務費用の当期の費用処理額 | 68,506,136 円 |
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 3,512,900 円 |
| 合計 | △146,891,951 円 |

（６）年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 債券 | 48.3% |
| 株式 | 40.7% |
| 一般勘定 | 4.7% |
| 現金及び預金 | 1.2% |
| その他（マルチアセット） | 5.1% |
| 合計 | 100% |

（７）長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（８）数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|---|---|
| 割引率 | 1.60％ |
| 長期期待運用収益率 | 4.55％ |

３．退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、45,732,283 円でした。

## Ⅷ　減損会計に関する注記

令和４年度第二次補正予算において、市谷事務所再整備事業に係る予算が措置され、当該工事のため、市谷事務所及び市谷外堀事務所に配置されていた部署が東銀座事務所に仮移転しました。

そして、当期において、東銀座事務所から市谷事務所への移転を令和７年 11 月の予定とする旨を決定しました。

これにより、東銀座事務所における以下の固定資産を使用しないことといたしました。

| 資産の種類 | 資産の所在 | 不使用となる日 | 帳簿価額（不使用日時点） | 回収可能サービス価額 | 減損の見込額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 建物附属設備 | 東京都中央区 | 令和７年11月30日 | 110,300,380円 | 0円 | 110,300,380円 |

## Ⅸ　資産除去債務に関する注記

東銀座事務所への仮移転のため、令和５年１月20日に定期貸室賃貸借契約を締結いたしました。このことを踏まえて、当該契約に基づく退去時における原状回復費用を見積もり、令和４事業年度に資産除去債務として計上しました。

前期においては、市谷外堀事務所の退去によって原状回復費用を支出したことにより、令和４事業年度に計上した資産除去債務が減少しました。

当期においては、上記工事の工期延長に伴う東銀座事務所の賃借期間延長（令和８年１月31日満了）を踏まえ、原状回復費用の見積額を再計算しております。なお、東銀座事務所の賃借期間（令和７年３月31日満了）までの期間が短期であることから、割引計算等は行っておりません。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 期首残高 | 313,390,000円 |
| 見積りの変更による減少額 | 87,450,000円 |
| 期末残高 | 225,940,000円 |

⑦附属明細書

（１）固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第８７ 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を含む。）及び減損損失累計額の明細

（単位：円）

| 資産の種類 | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 減価償却累計額 | | 減損損失累計額 | | 差引当期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 当期償却額 | | 当期減損額 | | |
| 有形固定資産（減価償却費） | 建物 | 2,982,363,813 | 68,471,253 | 482,703,289 | 2,568,131,777 | 1,228,732,030 | 136,929,529 | 0 | 0 | 1,339,399,747 | |
| | 構築物 | 28,519,007 | 0 | 1,236,900 | 27,282,107 | 18,697,046 | 1,218,594 | 0 | 0 | 8,585,061 | |
| | 車両運搬具 | 0 | 5,682,600 | 0 | 5,682,600 | 1,136,520 | 1,136,520 | 0 | 0 | 4,546,080 | |
| | 工具器具備品 | 5,386,740,417 | 108,909,729 | 404,034,731 | 5,091,615,415 | 3,705,951,324 | 946,760,558 | 0 | 0 | 1,385,664,091 | |
| | 計 | 8,397,623,237 | 183,063,582 | 887,974,920 | 7,692,711,899 | 4,954,516,920 | 1,086,045,201 | 0 | 0 | 2,738,194,979 | |
| 有形固定資産（減価償却相当額） | 建物 | 34,150,360,383 | 0 | 66,067,339 | 34,084,293,044 | 17,793,553,029 | 507,395,752 | 25,033,031 | 0 | 16,265,706,984 | |
| | 構築物 | 25,027,957 | 0 | 209,205 | 24,818,752 | 22,750,247 | 476,979 | 0 | 0 | 2,068,505 | |
| | 工具器具備品 | 102,541,193 | 0 | 107,267 | 102,433,926 | 102,330,449 | 70,095 | 0 | 0 | 103,477 | |
| | 計 | 34,277,929,533 | 0 | 66,383,811 | 34,211,545,722 | 17,918,633,725 | 507,942,826 | 25,033,031 | 0 | 16,267,878,966 | |
| 有形固定資産（非償却資産） | 土地 | 10,672,550,060 | 0 | 0 | 10,672,550,060 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,672,550,060 | |
| | 建設仮勘定 | 2,556,554,000 | 2,904,209,000 | 0 | 5,460,763,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,460,763,000 | |
| | 計 | 13,229,104,060 | 2,904,209,000 | 0 | 16,133,313,060 | 0 | 0 | 0 | 0 | 16,133,313,060 | |
| 有形固定資産合計 | 建物 | 37,132,724,196 | 68,471,253 | 548,770,628 | 36,652,424,821 | 19,022,285,059 | 644,325,281 | 25,033,031 | 0 | 17,605,106,731 | |
| | 構築物 | 53,546,964 | 0 | 1,446,105 | 52,100,859 | 41,447,293 | 1,695,573 | 0 | 0 | 10,653,566 | |
| | 車両運搬具 | 0 | 5,682,600 | 0 | 5,682,600 | 1,136,520 | 1,136,520 | 0 | 0 | 4,546,080 | |
| | 工具器具備品 | 5,489,281,610 | 108,909,729 | 404,141,998 | 5,194,049,341 | 3,808,281,773 | 946,830,653 | 0 | 0 | 1,385,767,568 | |
| | 土地 | 10,672,550,060 | 0 | 0 | 10,672,550,060 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,672,550,060 | |
| | 建設仮勘定 | 2,556,554,000 | 2,904,209,000 | 0 | 5,460,763,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,460,763,000 | |
| | 計 | 55,904,656,830 | 3,087,272,582 | 954,358,731 | 58,037,570,681 | 22,873,150,645 | 1,593,988,027 | 25,033,031 | 0 | 35,139,387,005 | |
| 無形固定資産（減価償却費） | ソフトウェア | 23,180,800,332 | 2,278,965,150 | 0 | 25,459,765,482 | 18,237,741,796 | 2,137,341,356 | 0 | 0 | 7,222,023,686 | |
| | 計 | 23,180,800,332 | 2,278,965,150 | 0 | 25,459,765,482 | 18,237,741,796 | 2,137,341,356 | 0 | 0 | 7,222,023,686 | |
| 無形固定資産（減価償却相当額） | ソフトウェア | 795,730,250 | 0 | 0 | 795,730,250 | 795,730,250 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 計 | 795,730,250 | 0 | 0 | 795,730,250 | 795,730,250 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 無形固定資産（非償却資産） | 借地権 | 5,450,587,495 | 0 | 0 | 5,450,587,495 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,450,587,495 | |
| | 電話加入権 | 754,000 | 0 | 0 | 754,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 754,000 | |
| | 計 | 5,451,341,495 | 0 | 0 | 5,451,341,495 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,451,341,495 | |
| 無形固定資産合計 | 借地権 | 5,450,587,495 | 0 | 0 | 5,450,587,495 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,450,587,495 | |
| | ソフトウェア | 23,976,530,582 | 2,278,965,150 | 0 | 26,255,495,732 | 19,033,472,046 | 2,137,341,356 | 0 | 0 | 7,222,023,686 | |
| | 電話加入権 | 754,000 | 0 | 0 | 754,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 754,000 | |
| | 計 | 29,427,872,077 | 2,278,965,150 | 0 | 31,706,837,227 | 19,033,472,046 | 2,137,341,356 | 0 | 0 | 12,673,365,181 | |
| 投資その他の資産 | 破産再生更生債権等 | 120,784,605,683 | 4,014,920,656 | 2,960,140,091 | 121,839,386,248 | 0 | 0 | 0 | 0 | 121,839,386,248 | |
| | 貸倒引当金 | △ 119,138,006,551 | △ 3,860,802,666 | △ 2,960,140,091 | △ 120,038,669,126 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 120,038,669,126 | ＊ |
| | 未収財源措置予定額 | 8,092,964,670 | △ 2,568,964,031 | △ 7,036,837,822 | 12,560,838,461 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12,560,838,461 | |
| | 退職給付引当金見返 | 4,141,827,146 | △ 170,670,448 | 306,645,200 | 3,664,511,498 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,664,511,498 | |
| | 差入保証金 | 196,818,021 | 745,560 | 0 | 197,563,581 | 0 | 0 | 0 | 0 | 197,563,581 | |
| | 計 | 14,078,208,969 | △ 2,584,770,929 | △ 6,730,192,622 | 18,223,630,662 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18,223,630,662 | |

＊当期減少額のうち目的取崩額は2,960,140,091円であります。

（2）貸付金の明細

（単位:円）

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 新規貸与額 | 回収額 | 償却額 | 返還免除額 | | |
| 第一種学資貸与金<br>（うち破産再生更生債権等） | 2,860,876,622,589<br>(36,397,696,069) | 267,603,885,218 | 276,817,467,754 | 1,698,662,726 | 14,683,344,593 | 2,835,281,032,734<br>(34,888,506,406) | |
| 第二種学資貸与金<br>（うち破産再生更生債権等） | 6,509,234,206,780<br>(84,385,978,758) | 556,230,310,000 | 624,757,206,608 | 1,261,477,365 | 2,371,618,766 | 6,437,074,214,041<br>(86,948,965,652) | |
| 計<br>（うち破産再生更生債権等） | 9,370,110,829,369<br>(120,783,674,827) | 823,834,195,218 | 901,574,674,362 | 2,960,140,091 | 17,054,963,359 | 9,272,355,246,775<br>(121,837,472,058) | |

*返還免除の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第１５条第３項の規定により当年度に返還を免除したものであります。

（3）長期借入金の明細

（単位:円）

| 区分 | 期首残高<br>(内一年以内返済予定額) | 当期増加 | 当期減少 | 期末残高<br>(内一年以内返済予定額) | 平均利率(%) | 返済期限 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般会計借入金 | 2,856,881,661,000<br>(72,483,472,000) | 97,433,523,000 | 118,085,025,000 | 2,836,230,159,000<br>(71,939,987,000) | 無利息 | 令和7年度～令和42年度 | * |
| 特別会計借入金 | 15,332,690,846<br>(　－　) | 0 | 1,675,761,436 | 13,656,929,410<br>(　－　) | 無利息 | 令和31年度～令和36年度 | * |
| 財政融資資金借入金 | 6,282,420,000,000<br>(659,790,000,000) | 516,100,000,000 | 659,790,000,000 | 6,138,730,000,000<br>(651,080,000,000) | 0.536 | 令和7年度～令和26年度 | |
| 民間借入金(信金中央金庫) | 36,500,000,000<br>(36,500,000,000) | 0 | 36,500,000,000 | 0<br>(　－　) | 0.166 | 令和6年度 | |
| 民間借入金(りそな銀行) | 69,500,000,000<br>(69,500,000,000) | 124,000,000,000 | 69,500,000,000 | 124,000,000,000<br>(124,000,000,000) | 0.702 | 令和7年度 | |
| 民間借入金(三井住友銀行) | 9,000,000,000<br>(9,000,000,000) | 0 | 9,000,000,000 | 0<br>(　－　) | 0.180 | 令和6年度 | |
| 民間借入金(栃木銀行) | 0<br>(　－　) | 2,000,000,000 | 0 | 2,000,000,000<br>(2,000,000,000) | 0.675 | 令和7年度 | |
| 民間借入金(SBI新生銀行) | 0<br>(　－　) | 32,000,000,000 | 0 | 32,000,000,000<br>(32,000,000,000) | 0.705 | 令和7年度 | |
| 計 | 9,269,634,351,846<br>(847,273,472,000) | 771,533,523,000 | 894,550,786,436 | 9,146,617,088,410<br>(881,019,987,000) | | | |

*一般会計について減少の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第22条第２項の規定により償還を免除されたものを含みます。

*特別会計について減少の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第22条第２項の規定により償還を免除されたものを含みます。

（4）日本学生支援債券の明細

（単位:円）

| 銘柄 | 期首残高<br>(内一年以内償還予定額) | 当期増加 | 当期減少 | 期末残高<br>(内一年以内償還予定額) | 利率(%) | 償還期限 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第六十七回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0 | 30,000,000,000 | 0<br>(　－　) | 0.001 | 令和6年6月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円00銭2厘 |
| 第六十八回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0 | 30,000,000,000 | 0<br>(　－　) | 0.010 | 令和6年9月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第六十九回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0 | 30,000,000,000 | 0<br>(　－　) | 0.076 | 令和6年11月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0 | 30,000,000,000 | 0<br>(　－　) | 0.120 | 令和7年2月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十一回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(　－　) | 0 | 0 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0.080 | 令和7年6月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十二回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(　－　) | 0 | 0 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0.080 | 令和7年9月19日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十三回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(　－　) | 0 | 0 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0.100 | 令和7年11月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十四回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(　－　) | 0 | 0 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0.101 | 令和8年2月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十五回日本学生支援債券 | 0<br>(　－　) | 30,000,000,000 | 0 | 30,000,000,000<br>(　－　) | 0.439 | 令和8年6月19日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十六回日本学生支援債券 | 0<br>(　－　) | 30,000,000,000 | 0 | 30,000,000,000<br>(　－　) | 0.404 | 令和8年9月18日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十七回日本学生支援債券 | 0<br>(　－　) | 30,000,000,000 | 0 | 30,000,000,000<br>(　－　) | 0.538 | 令和8年11月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十八回日本学生支援債券 | 0<br>(　－　) | 30,000,000,000 | 0 | 30,000,000,000<br>(　－　) | 0.742 | 令和9年2月19日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 計 | 240,000,000,000<br>(120,000,000,000) | 120,000,000,000 | 120,000,000,000 | 240,000,000,000<br>(120,000,000,000) | | | |

（5）引当金の明細

（単位:円）

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 目的使用 | その他 | | |
| 賞与引当金 | 382,540,547 | 389,165,276 | 382,540,547 | 0 | 389,165,276 | |
| 計 | 382,540,547 | 389,165,276 | 382,540,547 | 0 | 389,165,276 | |

（6）貸付金等に対する貸倒引当金の明細

（単位:円）

| 区分 | | 貸付金等の残高 | | | 貸倒引当金の残高 | | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 期首残高 | 当期増減額 | 期末残高 | 期首残高 | 当期増減額 | 期末残高 | |
| 第一種学資貸与金 | | 2,860,876,622,589 | △ 25,595,589,855 | 2,835,281,032,734 | 40,946,028,209 | △ 1,718,109,472 | 39,227,918,737 | |
| 一般債権 | 正常先 | 2,652,234,234,460 | △ 25,164,121,912 | 2,627,070,112,548 | 512,183,273 | 18,384,085 | 530,567,358 | |
| | 要注意先 | 62,704,713,631 | 78,638,534 | 62,783,352,165 | 407,852,225 | 19,994,716 | 427,846,941 | |
| | 要管理先 | 93,630,380,704 | 1,481,238,386 | 95,111,619,090 | 997,256,935 | △ 17,911,648 | 979,345,287 | |
| | 小計 | 2,808,569,328,795 | △ 23,604,244,992 | 2,784,965,083,803 | 1,917,292,433 | 20,467,153 | 1,937,759,586 | |
| 貸倒懸念債権 | 破綻懸念先 | 15,909,597,725 | △ 482,155,200 | 15,427,442,525 | 3,143,635,347 | △ 191,404,067 | 2,952,231,280 | |
| 破産再生更生債権等 | 実質破綻先 | 29,821,650,364 | △ 1,471,499,933 | 28,350,150,431 | 29,355,375,111 | △ 1,514,553,187 | 27,840,821,924 | |
| | 破綻先 | 6,576,045,705 | △ 37,689,730 | 6,538,355,975 | 6,529,725,318 | △ 32,619,371 | 6,497,105,947 | |
| | 小計 | 36,397,696,069 | △ 1,509,189,663 | 34,888,506,406 | 35,885,100,429 | △ 1,547,172,558 | 34,337,927,871 | |
| 第二種学資貸与金 | | 6,509,234,206,780 | △ 72,159,992,739 | 6,437,074,214,041 | 106,450,059,481 | 945,745,154 | 107,395,804,635 | |
| 一般債権 | 正常先 | 5,841,917,253,587 | △ 77,793,587,557 | 5,764,123,666,030 | 1,954,054,150 | △ 47,886,431 | 1,906,167,719 | |
| | 要注意先 | 217,647,540,164 | △ 2,339,716,607 | 215,307,823,557 | 1,966,363,996 | △ 41,840,704 | 1,924,523,292 | |
| | 要管理先 | 298,729,832,349 | 7,650,615,509 | 306,380,447,858 | 4,261,842,052 | △ 148,094,458 | 4,113,747,594 | |
| | 小計 | 6,358,294,626,100 | △ 72,482,688,655 | 6,285,811,937,445 | 8,182,260,198 | △ 237,821,593 | 7,944,438,605 | |
| 貸倒懸念債権 | 破綻懸念先 | 66,553,601,922 | △ 2,240,290,978 | 64,313,310,944 | 15,015,824,017 | △ 1,263,285,052 | 13,752,538,965 | |
| 破産再生更生債権等 | 実質破綻先 | 65,062,990,176 | 1,741,542,569 | 66,804,532,745 | 64,054,794,770 | 1,620,995,196 | 65,675,789,966 | |
| | 破綻先 | 19,322,988,582 | 821,444,325 | 20,144,432,907 | 19,197,180,496 | 825,856,603 | 20,023,037,099 | |
| | 小計 | 84,385,978,758 | 2,562,986,894 | 86,948,965,652 | 83,251,975,266 | 2,446,851,799 | 85,698,827,065 | |
| 貸付金利息に係る未収収益 | | 468,401,784 | 43,691,084 | 512,092,868 | 2,380,137 | 151,060 | 2,531,197 | |
| 学資支給金返還未収金 | | 125,666,450 | △ 14,686,479 | 110,979,971 | 8,947,282 | 1,154,794 | 10,102,076 | |
| 一般債権 | 正常先 | 82,077,935 | △ 17,772,903 | 64,305,032 | 28,148 | △ 4,555 | 23,593 | |
| | 要注意先 | 7,928,947 | △ 736,023 | 7,192,924 | 98,441 | △ 3,294 | 95,147 | |
| | 要管理先 | 12,492,482 | 4,064,787 | 16,557,269 | 274,669 | 89,900 | 364,569 | |
| | 小計 | 102,499,364 | △ 14,444,139 | 88,055,225 | 401,258 | 82,051 | 483,309 | |
| 貸倒懸念債権 | 破綻懸念先 | 22,236,230 | △ 1,225,674 | 21,010,556 | 7,615,168 | 89,409 | 7,704,577 | |
| 破産再生更生債権等 | 実質破綻先 | 640,000 | 560,001 | 1,200,001 | 640,000 | 560,001 | 1,200,001 | |
| | 破綻先 | 290,856 | 423,333 | 714,189 | 290,856 | 423,333 | 714,189 | |
| | 小計 | 930,856 | 983,334 | 1,914,190 | 930,856 | 983,334 | 1,914,190 | |
| 計 | | 9,370,704,897,603 | △ 97,726,577,989 | 9,272,978,319,614 | 147,407,415,109 | △ 771,058,464 | 146,636,356,645 | |

*貸倒引当金の見積方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（７）退職給付引当金の明細

（単位:円）

| 区分 | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 退職給付債務合計額 | | 7,176,127,872 | △ 92,290,236 | 532,757,430 | 6,551,080,206 | |
| | 退職一時金に係る債務 | 3,454,682,906 | 42,392,137 | 306,645,200 | 3,190,429,843 | |
| | 確定給付企業年金等に係る債務 | 3,721,444,966 | △ 134,682,373 | 226,112,230 | 3,360,650,363 | |
| 未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異 | | 1,225,489,898 | 296,180,958 | 201,222,458 | 1,320,448,398 | |
| 年金資産 | | △ 4,259,790,624 | △ 173,338,712 | △ 226,112,230 | △ 4,207,017,106 | |
| 退職給付引当金 | | 4,141,827,146 | 30,552,010 | 507,867,658 | 3,664,511,498 | |

（８）資産除去債務の明細

（単位:円）

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務 | 313,390,000 | 0 | 87,450,000 | 225,940,000 | |
| 計 | 313,390,000 | 0 | 87,450,000 | 225,940,000 | |

（注）上記資産除去債務に対応する除去費用等は、独立行政法人会計基準第91による特定された除去費用等には該当しておりません。

（９）運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

①運営費交付金債務の増減の明細

（単位:円）

| 期首残高 | 当期交付額 | 当期振替額 | | | | 引当金見返との相殺額 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 運営費交付金収益 | 資産見返運営費交付金 | 資本剰余金 | 小計 | | |
| 0 | 16,604,315,000 | 15,367,878,884 | 58,601,789 | 0 | 15,426,480,673 | 689,185,747 | 488,648,580 |

②運営費交付金債務の当期振替額及び主な使途の明細

・運営費交付金収益への振替額及び主な使途の明細

（単位:円）

| 区分 | | 運営費交付金収益 | 運営費交付金の主な使途 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 費用 | 主な使途 |
| 業務達成基準による振替額 | | | | |
| | 奨学金事業 | 7,904,864,216 | 8,092,342,808 | 業務委託費：3,167,566,537　人件費：2,340,326,772<br>支払手数料：1,437,598,907　通信運搬費：451,659,694<br>支払賃借料：449,209,467　その他：245,981,431 |
| | 留学生支援事業 | 4,986,707,101 | 4,861,839,408 | 奨学金：2,245,631,554　人件費：1,033,513,496<br>業務委託費：978,404,045　その他：604,290,313 |
| | 学生生活支援事業 | 295,789,304 | 309,713,206 | 人件費：254,330,607　業務委託費：50,690,879<br>維持修繕費：17,768,216　その他：△13,076,496 |
| | 法人共通 | 1,098,230,345 | 1,020,761,162 | 人件費：1,190,634,327　その他：726,194<br>賞与引当金取崩：△92,719,030　退職給付引当金取崩：△77,880,329 |
| 期間進行基準による振替額 | | | | |
| | 法人共通 | 1,082,287,918 | 1,081,312,632 | 土地建物借料：543,531,273　公租公課：259,989,846<br>業務委託費：66,887,574　その他：210,903,939 |
| 費用進行基準による振替額 | | 0 | －（費用進行基準を採用した業務はありません） | － |
| 会計基準第81第４項による振替額 | | 0 | － | |
| 合計 | | 15,367,878,884 | 15,365,969,216 | |

・資産見返運営費交付金及び資本剰余金への振替額並びに主な使途の明細

（単位:円）

| セグメント | 資産見返運営費交付金への振替 | | 資本剰余金への振替 | |
|---|---|---|---|---|
| | 振替額 | 主な使途 | 振替額 | 主な使途 |
| 奨学金事業 | 7,163,288 | ALMシステム改修：4,070,000<br>個人信用情報登録審査支援ツール改修業務：968,000<br>シュレッダー：849,640<br>その他：1,275,648 | 0 | |
| 留学生支援事業 | 43,860,778 | 日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム改修：11,176,000<br>東京国際交流館単身用A棟食事室4階他空調機更新：7,715,400<br>その他：24,969,378 | 0 | |
| 学生生活支援事業 | 1,269,490 | パソコン：999,792<br>キャビネット：159,830<br>その他：109,868 | 0 | |
| 法人共通 | 6,308,233 | 日本学生支援機構駒場事務所給水ポンプ更新工事：3,002,133<br>日本学生支援機構駒場事務所給排気ファン補修工事　：1,573,000<br>中国四国支部 事務所賃貸借契約（賃料改定に伴う追加敷金）：458,760<br>その他：1,274,340 | 0 | |
| 合計 | 58,601,789 | | 0 | |

・引当金見返との相殺額の明細

（単位:円）

| セグメント | 引当金見返との相殺 | |
|---|---|---|
| | 相殺額 | 主な相殺額の内訳 |
| 奨学金事業 | 330,865,930 | 賞与引当金見返　192,448,116<br>退職給付引当金見返　138,417,814 |
| 留学生支援事業 | 148,558,744 | 賞与引当金見返　79,519,851<br>退職給付引当金見返　69,038,893 |
| 学生生活支援事業 | 39,161,714 | 賞与引当金見返　17,853,550<br>退職給付引当金見返　21,308,164 |
| 法人共通 | 170,599,359 | 賞与引当金見返　92,719,030<br>退職給付引当金見返　77,880,329 |
| 合計 | 689,185,747 | |

③運営費交付金債務残高の明細

（単位:円）

| 運営費交付金債務残高 | | 使用見込み |
|---|---|---|
| 業務達成基準を採用した業務に係る分 | 488,648,580 | ○翌事業年度に繰り越した運営費交付金債務残高と使用見込みは以下のとおりです。<br><br>〈留学生支援事業〉<br>東京国際交流館における落雷・漏水事故による損傷個所の補修工事等に一定の工期が必要であること等から、計画予算額と支出額の差額56,358,000円を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越したものであります。<br><br>〈法人共通〉<br>市谷事務所再整備事業及び駒場事務所建物機器更新事業等に一定の工期が必要であること等から、計画予算額と支出額の差額432,290,580円を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越したものであります。<br><br>いずれの業務も翌事業年度において計画どおり実施する見込みであり、今中期計画期間中に収益化を行う予定であります。 |
| 期間進行基準を採用した業務に係る分 | 0 | －（翌事業年度への繰越額はありません） |
| 費用進行基準を採用した業務に係る分 | 0 | －（費用進行基準を採用した業務はありません） |
| 計 | 488,648,580 | |

（１０）運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

①施設費の明細

（単位：円）

| 区分 | 当期交付額 | 左の会計処理内訳 | | | | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 預り補助金等 | 資産見返施設費 | 建設仮勘定見返施設費 | 資本剰余金 | 収益計上 | |
| 施設整備費補助金 | 3,123,467,000 | 8,200 | 17,155,600 | 2,904,209,000 | 0 | 202,094,200 | |
| 計 | 3,123,467,000 | 8,200 | 17,155,600 | 2,904,209,000 | 0 | 202,094,200 | |

②補助金等の明細

（単位：円）

| 区分 | 当期交付額 | 左の会計処理内訳 | | | | | 引当金見返との相殺額 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 預り補助金等 | 資産見返補助金等 | 未収財源措置予定額 | 長期預り補助金等 | 収益計上 | | |
| 一般会計借入金償還免除 | 16,596,410,182 | 0 | 0 | 16,596,410,182 | 0 | 0 | 0 | |
| 特別会計借入金償還免除 | 10,519,688 | 0 | 0 | 10,519,688 | 0 | 0 | 0 | |
| 返還免除補填金 | 1,854,346,000 | 0 | 0 | 1,854,346,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 回収不能債権補填金 | 1,842,000,000 | 0 | 0 | 1,842,000,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 政府補給金 | 103,811,367 | 0 | 0 | △ 27,340,113,692 | 0 | 27,443,925,059 | 0 | |
| 留学生交流支援事業費補助金 | 9,322,668,000 | 1,680,749,103 | 0 | 0 | 0 | 7,641,918,897 | 0 | |
| 奨学金業務システム開発費補助金 | 2,940,213,943 | 3,414,402 | 2,261,281,000 | 0 | 0 | 675,518,541 | 0 | |
| 学資支給金補助金 | 152,825,441,000 | 2,822,124,700 | 0 | 0 | 0 | 150,003,316,300 | 0 | |
| 計 | 185,495,410,180 | 4,506,288,205 | 2,261,281,000 | △ 7,036,837,822 | 0 | 185,764,678,797 | 0 | |

③長期預り補助金等の明細

（単位：円）

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 学資支給基金補助金 | 153,615,254 | 450,000 | 29,337,799 | 124,727,455 | 国庫補助金の精算による減等 |
| 計 | 153,615,254 | 450,000 | 29,337,799 | 124,727,455 | |

（１１）役員及び職員の給与の明細

（単位：千円、人）

| 区分 | 報酬または給与 | | 退職手当 | |
|---|---|---|---|---|
| | 支給額 | 支給人員 | 支給額 | 支給人員 |
| 役員 | (2,365) | (2) | （ － ） | （ － ） |
| | 85,061 | 5 | 1,009 | 1 |
| 職員 | （ － ） | （ － ） | （ － ） | （ － ） |
| | 3,978,612 | 546 | 305,635 | 23 |
| 合計 | (2,365) | (2) | － | － |
| | 4,063,673 | 551 | 306,644 | 24 |

（注）

(1)　役員に対する報酬等の支給基準の概要
　役員の給与及び退職手当については、役員給与規程（平成16年規程第２号）及び役員退職手当規程（平成16年規程第３号）に基づき支給しております。

(2)　職員に対する報酬等の支給基準の概要
　職員の給与及び退職手当については、職員給与規程（平成16年規程第４号）及び職員退職手当規程（平成16年規程第５号）に基づき支給しております。

(3)　職員・非常勤職員の給与の支給人員は、年間平均支給人員数を記載しております。

(4)　非常勤職員等については、外数にて（　）で記載しております。

(5)　上記には法定福利費(社会保険料等に関わる事業主負担分等に相当する範囲の費用)759,940千円は含めておりません。

(6)　中期計画において5年間の人件費予算を定めており、その範囲は損益計算書と異なっております。中期計画における5年間の人件費予算では、
　役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与に相当する範囲の費用を記載しており、損益計算書では、
　中期計画における範囲に加え、退職手当及び法定福利費を含めております。

(7)　令和2年度より役職員の報酬等は一般勘定のみから支給しております。

（１２）恩賜基金の明細

（単位：円）

| 区分 | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 恩賜基金 | 恩賜金 | 1,000,000 | 0 | 0 | 1,000,000 | 現金及び預金 |
| | 恩賜金より生じた運用利息 | 3,125,193 | 6,777 | 0 | 3,131,970 | 現金及び預金 |
| 計 | | 4,125,193 | 6,777 | 0 | 4,131,970 | |

(注)独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第18条第2項により管理しております。

（１３）セグメント情報の開示

（単位:円）

| 区分 | 奨学金事業 | 留学生支援事業 | 学生生活支援事業 | 法人共通 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ行政コスト | | | | | |
| 損益計算書上の費用合計 | 213,323,972,015 | 16,023,101,705 | 331,274,884 | 3,055,490,213 | 232,733,838,817 |
| その他行政コスト | | | | | |
| 減価償却相当額 | 0 | 411,470,669 | 0 | 96,472,157 | 507,942,826 |
| 除売却差額相当額 | 0 | 0 | 0 | 8 | 8 |
| その他行政コスト合計 | 0 | 411,470,669 | 0 | 96,472,165 | 507,942,834 |
| 行政コスト | 213,323,972,015 | 16,434,572,374 | 331,274,884 | 3,151,962,378 | 233,241,781,651 |
| Ⅱ独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト | 220,277,465,304 | 13,384,718,734 | 331,274,884 | 4,385,236,952 | 238,378,695,874 |
| Ⅲ事業費用、事業収益及び事業損益 | | | | | |
| 事業費用 | | | | | |
| 奨学金業務費 | 63,312,350,885 | 0 | 0 | 0 | 63,312,350,885 |
| 学資金支給業務費 | 8,304,799 | 0 | 0 | 0 | 8,304,799 |
| 修学支援学資金支給業務費 | 150,003,316,300 | 0 | 0 | 0 | 150,003,316,300 |
| 留学生学資金支給業務費 | 0 | 11,791,299,352 | 0 | 0 | 11,791,299,352 |
| 留学生寄宿舎運営業務費 | 0 | 1,262,356,307 | 0 | 0 | 1,262,356,307 |
| 留学試験業務費 | 0 | 1,028,310,082 | 0 | 0 | 1,028,310,082 |
| 日本語予備教育業務費 | 0 | 800,291,045 | 0 | 0 | 800,291,045 |
| 留学生交流推進業務費 | 0 | 1,140,826,906 | 0 | 0 | 1,140,826,906 |
| 研修・情報提供業務費 | 0 | 0 | 125,403,771 | 0 | 125,403,771 |
| 修学環境等調査研究業務費 | 0 | 0 | 205,871,108 | 0 | 205,871,108 |
| 一般管理費 | 0 | 0 | 0 | 3,055,390,856 | 3,055,390,856 |
| 計 | 213,323,971,984 | 16,023,083,692 | 331,274,879 | 3,055,390,856 | 232,733,721,411 |
| 事業収益 | | | | | |
| 運営費交付金収益 | 7,904,864,216 | 4,986,707,101 | 295,789,304 | 2,180,518,263 | 15,367,878,884 |
| 施設費収益 | 0 | 136,591,400 | 0 | 65,502,800 | 202,094,200 |
| 学資貸与金利息 | 21,981,130,237 | 0 | 0 | 0 | 21,981,130,237 |
| 延滞金収入 | 2,213,122,619 | 0 | 0 | 0 | 2,213,122,619 |
| 留学生宿舎収入 | 0 | 629,890,452 | 0 | 0 | 629,890,452 |
| 日本語学校収入 | 0 | 298,334,296 | 0 | 0 | 298,334,296 |
| 日本留学試験検定料収入 | 0 | 783,517,420 | 0 | 0 | 783,517,420 |
| その他事業収入 | 49,707,979 | 192,700,268 | 0 | 72,251,171 | 314,659,418 |
| 受託収入 | 0 | 26,689,259 | 0 | 0 | 26,689,259 |
| 補助金等収益 | 178,453,823,756 | 7,641,918,897 | 0 | 0 | 186,095,742,653 |
| 助成金収益 | 0 | 63,423,402 | 0 | 0 | 63,423,402 |
| 寄附金収益 | 224,040,584 | 1,045,049,650 | 0 | 0 | 1,269,090,234 |
| 賞与引当金見返に係る収益 | 195,780,880 | 80,896,952 | 18,162,732 | 94,324,712 | 389,165,276 |
| 退職給付引当金見返に係る収益 | △ 85,860,720 | △ 35,477,777 | △ 7,965,360 | △ 41,366,591 | △ 170,670,448 |
| 資産見返負債戻入 | 2,049,317,644 | 262,496,167 | 11,364,301 | 53,211,557 | 2,376,389,669 |
| 財務収益 | 114,766,719 | 87,458 | 0 | 26,596,416 | 141,450,593 |
| 計 | 213,100,693,914 | 16,112,824,945 | 317,350,977 | 2,451,038,328 | 231,981,908,164 |
| 事業損益 | △ 223,278,070 | 89,741,253 | △ 13,923,902 | △ 604,352,528 | △ 751,813,247 |
| Ⅳ臨時損益等 | | | | | |
| 臨時損失 | 31 | 18,013 | 5 | 99,357 | 117,406 |
| 臨時利益 | 31 | 18,012 | 5 | 99,357 | 117,405 |
| 当期純損益 | △ 223,278,070 | 89,741,252 | △ 13,923,902 | △ 604,352,528 | △ 751,813,248 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 | 35,806,255 | 36,165,916 | 0 | 680,004,937 | 751,977,108 |
| 当期総損益 | △ 187,471,815 | 125,907,168 | △ 13,923,902 | 75,652,409 | 163,860 |
| Ⅴ総資産 | | | | | |
| 現金及び預金 | 262,463,103,118 | 6,346,515,617 | 386,057,535 | 5,277,053,419 | 274,472,729,689 |
| 貸付金 | 9,123,930,806,281 | 0 | 0 | 0 | 9,123,930,806,281 |
| 貸付金(第一種学資貸与金) | 2,800,392,526,328 | 0 | 0 | 0 | 2,800,392,526,328 |
| 貸付金(第二種学資貸与金) | 6,350,125,248,389 | 0 | 0 | 0 | 6,350,125,248,389 |
| 貸倒引当金 | △ 26,586,968,436 | 0 | 0 | 0 | △ 26,586,968,436 |
| その他流動資産 | 1,136,643,891 | 467,990,355 | 18,162,732 | 115,274,081 | 1,738,071,059 |
| 有形固定資産 | 823,050,906 | 16,059,921,763 | 10,093,944 | 18,246,320,392 | 35,139,387,005 |
| 無形固定資産 | 7,033,020,747 | 5,610,000,662 | 2,283,055 | 28,060,717 | 12,673,365,181 |
| 投資その他の資産 | 15,986,427,909 | 802,988,724 | 197,404,849 | 1,236,809,180 | 18,223,630,662 |
| 破産再生更生債権等 | 121,839,386,248 | 0 | 0 | 0 | 121,839,386,248 |
| 貸倒引当金 | △ 120,038,669,126 | 0 | 0 | 0 | △ 120,038,669,126 |
| 未収財源措置予定額 | 12,560,838,461 | 0 | 0 | 0 | 12,560,838,461 |
| 退職給付引当金見返 | 1,624,872,326 | 802,988,724 | 197,404,849 | 1,039,245,599 | 3,664,511,498 |
| 差入保証金 | 0 | 0 | 0 | 197,563,581 | 197,563,581 |
| 計 | 9,411,373,052,852 | 29,287,417,121 | 614,002,115 | 24,903,517,789 | 9,466,177,989,877 |

1. 奨学金事業は独立行政法人日本学生支援機構法(以下機構法)第13条第１項第１号に係る事業として、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対する奨学金貸与及び支給等の事業を実施しております。

   留学生支援事業は機構法第13条第１項第２号及び３号、４号、５号、６号並びに７号に係る事業として、留学生に対する学資金支給事業、留学生の寄宿舎運営・助成事業、日本への留学を希望する外国人に対する留学試験事業、留学生に対する日本語教育事業、留学生交流推進事業を実施しております。

   学生生活支援事業は機構法第13条第１項第８号及び９号に係る事業として、大学等が学生等に対して行う相談・指導事業の研修・情報提供事業、修学環境整備のための調査及び研究事業を実施しております。

2. 法人共通に含めた主な費用及び収益の内訳
   費用：管理部門の人件費1,119,120千円、各事務所の土地建物借料1,200,349千円、公租公課259,990千円
   収益：管理部門の運営費交付金予算相当額から資産見返負債に計上した額を除いた額

3. 法人共通に含めた資産の内訳
   現金及び預金　　:翌期以降の費用等の支払に充てるための現預金であります。
   建物並びに構築物、工具器具備品:事務所に係る資産であります。
   土地　　:事務所の土地であります。

（１４）主な事業費用の内訳

（単位：円）

| 奨学金事業 | | 留学生支援事業 | | 学生生活支援事業 | | 法人共通 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 項目 | 金額 | 項目 | 金額 | 項目 | 金額 | 項目 | 金額 |
| 奨学金業務費 | | 留学生学資金支給業務費 | | 研修・情報提供業務費 | | 一般管理費 | |
| 支払利息 | 27,728,126,901 | 奨学金 | 9,430,855,000 | 人件費 | 88,403,192 | 土地建物借料 | 1,200,348,837 |
| 返還免除損 | 17,054,963,359 | 授業料 | 657,549,778 | 業務委託費 | 12,587,617 | 人件費 | 1,119,120,096 |
| 業務委託費 | 4,317,030,471 | 人件費 | 227,443,270 | 支払賃金 | 6,431,458 | 公租公課 | 259,989,846 |
| 減価償却費 | 2,770,633,163 | 減価償却費 | 31,086,482 | 減価償却費 | 3,039,204 | 業務委託費 | 155,094,038 |
| 未収財源措置予定額取崩額 | 2,568,964,031 | その他 | 1,444,364,822 | その他 | 14,942,300 | 減価償却費 | 71,017,781 |
| 人件費 | 2,322,851,626 | 計 | 11,791,299,352 | 計 | 125,403,771 | その他 | 249,820,258 |
| 貸倒引当金繰入 | 2,187,926,833 | 留学生寄宿舎運営業務費 | | 修学環境等調査研究業務費 | | 計 | 3,055,390,856 |
| その他 | 4,361,854,501 | 業務委託費 | 514,328,616 | 人件費 | 127,085,761 | | |
| 計 | 63,312,350,885 | 維持修繕費 | 264,543,718 | 業務委託費 | 38,103,262 | | |
| 学資金支給業務費 | | 減価償却費 | 239,939,447 | 維持修繕費 | 16,280,000 | | |
| 学資支給金 | 6,960,000 | 光熱水料 | 93,306,586 | 減価償却費 | 8,325,097 | | |
| その他 | 1,344,799 | 人件費 | 75,411,683 | その他 | 16,076,988 | | |
| 計 | 8,304,799 | その他 | 74,826,257 | 計 | 205,871,108 | | |
| 修学支援学資金支給業務費 | | 計 | 1,262,356,307 | | | | |
| 学資支給金 | 150,003,316,300 | 留学試験業務費 | | | | | |
| 計 | 150,003,316,300 | 業務委託費 | 531,536,065 | | | | |
| | | 支払賃借料 | 127,766,625 | | | | |
| | | 人件費 | 117,483,187 | | | | |
| | | 支払賃金 | 82,004,834 | | | | |
| | | 諸謝金 | 72,076,725 | | | | |
| | | 減価償却費 | 19,789,569 | | | | |
| | | その他 | 77,653,077 | | | | |
| | | 計 | 1,028,310,082 | | | | |
| | | 日本語予備教育業務費 | | | | | |
| | | 人件費 | 347,712,667 | | | | |
| | | 支払賃金 | 233,875,037 | | | | |
| | | 業務委託費 | 67,822,607 | | | | |
| | | 減価償却費 | 57,398,994 | | | | |
| | | その他 | 93,481,740 | | | | |
| | | 計 | 800,291,045 | | | | |
| | | 留学生交流推進業務費 | | | | | |
| | | 留学準備金 | 342,960,000 | | | | |
| | | 業務委託費 | 261,317,981 | | | | |
| | | 人件費 | 236,420,656 | | | | |
| | | 支払賃金 | 80,035,235 | | | | |
| | | 旅費 | 76,833,384 | | | | |
| | | 減価償却費 | 24,948,880 | | | | |
| | | その他 | 118,310,770 | | | | |
| | | 計 | 1,140,826,906 | | | | |

（１５）主な資産、負債の明細　　（単位：円）

① 現金及び預金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 現金 | 2,004,819 | |
| 普通預金 | 246,806,722,650 | |
| 別段預金 | 27,664,002,220 | |
| 計 | 274,472,729,689 | |

② 未収収益

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 学資貸与金利息 | 512,092,868 | |
| 計 | 512,092,868 | |

③ 未収金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 施設整備費補助金 | 153,747,000 | |
| 回収委託分 | 110,881,876 | |
| その他未収金 | 558,217,823 | |
| 計 | 822,846,699 | |

④ 預り寄附金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 奨学寄附金 | 1,327,976,000 | |
| グローバル人材育成コミュニティ事業寄附金 | 1,298,155,000 | |
| 留学生支援事業に係る寄附金 | 6,595,000 | |
| 計 | 2,632,726,000 | |

⑤ 未払金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 施設整備費 | 3,055,674,600 | |
| 奨学金業務システム改修費 | 1,814,984,835 | |
| 延滞債権回収委託費 | 144,964,295 | |
| 留学生寄宿舎に係る業務費 | 133,433,472 | |
| 奨学金業務システム運用保守経費 | 113,217,911 | |
| 奨学金貸与事業に係る業務委託費 | 102,287,309 | |
| 延滞者に対する督促架電費 | 65,506,512 | |
| その他未払金 | 1,278,371,868 | |
| 計 | 6,708,440,802 | |

⑥ 未払費用

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 借入金利息 | 7,214,000,445 | |
| 債券利息 | 158,349,031 | |
| その他未払費用 | 143,421,285 | |
| 計 | 7,515,770,761 | |

⑦ 前受金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 日本留学試験検定料収入前受金 | 138,657,000 | |
| 日本語教育センター前受金 | 77,051,149 | |
| 日本留学海外拠点連携推進事業前受金 | 6,006,755 | |
| 施設維持費前受金 | 4,161,000 | |
| その他前受金 | 3,646,981 | |
| 計 | 229,522,885 | |

⑧ 預り金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 奨学金貸与事業返戻金 | 331,454,673 | |
| 留学生支援事業預り金 | 35,652,032 | |
| 預り市町村民税徴収金等 | 15,112,769 | |
| 計 | 382,219,474 | |

⑨ 仮受金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 第一種仮受金 | 11,431,739 | |
| 第二種仮受金 | 58,670,163 | |
| 計 | 70,101,902 | |

⑩ 長期預り寄附金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 奨学寄附金 | 4,977,378,548 | |
| グローバル人材育成コミュニティ事業寄附金 | 1,343,690,856 | |
| 留学生支援事業に係る寄附金 | 32,911,851 | |
| 計 | 6,353,981,255 | |

（１６）区分経理に関する書類

①　各勘定の経理の対象

| | |
|---|---|
| 一般勘定 | 独立行政法人日本学生支援機構法第13条第１項第１号から同条第10号に掲げる業務の内、学資支給業務勘定の業務を除いた業務 |
| 学資支給業務勘定 | 独立行政法人日本学生支援機構法第13条第１項第１号に掲げる業務の内、学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務 |

②　勘定相互間の関係

上記勘定の間では、法令等で予定した取引はありません。

（１７）法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表の関係の明細

## 貸借対照表

（令和７年３月31日現在）

（単位：円）

| | 一般勘定 | 学資支給業務勘定 | 調整 | 法人単位 |
|---|---|---|---|---|
| **資産の部** | | | | |
| Ⅰ流動資産 | | | | |
| 現金及び預金 | 274,444,354,567 | 28,375,122 | 0 | 274,472,729,689 |
| 貸付金 | 9,123,930,806,281 | 0 | 0 | 9,123,930,806,281 |
| 第一種学資貸与金 | 2,800,392,526,328 | 0 | 0 | 2,800,392,526,328 |
| 第二種学資貸与金 | 6,350,125,248,389 | 0 | 0 | 6,350,125,248,389 |
| 貸倒引当金 | △ 26,586,968,436 | 0 | 0 | △ 26,586,968,436 |
| 前払金 | 9,754,747 | 0 | 0 | 9,754,747 |
| 前払費用 | 14,930,552 | 0 | 0 | 14,930,552 |
| 未収収益 | 512,092,868 | 0 | 0 | 512,092,868 |
| 貸倒引当金 | △ 2,531,197 | 0 | 0 | △ 2,531,197 |
| 未収金 | 713,266,480 | 109,580,219 | 0 | 822,846,699 |
| 貸倒引当金 | 0 | △ 8,187,886 | 0 | △ 8,187,886 |
| 賞与引当金見返 | 389,165,276 | 0 | 0 | 389,165,276 |
| 流動資産合計 | 9,400,011,839,574 | 129,767,455 | 0 | 9,400,141,607,029 |
| Ⅱ固定資産 | | | | |
| 1. 有形固定資産 | | | | |
| 建物 | 36,652,424,821 | 0 | 0 | 36,652,424,821 |
| 減価償却累計額 | △ 19,022,285,059 | 0 | 0 | △ 19,022,285,059 |
| 減損損失累計額 | △ 25,033,031 | 0 | 0 | △ 25,033,031 |
| 構築物 | 52,100,859 | 0 | 0 | 52,100,859 |
| 減価償却累計額 | △ 41,447,293 | 0 | 0 | △ 41,447,293 |
| 車両運搬具 | 5,682,600 | 0 | 0 | 5,682,600 |
| 減価償却累計額 | △ 1,136,520 | 0 | 0 | △ 1,136,520 |
| 工具器具備品 | 5,194,049,341 | 0 | 0 | 5,194,049,341 |
| 減価償却累計額 | △ 3,808,281,773 | 0 | 0 | △ 3,808,281,773 |
| 土地 | 10,672,550,060 | 0 | 0 | 10,672,550,060 |
| 建設仮勘定 | 5,460,763,000 | 0 | 0 | 5,460,763,000 |
| 有形固定資産合計 | 35,139,387,005 | 0 | 0 | 35,139,387,005 |
| 2. 無形固定資産 | | | | |
| 借地権 | 5,450,587,495 | 0 | 0 | 5,450,587,495 |
| ソフトウェア | 7,222,023,686 | 0 | 0 | 7,222,023,686 |
| 電話加入権 | 754,000 | 0 | 0 | 754,000 |
| 無形固定資産合計 | 12,673,365,181 | 0 | 0 | 12,673,365,181 |
| 3. 投資その他の資産 | | | | |
| 破産再生更生債権等 | 1,800,717,122 | 0 | 0 | 1,800,717,122 |
| 破産再生更生債権等 | 121,837,472,058 | 1,914,190 | 0 | 121,839,386,248 |
| 貸倒引当金 | △ 120,036,754,936 | △ 1,914,190 | 0 | △ 120,038,669,126 |
| 未収財源措置予定額 | 12,560,838,461 | 0 | 0 | 12,560,838,461 |
| 退職給付引当金見返 | 3,664,511,498 | 0 | 0 | 3,664,511,498 |
| 差入保証金 | 197,563,581 | 0 | 0 | 197,563,581 |
| 投資その他の資産合計 | 18,223,630,662 | 0 | 0 | 18,223,630,662 |
| 固定資産合計 | 66,036,382,848 | 0 | 0 | 66,036,382,848 |
| **資産合計** | **9,466,048,222,422** | **129,767,455** | **0** | **9,466,177,989,877** |
| **負債の部** | | | | |
| Ⅰ流動負債 | | | | |
| 運営費交付金債務 | 488,648,580 | 0 | 0 | 488,648,580 |
| 預り施設費 | 8,200 | 0 | 0 | 8,200 |
| 預り補助金等 | 5,689,669,228 | 5,040,000 | 0 | 5,694,709,228 |
| 預り寄附金 | 2,632,726,000 | 0 | 0 | 2,632,726,000 |
| 一年以内償還予定日本学生支援債券 | 120,000,000,000 | 0 | 0 | 120,000,000,000 |
| 一年以内返済予定長期借入金 | 881,019,987,000 | 0 | 0 | 881,019,987,000 |
| 未払金 | 6,708,440,802 | 0 | 0 | 6,708,440,802 |
| 未払消費税等 | 17,784,800 | 0 | 0 | 17,784,800 |
| リース債務 | 400,566,185 | 0 | 0 | 400,566,185 |
| 未払費用 | 7,515,770,761 | 0 | 0 | 7,515,770,761 |
| 前受金 | 229,522,885 | 0 | 0 | 229,522,885 |
| 預り金 | 382,219,474 | 0 | 0 | 382,219,474 |
| 仮受金 | 70,101,902 | 0 | 0 | 70,101,902 |
| 賞与引当金 | 389,165,276 | 0 | 0 | 389,165,276 |
| 一年以内履行予定資産除去債務 | 225,940,000 | 0 | 0 | 225,940,000 |
| 流動負債合計 | 1,025,770,551,093 | 5,040,000 | 0 | 1,025,775,591,093 |
| Ⅱ固定負債 | | | | |
| 資産見返負債 | 14,571,082,997 | 0 | 0 | 14,571,082,997 |
| 資産見返運営費交付金 | 1,685,818,852 | 0 | 0 | 1,685,818,852 |
| 資産見返施設費 | 768,632,656 | 0 | 0 | 768,632,656 |
| 資産見返補助金等 | 6,574,725,472 | 0 | 0 | 6,574,725,472 |
| 資産見返寄附金 | 81,143,017 | 0 | 0 | 81,143,017 |
| 建設仮勘定見返施設費 | 5,460,763,000 | 0 | 0 | 5,460,763,000 |
| 長期預り補助金等 | 0 | 124,727,455 | 0 | 124,727,455 |
| 長期預り寄附金 | 6,353,981,255 | 0 | 0 | 6,353,981,255 |
| 日本学生支援債券 | 120,000,000,000 | 0 | 0 | 120,000,000,000 |
| 長期借入金 | 8,265,597,101,410 | 0 | 0 | 8,265,597,101,410 |
| 長期預り保証金 | 69,915,816 | 0 | 0 | 69,915,816 |
| 長期リース債務 | 364,721,212 | 0 | 0 | 364,721,212 |
| 退職給付引当金 | 3,664,511,498 | 0 | 0 | 3,664,511,498 |
| 固定負債合計 | 8,410,621,314,188 | 124,727,455 | 0 | 8,410,746,041,643 |
| **負債合計** | **9,436,391,865,281** | **129,767,455** | **0** | **9,436,521,632,736** |
| **純資産の部** | | | | |
| Ⅰ資本金 | | | | |
| 政府出資金 | 100,000,000 | 0 | 0 | 100,000,000 |
| 資本金合計 | 100,000,000 | 0 | 0 | 100,000,000 |
| Ⅱ資本剰余金 | | | | |
| 資本剰余金 | △ 601,319,929 | 0 | 0 | △ 601,319,929 |
| その他行政コスト累計額 | △ 29,644,842,436 | 0 | 0 | △ 29,644,842,436 |
| 減価償却相当累計額 | △ 18,714,363,975 | 0 | 0 | △ 18,714,363,975 |
| 減損損失相当累計額 | △ 25,033,031 | 0 | 0 | △ 25,033,031 |
| 除売却差額相当累計額 | △ 10,905,445,430 | 0 | 0 | △ 10,905,445,430 |
| 民間出えん金 | 58,745,446,994 | 0 | 0 | 58,745,446,994 |
| 資本剰余金合計 | 28,499,284,629 | 0 | 0 | 28,499,284,629 |
| Ⅲ利益剰余金 | | | | |
| 前中期目標期間繰越積立金 | 1,056,908,652 | 0 | 0 | 1,056,908,652 |
| 当期未処分利益 | 163,860 | 0 | 0 | 163,860 |
| （うち当期総利益） | 163,860 | 0 | 0 | 163,860 |
| 利益剰余金合計 | 1,057,072,512 | 0 | 0 | 1,057,072,512 |
| **純資産合計** | **29,656,357,141** | **0** | **0** | **29,656,357,141** |
| **負債・純資産合計** | **9,466,048,222,422** | **129,767,455** | **0** | **9,466,177,989,877** |

## 行政コスト計算書

（自令和６年４月１日　至令和７年３月31日）

（単位:円）

| | 一般勘定 | 学資支給業務勘定 | 調整 | 法人単位 |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅰ　損益計算書上の費用** | | | | |
| 奨学金業務費 | 63, 312, 350, 885 | 0 | 0 | 63, 312, 350, 885 |
| 学資金支給業務費 | 0 | 8, 304, 799 | 0 | 8, 304, 799 |
| 修学支援学資金支給業務費 | 150, 003, 316, 300 | 0 | 0 | 150, 003, 316, 300 |
| 留学生学資金支給業務費 | 11, 791, 299, 352 | 0 | 0 | 11, 791, 299, 352 |
| 留学生寄宿舎運営業務費 | 1, 262, 356, 307 | 0 | 0 | 1, 262, 356, 307 |
| 留学試験業務費 | 1, 028, 310, 082 | 0 | 0 | 1, 028, 310, 082 |
| 日本語予備教育業務費 | 800, 291, 045 | 0 | 0 | 800, 291, 045 |
| 留学生交流推進業務費 | 1, 140, 826, 906 | 0 | 0 | 1, 140, 826, 906 |
| 研修・情報提供業務費 | 125, 403, 771 | 0 | 0 | 125, 403, 771 |
| 修学環境等調査研究業務費 | 205, 871, 108 | 0 | 0 | 205, 871, 108 |
| 一般管理費 | 3, 055, 390, 856 | 0 | 0 | 3, 055, 390, 856 |
| 臨時損失 | 117, 406 | 0 | 0 | 117, 406 |
| **損益計算書上の費用合計** | **232, 725, 534, 018** | **8, 304, 799** | **0** | **232, 733, 838, 817** |
| **Ⅱ　その他行政コスト** | | | | |
| 減価償却相当額 | 507, 942, 826 | 0 | 0 | 507, 942, 826 |
| 除売却差額相当額 | 8 | 0 | 0 | 8 |
| **その他行政コスト合計** | **507, 942, 834** | **0** | **0** | **507, 942, 834** |
| **Ⅲ　行政コスト** | **233, 233, 476, 852** | **8, 304, 799** | **0** | **233, 241, 781, 651** |

# 損益計算書

（自令和６年４月１日　至令和７年３月31日）

（単位：円）

| | 一般勘定 | 学資支給業務勘定 | 調整 | 法人単位 |
|---|---|---|---|---|
| **経常費用** | | | | |
| 業務費 | | | | |
| 奨学金業務費 | 63,312,350,885 | 0 | 0 | 63,312,350,885 |
| 学資金支給業務費 | 0 | 8,304,799 | 0 | 8,304,799 |
| 修学支援学資金支給業務費 | 150,003,316,300 | 0 | 0 | 150,003,316,300 |
| 留学生学資金支給業務費 | 11,791,299,352 | 0 | 0 | 11,791,299,352 |
| 留学生寄宿舎運営業務費 | 1,262,356,307 | 0 | 0 | 1,262,356,307 |
| 留学試験業務費 | 1,028,310,082 | 0 | 0 | 1,028,310,082 |
| 日本語予備教育業務費 | 800,291,045 | 0 | 0 | 800,291,045 |
| 留学生交流推進業務費 | 1,140,826,906 | 0 | 0 | 1,140,826,906 |
| 研修・情報提供業務費 | 125,403,771 | 0 | 0 | 125,403,771 |
| 修学環境等調査研究業務費 | 205,871,108 | 0 | 0 | 205,871,108 |
| 一般管理費 | 3,055,390,856 | 0 | 0 | 3,055,390,856 |
| **経常費用合計** | **232,725,416,612** | **8,304,799** | **0** | **232,733,721,411** |
| **経常収益** | | | | |
| 運営費交付金収益 | 15,367,878,884 | 0 | 0 | 15,367,878,884 |
| 施設費収益 | 202,094,200 | 0 | 0 | 202,094,200 |
| 学資貸与金利息 | 21,981,130,237 | 0 | 0 | 21,981,130,237 |
| 延滞金収入 | 2,213,122,619 | 0 | 0 | 2,213,122,619 |
| 留学生宿舎収入 | 629,890,452 | 0 | 0 | 629,890,452 |
| 日本語学校収入 | 298,334,296 | 0 | 0 | 298,334,296 |
| 日本留学試験検定料収入 | 783,517,420 | 0 | 0 | 783,517,420 |
| その他事業収入 | 314,659,418 | 0 | 0 | 314,659,418 |
| 受託収入 | | | | |
| その他受託収入 | 26,689,259 | 0 | 0 | 26,689,259 |
| 補助金等収益 | 186,087,437,854 | 8,304,799 | 0 | 186,095,742,653 |
| 国庫補助金収益 | 158,643,512,795 | 8,304,799 | 0 | 158,651,817,594 |
| 政府補給金収益 | 27,443,925,059 | 0 | 0 | 27,443,925,059 |
| 助成金収益 | 63,423,402 | 0 | 0 | 63,423,402 |
| 寄附金収益 | 1,269,090,234 | 0 | 0 | 1,269,090,234 |
| 賞与引当金見返に係る収益 | 389,165,276 | 0 | 0 | 389,165,276 |
| 退職給付引当金見返に係る収益 | △ 170,670,448 | 0 | 0 | △ 170,670,448 |
| 資産見返負債戻入 | 2,376,389,669 | 0 | 0 | 2,376,389,669 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 659,246,686 | 0 | 0 | 659,246,686 |
| 資産見返施設費戻入 | 87,352,502 | 0 | 0 | 87,352,502 |
| 資産見返補助金等戻入 | 1,619,646,946 | 0 | 0 | 1,619,646,946 |
| 資産見返寄附金戻入 | 10,143,535 | 0 | 0 | 10,143,535 |
| 財務収益 | 141,450,593 | 0 | 0 | 141,450,593 |
| 受取利息 | 136,680,840 | 0 | 0 | 136,680,840 |
| 有価証券利息 | 4,769,753 | 0 | 0 | 4,769,753 |
| **経常収益合計** | **231,973,603,365** | **8,304,799** | **0** | **231,981,908,164** |
| **経常損失** | **751,813,247** | **0** | **0** | **751,813,247** |
| **臨時損失** | **117,406** | **0** | **0** | **117,406** |
| 固定資産除却損 | 117,406 | 0 | 0 | 117,406 |
| **臨時利益** | **117,405** | **0** | **0** | **117,405** |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 99,465 | 0 | 0 | 99,465 |
| 資産見返施設費戻入 | 36 | 0 | 0 | 36 |
| 資産見返補助金等戻入 | 4 | 0 | 0 | 4 |
| 資産見返寄附金戻入 | 17,900 | 0 | 0 | 17,900 |
| **当期純損失** | **751,813,248** | **0** | **0** | **751,813,248** |
| **前中期目標期間繰越積立金取崩額** | **751,977,108** | **0** | **0** | **751,977,108** |
| **当期総利益** | **163,860** | **0** | **0** | **163,860** |

## キャッシュ・フロー計算書

（自令和６年４月１日　至令和７年３月31日）

（単位：円）

| | 一般勘定 | 学資支給業務勘定 | 調整 | 法人単位 |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー** | | | | |
| 人件費支出 | △ 5,004,397,780 | 0 | 0 | △ 5,004,397,780 |
| 学資貸与金の貸付による支出 | △ 823,834,195,218 | 0 | 0 | △ 823,834,195,218 |
| 学資支給金の支給による支出 | 0 | △ 6,960,000 | 0 | △ 6,960,000 |
| 修学支援学資支給金の支給による支出 | △ 150,003,316,300 | 0 | 0 | △ 150,003,316,300 |
| 短期借入金の返済による支出 | △ 1,462,645,000,000 | 0 | 0 | △ 1,462,645,000,000 |
| 債券の償還による支出 | △ 120,000,000,000 | 0 | 0 | △ 120,000,000,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | △ 877,943,856,566 | 0 | 0 | △ 877,943,856,566 |
| 借入利息の支払額 | △ 25,881,375,749 | 0 | 0 | △ 25,881,375,749 |
| 債券利息の支払額 | △ 305,549,334 | 0 | 0 | △ 305,549,334 |
| その他の業務支出 | △ 25,872,693,606 | 0 | 0 | △ 25,872,693,606 |
| 運営費交付金収入 | 16,604,315,000 | 0 | 0 | 16,604,315,000 |
| 学資貸与金の回収による収入 | 901,523,267,258 | 0 | 0 | 901,523,267,258 |
| 学資支給金の回収による収入 | 75,141,735 | 14,695,560 | 0 | 89,837,295 |
| 短期借入れによる収入 | 1,462,645,000,000 | 0 | 0 | 1,462,645,000,000 |
| 債券の発行による収入 | 119,825,390,386 | 0 | 0 | 119,825,390,386 |
| 長期借入れによる収入 | 771,533,523,000 | 0 | 0 | 771,533,523,000 |
| 学資貸与金利息の受取額 | 21,937,439,153 | 0 | 0 | 21,937,439,153 |
| 延滞金収入 | 2,213,122,619 | 0 | 0 | 2,213,122,619 |
| 留学生宿舎収入 | 622,891,707 | 0 | 0 | 622,891,707 |
| 日本語学校収入 | 292,533,913 | 0 | 0 | 292,533,913 |
| 日本留学試験検定料収入 | 810,602,420 | 0 | 0 | 810,602,420 |
| その他の事業収入 | 386,506,792 | 0 | 0 | 386,506,792 |
| 政府受託収入の精算による返還金の支出 | △ 6,695,989 | 0 | 0 | △ 6,695,989 |
| 国庫補助金収入 | 168,730,273,943 | 0 | 0 | 168,730,273,943 |
| 国庫補助金の精算による返還金の支出 | △ 4,807,147,220 | △ 30,273,000 | 0 | △ 4,837,420,220 |
| 政府補給金収入 | 103,811,367 | 0 | 0 | 103,811,367 |
| 助成金収入 | 100,000,000 | 0 | 0 | 100,000,000 |
| 寄附金収入 | 2,187,202,847 | 0 | 0 | 2,187,202,847 |
| 小計 | △ 26,713,205,622 | △ 22,537,440 | 0 | △ 26,735,743,062 |
| その他利息の受取額 | 161,665,823 | 0 | 0 | 161,665,823 |
| その他利息の支払額 | △ 296,644 | 0 | 0 | △ 296,644 |
| 国庫納付金の支払額 | △ 1,041,844,515 | 0 | 0 | △ 1,041,844,515 |
| **業務活動によるキャッシュ・フロー** | **△ 27,593,680,958** | **△ 22,537,440** | **0** | **△ 27,616,218,398** |
| **Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー** | | | | |
| 定期預金の払戻による収入 | 28,700,000,000 | 0 | 0 | 28,700,000,000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △ 762,719,987 | 0 | 0 | △ 762,719,987 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △ 4,294,445,100 | 0 | 0 | △ 4,294,445,100 |
| 差入保証金の差入による支出 | △ 745,560 | 0 | 0 | △ 745,560 |
| 施設整備費補助金収入 | 3,323,396,000 | 0 | 0 | 3,323,396,000 |
| **投資活動によるキャッシュ・フロー** | **26,965,485,353** | **0** | **0** | **26,965,485,353** |
| **Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー** | | | | |
| リース債務の返済による支出 | △ 774,555,044 | 0 | 0 | △ 774,555,044 |
| **財務活動によるキャッシュ・フロー** | **△ 774,555,044** | **0** | **0** | **△ 774,555,044** |
| **Ⅳ　資金増加又は減少額** | **△ 1,402,750,649** | **△ 22,537,440** | **0** | **△ 1,425,288,089** |
| **Ⅴ　資金期首残高** | **275,847,105,216** | **50,912,562** | **0** | **275,898,017,778** |
| **Ⅵ　資金期末残高** | **274,444,354,567** | **28,375,122** | **0** | **274,472,729,689** |

（１８）勘定別の利益の処分に関する明細

（単位：円）

| | 一般勘定 | 学資支給業務勘定 | 合計 |
|---|---|---|---|
| Ⅰ　当期未処分利益 | 163,860 | 0 | 163,860 |
| 当期総利益 | 163,860 | 0 | 163,860 |
| | | | |
| Ⅱ　利益処分額 | 163,860 | 0 | 163,860 |
| 積立金 | 163,860 | 0 | 163,860 |

（１９）相殺消去された債権・債務等の内訳

①相殺消去された勘定相互間の債権と債務
該当ありません。

②相殺消去された勘定相互間の損益取引に係る費用と収益
該当ありません。

③消去された勘定相互間の取引に係る未実現損益
該当ありません。

（２０）相殺消去された勘定相互間のキャッシュ・フローの内訳
該当ありません。

〈一般勘定〉

①貸借対照表（令和７年３月31日現在）

（単位：円）

| 区分 | 金額 | | |
|---|---|---|---|
| 資産の部 | | | |
| Ⅰ流動資産 | | | |
| 現金及び預金 | | 274,444,354,567 | |
| 貸付金 | | | |
| 第一種学資貸与金 | 2,800,392,526,328 | | |
| 第二種学資貸与金 | 6,350,125,248,389 | | |
| 貸倒引当金 | △ 26,586,968,436 | 9,123,930,806,281 | |
| 前払金 | | 9,754,747 | |
| 前払費用 | | 14,930,552 | |
| 未収収益 | 512,092,868 | | |
| 貸倒引当金 | △ 2,531,197 | 509,561,671 | |
| 未収金 | | 713,266,480 | |
| 賞与引当金見返（注） | | 389,165,276 | |
| 流動資産合計 | | | 9,400,011,839,574 |
| Ⅱ固定資産 | | | |
| 1. 有形固定資産 | | | |
| 建物 | 36,652,424,821 | | |
| 減価償却累計額 | △ 19,022,285,059 | | |
| 減損損失累計額 | △ 25,033,031 | 17,605,106,731 | |
| 構築物 | 52,100,859 | | |
| 減価償却累計額 | △ 41,447,293 | 10,653,566 | |
| 車両運搬具 | 5,682,600 | | |
| 減価償却累計額 | △ 1,136,520 | 4,546,080 | |
| 工具器具備品 | 5,194,049,341 | | |
| 減価償却累計額 | △ 3,808,281,773 | 1,385,767,568 | |
| 土地 | | 10,672,550,060 | |
| 建設仮勘定 | | 5,460,763,000 | |
| 有形固定資産合計 | | 35,139,387,005 | |
| 2. 無形固定資産 | | | |
| 借地権 | | 5,450,587,495 | |
| ソフトウェア | | 7,222,023,686 | |
| 電話加入権 | | 754,000 | |
| 無形固定資産合計 | | 12,673,365,181 | |
| 3. 投資その他の資産 | | | |
| 破産再生更生債権等 | 121,837,472,058 | | |
| 貸倒引当金 | △ 120,036,754,936 | 1,800,717,122 | |
| 未収財源措置予定額（注） | | 12,560,838,461 | |
| 退職給付引当金見返（注） | | 3,664,511,498 | |
| 差入保証金 | | 197,563,581 | |
| 投資その他の資産合計 | | 18,223,630,662 | |
| 固定資産合計 | | | 66,036,382,848 |
| 資産合計 | | | 9,466,048,222,422 |

| 区分 | 金額 | | |
|---|---|---|---|
| 負債の部 | | | |
| Ⅰ流動負債 | | | |
| 運営費交付金債務（注） | | 488,648,580 | |
| 預り施設費（注） | | 8,200 | |
| 預り補助金等（注） | | 5,689,669,228 | |
| 預り寄附金（注） | | 2,632,726,000 | |
| 一年以内償還予定日本学生支援債券 | | 120,000,000,000 | |
| 一年以内返済予定長期借入金 | | 881,019,987,000 | |
| 未払金 | | 6,708,440,802 | |
| 未払消費税等 | | 17,784,800 | |
| リース債務 | | 400,566,185 | |
| 未払費用 | | 7,515,770,761 | |
| 前受金 | | 229,522,885 | |
| 預り金 | | 382,219,474 | |
| 仮受金 | | 70,101,902 | |
| 賞与引当金 | | 389,165,276 | |
| 資産除去債務 | | 225,940,000 | |
| 流動負債合計 | | | 1,025,770,551,093 |
| Ⅱ固定負債 | | | |
| 資産見返負債（注） | | | |
| 資産見返運営費交付金（注） | 1,685,818,852 | | |
| 資産見返施設費（注） | 768,632,656 | | |
| 資産見返補助金等（注） | 6,574,725,472 | | |
| 資産見返寄附金（注） | 81,143,017 | | |
| 建設仮勘定見返施設費（注） | 5,460,763,000 | 14,571,082,997 | |
| 長期預り寄附金（注） | | 6,353,981,255 | |
| 日本学生支援債券 | | 120,000,000,000 | |
| 長期借入金 | | 8,265,597,101,410 | |
| 長期預り保証金 | | 69,915,816 | |
| 長期リース債務 | | 364,721,212 | |
| 退職給付引当金 | | 3,664,511,498 | |
| 固定負債合計 | | | 8,410,621,314,188 |
| 負債合計 | | | 9,436,391,865,281 |
| 純資産の部 | | | |
| Ⅰ資本金 | | | |
| 政府出資金 | 100,000,000 | | |
| 資本金合計 | | 100,000,000 | |
| Ⅱ資本剰余金 | | | |
| 資本剰余金 | △ 601,319,929 | | |
| その他行政コスト累計額（注） | △ 29,644,842,436 | | |
| 減価償却相当累計額（注） | △ 18,714,363,975 | | |
| 減損損失相当累計額（注） | △ 25,033,031 | | |
| 除売却差額相当累計額（注） | △ 10,905,445,430 | | |
| 民間出えん金（注） | 58,745,446,994 | | |
| 資本剰余金合計 | | 28,499,284,629 | |
| Ⅲ利益剰余金 | | | |
| 前中期目標期間繰越積立金（注） | 1,056,908,652 | | |
| 当期未処分利益 | 163,860 | | |
| （うち当期総利益） | (163,860) | | |
| 利益剰余金合計 | | 1,057,072,512 | |
| 純資産合計 | | | 29,656,357,141 |
| 負債･純資産合計 | | | 9,466,048,222,422 |

貸借対照表注記
１．「貸付金」は、独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項に基づく奨学金貸与事業の貸付金を示しております。
２．（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。
３．その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　△1,065,796円

②行政コスト計算書(自令和６年４月１日　至令和７年３月31日)

（単位:円）

| 区分 | 金額 | |
|---|---|---|
| Ⅰ　損益計算書上の費用 | | |
| 奨学金業務費 | 63,312,350,885 | |
| 修学支援学資金支給業務費 | 150,003,316,300 | |
| 留学生学資金支給業務費 | 11,791,299,352 | |
| 留学生寄宿舎運営業務費 | 1,262,356,307 | |
| 留学試験業務費 | 1,028,310,082 | |
| 日本語予備教育業務費 | 800,291,045 | |
| 留学生交流推進業務費 | 1,140,826,906 | |
| 研修・情報提供業務費 | 125,403,771 | |
| 修学環境等調査研究業務費 | 205,871,108 | |
| 一般管理費 | 3,055,390,856 | |
| 臨時損失 | 117,406 | |
| 損益計算書上の費用合計 | | 232,725,534,018 |
| Ⅱ　その他行政コスト | | |
| 減価償却相当額（注） | 507,942,826 | |
| 除売却差額相当額（注） | 8 | |
| その他行政コスト合計 | | 507,942,834 |
| Ⅲ　行政コスト | | 233,233,476,852 |

行政コスト計算書注記

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

| | | |
|---|---|---|
| 行政コスト | 233,233,476,852 | 円 |
| 自己収入等 | △ 27,731,469,365 | 円 |
| 機会費用 | 32,868,383,588 | 円 |
| 独立行政法人の運営に関して国民の負担に帰せられるコスト | 238,370,391,075 | 円 |

２．機会費用の計上方法

（１）　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。

（２）　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

平成31年４月５日付事務連絡「行政サービス実施コスト計算書等の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、1.485%で計算しております。

（３）　国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用の計算に使用した利率

当事業年度に行った通常の資金調達に係る約定利率の加重平均値1.152%で計算しております。

（４）　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

３．（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

③損益計算書(自令和６年４月１日　至令和７年３月31日)

（単位:円）

| 区分 | 金額 | | |
|---|---|---|---|
| 経常費用 | | | |
| 業務費 | | | |
| 奨学金業務費 | 63,312,350,885 | | |
| 修学支援学資金支給業務費 | 150,003,316,300 | | |
| 留学生学資金支給業務費 | 11,791,299,352 | | |
| 留学生寄宿舎運営業務費 | 1,262,356,307 | | |
| 留学試験業務費 | 1,028,310,082 | | |
| 日本語予備教育業務費 | 800,291,045 | | |
| 留学生交流推進業務費 | 1,140,826,906 | | |
| 研修・情報提供業務費 | 125,403,771 | | |
| 修学環境等調査研究業務費 | 205,871,108 | 229,670,025,756 | |
| 一般管理費 | | 3,055,390,856 | |
| 経常費用合計 | | | 232,725,416,612 |
| 経常収益 | | | |
| 運営費交付金収益（注） | | 15,367,878,884 | |
| 施設費収益（注） | | 202,094,200 | |
| 学資貸与金利息 | | 21,981,130,237 | |
| 延滞金収入 | | 2,213,122,619 | |
| 留学生宿舎収入 | | 629,890,452 | |
| 日本語学校収入 | | 298,334,296 | |
| 日本留学試験検定料収入 | | 783,517,420 | |
| その他事業収入 | | 314,659,418 | |
| 受託収入 | | | |
| その他の受託収入 | | 26,689,259 | |
| 補助金等収益（注） | | | |
| 国庫補助金収益（注） | 158,643,512,795 | | |
| 政府補給金収益（注） | 27,443,925,059 | 186,087,437,854 | |
| 助成金収益（注） | | 63,423,402 | |
| 寄附金収益（注） | | 1,269,090,234 | |
| 賞与引当金見返に係る収益（注） | | 389,165,276 | |
| 退職給付引当金見返に係る収益（注） | | △ 170,670,448 | |
| 資産見返負債戻入（注） | | | |
| 資産見返運営費交付金戻入（注） | 659,246,686 | | |
| 資産見返施設費戻入（注） | 87,352,502 | | |
| 資産見返補助金等戻入（注） | 1,619,646,946 | | |
| 資産見返寄附金戻入（注） | 10,143,535 | 2,376,389,669 | |
| 財務収益 | | | |
| 受取利息 | 136,680,840 | | |
| 有価証券利息 | 4,769,753 | 141,450,593 | |
| 経常収益合計 | | | 231,973,603,365 |
| 経常損失 | | | 751,813,247 |
| 臨時損失 | | | |
| 固定資産除却損 | | 117,406 | 117,406 |
| 臨時利益 | | | |
| 資産見返運営費交付金戻入（注） | | 99,465 | |
| 資産見返施設費戻入（注） | | 36 | |
| 資産見返補助金等戻入（注） | | 4 | |
| 資産見返寄附金戻入（注） | | 17,900 | 117,405 |
| 当期純損失 | | | 751,813,248 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額（注） | | | 751,977,108 |
| 当期総利益 | | | 163,860 |

損益計算書注記

１．　事業費内訳は、附属明細書「主な事業費用の内訳」に記載しております。

２．　ファイナンス・リースに係る取引

　　ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△742,290円であり、当該影響額を除いた当期総利益は906,150円であります。

３．　（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

④純資産変動計算書（自令和6年4月1日　至令和7年3月31日）

（単位：円）

| 区分 | Ⅰ 資本金 | | Ⅱ 資本剰余金 | | | | | | | | Ⅲ 利益剰余金 | | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | その他行政コスト累計額 | | | | | | | | | | |
| | 政府出資金 | 資本金合計 | 資本剰余金 | 国庫納付差額 | その他 | 減価償却相当累計額（－） | 減損損失相当累計額（－） | 除売却差額相当累計額（－） | 民間出えん金 | 資本剰余金合計 | 前中期日標期間繰越積立金 | 積立金 | 当期未処分利益 | うち当期純利益 | 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 100,000,000 | 100,000,000 | △ 601,319,929 | △ 602,272,629 | 952,700 | △ 18,263,847,193 | △ 33,990,790 | △ 10,839,061,619 | 58,745,446,994 | 29,007,227,463 | 22,771,775 | 894,651,212 | 1,933,307,288 | - | 2,850,730,275 | 31,957,957,738 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Ⅰ 資本金の当期変動額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| Ⅱ 資本剰余金の当期変動額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産の除売却 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 57,426,044 | 8,957,759 | △ 66,383,811 | 0 | △ 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 8 |
| 減価償却 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 507,942,826 | 0 | 0 | 0 | △ 507,942,826 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 507,942,826 |
| Ⅲ 利益剰余金の当期変動額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 利益の処分又は損失の処理 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前中期日標期間からの繰越し | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,808,885,760 | △ 1,808,885,760 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 積立金への振替 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 22,771,775 | 1,956,079,063 | △ 1,933,307,288 | 0 | 0 | 0 |
| 国庫納付金の納付 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 1,041,844,515 | 0 | 0 | △ 1,041,844,515 | △ 1,041,844,515 |
| (2) その他 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期純利益（又は当期純損失） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 751,813,248 | △ 751,813,248 | △ 751,813,248 | △ 751,813,248 |
| 前中期日標期間繰越積立金取崩額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 751,977,108 | 0 | 751,977,108 | 751,977,108 | 0 | 0 |
| 当期変動額合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 450,516,782 | 8,957,759 | △ 66,383,811 | 0 | △ 507,942,834 | 1,034,136,877 | △ 894,651,212 | △ 1,933,143,428 | 163,860 | △ 1,793,657,763 | △ 2,301,600,597 |
| 当期末残高 | 100,000,000 | 100,000,000 | △ 601,319,929 | △ 602,272,629 | 952,700 | △ 18,714,363,975 | △ 25,033,031 | △ 10,905,445,430 | 58,745,446,994 | 28,499,284,629 | 1,056,908,652 | 0 | 163,860 | 163,860 | 1,057,072,512 | 29,656,357,141 |

純資産変動計算書注記

資本剰余金のうち、その他は、機構発足時に国から承継した資産です。

⑤キャッシュ・フロー計算書(自令和６年４月１日　至令和７年３月31日)

(単位:円)

| 区分 | 金額 |
|---|---|
| Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 人件費支出 | △ 5,004,397,780 |
| 学資貸与金の貸付による支出 | △ 823,834,195,218 |
| 修学支援学資支給金の支給による支出 | △ 150,003,316,300 |
| 短期借入金の返済による支出 | △ 1,462,645,000,000 |
| 債券の償還による支出 | △ 120,000,000,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | △ 877,943,856,566 |
| 借入利息の支払額 | △ 25,881,375,749 |
| 債券利息の支払額 | △ 305,549,334 |
| その他の業務支出 | △ 25,872,693,606 |
| 運営費交付金収入 | 16,604,315,000 |
| 学資貸与金の回収による収入 | 901,523,267,258 |
| 学資支給金の回収による収入 | 75,141,735 |
| 短期借入れによる収入 | 1,462,645,000,000 |
| 債券の発行による収入 | 119,825,390,386 |
| 長期借入れによる収入 | 771,533,523,000 |
| 学資貸与金利息の受取額 | 21,937,439,153 |
| 延滞金収入 | 2,213,122,619 |
| 留学生宿舎収入 | 622,891,707 |
| 日本語学校収入 | 292,533,913 |
| 日本留学試験検定料収入 | 810,602,420 |
| その他の事業収入 | 386,506,792 |
| 政府受託収入の精算による返還金の支出 | △ 6,695,989 |
| 国庫補助金収入 | 168,730,273,943 |
| 国庫補助金の精算による返還金の支出 | △ 4,807,147,220 |
| 政府補給金収入 | 103,811,367 |
| 助成金収入 | 100,000,000 |
| 寄附金収入 | 2,187,202,847 |
| 小計 | △ 26,713,205,622 |
| その他利息の受取額 | 161,665,823 |
| その他利息の支払額 | △ 296,644 |
| 国庫納付金の支払額 | △ 1,041,844,515 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | △ 27,593,680,958 |
| Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 定期預金の払戻による収入 | 28,700,000,000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △ 762,719,987 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △ 4,294,445,100 |
| 差入保証金の差入による支出 | △ 745,560 |
| 施設整備費補助金収入 | 3,323,396,000 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 26,965,485,353 |
| Ⅲ　財務活動によるキャッシュ･フロー | |
| リース債務の返済による支出 | △ 774,555,044 |
| 財務活動によるキャッシュ･フロー | △ 774,555,044 |
| Ⅳ　資金増加額 | △ 1,402,750,649 |
| Ⅴ　資金期首残高 | 275,847,105,216 |
| Ⅵ　資金期末残高 | 274,444,354,567 |

キャッシュ・フロー計算書注記

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

| | |
|---|---|
| 現金及び預金 | 274,444,354,567 円 |
| 資金期末残高 | 274,444,354,567 円 |

２．重要な非資金取引

| | |
|---|---|
| ファイナンス・リースによる資産の取得 | 34,419,000 円 |
| 学資貸与金免除 | 17,054,963,359 円 |
| 一般会計からの借入金免除 | 16,596,410,182 円 |
| 特別会計からの借入金免除 | 10,519,688 円 |
| 計 | 33,696,312,229 円 |

⑥利益の処分に関する書類

（単位：円）

| 区分 | 金額 | |
|---|---|---|
| Ⅰ　当期未処分利益 | | 163,860 |
| 　　当期総利益 | 163,860 | |
| Ⅱ　利益処分額 | | |
| 　　積立金 | | 163,860 |

⑦注記事項

## Ⅰ　重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月 21 日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

### １．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。ただし、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係を明確に示すことができる部分を除く管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。

### ２．減価償却の会計処理方法

**（１）有形固定資産（リース資産を除く）**

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　２～53 年
構築物　　２～45 年
工具器具備品　２～23 年

また、特定の資産のうち、償却資産（独立行政法人会計基準第 87 第１項）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

**（２）無形固定資産（リース資産を除く）**

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

**（３）リース資産**

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### ３．賞与に係る引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

### ４．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8 年）による定額法により処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付

引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

また、運営費交付金により、掛金及び年金積立不足額に対して財源措置がなされる見込みである確定給付企業年金等については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

**５．貸倒引当金の計上基準**

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

**６．債券発行差額の償却方法**

債券発行差額は、債券の償還期間にわたって償却しております。

**７．外貨建資産の本邦通貨への換算基準**

期末日に保有する外国通貨は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理する方法を採用しております。

**８．未収財源措置予定額の計上基準**

**（１）第一種学資貸与金（一般会計・特別会計借入分）の返還免除損に係る未収財源措置予定額**

第一種学資貸与金（一般会計・特別会計借入分）の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第 22 条及び独立行政法人日本学生支援機構法施行令第 19 条の規定に基づき、後年度に一般会計から借入金が償還免除されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

**（２）第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金の返還免除損に係る未収財源措置予定額**

第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金返還免除補填金により財源措置されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

**（３）第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金に係る財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の利息補てんに係る未収財源措置予定額**

第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金に係る受取利息と財源である財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の支払利息の差額については、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている政府補給金により財源措置されることが明らかであることから、当該事業年度末における未収利息と未払利息の差額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

**（４）学資貸与金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額**

学資貸与金の貸倒損失に係る未収財源措置予定額については、後年度に財源措置されることが明らかであることから、財源措置が予定される金額を計上しております。

（追加情報）

法人化後新たに生じた学資貸与金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、債権管理に関する規定及び中期目標に基づき適正に債権管理した結果生じた部分について財源措置されることが明らかであることから、回収目標率に基づき算出される予想貸倒引当金相当額を上限として当該学資貸与金に係る貸倒引当金繰入額から受取利息等を控除した額を未収財源措置予定額として計上しております。

旧日本育英会から承継した学資貸与金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令附則第３条の規定により文部科学大臣が決定した額（17,519,277,701 円）から毎期補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。

「奨学金に係る債権の自己査定に関する細則」の制定（平成 21 年３月 16 日）に伴い、追加で計上される旧債権に係る貸倒引当金繰入額に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、平成 20 年度決算の損失処理において第二期中期目標期間に繰越がなされる金額及び国庫納付がなされる金額を控除した積立金残額では当期総損失を処理できないものと計算される額（22,173,611,784 円）について財源措置されることが明らかであることから、平成 20 年度決算において同額を未収財源措置予定額として計上し、毎期補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。

なお、国における回収不能債権補填金（国庫補助金）予算の算定にあたっては、令和３事業年度（令和４年度予算）より、上記旧日本育英会より承継した学資貸与金に係る貸倒損失及び「奨学金に係る債権の自己査定に関する細則」の制定（平成 21 年３月 16 日）に伴い追加で計上した貸倒引当金繰入額について、その増減にかかわらず対応する未収財源措置予定額を新たに計上しないとする取扱いが廃止されました。すなわち、法人化後新たに生じた学資貸与金と同様の取り扱いを前提として財源措置が行われております。

### ９．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

## Ⅱ　重要な債務負担行為

該当ありません。

## Ⅲ　重要な後発事象

該当ありません。

## Ⅳ　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

令和元年５月 17 日付の大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）の制定及び独立行政法人日本学生支援機構法の改正により、令和２年度より、新たな修学支援制度による給付奨学金事業が実施されることになりました。これに伴い、平成 29 年度より開始した給付奨学金事業については、対象学生への学資金の支給が終了した時点において、学資支給基金の

残余額を国庫に納付し、学資支給業務勘定を廃止することになります。なお、新たな修学支援制度による給付奨学金に係る業務については、一般勘定にて経理しております。

## Ⅴ　金融商品の時価等に関する注記

### １．金融商品の状況に関する事項

#### （１）金融商品に対する取組方針

当法人は、奨学金事業を実施しております。この業務を実施するため、一般会計借入金、特別会計借入金、財政融資資金、金融機関からの借入及び財投機関債の発行により資金を調達しております。

#### （２）金融商品の内容及びそのリスク

当法人が保有する金融資産は、個人に対する貸付金及び未収金であり、債務者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

借入金及び財投機関債は、市場の混乱等により、当法人の資金調達が困難となる等の流動性リスクに晒されております。

#### （３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当法人は、当法人の貸与奨学規程、給付奨学規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金及び未収金について、信用情報管理、問題債権への対応など債権管理に関する体制を整備し運用しております。これらの債権管理は、奨学金事業部門により行われ、また、定期的に経営管理会議やリスク管理委員会等を開催し、審議・報告を行っております。

② 金利リスクの管理

予め法令又は業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当法人は、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

### ２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額､時価及びこれらの差額については､次のとおりであります。

なお、現金は注記を省略しており、預金、未収金及び未払金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表<br>計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| （１）貸付金及び破産再生更生債権等<br>貸倒引当金 | 9,272,355<br>△146,624<br>9,125,732 | 8,625,203 | 500,528 |
| （２）日本学生支援債券 | (240,000) | (238,935) | (△1,065) |
| （３）長期借入金 | (9,146,617) | (7,958,085) | (△1,188,532) |

（注）負債に計上されているものは、() で示しております。

（注）長期借入金には一年以内返済予定の長期借入金が含まれております。

### ３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

**（１）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債**

該当する金融資産及び金融負債はありません。

**（２）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債**

（単位：百万円）

| 区分 | 時価 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 貸付金及び破産再生更生債権等 | － | － | 8,625,203 | 8,625,203 |
| 日本学生支援債券 | － | 238,935 | － | 238,935 |
| 長期借入金 | － | 7,958,085 | － | 7,958,085 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

貸付金及び破産再生更生債権等

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。無利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、有利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、レベル３の時価に分類しております。

日本学生支援債券

当法人の発行する日本学生支援債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金（一年以内返済予定の長期借入金を含む）のうち、無利息である一般会計借入金及び特別会計借入金については、法令上の国からの償還免除相当額を見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、財政融資資金及び金融機関からの借入については、主として借入毎の元利金を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって時価を算定しており、レベル２の時価に分類しております。

## Ⅵ　賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

## Ⅶ　退職給付に係る注記

### １．採用している退職給付制度の概要

当法人は、役職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立金制度）では、文教関係団体企業年金基金に加入しており、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度（非積立型制度）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

### ２．確定給付制度

**（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（（３）に掲げられたものを除く）**

| | |
|---|---|
| 期首における退職給付債務 | 7,166,781,772 円 |
| 勤務費用 | 247,907,994 円 |
| 利息費用 | 60,200,967 円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △425,865,883 円 |
| 退職給付の支払額 | △531,747,930 円 |
| 制度加入者からの拠出額 | 21,953,786 円 |
| 期末における退職給付債務 | 6,539,230,706 円 |

**（２）年金資産の期首残高と期末残高の調整表**

| | |
|---|---|
| 期首における年金資産 | 4,259,790,624 円 |
| 期待運用収益 | 257,291,354 円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △129,684,925 円 |
| 事業主からの拠出額 | 23,778,497 円 |
| 退職給付の支払額 | △226,112,230 円 |
| 制度加入者からの拠出額 | 21,953,786 円 |
| 期末における年金資産 | 4,207,017,106 円 |

**（３）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表**

| | |
|---|---|
| 期首における退職給付引当金 | 9,346,100 円 |
| 退職給付費用 | 3,512,900 円 |
| 退職給付への支払額 | △1,009,500 円 |
| 期末における退職給付引当金 | 11,849,500 円 |

**（４）退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払金年金費用の調整表**

| | |
|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 3,360,650,363 円 |
| 年金資産 | △4,207,017,106 円 |
| 積立型制度の未積立退職給付債務 | △846,366,743 円 |
| 非積立型制度の未積立退職給付債務 | 3,190,429,843 円 |
| 小計 | 2,344,063,100 円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 1,331,821,385 円 |
| 未認識過去勤務費用 | △11,372,987 円 |

| | |
|---|---|
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 3,664,511,498 円 |
| 退職給付引当金 | 3,664,511,498 円 |
| 前払年金費用 | 0 円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 3,664,511,498 円 |

（５）退職給付に関連する損益

| | |
|---|---|
| 勤務費用 | 247,907,994 円 |
| 利息費用 | 60,200,967 円 |
| 期待運用収益 | △257,291,354 円 |
| 数理計算上の差異の当期費用処理額 | △269,728,594 円 |
| 過去勤務費用の当期の費用処理額 | 68,506,136 円 |
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 3,512,900 円 |
| 合計 | △146,891,951 円 |

（６）年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 債券 | 48.3% |
| 株式 | 40.7% |
| 一般勘定 | 4.7% |
| 現金及び預金 | 1.2% |
| その他（マルチアセット） | 5.1% |
| 合計 | 100% |

（７）長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（８）数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|---|---|
| 割引率 | 1.60％ |
| 長期期待運用収益率 | 4.55％ |

３．退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、45,732,283 円でした。

## Ⅷ　減損会計に関する注記

令和４年度第二次補正予算において、市谷事務所再整備事業に係る予算が措置され、当該工事のため、市谷事務所及び市谷外堀事務所に配置されていた部署が東銀座事務所に仮移転しました。

そして、当期において、東銀座事務所から市谷事務所への移転を令和７年 11 月の予定とする旨を決定しました。

これにより、東銀座事務所における以下の固定資産を使用しないことといたしました。

| 資産の種類 | 資産の所在 | 不使用となる日 | 帳簿価額（不使用日時点） | 回収可能サービス価額 | 減損の見込額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 建物附属設備 | 東京都中央区 | 令和７年11月30日 | 110,300,380円 | 0円 | 110,300,380円 |

## Ⅸ　資産除去債務に関する注記

東銀座事務所への仮移転のため、令和５年１月20日に定期貸室賃貸借契約を締結いたしました。このことを踏まえて、当該契約に基づく退去時における原状回復費用を見積もり、令和４事業年度に資産除去債務として計上しました。

前期においては、市谷外堀事務所の退去によって原状回復費用を支出したことにより、令和４事業年度に計上した資産除去債務が減少しました。

当期においては、上記工事の工期延長に伴う東銀座事務所の賃借期間延長（令和８年１月31日満了）を踏まえ、原状回復費用の見積額を再計算しております。なお、東銀座事務所の賃借期間（令和７年３月31日満了）までの期間が短期であることから、割引計算等は行っておりません。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 期首残高 | 313,390,000円 |
| 見積りの変更による減少額 | 87,450,000円 |
| 期末残高 | 225,940,000円 |

⑧附属明細書

（１）固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第８７ 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を含む。）及び減損損失累計額の明細

（単位：円）

| 資産の種類 | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 減価償却累計額 | | 減損損失累計額 | | 差引当期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 当期償却額 | | 当期減損額 | | |
| 有形固定資産（減価償却費） | 建物 | 2,982,363,813 | 68,471,253 | 482,703,289 | 2,568,131,777 | 1,228,732,030 | 136,929,529 | 0 | 0 | 1,339,399,747 | |
| | 構築物 | 28,519,007 | 0 | 1,236,900 | 27,282,107 | 18,697,046 | 1,218,594 | 0 | 0 | 8,585,061 | |
| | 車両運搬具 | 0 | 5,682,600 | 0 | 5,682,600 | 1,136,520 | 1,136,520 | 0 | 0 | 4,546,080 | |
| | 工具器具備品 | 5,386,740,417 | 108,909,729 | 404,034,731 | 5,091,615,415 | 3,705,951,324 | 946,760,558 | 0 | 0 | 1,385,664,091 | |
| | 計 | 8,397,623,237 | 183,063,582 | 887,974,920 | 7,692,711,899 | 4,954,516,920 | 1,086,045,201 | 0 | 0 | 2,738,194,979 | |
| 有形固定資産（減価償却相当額） | 建物 | 34,150,360,383 | 0 | 66,067,339 | 34,084,293,044 | 17,793,553,029 | 507,395,752 | 25,033,031 | 0 | 16,265,706,984 | |
| | 構築物 | 25,027,957 | 0 | 209,205 | 24,818,752 | 22,750,247 | 476,979 | 0 | 0 | 2,068,505 | |
| | 工具器具備品 | 102,541,193 | 0 | 107,267 | 102,433,926 | 102,330,449 | 70,095 | 0 | 0 | 103,477 | |
| | 計 | 34,277,929,533 | 0 | 66,383,811 | 34,211,545,722 | 17,918,633,725 | 507,942,826 | 25,033,031 | 0 | 16,267,878,966 | |
| 有形固定資産（非償却資産） | 土地 | 10,672,550,060 | 0 | 0 | 10,672,550,060 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,672,550,060 | |
| | 建設仮勘定 | 2,556,554,000 | 2,904,209,000 | 0 | 5,460,763,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,460,763,000 | |
| | 計 | 13,229,104,060 | 2,904,209,000 | 0 | 16,133,313,060 | 0 | 0 | 0 | 0 | 16,133,313,060 | |
| 有形固定資産合計 | 建物 | 37,132,724,196 | 68,471,253 | 548,770,628 | 36,652,424,821 | 19,022,285,059 | 644,325,281 | 25,033,031 | 0 | 17,605,106,731 | |
| | 構築物 | 53,546,964 | 0 | 1,446,105 | 52,100,859 | 41,447,293 | 1,695,573 | 0 | 0 | 10,653,566 | |
| | 車両運搬具 | 0 | 5,682,600 | 0 | 5,682,600 | 1,136,520 | 1,136,520 | 0 | 0 | 4,546,080 | |
| | 工具器具備品 | 5,489,281,610 | 108,909,729 | 404,141,998 | 5,194,049,341 | 3,808,281,773 | 946,830,653 | 0 | 0 | 1,385,767,568 | |
| | 土地 | 10,672,550,060 | 0 | 0 | 10,672,550,060 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,672,550,060 | |
| | 建設仮勘定 | 2,556,554,000 | 2,904,209,000 | 0 | 5,460,763,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,460,763,000 | |
| | 計 | 55,904,656,830 | 3,087,272,582 | 954,358,731 | 58,037,570,681 | 22,873,150,645 | 1,593,988,027 | 25,033,031 | 0 | 35,139,387,005 | |
| 無形固定資産（減価償却費） | ソフトウェア | 23,180,800,332 | 2,278,965,150 | 0 | 25,459,765,482 | 18,237,741,796 | 2,137,341,356 | 0 | 0 | 7,222,023,686 | |
| | 計 | 23,180,800,332 | 2,278,965,150 | 0 | 25,459,765,482 | 18,237,741,796 | 2,137,341,356 | 0 | 0 | 7,222,023,686 | |
| 無形固定資産（減価償却相当額） | ソフトウェア | 795,730,250 | 0 | 0 | 795,730,250 | 795,730,250 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 計 | 795,730,250 | 0 | 0 | 795,730,250 | 795,730,250 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 無形固定資産（非償却資産） | 借地権 | 5,450,587,495 | 0 | 0 | 5,450,587,495 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,450,587,495 | |
| | 電話加入権 | 754,000 | 0 | 0 | 754,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 754,000 | |
| | 計 | 5,451,341,495 | 0 | 0 | 5,451,341,495 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,451,341,495 | |
| 無形固定資産合計 | 借地権 | 5,450,587,495 | 0 | 0 | 5,450,587,495 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,450,587,495 | |
| | ソフトウェア | 23,976,530,582 | 2,278,965,150 | 0 | 26,255,495,732 | 19,033,472,046 | 2,137,341,356 | 0 | 0 | 7,222,023,686 | |
| | 電話加入権 | 754,000 | 0 | 0 | 754,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 754,000 | |
| | 計 | 29,427,872,077 | 2,278,965,150 | 0 | 31,706,837,227 | 19,033,472,046 | 2,137,341,356 | 0 | 0 | 12,673,365,181 | |
| 投資その他の資産 | 破産再生更生債権等 | 120,783,674,827 | 4,013,937,322 | 2,960,140,091 | 121,837,472,058 | 0 | 0 | 0 | 0 | 121,837,472,058 | |
| | 貸倒引当金 | △ 119,137,075,695 | △ 3,859,819,332 | △ 2,960,140,091 | △ 120,036,754,936 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 120,036,754,936 | ＊ |
| | 未収財源措置予定額 | 8,092,964,670 | △ 2,568,964,031 | △ 7,036,837,822 | 12,560,838,461 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12,560,838,461 | |
| | 退職給付引当金見返 | 4,141,827,146 | △ 170,670,448 | 306,645,200 | 3,664,511,498 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,664,511,498 | |
| | 差入保証金 | 196,818,021 | 745,560 | 0 | 197,563,581 | 0 | 0 | 0 | 0 | 197,563,581 | |
| | 計 | 14,078,208,969 | △ 2,584,770,929 | △ 6,730,192,622 | 18,223,630,662 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18,223,630,662 | |

＊当期減少額のうち目的取崩額は2,960,140,091円であります。

（２）貸付金の明細

（単位：円）

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 新規貸与額 | 回収額 | 償却額 | 返還免除額 | | |
| 第一種学資貸与金<br>（うち破産再生更生債権等） | 2,860,876,622,589<br>(36,397,696,069) | 267,603,885,218 | 276,817,467,754 | 1,698,662,726 | 14,683,344,593 | 2,835,281,032,734<br>(34,888,506,406) | |
| 第二種学資貸与金<br>（うち破産再生更生債権等） | 6,509,234,206,780<br>(84,385,978,758) | 556,230,310,000 | 624,757,206,608 | 1,261,477,365 | 2,371,618,766 | 6,437,074,214,041<br>(86,948,965,652) | |
| 計<br>（うち破産再生更生債権等） | 9,370,110,829,369<br>(120,783,674,827) | 823,834,195,218 | 901,574,674,362 | 2,960,140,091 | 17,054,963,359 | 9,272,355,246,775<br>(121,837,472,058) | |

*返還免除の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第１５条第３項の規定により当年度に返還を免除したものであります。

（３）長期借入金の明細

（単位：円）

| 区分 | 期首残高<br>（内一年以内返済予定額） | 当期増加 | 当期減少 | 期末残高<br>（内一年以内返済予定額） | 平均利率(%) | 返済期限 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般会計借入金 | 2,856,881,661,000<br>(72,483,472,000) | 97,433,523,000 | 118,085,025,000 | 2,836,230,159,000<br>(71,939,987,000) | 無利息 | 令和7年度～令和42年度 | * |
| 特別会計借入金 | 15,332,690,846<br>(　－　) | 0 | 1,675,761,436 | 13,656,929,410<br>(　－　) | 無利息 | 令和31年度～令和36年度 | * |
| 財政融資資金借入金 | 6,282,420,000,000<br>(659,790,000,000) | 516,100,000,000 | 659,790,000,000 | 6,138,730,000,000<br>(651,080,000,000) | 0.536 | 令和7年度～令和26年度 | |
| 民間借入金(信金中央金庫) | 36,500,000,000<br>(36,500,000,000) | 0 | 36,500,000,000 | 0<br>(　－　) | 0.166 | 令和6年度 | |
| 民間借入金(りそな銀行) | 69,500,000,000<br>(69,500,000,000) | 124,000,000,000 | 69,500,000,000 | 124,000,000,000<br>(124,000,000,000) | 0.702 | 令和7年度 | |
| 民間借入金(三井住友銀行) | 9,000,000,000<br>(9,000,000,000) | 0 | 9,000,000,000 | 0<br>(　－　) | 0.180 | 令和6年度 | |
| 民間借入金(栃木銀行) | 0<br>(　－　) | 2,000,000,000 | 0 | 2,000,000,000<br>(2,000,000,000) | 0.675 | 令和7年度 | |
| 民間借入金(SBI新生銀行) | 0<br>(　－　) | 32,000,000,000 | 0 | 32,000,000,000<br>(32,000,000,000) | 0.705 | 令和7年度 | |
| 計 | 9,269,634,351,846<br>(847,273,472,000) | 771,533,523,000 | 894,550,786,436 | 9,146,617,088,410<br>(881,019,987,000) | | | |

*一般会計について減少の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第22条第２項の規定により償還を免除されたものを含みます。
*特別会計について減少の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第22条第２項の規定により償還を免除されたものを含みます。

（４）日本学生支援債券の明細

（単位：円）

| 銘柄 | 期首残高<br>（内一年以内償還予定額） | 当期増加 | 当期減少 | 期末残高<br>（内一年以内償還予定額） | 利率(%) | 償還期限 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第六十七回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0 | 30,000,000,000 | 0<br>(　－　) | 0.001 | 令和6年6月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円00銭2厘 |
| 第六十八回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0 | 30,000,000,000 | 0<br>(　－　) | 0.010 | 令和6年9月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第六十九回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0 | 30,000,000,000 | 0<br>(　－　) | 0.076 | 令和6年11月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0 | 30,000,000,000 | 0<br>(　－　) | 0.120 | 令和7年2月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十一回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(　－　) | 0 | 0 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0.080 | 令和7年6月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十二回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(　－　) | 0 | 0 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0.080 | 令和7年9月19日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十三回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(　－　) | 0 | 0 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0.100 | 令和7年11月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十四回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(　－　) | 0 | 0 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0.101 | 令和8年2月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十五回日本学生支援債券 | 0<br>(　－　) | 30,000,000,000 | 0 | 30,000,000,000<br>(　－　) | 0.439 | 令和8年6月19日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十六回日本学生支援債券 | 0<br>(　－　) | 30,000,000,000 | 0 | 30,000,000,000<br>(　－　) | 0.404 | 令和8年9月18日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十七回日本学生支援債券 | 0<br>(　－　) | 30,000,000,000 | 0 | 30,000,000,000<br>(　－　) | 0.538 | 令和8年11月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十八回日本学生支援債券 | 0<br>(　－　) | 30,000,000,000 | 0 | 30,000,000,000<br>(　－　) | 0.742 | 令和9年2月19日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 計 | 240,000,000,000<br>(120,000,000,000) | 120,000,000,000 | 120,000,000,000 | 240,000,000,000<br>(120,000,000,000) | | | |

（５）引当金の明細

（単位：円）

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 目的使用 | その他 | | |
| 賞与引当金 | 382,540,547 | 389,165,276 | 382,540,547 | 0 | 389,165,276 | |
| 計 | 382,540,547 | 389,165,276 | 382,540,547 | 0 | 389,165,276 | |

（６）貸付金等に対する貸倒引当金の明細

（単位：円）

| 区分 | | 貸付金等の残高 | | | 貸倒引当金の残高 | | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 期首残高 | 当期増減額 | 期末残高 | 期首残高 | 当期増減額 | 期末残高 | |
| 第一種学資貸与金 | | 2,860,876,622,589 | △ 25,595,589,855 | 2,835,281,032,734 | 40,946,028,209 | △ 1,718,109,472 | 39,227,918,737 | |
| 一般債権 | 正常先 | 2,652,234,234,460 | △ 25,164,121,912 | 2,627,070,112,548 | 512,183,273 | 18,384,085 | 530,567,358 | |
| | 要注意先 | 62,704,713,631 | 78,638,534 | 62,783,352,165 | 407,852,225 | 19,994,716 | 427,846,941 | |
| | 要管理先 | 93,630,380,704 | 1,481,238,386 | 95,111,619,090 | 997,256,935 | △ 17,911,648 | 979,345,287 | |
| | 小計 | 2,808,569,328,795 | △ 23,604,244,992 | 2,784,965,083,803 | 1,917,292,433 | 20,467,153 | 1,937,759,586 | |
| 貸倒懸念債権 | 破綻懸念先 | 15,909,597,725 | △ 482,155,200 | 15,427,442,525 | 3,143,635,347 | △ 191,404,067 | 2,952,231,280 | |
| 破産再生更生債権等 | 実質破綻先 | 29,821,650,364 | △ 1,471,499,933 | 28,350,150,431 | 29,355,375,111 | △ 1,514,553,187 | 27,840,821,924 | |
| | 破綻先 | 6,576,045,705 | △ 37,689,730 | 6,538,355,975 | 6,529,725,318 | △ 32,619,371 | 6,497,105,947 | |
| | 小計 | 36,397,696,069 | △ 1,509,189,663 | 34,888,506,406 | 35,885,100,429 | △ 1,547,172,558 | 34,337,927,871 | |
| 第二種学資貸与金 | | 6,509,234,206,780 | △ 72,159,992,739 | 6,437,074,214,041 | 106,450,059,481 | 945,745,154 | 107,395,804,635 | |
| 一般債権 | 正常先 | 5,841,917,253,587 | △ 77,793,587,557 | 5,764,123,666,030 | 1,954,054,150 | △ 47,886,431 | 1,906,167,719 | |
| | 要注意先 | 217,647,540,164 | △ 2,339,716,607 | 215,307,823,557 | 1,966,363,996 | △ 41,840,704 | 1,924,523,292 | |
| | 要管理先 | 298,729,832,349 | 7,650,615,509 | 306,380,447,858 | 4,261,842,052 | △ 148,094,458 | 4,113,747,594 | |
| | 小計 | 6,358,294,626,100 | △ 72,482,688,655 | 6,285,811,937,445 | 8,182,260,198 | △ 237,821,593 | 7,944,438,605 | |
| 貸倒懸念債権 | 破綻懸念先 | 66,553,601,922 | △ 2,240,290,978 | 64,313,310,944 | 15,015,824,017 | △ 1,263,285,052 | 13,752,538,965 | |
| 破産再生更生債権等 | 実質破綻先 | 65,062,990,176 | 1,741,542,569 | 66,804,532,745 | 64,054,794,770 | 1,620,995,196 | 65,675,789,966 | |
| | 破綻先 | 19,322,988,582 | 821,444,325 | 20,144,432,907 | 19,197,180,496 | 825,856,603 | 20,023,037,099 | |
| | 小計 | 84,385,978,758 | 2,562,986,894 | 86,948,965,652 | 83,251,975,266 | 2,446,851,799 | 85,698,827,065 | |
| 貸付金利息に係る未収収益 | | 468,401,784 | 43,691,084 | 512,092,868 | 2,380,137 | 151,060 | 2,531,197 | |
| 計 | | 9,370,579,231,153 | △ 97,711,891,510 | 9,272,867,339,643 | 147,398,467,827 | △ 772,213,258 | 146,626,254,569 | |

*貸倒引当金の見積方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（7）退職給付引当金の明細

（単位:円）

| 区分 | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 退職給付債務合計額 | | 7,176,127,872 | △ 92,290,236 | 532,757,430 | 6,551,080,206 | |
| | 退職一時金に係る債務 | 3,454,682,906 | 42,392,137 | 306,645,200 | 3,190,429,843 | |
| | 確定給付企業年金等に係る債務 | 3,721,444,966 | △ 134,682,373 | 226,112,230 | 3,360,650,363 | |
| 未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異 | | 1,225,489,898 | 296,180,958 | 201,222,458 | 1,320,448,398 | |
| 年金資産 | | △ 4,259,790,624 | △ 173,338,712 | △ 226,112,230 | △ 4,207,017,106 | |
| 退職給付引当金 | | 4,141,827,146 | 30,552,010 | 507,867,658 | 3,664,511,498 | |

（8）資産除去債務の明細

（単位:円）

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務 | 313,390,000 | 0 | 87,450,000 | 225,940,000 | |
| 計 | 313,390,000 | 0 | 87,450,000 | 225,940,000 | |

（注）上記資産除去債務に対応する除去費用等は、独立行政法人会計基準第91による特定された除去費用等には該当しておりません。

（9）運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

①運営費交付金債務の増減の明細

（単位:円）

| 期首残高 | 当期交付額 | 当期振替額 | | | | 引当金見返との相殺額 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 運営費交付金収益 | 資産見返運営費交付金 | 資本剰余金 | 小計 | | |
| 0 | 16,604,315,000 | 15,367,878,884 | 58,601,789 | 0 | 15,426,480,673 | 689,185,747 | 488,648,580 |

②運営費交付金債務の当期振替額及び主な使途の明細

・運営費交付金収益への振替額及び主な使途の明細

（単位:円）

| 区分 | | 運営費交付金収益 | 運営費交付金の主な使途 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 費用 | 主な使途 |
| 業務達成基準による振替額 | | | | |
| | 奨学金事業 | 7,904,864,216 | 8,092,342,808 | 業務委託費：3,167,566,537　人件費：2,340,326,772<br>支払手数料：1,437,598,907　通信運搬費：451,659,694<br>支払賃借料：449,209,467　その他：245,981,431 |
| | 留学生支援事業 | 4,986,707,101 | 4,861,839,408 | 奨学金：2,245,631,554　人件費：1,033,513,496<br>業務委託費：978,404,045　その他：604,290,313 |
| | 学生生活支援事業 | 295,789,304 | 309,713,206 | 人件費：254,330,607　業務委託費：50,690,879<br>維持修繕費：17,768,216　その他：△13,076,496 |
| | 法人共通 | 1,098,230,345 | 1,020,761,162 | 人件費：1,190,634,327　その他：726,194<br>賞与引当金取崩：△92,719,030　退職給付引当金取崩：△77,880,329 |
| 期間進行基準による振替額 | | | | |
| | 法人共通 | 1,082,287,918 | 1,081,312,632 | 土地建物借料：543,531,273　公租公課：259,989,846<br>業務委託費：66,887,574　その他：210,903,939 |
| 費用進行基準による振替額 | | 0 | －（費用進行基準を採用した業務はありません） | － |
| 会計基準第81第４項による振替額 | | 0 | － | |
| 合計 | | 15,367,878,884 | 15,365,969,216 | |

・資産見返運営費交付金及び資本剰余金への振替額並びに主な使途の明細

（単位:円）

| セグメント | 資産見返運営費交付金への振替 | | 資本剰余金への振替 | |
|---|---|---|---|---|
| | 振替額 | 主な使途 | 振替額 | 主な使途 |
| 奨学金事業 | 7,163,288 | ALMシステム改修：4,070,000<br>個人信用情報登録審査支援ツール改修業務：968,000<br>シュレッダー：849,640<br>その他：1,275,648 | 0 | |
| 留学生支援事業 | 43,860,778 | 日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム改修：11,176,000<br>東京国際交流館単身用A棟食事室4階他空調機更新：7,715,400<br>その他：24,969,378 | 0 | |
| 学生生活支援事業 | 1,269,490 | パソコン：999,792<br>キャビネット：159,830<br>その他：109,868 | 0 | |
| 法人共通 | 6,308,233 | 日本学生支援機構駒場事務所給水ポンプ更新工事：3,002,133<br>日本学生支援機構駒場事務所給排気ファン補修工事　：1,573,000<br>中国四国支部　事務所賃貸借契約（賃料改定に伴う追加敷金）：458,760<br>その他：1,274,340 | 0 | |
| 合計 | 58,601,789 | | 0 | |

・引当金見返との相殺額の明細

（単位:円）

| セグメント | 引当金見返との相殺 | |
|---|---|---|
| | 相殺額 | 主な相殺額の内訳 |
| 奨学金事業 | 330,865,930 | 賞与引当金見返　192,448,116<br>退職給付引当金見返　138,417,814 |
| 留学生支援事業 | 148,558,744 | 賞与引当金見返　79,519,851<br>退職給付引当金見返　69,038,893 |
| 学生生活支援事業 | 39,161,714 | 賞与引当金見返　17,853,550<br>退職給付引当金見返　21,308,164 |
| 法人共通 | 170,599,359 | 賞与引当金見返　92,719,030<br>退職給付引当金見返　77,880,329 |
| 合計 | 689,185,747 | |

③運営費交付金債務残高の明細

(単位:円)

| 運営費交付金債務残高 | | 使用見込み |
|---|---|---|
| 業務達成基準を採用した業務に係る分 | 488,648,580 | ○翌事業年度に繰り越した運営費交付金債務残高と使用見込みは以下のとおりです。<br><br>〈留学生支援事業〉<br>東京国際交流館における落雷・漏水事故による損傷個所の補修工事等に一定の工期が必要であること等から、計画予算額と支出額の差額56,358,000円を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越したものであります。<br><br>〈法人共通〉<br>市谷事務所再整備事業及び駒場事務所建物機器更新事業等に一定の工期が必要であること等から、計画予算額と支出額の差額432,290,580円を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越したものであります。<br><br>いずれの業務も翌事業年度において計画どおり実施する見込みであり、今中期計画期間中に収益化を行う予定であります。 |
| 期間進行基準を採用した業務に係る分 | 0 | －(翌事業年度への繰越額はありません) |
| 費用進行基準を採用した業務に係る分 | 0 | －(費用進行基準を採用した業務はありません) |
| 計 | 488,648,580 | |

(１０) 運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

①施設費の明細

(単位:円)

| 区分 | 当期交付額 | 左の会計処理内訳 | | | | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 預り補助金等 | 資産見返施設費 | 建設仮勘定見返施設費 | 資本剰余金 | 収益計上 | |
| 施設整備費補助金 | 3,123,467,000 | 8,200 | 17,155,600 | 2,904,209,000 | 0 | 202,094,200 | |
| 計 | 3,123,467,000 | 8,200 | 17,155,600 | 2,904,209,000 | 0 | 202,094,200 | |

②補助金等の明細

(単位:円)

| 区分 | 当期交付額 | 左の会計処理内訳 | | | | | 引当金見返との相殺額 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 預り補助金等 | 資産見返補助金等 | 未収財源措置予定額 | 長期預り補助金等 | 収益計上 | | |
| 一般会計借入金償還免除 | 16,596,410,182 | 0 | 0 | 16,596,410,182 | 0 | 0 | 0 | |
| 特別会計借入金償還免除 | 10,519,688 | 0 | 0 | 10,519,688 | 0 | 0 | 0 | |
| 返還免除補填金 | 1,854,346,000 | 0 | 0 | 1,854,346,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 回収不能債権補填金 | 1,842,000,000 | 0 | 0 | 1,842,000,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 政府補給金 | 103,811,367 | 0 | 0 | △ 27,340,113,692 | 0 | 27,443,925,059 | 0 | |
| 留学生交流支援事業費補助金 | 9,322,668,000 | 1,680,749,103 | 0 | 0 | 0 | 7,641,918,897 | 0 | |
| 奨学金業務システム開発費補助金 | 2,940,213,943 | 3,414,402 | 2,261,281,000 | 0 | 0 | 675,518,541 | 0 | |
| 学資支給金補助金 | 152,825,441,000 | 2,822,124,700 | 0 | 0 | 0 | 150,003,316,300 | 0 | |
| 計 | 185,495,410,180 | 4,506,288,205 | 2,261,281,000 | △ 7,036,837,822 | 0 | 185,764,678,797 | 0 | |

(１１) 役員及び職員の給与の明細

法人単位の附属明細書に記載しているものと同様でございます。

(１２) 恩賜基金の明細

(単位:円)

| 区分 | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 恩賜基金 | 恩賜金 | 1,000,000 | 0 | 0 | 1,000,000 | 現金及び預金 |
| | 恩賜金より生じた運用利息 | 3,125,193 | 6,777 | 0 | 3,131,970 | 現金及び預金 |
| 計 | | 4,125,193 | 6,777 | 0 | 4,131,970 | |

(注)独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第18条第2項により管理しております。

（１３）セグメント情報の開示

（単位:円）

| 区分 | 奨学金事業 | 留学生支援事業 | 学生生活支援事業 | 法人共通 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ行政コスト | | | | | |
| 損益計算書上の費用合計 | 213,315,667,216 | 16,023,101,705 | 331,274,884 | 3,055,490,213 | 232,725,534,018 |
| その他行政コスト | | | | | |
| 減価償却相当額 | 0 | 411,470,669 | 0 | 96,472,157 | 507,942,826 |
| 除売却差額相当額 | 0 | 0 | 0 | 8 | 8 |
| その他行政コスト合計 | 0 | 411,470,669 | 0 | 96,472,165 | 507,942,834 |
| 行政コスト | 213,315,667,216 | 16,434,572,374 | 331,274,884 | 3,151,962,378 | 233,233,476,852 |
| Ⅱ独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト | 220,269,160,505 | 13,384,718,734 | 331,274,884 | 4,385,236,952 | 238,370,391,075 |
| Ⅲ事業費用、事業収益及び事業損益 | | | | | |
| 事業費用 | | | | | |
| 奨学金業務費 | 63,312,350,885 | 0 | 0 | 0 | 63,312,350,885 |
| 修学支援学資金支給業務費 | 150,003,316,300 | 0 | 0 | 0 | 150,003,316,300 |
| 留学生学資金支給業務費 | 0 | 11,791,299,352 | 0 | 0 | 11,791,299,352 |
| 留学生寄宿舎運営業務費 | 0 | 1,262,356,307 | 0 | 0 | 1,262,356,307 |
| 留学試験業務費 | 0 | 1,028,310,082 | 0 | 0 | 1,028,310,082 |
| 日本語予備教育業務費 | 0 | 800,291,045 | 0 | 0 | 800,291,045 |
| 留学生交流推進業務費 | 0 | 1,140,826,906 | 0 | 0 | 1,140,826,906 |
| 研修・情報提供業務費 | 0 | 0 | 125,403,771 | 0 | 125,403,771 |
| 修学環境等調査研究業務費 | 0 | 0 | 205,871,108 | 0 | 205,871,108 |
| 一般管理費 | 0 | 0 | 0 | 3,055,390,856 | 3,055,390,856 |
| 計 | 213,315,667,185 | 16,023,083,692 | 331,274,879 | 3,055,390,856 | 232,725,416,612 |
| 事業収益 | | | | | |
| 運営費交付金収益 | 7,904,864,216 | 4,986,707,101 | 295,789,304 | 2,180,518,263 | 15,367,878,884 |
| 施設費収益 | 0 | 136,591,400 | 0 | 65,502,800 | 202,094,200 |
| 学資貸与金利息 | 21,981,130,237 | 0 | 0 | 0 | 21,981,130,237 |
| 延滞金収入 | 2,213,122,619 | 0 | 0 | 0 | 2,213,122,619 |
| 留学生宿舎収入 | 0 | 629,890,452 | 0 | 0 | 629,890,452 |
| 日本語学校収入 | 0 | 298,334,296 | 0 | 0 | 298,334,296 |
| 日本留学試験検定料収入 | 0 | 783,517,420 | 0 | 0 | 783,517,420 |
| その他事業収入 | 49,707,979 | 192,700,268 | 0 | 72,251,171 | 314,659,418 |
| 受託収入 | 0 | 26,689,259 | 0 | 0 | 26,689,259 |
| 補助金等収益 | 178,445,518,957 | 7,641,918,897 | 0 | 0 | 186,087,437,854 |
| 助成金収益 | 0 | 63,423,402 | 0 | 0 | 63,423,402 |
| 寄附金収益 | 224,040,584 | 1,045,049,650 | 0 | 0 | 1,269,090,234 |
| 賞与引当金見返に係る収益 | 195,780,880 | 80,896,952 | 18,162,732 | 94,324,712 | 389,165,276 |
| 退職給付引当金見返に係る収益 | △ 85,860,720 | △ 35,477,777 | △ 7,965,360 | △ 41,366,591 | △ 170,670,448 |
| 資産見返負債戻入 | 2,049,317,644 | 262,496,167 | 11,364,301 | 53,211,557 | 2,376,389,669 |
| 財務収益 | 114,766,719 | 87,458 | 0 | 26,596,416 | 141,450,593 |
| 計 | 213,092,389,115 | 16,112,824,945 | 317,350,977 | 2,451,038,328 | 231,973,603,365 |
| 事業損益 | △ 223,278,070 | 89,741,253 | △ 13,923,902 | △ 604,352,528 | △ 751,813,247 |
| Ⅳ臨時損益等 | | | | | |
| 臨時損失 | 31 | 18,013 | 5 | 99,357 | 117,406 |
| 臨時利益 | 31 | 18,012 | 5 | 99,357 | 117,405 |
| 当期純損益 | △ 223,278,070 | 89,741,252 | △ 13,923,902 | △ 604,352,528 | △ 751,813,248 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 | 35,806,255 | 36,165,916 | 0 | 680,004,937 | 751,977,108 |
| 当期総損益 | △ 187,471,815 | 125,907,168 | △ 13,923,902 | 75,652,409 | 163,860 |
| Ⅴ総資産 | | | | | |
| 現金及び預金 | 262,434,727,996 | 6,346,515,617 | 386,057,535 | 5,277,053,419 | 274,444,354,567 |
| 貸付金 | 9,123,930,806,281 | 0 | 0 | 0 | 9,123,930,806,281 |
| 貸付金(第一種学資貸与金) | 2,800,392,526,328 | 0 | 0 | 0 | 2,800,392,526,328 |
| 貸付金(第二種学資貸与金) | 6,350,125,248,389 | 0 | 0 | 0 | 6,350,125,248,389 |
| 貸倒引当金 | △ 26,586,968,436 | 0 | 0 | 0 | △ 26,586,968,436 |
| その他流動資産 | 1,035,251,558 | 467,990,355 | 18,162,732 | 115,274,081 | 1,636,678,726 |
| 有形固定資産 | 823,050,906 | 16,059,921,763 | 10,093,944 | 18,246,320,392 | 35,139,387,005 |
| 無形固定資産 | 7,033,020,747 | 5,610,000,662 | 2,283,055 | 28,060,717 | 12,673,365,181 |
| 投資その他の資産 | 15,986,427,909 | 802,988,724 | 197,404,849 | 1,236,809,180 | 18,223,630,662 |
| 破産再生更生債権等 | 121,837,472,058 | 0 | 0 | 0 | 121,837,472,058 |
| 貸倒引当金 | △ 120,036,754,936 | 0 | 0 | 0 | △ 120,036,754,936 |
| 未収財源措置予定額 | 12,560,838,461 | 0 | 0 | 0 | 12,560,838,461 |
| 退職給付引当金見返 | 1,624,872,326 | 802,988,724 | 197,404,849 | 1,039,245,599 | 3,664,511,498 |
| 差入保証金 | 0 | 0 | 0 | 197,563,581 | 197,563,581 |
| 計 | 9,411,243,285,397 | 29,287,417,121 | 614,002,115 | 24,903,517,789 | 9,466,048,222,422 |

1. 奨学金事業は独立行政法人日本学生支援機構法(以下機構法)第13条第１項第１号に係る事業として、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対する奨学金貸与及び支給等の事業を実施しております。

   留学生支援事業は機構法第13条第１項第２号及び３号、４号、５号、６号並びに７号に係る事業として、留学生に対する学資金支給事業、留学生の寄宿舎運営・助成事業、日本への留学を希望する外国人に対する留学試験事業、留学生に対する日本語教育事業、留学生交流推進事業を実施しております。

   学生生活支援事業は機構法第13条第１項第８号及び９号に係る事業として、大学等が学生等に対して行う相談・指導事業の研修・情報提供事業、修学環境整備のための調査及び研究事業を実施しております。

2. 法人共通に含めた主な費用及び収益の内訳
   費用：管理部門の人件費1,119,120千円、各事務所の土地建物借料1,200,349千円、公租公課259,990千円
   収益：管理部門の運営費交付金予算相当額から資産見返負債に計上した額を除いた額

3. 法人共通に含めた資産の内訳
   現金及び預金　　：翌期以降の費用等の支払に充てるための現預金であります。
   建物並びに構築物、工具器具備品：事務所に係る資産であります。
   土地　　：事務所の土地であります。

（１４）主な事業費用の内訳

（単位：円）

| 奨学金事業 | |
|---|---|
| 項目 | 金額 |
| 奨学金業務費 | |
| 支払利息 | 27,728,126,901 |
| 返還免除損 | 17,054,963,359 |
| 業務委託費 | 4,317,030,471 |
| 減価償却費 | 2,770,633,163 |
| 未収財源措置予定額取崩額 | 2,568,964,031 |
| 人件費 | 2,322,851,626 |
| 貸倒引当金繰入 | 2,187,926,833 |
| その他 | 4,361,854,501 |
| 計 | 63,312,350,885 |
| 修学支援学資金支給業務費 | |
| 学資支給金 | 150,003,316,300 |
| 計 | 150,003,316,300 |

| 留学生支援事業 | |
|---|---|
| 項目 | 金額 |
| 留学生学資金支給業務費 | |
| 奨学金 | 9,430,855,000 |
| 授業料 | 657,549,778 |
| 人件費 | 227,443,270 |
| 減価償却費 | 31,086,482 |
| その他 | 1,444,364,822 |
| 計 | 11,791,299,352 |
| 留学生寄宿舎運営業務費 | |
| 業務委託費 | 514,328,616 |
| 維持修繕費 | 264,543,718 |
| 減価償却費 | 239,939,447 |
| 光熱水料 | 93,306,586 |
| 人件費 | 75,411,683 |
| その他 | 74,826,257 |
| 計 | 1,262,356,307 |
| 留学試験業務費 | |
| 業務委託費 | 531,536,065 |
| 支払賃借料 | 127,766,625 |
| 人件費 | 117,483,187 |
| 支払賃金 | 82,004,834 |
| 諸謝金 | 72,076,725 |
| 減価償却費 | 19,789,569 |
| その他 | 77,653,077 |
| 計 | 1,028,310,082 |
| 日本語予備教育業務費 | |
| 人件費 | 347,712,667 |
| 支払賃金 | 233,875,037 |
| 業務委託費 | 67,822,607 |
| 減価償却費 | 57,398,994 |
| その他 | 93,481,740 |
| 計 | 800,291,045 |
| 留学生交流推進業務費 | |
| 留学準備金 | 342,960,000 |
| 業務委託費 | 261,317,981 |
| 人件費 | 236,420,656 |
| 支払賃金 | 80,035,235 |
| 旅費 | 76,833,384 |
| 減価償却費 | 24,948,880 |
| その他 | 118,310,770 |
| 計 | 1,140,826,906 |

| 学生生活支援事業 | |
|---|---|
| 項目 | 金額 |
| 研修・情報提供業務費 | |
| 人件費 | 88,403,192 |
| 業務委託費 | 12,587,617 |
| 支払賃金 | 6,431,458 |
| 減価償却費 | 3,039,204 |
| その他 | 14,942,300 |
| 計 | 125,403,771 |
| 修学環境等調査研究業務費 | |
| 人件費 | 127,085,761 |
| 業務委託費 | 38,103,262 |
| 維持修繕費 | 16,280,000 |
| 減価償却費 | 8,325,097 |
| その他 | 16,076,988 |
| 計 | 205,871,108 |

| 法人共通 | |
|---|---|
| 項目 | 金額 |
| 一般管理費 | |
| 土地建物借料 | 1,200,348,837 |
| 人件費 | 1,119,120,096 |
| 公租公課 | 259,989,846 |
| 業務委託費 | 155,094,038 |
| 減価償却費 | 71,017,781 |
| その他 | 249,820,258 |
| 計 | 3,055,390,856 |

（１５）主な資産、負債の明細　　（単位：円）

① 現金及び預金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 現金 | 2,004,819 | |
| 普通預金 | 246,780,357,656 | |
| 別段預金 | 27,661,992,092 | |
| 計 | 274,444,354,567 | |

② 未収収益

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 学資貸与金利息 | 512,092,868 | |
| 計 | 512,092,868 | |

③ 未収金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 施設整備費補助金 | 153,747,000 | |
| 回収委託分 | 110,881,876 | |
| その他未収金 | 448,637,604 | |
| 計 | 713,266,480 | |

④ 預り寄附金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 奨学寄附金 | 1,327,976,000 | |
| グローバル人材育成コミュニティ事業寄附金 | 1,298,155,000 | |
| 留学生支援事業に係る寄附金 | 6,595,000 | |
| 計 | 2,632,726,000 | |

⑤ 未払金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 施設整備費 | 3,055,674,600 | |
| 奨学金業務システム改修費 | 1,814,984,835 | |
| 延滞債権回収委託費 | 144,964,295 | |
| 留学生寄宿舎に係る業務費 | 133,433,472 | |
| 奨学金業務システム運用保守経費 | 113,217,911 | |
| 奨学金貸与事業に係る業務委託費 | 102,287,309 | |
| 延滞者に対する督促架電費 | 65,506,512 | |
| その他未払金 | 1,278,371,868 | |
| 計 | 6,708,440,802 | |

⑥ 未払費用

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 借入金利息 | 7,214,000,445 | |
| 債券利息 | 158,349,031 | |
| その他未払費用 | 143,421,285 | |
| 計 | 7,515,770,761 | |

⑦ 前受金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 日本留学試験検定料収入前受金 | 138,657,000 | |
| 日本語教育センター前受金 | 77,051,149 | |
| 日本留学海外拠点連携推進事業前受金 | 6,006,755 | |
| 施設維持費前受金 | 4,161,000 | |
| その他前受金 | 3,646,981 | |
| 計 | 229,522,885 | |

⑧ 預り金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 奨学金貸与事業返戻金 | 331,454,673 | |
| 留学生支援事業預り金 | 35,652,032 | |
| 預り市町村民税徴収金等 | 15,112,769 | |
| 計 | 382,219,474 | |

⑨ 仮受金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 第一種仮受金 | 11,431,739 | |
| 第二種仮受金 | 58,670,163 | |
| 計 | 70,101,902 | |

⑩ 長期預り寄附金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 奨学寄附金 | 4,977,378,548 | |
| グローバル人材育成コミュニティ事業寄附金 | 1,343,690,856 | |
| 留学生支援事業に係る寄附金 | 32,911,851 | |
| 計 | 6,353,981,255 | |

〈学資支給業務勘定〉

①貸借対照表（令和７年３月31日現在）

（単位：円）

| 区分 | 金額 | | |
|---|---|---|---|
| 資産の部 | | | |
| Ⅰ流動資産 | | | |
| 現金及び預金 | | 28,375,122 | |
| 未収金 | 109,580,219 | | |
| 貸倒引当金 | △ 8,187,886 | 101,392,333 | |
| 流動資産合計 | | | 129,767,455 |
| Ⅱ固定資産 | | | |
| 1. 投資その他の資産 | | | |
| 破産再生更生債権等 | 1,914,190 | | |
| 貸倒引当金 | △ 1,914,190 | | |
| 投資その他の資産合計 | | 0 | |
| 固定資産合計 | | | 0 |
| 資産合計 | | | 129,767,455 |

| 区分 | 金額 | | |
|---|---|---|---|
| 負債の部 | | | |
| Ⅰ流動負債 | | | |
| 預り補助金等（注） | | 5,040,000 | |
| 流動負債合計 | | | 5,040,000 |
| Ⅱ固定負債 | | | |
| 長期預り補助金等（注） | | 124,727,455 | |
| 固定負債合計 | | | 124,727,455 |
| 負債合計 | | | 129,767,455 |
| 純資産の部 | | | |
| Ⅰ資本金 | | | |
| 政府出資金 | | 0 | |
| 資本金合計 | | | 0 |
| Ⅱ資本剰余金 | | | |
| 資本剰余金 | | 0 | |
| 資本剰余金合計 | | | 0 |
| Ⅲ利益剰余金 | | | |
| 当期未処分利益 | | 0 | |
| （うち当期総利益） | | (0) | |
| 利益剰余金合計 | | | 0 |
| 純資産合計 | | | 0 |
| 負債・純資産合計 | | | 129,767,455 |

貸借対照表注記
（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

②行政コスト計算書(自令和６年４月１日　至令和７年３月31日)

(単位:円)

| 区分 | 金額 | |
|---|---|---|
| Ⅰ　損益計算書上の費用 | | |
| 学資金支給業務費 | 8,304,799 | |
| 損益計算書上の費用合計 | | 8,304,799 |
| Ⅱ　その他行政コスト | | |
| その他行政コスト合計 | | 0 |
| Ⅲ　行政コスト | | 8,304,799 |

行政コスト計算書注記

独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

| | | |
|---|---|---|
| 行政コスト | 8,304,799 | 円 |
| 独立行政法人の運営に関して国民の負担に帰せられるコスト | 8,304,799 | 円 |

③損益計算書(自令和６年４月１日　至令和７年３月31日)

(単位:円)

| 区分 | 金額 | |
|---|---|---|
| 経常費用 | | |
| 業務費 | | |
| 学資金支給業務費 | 8,304,799 | |
| 経常費用合計 | | 8,304,799 |
| 経常収益 | | |
| 補助金等収益（注） | | |
| 国庫補助金収益（注） | 8,304,799 | |
| 経常収益合計 | | 8,304,799 |
| 経常利益 | | 0 |
| 当期純利益 | | 0 |
| 当期総利益 | | 0 |

損益計算書注記
１．事業費内訳は、附属明細書「主な事業費用の内訳」に記載しております。
２．（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

④純資産変動計算書（自令和6年4月1日　至令和7年3月31日）

（単位:円）

| 区分 | Ⅰ 資本金 | Ⅱ 資本剰余金 | Ⅲ 利益剰余金 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期変動額 | | | | |
| Ⅰ 資本金の当期変動額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| Ⅱ 資本剰余金の当期変動額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| Ⅲ 利益剰余金の当期変動額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期変動額合計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期末残高 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑤キャッシュ・フロー計算書（自令和６年４月１日　至令和７年３月31日）

（単位:円）

| 区分 | 金額 |
|---|---|
| Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 学資支給金の支給による支出 | △ 6,960,000 |
| 国庫補助金の精算による返還金の支出 | △ 30,273,000 |
| 学資支給金の回収による収入 | 14,695,560 |
| 小計 | △ 22,537,440 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | △ 22,537,440 |
| Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー | 0 |
| Ⅲ　財務活動によるキャッシュ･フロー | 0 |
| Ⅳ　資金減少額 | △ 22,537,440 |
| Ⅴ　資金期首残高 | 50,912,562 |
| Ⅵ　資金期末残高 | 28,375,122 |

キャッシュ・フロー計算書注記
資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

| | |
|---|---|
| 現金及び預金 | 28,375,122 円 |
| 資金期末残高 | 28,375,122 円 |

⑥利益の処分に関する書類

（単位：円）

| 区分 | 金額 | |
|---|---|---|
| Ⅰ　当期未処分利益 | | 0 |
| 　　当期総利益 | 0 | |
| Ⅱ　利益処分額 | | |
| 　　積立金 | | 0 |

⑦注記事項

## Ⅰ　重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月 21 日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

### １．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、学資支給金返還未収金に係る債権については、回収及び貸倒実績の蓄積がないため、一般勘定における第一種学資貸与金の貸倒引当率を適用して計上しております。

### ２．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

## Ⅱ　重要な債務負担行為

該当ありません。

## Ⅲ　重要な後発事象

該当ありません。

## Ⅳ　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

令和元年５月 17 日付の大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）の制定及び独立行政法人日本学生支援機構法の改正により、令和２年度より、新たな修学支援制度による給付奨学金事業が実施されることになりました。これに伴い、平成 29 年度より開始した給付奨学金事業については、対象学生への学資金の支給が終了した時点において、学資支給基金の残余額を国庫に納付し、学資支給業務勘定を廃止することになります。なお、新たな修学支援制度による給付奨学金に係る業務については、一般勘定にて経理しております。

## Ⅴ　金融商品の時価等に関する注記

### １．金融商品の状況に関する事項

#### （１）金融商品に対する取組方針

当法人は、奨学金事業を実施しております。

#### （２）金融商品の内容及びそのリスク

学資支給業務勘定で保有する金融資産は、個人に対する給付奨学金のうち、返還が必要となった未収金であることから、債務者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

### （３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

学資支給業務勘定では、給付奨学規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、未収金について、信用情報管理、問題債権への対応など債権管理に関する体制を整備し運用しております。これらの債権管理は、奨学金事業部門により行われ、また、定期的に経営管理会議やリスク管理委員会等を開催し、審議・報告を行っております。

## ２．金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未収金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

**⑧附属明細書**

（１）固定資産の取得及び処分並びに減価償却費及び減損損失累計額の明細

（単位：円）

| 資産の種類 | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 減価償却累計額 | | 減損損失累計額 | | 差引当期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 当期償却額 | | 当期減損額 | | |
| 投資その他の資産 | 破産再生更生債権等 | 930,856 | 983,334 | 0 | 1,914,190 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,914,190 | |
| | 貸倒引当金 | △ 930,856 | △ 983,334 | 0 | △ 1,914,190 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 1,914,190 | |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

（２）貸付金等に対する貸倒引当金の明細

（単位：円）

| 区分 | | 貸付金等の残高 | | | 貸倒引当金の残高 | | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 期首残高 | 当期増減額 | 期末残高 | 期首残高 | 当期増減額 | 期末残高 | |
| 学資支給金返還未収金 | | | | | | | | |
| 一般債権 | 正常先 | 82,077,935 | △ 17,772,903 | 64,305,032 | 28,148 | △ 4,555 | 23,593 | |
| | 要注意先 | 7,928,947 | △ 736,023 | 7,192,924 | 98,441 | △ 3,294 | 95,147 | |
| | 要管理先 | 12,492,482 | 4,064,787 | 16,557,269 | 274,669 | 89,900 | 364,569 | |
| | 小計 | 102,499,364 | △ 14,444,139 | 88,055,225 | 401,258 | 82,051 | 483,309 | |
| 貸倒懸念債権 | 破綻懸念先 | 22,236,230 | △ 1,225,674 | 21,010,556 | 7,615,168 | 89,409 | 7,704,577 | |
| 破産再生更生債権等 | 実質破綻先 | 640,000 | 560,001 | 1,200,001 | 640,000 | 560,001 | 1,200,001 | |
| | 破綻先 | 290,856 | 423,333 | 714,189 | 290,856 | 423,333 | 714,189 | |
| | 小計 | 930,856 | 983,334 | 1,914,190 | 930,856 | 983,334 | 1,914,190 | |
| 計 | | 125,666,450 | △ 14,686,479 | 110,979,971 | 8,947,282 | 1,154,794 | 10,102,076 | |

*貸倒引当金の見積方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（３）運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

①長期預り補助金等の明細

（単位：円）

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 学資支給基金補助金 | 153,615,254 | 450,000 | 29,337,799 | 124,727,455 | 国庫補助金の精算による減等 |
| 計 | 153,615,254 | 450,000 | 29,337,799 | 124,727,455 | |

（４）役員及び職員の給与の明細

当該事項について該当はありません。

（5）セグメント情報の開示

セグメント情報は、勘定区分と同一のため省略しております。

（6）主な事業費用の内訳

（単位：円）

| 奨学金事業 | | |
|---|---|---|
| 項目 | | 金額 |
| 学資金支給業務費 | | |
| | 学資支給金 | 6,960,000 |
| | その他 | 1,344,799 |
| 計 | | 8,304,799 |

（7）主な資産、負債の明細

① 現金及び預金

（単位：円）

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 普通預金 | 26,364,994 | |
| 別段預金 | 2,010,128 | |
| 計 | 28,375,122 | |

② 未収金

（単位：円）

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 学資支給金返還未収金 | 109,065,781 | |
| その他 | 514,438 | |
| 計 | 109,580,219 | |

（2）監事による監査報告

## 令和 6 事業年度監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の令和 6 事業年度（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### Ⅰ．監査の方法及びその内容

1．監査は、「機構　監事監査要綱（平成 16 年規程第 11 号）」及び「機構　監事監査実施基準（平成 16 年規程第 12 号）」に準拠し、「令和 6 事業年度監査計画」（以下「監査計画」という。）に従い、機構に属する全ての部門を監査対象として、令和 7 年 4 月 8 日（火）～5 月 30 日（金）の間に実施する旨を各部署に通知した。

2．実地監査にあたっては、各部等の長及び課長等から、予め提出された監査資料に基づき業務執行状況及び財産の状況等につき概況説明を受け実施した。監査は、主として実地監査を行ったが、支部に関しては提出書類による書面監査を行った。

3．監査計画に基づく実地監査及び書面監査のほか、役員（監事を除く。以下「役員」という。）、検査室、政策企画部、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他機構の管理運営に係る重要な会議等に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

4．役員の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

5．監査事項は、監事監査実施基準第 2 条第 1 項に掲げる各事項のほか、令和 6 事業年度における業務の実施状況を確認し、機構における内部統制システムが適切に機能し、中期計画及び年度計画の目標達成が図られたかどうかを重点項目として監査を実施した。

6．会計監査については、会計検査院への提出が義務付けられる月次の「計算証明に関する指定」監査を実施するとともに、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に準拠した会計処理状況と予算執行状況並びにこれらに係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）につき監査を行った。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表等について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## Ⅱ．監査の結果

1．令和 6 事業年度の業務は、その設置目的に沿い、法令、規程、その他の定め及び予算に従い、概ね適正に実施されていると認められる。また、中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2．内部統制全般の状況は、人事基本戦略に基づき人事管理が実施されているなど、業務の適正を確保するための体制等の整備が進められている。理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められず、役職員に対して改善策等の指示など指揮監督に努め、内部統制システムの推進役としての役割を十分果たしている。

3．役員の統制環境に対する認識は適当と認められ、職務執行に関する不正の行為又は法令等に違反する事実はなく、不当な職務行為は認められない。

4．会計監査に関しては、有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認め、会計監査人の監査結果も利活用することとした。改めて財務諸表等につき検討を加えた結果、令和 6 事業年度における会計経理は適正に行われているものと認める。

5．事業報告書は、法令に従い、機構の令和 6 事業年度の事業実施状況を正しく表示しているものと認める。

## Ⅲ．独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1．東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の国際交流の拠点としての活用及び収支改善

について（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）

東京国際交流館及び兵庫国際交流会館において、様々な国際交流の拠点事業の実施が認められる。また、新型コロナウイルス感染症の影響による入居率の低下から回復基調に転じる中、両館とも老朽化した設備の更新を進め、入居者の環境改善に努めるなど、収支改善に向けた方策の検討及び実施の努力を確認した。

２．給与水準の状況（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）

給与水準に関しては、国家公務員の給与等を総合的に勘案したうえで定められている。なお、給与水準の妥当性については検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を機構のホームページ上で公表している。

３．随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）

入札・契約については、外部委員と監事により構成される契約監視委員会において適正な実施を確認した。令和 5 年度調達等合理化計画の自己評価（案）の点検、令和 6 年度調達等合理化計画（案）の点検、令和 5 年度における「競争性のない随意契約」の点検及び「一者応札・応募」の対応についての点検、審議対象工事一覧表から選定した工事について、審議を経て承認を得たことを確認した。なお、委員会の審議概要を機構のホームページ上で公表している。

令和 7 年 6 月 23 日

独立行政法人　日本学生支援機構

監　事

竹　内　　俊　郎　㊞

監　事

小　川　千　恵　子　㊞

# 独立監査人の監査報告書

令和７年６月 23 日

独立行政法人日本学生支援機構
理事長　吉岡 知哉 様

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　伊丹　亮資

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　水野　勝成

＜財務諸表監査＞
監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の令和６年４月１日から令和７年３月31日までの令和６事業年度の全ての勘定に係る勘定別財務諸表（勘定別利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、勘定別貸借対照表、勘定別行政コスト計算書、勘定別損益計算書、勘定別純資産変動計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書並びに法人単位財務諸表、すなわち、法人単位貸借対照表、法人単位行政コスト計算書、法人単位損益計算書、法人単位純資産変動計算書、法人単位キャッシュ･フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の全ての勘定に係る勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人日本学生支援機構の各勘定及び法人単位の令和７年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、独立行政法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。独立行政法人の長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに独立行政法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告＞

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の令和６年４月１日から令和７年３月31日までの令和６事業年度の全ての勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）並びに全ての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

(1) 全ての勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

(2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人日本学生支援機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。

(3) 全ての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、独立行政法人の監査証明業務に基づく報酬の額は、事業報告書の７．持続的に適正なサービスを提供するための源泉（２）役員等の状況に記載されており、非監査業務に基づく報酬はない。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

【令和５年度】

（目次）


頁

（１）　財務諸表 ･････････････････････････････････････････････････････ 161

Ⅰ．法人単位

①　貸借対照表 ･････････････････････････････････････････････････････ 161
②　行政コスト計算書 ･････････････････････････････････････････････････ 163
③　損益計算書 ･････････････････････････････････････････････････････ 164
④　純資産変動計算書 ･････････････････････････････････････････････････ 166
⑤　キャッシュ・フロー計算書 ･････････････････････････････････････････ 167
⑥　注記事項 ･････････････････････････････････････････････････････････ 168
⑦　附属明細書 ･････････････････････････････････････････････････････ 177

Ⅱ．一般勘定

①　貸借対照表 ･････････････････････････････････････････････････････ 191
②　行政コスト計算書･･････････････････････････････････････････････････ 193
③　損益計算書 ･････････････････････････････････････････････････････ 194
④　純資産変動計算書･･････････････････････････････････････････････････ 196
⑤　キャッシュ・フロー計算書 ･････････････････････････････････････････ 197
⑥　利益の処分に関する書類 ･････････････････････････････････････････ 198
⑦　注記事項･･････････････････････････････････････････････････････････ 199
⑧　附属明細書 ･････････････････････････････････････････････････････ 208

Ⅲ．学資支給業務勘定

①　貸借対照表 ･････････････････････････････････････････････････････ 215
②　行政コスト計算書 ･････････････････････････････････････････････････ 216
③　損益計算書 ･････････････････････････････････････････････････････ 217
④　純資産変動計算書･･････････････････････････････････････････････････ 218
⑤　キャッシュ・フロー計算書 ･････････････････････････････････････････ 219
⑥　利益の処分に関する書類 ･････････････････････････････････････････ 220
⑦　注記事項･･････････････････････････････････････････････････････････ 221
⑧　附属明細書 ･････････････････････････････････････････････････････ 223

（２）　監事による監査報告 ･････････････････････････････････････････････ 225

（３）　独立監査人の監査報告書 ･････････････････････････････････････････ 228

（１）財務諸表

〈法人単位〉

①貸借対照表（令和６年３月31日現在）

（単位：円）

| 区分 | 金額 | | |
|---|---|---|---|
| 資産の部 | | | |
| Ⅰ流動資産 | | | |
| 現金及び預金 | | 304,598,017,778 | |
| 貸付金 | | | |
| 第一種学資貸与金 | 2,824,478,926,520 | | |
| 第二種学資貸与金 | 6,424,848,228,022 | | |
| 貸倒引当金 | △ 28,259,011,995 | 9,221,068,142,547 | |
| 前払金 | | 10,620,789 | |
| 前払費用 | | 29,186,769 | |
| 未収収益 | 488,617,014 | | |
| 貸倒引当金 | △ 2,380,137 | 486,236,877 | |
| 未収金 | 940,341,231 | | |
| 貸倒引当金 | △ 8,016,426 | 932,324,805 | |
| 賞与引当金見返（注） | | 382,540,547 | |
| 流動資産合計 | | | 9,527,507,070,112 |
| Ⅱ固定資産 | | | |
| 1. 有形固定資産 | | | |
| 建物 | 37,132,724,196 | | |
| 減価償却累計額 | △ 18,666,103,240 | | |
| 減損損失累計額 | △ 195,318,754 | 18,271,302,202 | |
| 構築物 | 53,546,964 | | |
| 減価償却累計額 | △ 41,197,823 | 12,349,141 | |
| 工具器具備品 | 5,489,281,610 | | |
| 減価償却累計額 | △ 3,265,575,089 | 2,223,706,521 | |
| 土地 | | 10,672,550,060 | |
| 建設仮勘定 | | 2,556,554,000 | |
| 有形固定資産合計 | | 33,736,461,924 | |
| 2. 無形固定資産 | | | |
| 借地権 | | 5,450,587,495 | |
| ソフトウェア | | 7,080,399,892 | |
| 電話加入権 | | 754,000 | |
| 無形固定資産合計 | | 12,531,741,387 | |
| 3. 投資その他の資産 | | | |
| 破産再生更生債権等 | 120,784,605,683 | | |
| 貸倒引当金 | △ 119,138,006,551 | 1,646,599,132 | |
| 未収財源措置予定額（注） | | 8,092,964,670 | |
| 退職給付引当金見返（注） | | 4,141,827,146 | |
| 差入保証金 | | 196,818,021 | |
| 投資その他の資産合計 | | 14,078,208,969 | |
| 固定資産合計 | | | 60,346,412,280 |
| 資産合計 | | | 9,587,853,482,392 |

| 区分 | 金額 | | |
|---|---|---|---|
| 負債の部 | | | |
| Ⅰ流動負債 | | | |
| 預り補助金等（注） | | 6,327,567,300 | |
| 預り寄附金（注） | | 1,852,964,000 | |
| 一年以内償還予定日本学生支援債券 | | 120,000,000,000 | |
| 一年以内返済予定長期借入金 | | 847,273,472,000 | |
| 未払金 | | 7,016,540,061 | |
| 未払消費税等 | | 32,327,900 | |
| リース債務 | | 769,888,844 | |
| 未払費用 | | 5,974,340,352 | |
| 前受金 | | 214,960,257 | |
| 預り金 | | 384,867,913 | |
| 仮受金 | | 59,131,672 | |
| 賞与引当金 | | 382,540,547 | |
| 資産除去債務 | | 313,390,000 | |
| 流動負債合計 | | | 990,601,990,846 |
| Ⅱ固定負債 | | | |
| 資産見返負債（注） | | | |
| 資産見返運営費交付金（注） | 2,286,563,214 | | |
| 資産見返施設費（注） | 838,829,594 | | |
| 資産見返補助金等（注） | 5,933,091,422 | | |
| 資産見返寄附金（注） | 54,727,854 | | |
| 建設仮勘定見返施設費（注） | 2,556,554,000 | 11,669,766,084 | |
| 長期預り補助金等（注） | | 153,615,254 | |
| 長期預り寄附金（注） | | 6,215,630,642 | |
| 日本学生支援債券 | | 120,000,000,000 | |
| 債券発行差額 | | 65,323 | |
| 長期借入金 | | 8,422,360,879,846 | |
| 長期預り保証金 | | 69,915,816 | |
| 長期リース債務 | | 681,833,697 | |
| 退職給付引当金 | | 4,141,827,146 | |
| 固定負債合計 | | | 8,565,293,533,808 |
| 負債合計 | | | 9,555,895,524,654 |
| 純資産の部 | | | |
| Ⅰ資本金 | | | |
| 政府出資金 | 100,000,000 | | |
| 資本金合計 | | 100,000,000 | |
| Ⅱ資本剰余金 | | | |
| 資本剰余金 | △ 601,319,929 | | |
| その他行政コスト累計額（注） | △ 29,136,899,602 | | |
| 減価償却相当累計額（注） | △ 18,263,847,193 | | |
| 減損損失相当累計額（注） | △ 33,990,790 | | |
| 除売却差額相当累計額（注） | △ 10,839,061,619 | | |
| 民間出えん金（注） | 58,745,446,994 | | |
| 資本剰余金合計 | | 29,007,227,463 | |
| Ⅲ利益剰余金 | | 2,850,730,275 | |
| 純資産合計 | | | 31,957,957,738 |
| 負債･純資産合計 | | | 9,587,853,482,392 |

貸借対照表注記
１．「貸付金」は、独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項に基づく奨学金貸与事業の貸付金を示しております。
２．（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。
３．その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　△1,064,583円

②行政コスト計算書(令和５年４月１日　至令和６年３月31日)

（単位:円）

| 区分 | 金額 | |
|---|---|---|
| Ⅰ　損益計算書上の費用 | | |
| 奨学金業務費 | 64,975,531,748 | |
| 学資金支給業務費 | 28,625,372 | |
| 修学支援学資金支給業務費 | 152,767,135,000 | |
| 留学生学資金支給業務費 | 10,815,571,307 | |
| 留学生寄宿舎運営業務費 | 1,291,693,574 | |
| 留学試験業務費 | 995,233,678 | |
| 日本語予備教育業務費 | 821,445,571 | |
| 留学生交流推進業務費 | 908,308,488 | |
| 研修・情報提供業務費 | 173,799,710 | |
| 修学環境等調査研究業務費 | 112,065,012 | |
| 一般管理費 | 3,533,534,000 | |
| 臨時損失 | 184,165,272 | |
| 損益計算書上の費用合計 | | 236,607,108,732 |
| Ⅱ　その他行政コスト | | |
| 減価償却相当額（注） | 510,365,014 | |
| 減損損失相当額（注） | 33,990,790 | |
| 除売却差額相当額（注） | 5 | |
| その他行政コスト合計 | | 544,355,809 |
| Ⅲ　行政コスト | | 237,151,464,541 |

行政コスト計算書注記

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

| | | |
|---|---|---|
| 行政コスト | 237,151,464,541 | 円 |
| 自己収入等 | △ 26,785,154,215 | 円 |
| 機会費用 | 17,624,585,603 | 円 |
| 独立行政法人の運営に関して国民の負担に帰せられるコスト | 227,990,895,929 | 円 |

２．機会費用の計上方法

（１）　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。

（２）　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

平成31年４月５日付事務連絡「行政サービス実施コスト計算書等の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、0.725％で計算しております。

（３）　国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用の計算に使用した利率

当事業年度に行った通常の資金調達に係る約定利率の加重平均値0.559％で計算しております。

（４）　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

３．（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

③損益計算書(自令和５年４月１日　至令和６年３月31日)

（単位:円）

| 区分 | 金額 | | |
|---|---|---|---|
| 経常費用 | | | |
| 業務費 | | | |
| 奨学金業務費 | 64,975,531,748 | | |
| 学資金支給業務費 | 28,625,372 | | |
| 修学支援学資金支給業務費 | 152,767,135,000 | | |
| 留学生学資金支給業務費 | 10,815,571,307 | | |
| 留学生寄宿舎運営業務費 | 1,291,693,574 | | |
| 留学試験業務費 | 995,233,678 | | |
| 日本語予備教育業務費 | 821,445,571 | | |
| 留学生交流推進業務費 | 908,308,488 | | |
| 研修・情報提供業務費 | 173,799,710 | | |
| 修学環境等調査研究業務費 | 112,065,012 | 232,889,409,460 | |
| 一般管理費 | | 3,533,534,000 | |
| 経常費用合計 | | | 236,422,943,460 |
| 経常収益 | | | |
| 運営費交付金収益（注） | | 16,123,936,724 | |
| 施設費収益 | | 172,729,752 | |
| 学資貸与金利息 | | 20,988,567,034 | |
| 延滞金収入 | | 2,825,338,570 | |
| 留学生宿舎収入 | | 649,341,498 | |
| 日本語学校収入 | | 271,482,264 | |
| 日本留学試験検定料収入 | | 707,799,163 | |
| その他事業収入 | | 308,241,190 | |
| 受託収入 | | | |
| 政府受託収入 | | 22,131,245 | |
| 補助金等収益（注） | | | |
| 国庫補助金収益（注） | 160,859,475,512 | | |
| 政府補給金収益（注） | 29,969,745,525 | 190,829,221,037 | |
| 助成金収益（注） | | 57,218,658 | |
| 寄附金収益（注） | | 928,268,442 | |
| 賞与引当金見返に係る収益（注） | | 382,540,547 | |
| 退職給付引当金見返に係る収益（注） | | 134,895,583 | |
| 資産見返負債戻入（注） | | | |
| 資産見返運営費交付金戻入（注） | 900,741,041 | | |
| 資産見返施設費戻入（注） | 83,665,998 | | |
| 資産見返補助金等戻入（注） | 1,181,612,129 | | |
| 資産見返寄附金戻入（注） | 1,951,129 | 2,167,970,297 | |
| 財務収益 | | | |
| 受取利息 | 20,997,527 | | |
| 有価証券利息 | 3,817,495 | 24,815,022 | |
| 経常収益合計 | | | 236,594,497,026 |
| 経常利益 | | | 171,553,566 |
| 臨時損失 | | | |
| 固定資産除却損 | | 4,085,963 | |
| 減損損失 | | 180,079,309 | 184,165,272 |
| 臨時利益 | | | |
| 資産見返運営費交付金戻入（注） | | 181,703,734 | |
| 資産見返補助金等戻入（注） | | 2,461,538 | |
| 運営費交付金精算収益化額（注） | | 1,678,376,324 | 1,862,541,596 |
| 当期純利益 | | | 1,849,929,890 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額（注） | | | 83,377,398 |
| 当期総利益 | | | 1,933,307,288 |

損益計算書注記

1．事業費内訳（主なもの）　（単位:円）

| 区分 | 金額 | 区分 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **奨学金業務費** | | **学資金支給業務費** | |
| 支払利息 | 23,617,530,460 | 学資支給金 | 26,680,000 |
| 返還免除損 | 19,003,287,406 | その他 | 1,945,372 |
| 未収財源措置予定額取崩額 | 8,264,248,221 | 計 | 28,625,372 |
| 業務委託費 | 4,942,531,505 | | |
| 減価償却費 | 2,563,835,179 | | |
| 人件費 | 2,426,223,514 | | |
| その他 | 4,157,875,463 | | |
| 計 | 64,975,531,748 | | |
| **修学支援学資金支給業務費** | | **留学生学資金支給業務費** | |
| 学資支給金 | 152,767,135,000 | 奨学金 | 8,455,853,440 |
| 計 | 152,767,135,000 | 授業料 | 852,753,209 |
| | | 人件費 | 197,308,070 |
| | | 減価償却費 | 31,976,783 |
| | | その他 | 1,277,679,805 |
| | | 計 | 10,815,571,307 |
| **留学生寄宿舎運営業務費** | | **留学試験業務費** | |
| 業務委託費 | 425,190,911 | 業務委託費 | 510,388,794 |
| 維持修繕費 | 342,639,803 | 人件費 | 118,179,635 |
| 減価償却費 | 195,279,780 | 支払賃借料 | 102,894,095 |
| 光熱水料 | 97,105,219 | 支払賃金 | 82,354,721 |
| 人件費 | 92,180,746 | 諸謝金 | 68,755,025 |
| 消耗品費 | 86,863,604 | 減価償却費 | 11,335,808 |
| その他 | 52,433,511 | その他 | 101,325,600 |
| 計 | 1,291,693,574 | 計 | 995,233,678 |
| **日本語予備教育業務費** | | **留学生交流推進業務費** | |
| 人件費 | 367,772,637 | 業務委託費 | 233,329,449 |
| 支払賃金 | 220,054,694 | 留学準備金 | 221,450,000 |
| 減価償却費 | 63,095,246 | 人件費 | 213,102,378 |
| 業務委託費 | 61,609,251 | 支払賃金 | 67,652,999 |
| その他 | 108,913,743 | 旅費 | 53,412,506 |
| 計 | 821,445,571 | 減価償却費 | 12,103,514 |
| | | その他 | 107,257,642 |
| | | 計 | 908,308,488 |
| **研修・情報提供業務費** | | **修学環境等調査研究業務費** | |
| 人件費 | 137,972,405 | 人件費 | 75,495,112 |
| 業務委託費 | 11,759,920 | 業務委託費 | 12,244,662 |
| 減価償却費 | 3,012,624 | 減価償却費 | 8,330,424 |
| その他 | 21,054,761 | その他 | 15,994,814 |
| 計 | 173,799,710 | 計 | 112,065,012 |
| **一般管理費** | | | |
| 人件費 | 1,226,220,595 | | |
| 土地建物借料 | 1,074,844,651 | | |
| 業務委託費 | 393,043,782 | | |
| 公租公課 | 275,274,230 | | |
| 減価償却費 | 257,231,610 | | |
| その他 | 306,919,132 | | |
| 計 | 3,533,534,000 | | |

2．ファイナンス・リースに係る取引

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△862,375円であり、当該影響額を除いた当期総利益は1,934,169,663円であります。

3．（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

④純資産変動計算書（自令和5年4月1日　至令和6年3月31日）

（単位：円）

| 区分 | Ⅰ 資本金 | | Ⅱ 資本剰余金 | | | | | | | | Ⅲ 利益剰余金 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | その他行政コスト累計額 | | | | | | |
| | 政府出資金 | 資本金合計 | 資本剰余金 | 国庫納付差額 | その他 | 減価償却相当累計額（－） | 減損損失相当累計額（－） | 除売却差額相当累計額（－） | 民間出えん金 | 資本剰余金合計 | 利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 100,000,000 | 100,000,000 | △ 601,319,929 | △ 602,272,629 | 952,700 | △ 17,755,496,262 | 0 | △ 10,837,047,531 | 58,745,446,994 | 29,551,583,272 | 1,000,800,385 | 30,652,383,657 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | | |
| Ⅰ 資本金の当期変動額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| Ⅱ 資本剰余金の当期変動額 | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産の除売却 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,014,083 | 0 | △ 2,014,088 | 0 | △ 5 | 0 | △ 5 |
| 減価償却 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 510,365,014 | 0 | 0 | 0 | △ 510,365,014 | 0 | △ 510,365,014 |
| 固定資産の減損 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 33,990,790 | 0 | 0 | △ 33,990,790 | 0 | △ 33,990,790 |
| Ⅲ 利益剰余金の当期変動額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,849,929,890 | 1,849,929,890 |
| 当期変動額合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 508,350,931 | △ 33,990,790 | △ 2,014,088 | 0 | △ 544,355,809 | 1,849,929,890 | 1,305,574,081 |
| 当期末残高 | 100,000,000 | 100,000,000 | △ 601,319,929 | △ 602,272,629 | 952,700 | △ 18,263,847,193 | △ 33,990,790 | △ 10,839,061,619 | 58,745,446,994 | 29,007,227,463 | 2,850,730,275 | 31,957,957,738 |

純資産変動計算書注記

資本剰余金のうち、その他は、機構発足時に国から承継した資産です。

⑤キャッシュ・フロー計算書(自令和５年４月１日　至令和６年３月31日)

（単位:円）

| 区分 | 金額 |
|---|---|
| Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 人件費支出 | △ 4,792,520,615 |
| 学資貸与金の貸付による支出 | △ 832,892,302,400 |
| 学資支給金の支給による支出 | △ 26,680,000 |
| 修学支援学資支給金の支給による支出 | △ 152,767,135,000 |
| 短期借入金の返済による支出 | △ 1,387,795,000,000 |
| 債券の償還による支出 | △ 120,000,000,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | △ 896,116,276,764 |
| 借入利息の支払額 | △ 22,613,448,201 |
| 債券利息の支払額 | △ 90,560,402 |
| その他の業務支出 | △ 24,024,467,209 |
| 運営費交付金収入 | 15,884,912,000 |
| 学資貸与金の回収による収入 | 903,821,930,223 |
| 学資支給金の回収による収入 | 70,110,197 |
| 短期借入れによる収入 | 1,387,795,000,000 |
| 債券の発行による収入 | 119,831,948,053 |
| 長期借入れによる収入 | 802,503,523,000 |
| 学資貸与金利息の受取額 | 20,958,577,829 |
| 延滞金収入 | 2,825,338,570 |
| 留学生宿舎収入 | 641,581,874 |
| 日本語学校収入 | 285,209,678 |
| 日本留学試験検定料収入 | 726,454,295 |
| その他の事業収入 | 401,771,526 |
| 政府受託収入 | 28,138,000 |
| 政府受託収入の精算による返還金の支出 | △ 639,250 |
| 国庫補助金収入 | 175,361,872,632 |
| 国庫補助金の精算による返還金の支出 | △ 3,476,271,600 |
| 政府補給金収入 | 92,599,335 |
| 助成金収入 | 100,000,000 |
| 寄附金収入 | 4,527,260,690 |
| 小計 | △ 8,739,073,539 |
| その他利息の受取額 | 4,691,593 |
| その他利息の支払額 | △ 416,729 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | △ 8,734,798,675 |
| | |
| Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 定期預金の預入による支出 | △ 28,700,000,000 |
| 有価証券の償還による収入 | 4,000,000,000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △ 2,724,187,449 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △ 2,539,110,574 |
| 差入保証金の差入による支出 | △ 1,425,894 |
| 差入保証金の返還による収入 | 69,859,368 |
| 施設整備費補助金収入 | 2,794,516,500 |
| 資産除去債務の履行による支出 | △ 24,200,000 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 27,124,548,049 |
| | |
| Ⅲ　財務活動によるキャッシュ･フロー | |
| リース債務の返済による支出 | △ 731,319,584 |
| 財務活動によるキャッシュ･フロー | △ 731,319,584 |
| | |
| Ⅳ　資金増加額 | △ 36,590,666,308 |
| | |
| Ⅴ　資金期首残高 | 312,488,684,086 |
| | |
| Ⅵ　資金期末残高 | 275,898,017,778 |

キャッシュ・フロー計算書注記

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

| | |
|---|---|
| 現金及び預金 | 304,598,017,778 円 |
| 定　期　預　金 | △ 28,700,000,000 円 |
| 資金期末残高 | 275,898,017,778 円 |

２．重要な非資金取引

| | |
|---|---|
| ファイナンス・リースによる資産の取得 | 636,262,209 円 |
| 学資貸与金免除 | 19,003,287,406 円 |
| 一般会計からの借入金免除 | 18,971,105,135 円 |
| 特別会計からの借入金免除 | 5,048,156 円 |
| 計 | 38,615,702,906 円 |

⑥注記事項

## Ⅰ　重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月 21 日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

なお、独立行政法人会計基準等のうち、収益認識に係る改訂内容を当事業年度から適用しております。

### １．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。ただし、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係を明確に示すことができる部分を除く管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。

### ２．減価償却の会計処理方法

**（１）有形固定資産（リース資産を除く）**

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | １～53 年 |
| 構築物 | １～45 年 |
| 工具器具備品 | １～23 年 |

また、特定の資産のうち、償却資産（独立行政法人会計基準第 87 第１項）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

**（２）無形固定資産（リース資産を除く）**

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

**（３）リース資産**

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### ３．賞与に係る引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

### ４．退職給付に係る引当金の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8 年）による定額法により処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

また、運営費交付金により、掛金及び年金積立不足額に対して財源措置がなされる見込みである確定給付企業年金等については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

**５．貸倒引当金の計上基準**

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

**６．債券発行差額の償却方法**

債券発行差額は、債券の償還期間にわたって償却しております。

**７．外貨建資産の本邦通貨への換算基準**

期末日に保有する外国通貨は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理する方法を採用しております。

**８．未収財源措置予定額の計上基準**

**（１）第一種学資貸与金（一般会計・特別会計借入分）の返還免除損に係る未収財源措置予定額**

第一種学資貸与金（一般会計・特別会計借入分）の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第 22 条及び独立行政法人日本学生支援機構法施行令第 19 条の規定に基づき、後年度に一般会計から借入金が償還免除されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

**（２）第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金の返還免除損に係る未収財源措置予定額**

第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金返還免除補填金により財源措置されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

**（３）第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金に係る財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の利息補てんに係る未収財源措置予定額**

第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金に係る受取利息と財源である財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の支払利息の差額については、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている政府補給金により財源措置されることが明らかであることから、当該事業年度末における未収利息と未払利息の差額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

**（４）学資貸与金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額**

学資貸与金の貸倒損失に係る未収財源措置予定額については、後年度に財源措置されることが明らかであることから、財源措置が予定される金額を計上しております。

（追加情報）

法人化後新たに生じた学資貸与金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、債権管理に関する規定及び中期目標に基づき適正に債権管理した結果生じた部分について財源措置されることが明らかであることから、回収目標率に基づき算出される予想貸倒引当金相当額を上限として当該学資貸与金に係る貸倒引当金繰入額から受取利息等を控除した額を未収財源措置予定額として計上しております。

旧日本育英会から承継した学資貸与金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令附則第３条の規定により文部科学大臣が決定した額（17,519,277,701 円）から毎期補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。

「奨学金に係る債権の自己査定に関する細則」の制定（平成 21 年３月 16 日）に伴い、追加で計上される旧債権に係る貸倒引当金繰入額に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、平成 20 年度決算の損失処理において第二期中期目標期間に繰越がなされる金額及び国庫納付がなされる金額を控除した積立金残額では当期総損失を処理できないものと計算される額（22,173,611,784 円）について財源措置されることが明らかであることから、平成 20 年度決算において同額を未収財源措置予定額として計上し、毎期補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。

なお、国における回収不能債権補填金（国庫補助金）予算の算定にあたっては、令和３事業年度（令和４年度予算）より、上記旧日本育英会より承継した学資貸与金に係る貸倒損失及び「奨学金に係る債権の自己査定に関する細則」の制定（平成 21 年３月 16 日）に伴い追加で計上した貸倒引当金繰入額について、その増減にかかわらず対応する未収財源措置予定額を新たに計上しないとする取扱いが廃止されました。すなわち、法人化後新たに生じた学資貸与金と同様の取り扱いを前提として財源措置が行われております。

### ９．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

## Ⅱ　重要な債務負担行為

該当ありません。

## Ⅲ　重要な後発事象

該当ありません。

## Ⅳ　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

令和元年５月 17 日付の大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）の制定及び独立行政法人日本学生支援機構法の改正により、令和２年度より、新たな修学支援制度による給付奨学金事業が実施されることになりました。これに伴い、平成 29 年度より開始した給付奨学金事業については、対象学生への学資金の支給が終了した時点において、学資支給基金の

残余額を国庫に納付し、学資支給業務勘定を廃止することになります。なお、新たな修学支援制度による給付奨学金に係る業務については、一般勘定にて経理しております。

## Ⅴ　金融商品の時価等に関する注記

### １．金融商品の状況に関する事項

#### （１）金融商品に対する取組方針

当法人は、奨学金事業を実施しております。この業務を実施するため、一般会計借入金、特別会計借入金、財政融資資金、金融機関からの借入及び財投機関債の発行により資金を調達しております。

#### （２）金融商品の内容及びそのリスク

当法人が保有する金融資産は、個人に対する貸付金及び未収金であり、債務者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

借入金及び財投機関債は、市場の混乱等により、当法人の資金調達が困難となる等の流動性リスクに晒されております。

#### （３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当法人は、当法人の貸与奨学規程、給付奨学規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金及び未収金について、信用情報管理、問題債権への対応など債権管理に関する体制を整備し運用しております。これらの債権管理は、奨学金事業部門により行われ、また、定期的に経営管理会議やリスク管理委員会等を開催し、審議・報告を行っております。

② 金利リスクの管理

予め法令又は業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当法人は、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

### ２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金は注記を省略しており、預金、未収金及び未払金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| （１）貸付金及び破産再生更生債権等 | 9,370,112 | | |
| 貸倒引当金 | △147,397 | | |
| | 9,222,715 | 9,038,255 | 184,460 |
| （２）日本学生支援債券 | (240,000) | | |
| 債券発行差額 | (0) | | |
| | (240,000) | (239,643) | (△357) |
| （３）長期借入金 | (9,269,634) | (8,487,251) | (△782,383) |

（注）負債に計上されているものは、() で示しております。

（注）長期借入金には一年以内返済予定の長期借入金が含まれております。

### ３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

**（１）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債**

該当する金融資産及び金融負債はありません。

**（２）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債**

（単位：百万円）

| 区分 | 時価 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 貸付金及び破産再生更生債権等 | － | － | 9,038,255 | 9,038,255 |
| 日本学生支援債券 | － | 239,643 | － | 239,643 |
| 長期借入金 | － | 8,487,251 | － | 8,487,251 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

貸付金及び破産再生更生債権等

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。無利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、有利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、レベル３の時価に分類しております。

日本学生支援債券

当法人の発行する日本学生支援債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金（一年以内返済予定の長期借入金を含む）のうち、無利息である一般会計借入金及び特別会計借入金については、法令上の国からの償還免除相当額を見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、財政融資資金及び金融機関からの借入については、主として借入毎の元利金を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって時価を算定しており、レベル２の時価に分類しております。

## Ⅵ　賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

## Ⅶ　退職給付に係る注記

### １．採用している退職給付制度の概要

当法人は、役職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立金制度）では、文教関係団体企業年金基金に加入しており、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度（非積立型制度）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

### ２．確定給付制度

**（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（（３）に掲げられたものを除く）**

| | |
|---|---|
| 期首における退職給付債務 | 7,439,859,264 円 |
| 勤務費用 | 253,608,487 円 |
| 利息費用 | 39,431,254 円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △209,437,793 円 |
| 退職給付の支払額 | △377,892,346 円 |
| 制度加入者からの拠出額 | 21,212,906 円 |
| 期末における退職給付債務 | 7,166,781,772 円 |

**（２）年金資産の期首残高と期末残高の調整表**

| | |
|---|---|
| 期首における年金資産 | 3,660,120,643 円 |
| 期待運用収益 | 204,234,732 円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 580,117,559 円 |
| 事業主からの拠出額 | 22,872,530 円 |
| 退職給付の支払額 | △228,767,746 円 |
| 制度加入者からの拠出額 | 21,212,906 円 |
| 期末における年金資産 | 4,259,790,624 円 |

**（３）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表**

| | |
|---|---|
| 期首における退職給付引当金 | 14,269,000 円 |
| 退職給付費用 | 3,152,500 円 |
| 退職給付への支払額 | △8,075,400 円 |
| 期末における退職給付引当金 | 9,346,100 円 |

**（４）退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払金年金費用の調整表**

| | |
|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 3,721,444,966 円 |
| 年金資産 | △4,259,790,624 円 |
| 積立型制度の未積立退職給付債務 | △538,345,658 円 |
| 非積立型制度の未積立退職給付債務 | 3,454,682,906 円 |
| 小計 | 2,916,337,248 円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 1,305,369,021 円 |
| 未認識過去勤務費用 | △79,879,123 円 |

| | |
|---|---|
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 4,141,827,146 円 |
| 退職給付引当金 | 4,141,827,146 円 |
| 前払年金費用 | 0 円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 4,141,827,146 円 |

（５）退職給付に関連する損益

| | |
|---|---|
| 勤務費用 | 253,608,487 円 |
| 利息費用 | 39,431,254 円 |
| 期待運用収益 | △204,234,732 円 |
| 数理計算上の差異の当期費用処理額 | 3,093,250 円 |
| 過去勤務費用の当期の費用処理額 | 62,717,354 円 |
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 3,152,500 円 |
| 合計 | 157,768,113 円 |

（６）年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 債券 | 47.6% |
| 株式 | 41.8% |
| 一般勘定 | 4.6% |
| 現金及び預金 | 0.9% |
| その他（マルチアセット） | 5.1% |
| 合計 | 100% |

（７）長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（８）数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|---|---|
| 割引率 | 0.84% |
| 長期期待運用収益率 | 6.04% |

３．退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、44,085,436 円でした。

## Ⅷ　減損会計に関する注記

１．減損を認識した固定資産の用途、種類、場所及び帳簿価額等

| 用途 | 種類 | 場所 | 帳簿価額 |
|---|---|---|---|
| 市谷事務所 | 建物、建物附属設備及び工具器具備品 | 東京都新宿区 | 211,962,181 円 |
| 市谷事務所分室 | 建物附属設備 | 東京都新宿区 | 1,539,291 円 |
| 市谷外堀事務所 | 建物附属設備 | 東京都新宿区 | 13,514,388 円 |

※帳簿価額については、不使用決定日時点（市谷事務所及び市谷事務所分室：令和５年７月 31

日、市谷外堀事務所：令和５年５月 31 日）の帳簿価額を記載しております。

### ２．減損の認識に至った経緯

令和４年度第二次補正予算において、市谷事務所再整備事業に係る予算が措置され、令和５年度に市谷事務所において、躯体だけを残して解体し、老朽化対策工事等を実施するとともに、増築工事を実施することとなりました。

上記工事のため、市谷事務所及び市谷外堀事務所に配置されていた部署は、東銀座事務所に仮移転しました（市谷事務所：令和５年７月 31 日に仮移転、市谷外堀事務所：令和５年５月 31 日に仮移転）。

これにより、上記の固定資産を使用しないこととし、減損を認識いたしました。

### ３．減損損失の金額

| 区分 | 損益計算書に計上していない金額 | 損益計算書に計上した金額 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 市谷事務所 | 33,990,790 円 | 165,025,644 円 | 199,016,434 円 |
| 建物 | 33,990,790 円 | 82,677,892 円 | 116,668,682 円 |
| 建物附属設備 | 0 円 | 81,857,063 円 | 81,857,063 円 |
| 工具器具備品 | 0 円 | 490,689 円 | 490,689 円 |
| 市谷事務所分室 | 0 円 | 1,539,285 円 | 1,539,285 円 |
| 建物附属設備 | 0 円 | 1,539,285 円 | 1,539,285 円 |
| 市谷外堀事務所 | 0 円 | 13,514,380 円 | 13,514,380 円 |
| 建物附属設備 | 0 円 | 13,514,380 円 | 13,514,380 円 |
| 合計 | 33,990,790 円 | 180,079,309 円 | 214,070,099 円 |

### ４．減損損失額及び回収可能サービス価額の算定方法

減損損失額は、使用価値相当額で測定し、減損後に除却するため備忘価額との差額によっております。

なお、市谷事務所に係る建物のうち「市谷事務所」（不使用日時点の簿価 35,472,624 円）については、躯体だけを残して解体するため、「令和６年度新営予算単価」（国土交通省）における工事費全体に占める躯体の割合を踏まえて、回収可能サービス価額（10,439,593 円）との差額を減損損失額としております。

## Ⅸ　資産除去債務に関する注記

東銀座事務所への仮移転のため、令和５年１月 20 日に定期貸室賃貸借契約を締結いたしました。このことを踏まえて、当該契約に基づく退去時における原状回復費用を見積もり、前期に資産除去債務として計上しました。

また、市谷外堀事務所の退去によって原状回復費用を支出したことにより、前期に計上した資産除去債務が減少しております。なお、東銀座事務所の賃借期間（令和７年３月 31 日満了）までの期間が短期であることから、割引計算等は行っておりません。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 期首残高 | 337,590,000 円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | 24,200,000 円 |
| 期末残高 | 313,390,000 円 |

⑦附属明細書

（１）固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第８７ 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を含む。）及び減損損失累計額の明細

（単位：円）

| 資産の種類 | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 減価償却累計額 | | 減損損失累計額 | | 差引当期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 当期償却額 | | 当期減損額 | | |
| 有形固定資産（減価償却費） | 建物 | 2,779,219,453 | 257,288,044 | 54,143,684 | 2,982,363,813 | 1,322,836,389 | 325,295,724 | 161,327,964 | 179,588,620 | 1,498,199,460 | |
| | 構築物 | 28,256,437 | 262,570 | 0 | 28,519,007 | 18,715,351 | 1,210,410 | 0 | 0 | 9,803,656 | |
| | 工具器具備品 | 4,465,084,779 | 1,178,688,137 | 257,032,499 | 5,386,740,417 | 3,163,207,469 | 863,192,907 | 0 | 490,689 | 2,223,532,948 | |
| | 計 | 7,272,560,669 | 1,436,238,751 | 311,176,183 | 8,397,623,237 | 4,504,759,209 | 1,189,699,041 | 161,327,964 | 180,079,309 | 3,731,536,064 | |
| 有形固定資産（減価償却相当額） | 建物 | 34,151,111,516 | 0 | 751,133 | 34,150,360,383 | 17,343,266,851 | 509,762,192 | 33,990,790 | 33,990,790 | 16,773,102,742 | |
| | 構築物 | 25,027,957 | 0 | 0 | 25,027,957 | 22,482,472 | 520,876 | 0 | 0 | 2,545,485 | |
| | 工具器具備品 | 103,804,148 | 0 | 1,262,955 | 102,541,193 | 102,367,620 | 81,946 | 0 | 0 | 173,573 | |
| | 計 | 34,279,943,621 | 0 | 2,014,088 | 34,277,929,533 | 17,468,116,943 | 510,365,014 | 33,990,790 | 33,990,790 | 16,775,821,800 | |
| 有形固定資産（非償却資産） | 土地 | 10,672,550,060 | 0 | 0 | 10,672,550,060 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,672,550,060 | |
| | 建設仮勘定 | 174,328,000 | 2,484,922,000 | 102,696,000 | 2,556,554,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,556,554,000 | |
| | 計 | 10,846,878,060 | 2,484,922,000 | 102,696,000 | 13,229,104,060 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13,229,104,060 | |
| 有形固定資産合計 | 建物 | 36,930,330,969 | 257,288,044 | 54,894,817 | 37,132,724,196 | 18,666,103,240 | 835,057,916 | 195,318,754 | 213,579,410 | 18,271,302,202 | |
| | 構築物 | 53,284,394 | 262,570 | 0 | 53,546,964 | 41,197,823 | 1,731,286 | 0 | 0 | 12,349,141 | |
| | 工具器具備品 | 4,568,888,927 | 1,178,688,137 | 258,295,454 | 5,489,281,610 | 3,265,575,089 | 863,274,853 | 0 | 490,689 | 2,223,706,521 | |
| | 土地 | 10,672,550,060 | 0 | 0 | 10,672,550,060 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,672,550,060 | |
| | 建設仮勘定 | 174,328,000 | 2,484,922,000 | 102,696,000 | 2,556,554,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,556,554,000 | |
| | 計 | 52,399,382,350 | 3,921,160,751 | 415,886,271 | 55,904,656,830 | 21,972,876,152 | 1,700,064,055 | 195,318,754 | 214,070,099 | 33,736,461,924 | |
| 無形固定資産（減価償却費） | ソフトウェア | 19,398,934,508 | 4,362,555,824 | 580,690,000 | 23,180,800,332 | 16,100,400,440 | 1,956,501,927 | 0 | 0 | 7,080,399,892 | |
| | 計 | 19,398,934,508 | 4,362,555,824 | 580,690,000 | 23,180,800,332 | 16,100,400,440 | 1,956,501,927 | 0 | 0 | 7,080,399,892 | |
| 無形固定資産（減価償却相当額） | ソフトウェア | 795,730,250 | 0 | 0 | 795,730,250 | 795,730,250 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 計 | 795,730,250 | 0 | 0 | 795,730,250 | 795,730,250 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 無形固定資産（非償却資産） | 借地権 | 5,450,587,495 | 0 | 0 | 5,450,587,495 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,450,587,495 | |
| | 電話加入権 | 754,000 | 0 | 0 | 754,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 754,000 | |
| | 計 | 5,451,341,495 | 0 | 0 | 5,451,341,495 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,451,341,495 | |
| 無形固定資産合計 | 借地権 | 5,450,587,495 | 0 | 0 | 5,450,587,495 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,450,587,495 | |
| | ソフトウェア | 20,194,664,758 | 4,362,555,824 | 580,690,000 | 23,976,530,582 | 16,896,130,690 | 1,956,501,927 | 0 | 0 | 7,080,399,892 | |
| | 電話加入権 | 754,000 | 0 | 0 | 754,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 754,000 | |
| | 計 | 25,646,006,253 | 4,362,555,824 | 580,690,000 | 29,427,872,077 | 16,896,130,690 | 1,956,501,927 | 0 | 0 | 12,531,741,387 | |
| 投資その他の資産 | 破産再生更生債権等 | 120,273,048,035 | 1,814,290,961 | 1,302,733,313 | 120,784,605,683 | 0 | 0 | 0 | 0 | 120,784,605,683 | |
| | 貸倒引当金 | △ 118,563,411,075 | △ 1,877,328,789 | △ 1,302,733,313 | △ 119,138,006,551 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 119,138,006,551 | ＊ |
| | 未収財源措置予定額 | 9,478,175,992 | △ 8,264,248,221 | △ 6,879,036,899 | 8,092,964,670 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8,092,964,670 | |
| | 退職給付引当金見返 | 4,164,131,563 | 134,895,583 | 157,200,000 | 4,141,827,146 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,141,827,146 | |
| | 差入保証金 | 265,251,495 | 1,425,894 | 69,859,368 | 196,818,021 | 0 | 0 | 0 | 0 | 196,818,021 | |
| | 計 | 15,617,196,010 | △ 8,190,964,572 | △ 6,651,977,531 | 14,078,208,969 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14,078,208,969 | |

＊当期減少額のうち目的取崩額は1,302,733,313円であります。

（2）貸付金の明細

（単位：円）

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 新規貸与額 | 回収額 | 償却額 | 返還免除額 | | |
| 第一種学資貸与金<br>（うち破産再生更生債権等） | 2,884,048,227,616<br>(37,390,898,315) | 269,272,952,400 | 275,192,254,474 | 632,175,645 | 16,620,127,308 | 2,860,876,622,589<br>(36,397,696,069) | |
| 第二種学資貸与金<br>（うち破産再生更生債権等） | 6,577,223,116,876<br>(82,881,959,715) | 563,619,350,000 | 628,554,542,330 | 670,557,668 | 2,383,160,098 | 6,509,234,206,780<br>(84,385,978,758) | |
| 計<br>（うち破産再生更生債権等） | 9,461,271,344,492<br>(120,272,858,030) | 832,892,302,400 | 903,746,796,804 | 1,302,733,313 | 19,003,287,406 | 9,370,110,829,369<br>(120,783,674,827) | |

*返還免除の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第１５条第３項の規定により当年度に返還を免除したものであります。

（3）長期借入金の明細

（単位：円）

| 区分 | 期首残高<br>(内一年以内返済予定額) | 当期増加 | 当期減少 | 期末残高<br>(内一年以内返済予定額) | 平均利率(%) | 返済期限 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般会計借入金 | 2,900,218,805,000<br>(73,892,913,000) | 100,303,523,000 | 143,640,667,000 | 2,856,881,661,000<br>(72,483,472,000) | 無利息 | 令和6年度～令和41年度 | * |
| 特別会計借入金 | 21,934,453,901<br>( － ) | 0 | 6,601,763,055 | 15,332,690,846<br>( － ) | 無利息 | 令和29年度～令和36年度 | * |
| 財政融資資金借入金 | 6,343,070,000,000<br>(647,850,000,000) | 587,200,000,000 | 647,850,000,000 | 6,282,420,000,000<br>(659,790,000,000) | 0.424 | 令和6年度～令和25年度 | |
| 民間借入金(北陸銀行) | 16,200,000,000<br>(16,200,000,000) | 0 | 16,200,000,000 | 0<br>( － ) | 0.000 | 令和6年度 | |
| 民間借入金(信金中央金庫) | 50,300,000,000<br>(50,300,000,000) | 36,500,000,000 | 50,300,000,000 | 36,500,000,000<br>(36,500,000,000) | 0.166 | 令和6年度 | |
| 民間借入金(りそな銀行) | 50,500,000,000<br>(50,500,000,000) | 69,500,000,000 | 50,500,000,000 | 69,500,000,000<br>(69,500,000,000) | 0.127 | 令和6年度 | |
| 民間借入金(三井住友銀行) | 0<br>( － ) | 9,000,000,000 | 0 | 9,000,000,000<br>(9,000,000,000) | 0.180 | 令和6年度 | |
| 計 | 9,382,223,258,901<br>(838,742,913,000) | 802,503,523,000 | 915,092,430,055 | 9,269,634,351,846<br>(847,273,472,000) | | | |

*一般会計について減少の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第22条第２項の規定により償還を免除されたものを含みます。
*特別会計について減少の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第22条第２項の規定により償還を免除されたものを含みます。

（4）日本学生支援債券の明細

（単位：円）

| 銘柄 | 期首残高<br>(内一年以内償還予定額) | 当期増加 | 当期減少 | 期末残高<br>(内一年以内償還予定額) | 利率(%) | 償還期限 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第六十三回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0 | 30,000,000,000 | 0<br>( － ) | 0.001 | 令和5年6月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円00銭2厘 |
| 第六十四回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0 | 30,000,000,000 | 0<br>( － ) | 0.001 | 令和5年9月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円00銭2厘 |
| 第六十五回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0 | 30,000,000,000 | 0<br>( － ) | 0.001 | 令和5年11月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円00銭2厘 |
| 第六十六回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0 | 30,000,000,000 | 0<br>( － ) | 0.001 | 令和6年2月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円00銭2厘 |
| 第六十七回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>( － ) | 0 | 0 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0.001 | 令和6年6月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円00銭2厘 |
| 第六十八回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>( － ) | 0 | 0 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0.010 | 令和6年9月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第六十九回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>( － ) | 0 | 0 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0.076 | 令和6年11月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>( － ) | 0 | 0 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0.120 | 令和7年2月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十一回日本学生支援債券 | 0<br>( － ) | 30,000,000,000 | 0 | 30,000,000,000<br>( － ) | 0.080 | 令和7年6月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十二回日本学生支援債券 | 0<br>( － ) | 30,000,000,000 | 0 | 30,000,000,000<br>( － ) | 0.080 | 令和7年9月19日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十三回日本学生支援債券 | 0<br>( － ) | 30,000,000,000 | 0 | 30,000,000,000<br>( － ) | 0.100 | 令和7年11月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十四回日本学生支援債券 | 0<br>( － ) | 30,000,000,000 | 0 | 30,000,000,000<br>( － ) | 0.101 | 令和8年2月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 計 | 240,000,000,000<br>(120,000,000,000) | 120,000,000,000 | 120,000,000,000 | 240,000,000,000<br>(120,000,000,000) | | | |

（5）引当金の明細

（単位：円）

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 目的使用 | その他 | | |
| 賞与引当金 | 348,444,811 | 382,540,547 | 348,444,811 | 0 | 382,540,547 | |
| 計 | 348,444,811 | 382,540,547 | 348,444,811 | 0 | 382,540,547 | |

（6）貸付金等に対する貸倒引当金の明細

（単位:円）

| 区分 | | 貸付金等の残高 | | | 貸倒引当金の残高 | | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 期首残高 | 当期増減額 | 期末残高 | 期首残高 | 当期増減額 | 期末残高 | |
| 第一種学資貸与金 | | 2,884,048,227,616 | △ 23,171,605,027 | 2,860,876,622,589 | 42,281,227,701 | △ 1,335,199,492 | 40,946,028,209 | |
| 一般債権 | 正常先 | 2,677,102,209,883 | △ 24,867,975,423 | 2,652,234,234,460 | 526,258,520 | △ 14,075,247 | 512,183,273 | |
| | 要注意先 | 63,808,421,663 | △ 1,103,708,032 | 62,704,713,631 | 424,196,409 | △ 16,344,184 | 407,852,225 | |
| | 要管理先 | 90,197,419,249 | 3,432,961,455 | 93,630,380,704 | 973,040,393 | 24,216,542 | 997,256,935 | |
| | 小計 | 2,831,108,050,795 | △ 22,538,722,000 | 2,808,569,328,795 | 1,923,495,322 | △ 6,202,889 | 1,917,292,433 | |
| 貸倒懸念債権 | 破綻懸念先 | 15,549,278,506 | 360,319,219 | 15,909,597,725 | 3,469,302,199 | △ 325,666,852 | 3,143,635,347 | |
| 破産再生更生債権等 | 実質破綻先 | 30,796,603,963 | △ 974,953,599 | 29,821,650,364 | 30,335,874,150 | △ 980,499,039 | 29,355,375,111 | |
| | 破綻先 | 6,594,294,352 | △ 18,248,647 | 6,576,045,705 | 6,552,556,030 | △ 22,830,712 | 6,529,725,318 | |
| | 小計 | 37,390,898,315 | △ 993,202,246 | 36,397,696,069 | 36,888,430,180 | △ 1,003,329,751 | 35,885,100,429 | |
| 第二種学資貸与金 | | 6,577,223,116,876 | △ 67,988,910,096 | 6,509,234,206,780 | 106,319,757,413 | 130,302,068 | 106,450,059,481 | |
| 一般債権 | 正常先 | 5,916,503,335,754 | △ 74,586,082,167 | 5,841,917,253,587 | 2,074,261,598 | △ 120,207,448 | 1,954,054,150 | |
| | 要注意先 | 226,401,401,352 | △ 8,753,861,188 | 217,647,540,164 | 2,129,933,827 | △ 163,569,831 | 1,966,363,996 | |
| | 要管理先 | 286,582,764,057 | 12,147,068,292 | 298,729,832,349 | 4,254,898,376 | 6,943,676 | 4,261,842,052 | |
| | 小計 | 6,429,487,501,163 | △ 71,192,875,063 | 6,358,294,626,100 | 8,459,093,801 | △ 276,833,603 | 8,182,260,198 | |
| 貸倒懸念債権 | 破綻懸念先 | 64,853,655,998 | 1,699,945,924 | 66,553,601,922 | 16,185,872,722 | △ 1,170,048,705 | 15,015,824,017 | |
| 破産再生更生債権等 | 実質破綻先 | 64,474,340,687 | 588,649,489 | 65,062,990,176 | 63,359,716,875 | 695,077,895 | 64,054,794,770 | |
| | 破綻先 | 18,407,619,028 | 915,369,554 | 19,322,988,582 | 18,315,074,015 | 882,106,481 | 19,197,180,496 | |
| | 小計 | 82,881,959,715 | 1,504,019,043 | 84,385,978,758 | 81,674,790,890 | 1,577,184,376 | 83,251,975,266 | |
| 貸付金利息に係る未収収益 | | 438,412,579 | 29,989,205 | 468,401,784 | 2,175,533 | 204,604 | 2,380,137 | |
| 学資支給金返還未収金 | | 134,895,260 | △ 9,228,810 | 125,666,450 | 7,001,910 | 1,945,372 | 8,947,282 | |
| 一般債権 | 正常先 | 97,216,792 | △ 15,138,857 | 82,077,935 | 33,112 | △ 4,964 | 28,148 | |
| | 要注意先 | 5,928,583 | 2,000,364 | 7,928,947 | 72,783 | 25,658 | 98,441 | |
| | 要管理先 | 13,243,774 | △ 751,292 | 12,492,482 | 284,470 | △ 9,801 | 274,669 | |
| | 小計 | 116,389,149 | △ 13,889,785 | 102,499,364 | 390,365 | 10,893 | 401,258 | |
| 貸倒懸念債権 | 破綻懸念先 | 18,316,106 | 3,920,124 | 22,236,230 | 6,421,540 | 1,193,628 | 7,615,168 | |
| 破産再生更生債権等 | 実質破綻先 | 0 | 640,000 | 640,000 | 0 | 640,000 | 640,000 | |
| | 破綻先 | 190,005 | 100,851 | 290,856 | 190,005 | 100,851 | 290,856 | |
| | 小計 | 190,005 | 740,851 | 930,856 | 190,005 | 740,851 | 930,856 | |
| 計 | | 9,461,844,652,331 | △ 91,139,754,728 | 9,370,704,897,603 | 148,610,162,557 | △ 1,202,747,448 | 147,407,415,109 | |

*貸倒引当金の見積方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（7）退職給付引当金の明細

（単位:円）

| 区分 | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 退職給付債務合計額 | | 7,454,128,264 | 107,967,354 | 385,967,746 | 7,176,127,872 | |
| | 退職一時金に係る債務 | 3,482,914,776 | 128,968,130 | 157,200,000 | 3,454,682,906 | |
| | 確定給付企業年金等に係る債務 | 3,971,213,488 | △ 21,000,776 | 228,767,746 | 3,721,444,966 | |
| 未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異 | | 370,123,942 | 789,555,352 | △ 65,810,604 | 1,225,489,898 | |
| 年金資産 | | △ 3,660,120,643 | △ 828,437,727 | △ 228,767,746 | △ 4,259,790,624 | |
| 退職給付引当金 | | 4,164,131,563 | 69,084,979 | 91,389,396 | 4,141,827,146 | |

（8）資産除去債務の明細

（単位:円）

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務 | 337,590,000 | 0 | 24,200,000 | 313,390,000 | |
| 計 | 337,590,000 | 0 | 24,200,000 | 313,390,000 | |

（注）上記資産除去債務に対応する除去費用等は、独立行政法人会計基準第91による特定された除去費用等には該当しておりません。

（9）運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

①運営費交付金債務の増減の明細

（単位:円）

| 期首残高 | 当期交付額 | 当期振替額 | | | | 引当金見返との相殺額 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 運営費交付金収益 | 資産見返運営費交付金 | 資本剰余金 | 小計 | | |
| 3,186,849,229 | 15,884,912,000 | 17,802,313,048 | 763,803,370 | 0 | 18,566,116,418 | 505,644,811 | 0 |

②運営費交付金債務の当期振替額及び主な使途の明細

・運営費交付金収益への振替額及び主な使途の明細

（単位:円）

| 区分 | | 運営費交付金収益 | 運営費交付金の主な使途 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 費用 | 主な使途 |
| 業務達成基準による振替額 | | | | |
| | 奨学金事業 | 7,840,764,122 | 7,655,261,661 | 業務委託費：3,075,910,023　人件費：2,109,547,983<br>支払手数料：1,019,645,457　維持修繕費：508,453,561<br>支払賃借料：441,380,682　その他：500,323,955 |
| | 留学生支援事業 | 5,099,061,435 | 4,902,602,768 | 奨学金：2,192,561,291　人件費：958,600,447<br>業務委託費：885,740,711　維持修繕費：292,667,527<br>その他：573,032,792 |
| | 学生生活支援事業 | 235,986,404 | 251,766,026 | 人件費：216,387,073　業務委託費：24,004,582<br>その他：11,374,371 |
| | 法人共通 | 1,641,765,472 | 1,685,047,855 | 人件費：1,226,034,827　土地建物借料：481,668,788<br>その他：93,025,194<br>賞与引当金取崩：△88,692,097　退職給付引当金取崩：△26,988,857 |
| 期間進行基準による振替額 | | | | |
| | 法人共通 | 1,306,359,291 | 1,259,564,321 | 土地建物借料：582,231,478　公租公課：275,274,230<br>業務委託費：137,493,322　その他：264,565,291 |
| 費用進行基準による振替額 | | 0 | －（費用進行基準を採用した業務はありません） | － |
| 会計基準第81第４項による振替額 | | 1,678,376,324 | － | |
| 合計 | | 17,802,313,048 | 15,754,242,631 | |

・資産見返運営費交付金及び資本剰余金への振替額並びに主な使途の明細

(単位:円)

| セグメント | 資産見返運営費交付金への振替 | | 資本剰余金への振替 | |
|---|---|---|---|---|
| | 振替額 | 主な使途 | 振替額 | 主な使途 |
| 奨学金事業 | 190,186,527 | 情報連携用システムアプリケーション改修：163,172,296<br>Windows管理サーバ等及び資産管理サーバ更改：10,296,000<br>その他：16,718,231 | 0 | |
| 留学生支援事業 | 368,596,891 | 日本学生支援機構東京国際交流館単身用Ｂ棟電気温水器更新工事：69,885,416<br>日本学生支援機構東京国際交流館洗濯乾燥機更新工事：55,092,510<br>「日本留学情報サイト」の刷新：55,000,000<br>その他：188,618,965 | 0 | |
| 学生生活支援事業 | 2,778,270 | パソコン：841,170<br>ミーティングテーブル・チェア：530,200<br>その他：1,406,900 | 0 | |
| 法人共通 | 202,241,682 | 日本学生支援機構野村不動産銀座ビル入居工事：126,746,853<br>東銀座事務所ロッカー設置　：27,945,764<br>東銀座事務所入退室管理設備工事：9,119,220<br>その他：38,429,845 | 0 | |
| 合計 | 763,803,370 | | 0 | |

・引当金見返との相殺額の明細

(単位:円)

| セグメント | 引当金見返との相殺 | |
|---|---|---|
| | 相殺額 | 主な相殺額の内訳 |
| 奨学金事業 | 268,246,803 | 賞与引当金見返　175,407,815<br>退職給付引当金見返　92,838,988 |
| 留学生支援事業 | 105,921,967 | 賞与引当金見返　68,895,901<br>退職給付引当金見返　37,026,066 |
| 学生生活支援事業 | 15,795,087 | 賞与引当金見返　15,448,998<br>退職給付引当金見返　346,089 |
| 法人共通 | 115,680,954 | 賞与引当金見返　88,692,097<br>退職給付引当金見返　26,988,857 |
| 合計 | 505,644,811 | |

（１０）運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

①施設費の明細

(単位:円)

| 区分 | 当期交付額 | 左の会計処理内訳 | | | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 資産見返施設費 | 建設仮勘定見返施設費 | 資本剰余金 | 収益計上 | |
| 施設整備費補助金 | 2,716,942,852 | 59,291,100 | 2,484,922,000 | 0 | 172,729,752 | |
| 計 | 2,716,942,852 | 59,291,100 | 2,484,922,000 | 0 | 172,729,752 | |

②補助金等の明細

(単位:円)

| 区分 | 当期交付額 | 左の会計処理内訳 | | | | | 引当金見返との相殺額 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 預り補助金等 | 資産見返補助金等 | 未収財源措置予定額 | 長期預り補助金等 | 収益計上 | | |
| 一般会計借入金償還免除 | 18,971,105,135 | 0 | 0 | 18,971,105,135 | 0 | 0 | 0 | |
| 特別会計借入金償還免除 | 5,048,156 | 0 | 0 | 5,048,156 | 0 | 0 | 0 | |
| 返還免除補填金 | 1,700,763,000 | 0 | 0 | 1,700,763,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 回収不能債権補填金 | 2,321,193,000 | 0 | 0 | 2,321,193,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 政府補給金 | 92,599,335 | 0 | 0 | △ 29,877,146,190 | 0 | 29,969,745,525 | 0 | |
| 留学生交流支援事業費補助金 | 8,135,515,000 | 1,183,381,023 | 28,204,000 | 0 | 0 | 6,923,929,977 | 0 | |
| 奨学金業務システム開発費補助金 | 4,936,806,000 | 322,759,057 | 3,474,261,780 | 0 | 0 | 1,139,785,163 | 0 | |
| 学資支給金補助金 | 155,817,700,000 | 3,050,565,000 | 0 | 0 | 0 | 152,767,135,000 | 0 | |
| 計 | 191,980,729,626 | 4,556,705,080 | 3,502,465,780 | △ 6,879,036,899 | 0 | 190,800,595,665 | 0 | |

③長期預り補助金等の明細

(単位:円)

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 学資支給基金補助金 | 434,857,626 | 5,460,000 | 286,702,372 | 153,615,254 | 国庫補助金の精算による減等 |
| 計 | 434,857,626 | 5,460,000 | 286,702,372 | 153,615,254 | |

（１１）役員及び職員の給与の明細

(単位:千円、人)

| 区分 | 報酬または給与 | | 退職手当 | |
|---|---|---|---|---|
| | 支給額 | 支給人員 | 支給額 | 支給人員 |
| 役員 | (1,644) | (2) | (　－　) | (　－　) |
| | 86,624 | 5 | 8,075 | 1 |
| 職員 | (　－　) | (　－　) | (　－　) | (　－　) |
| | 3,864,738 | 547 | 149,124 | 24 |
| 合計 | (1,644) | (2) | － | － |
| | 3,951,362 | 552 | 157,200 | 25 |

(注)

(1)　役員に対する報酬等の支給基準の概要
　役員の給与及び退職手当については、役員給与規程（平成16年規程第２号）及び役員退職手当規程（平成16年規程第３号）に基づき支給しております。

(2)　職員に対する報酬等の支給基準の概要
　職員の給与及び退職手当については、職員給与規程（平成16年規程第４号）及び職員退職手当規程（平成16年規程第５号）に基づき支給しております。

(3)　職員・非常勤職員の給与の支給人員は、年間平均支給人員数を記載しております。

(4)　非常勤職員等については、外数にて（　）で記載しております。

(5)　上記には法定福利費(社会保険料等に関わる事業主負担分等に相当する範囲の費用)732,457千円は含めておりません。

(6)　中期計画において5年間の人件費予算を定めており、その範囲は損益計算書と異なっております。中期計画における5年間の人件費予算では、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与に相当する範囲の費用を記載しており、損益計算書では、中期計画における範囲に加え、退職手当及び法定福利費を含めております。

(7)　令和2年度より役職員の報酬等は一般勘定のみから支給しております。

（１２）恩賜基金の明細

(単位:円)

| 区分 | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 恩賜基金 | 恩賜金 | 1,000,000 | 0 | 0 | 1,000,000 | 現金及び預金 |
| | 恩賜金より生じた運用利息 | 3,124,083 | 1,110 | 0 | 3,125,193 | 現金及び預金 |
| 計 | | 4,124,083 | 1,110 | 0 | 4,125,193 | |

(注)独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第18条第2項により管理しております。

（１３）セグメント情報の開示

（単位:円）

| 区分 | 奨学金事業 | 留学生支援事業 | 学生生活支援事業 | 法人共通 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ行政コスト | | | | | |
| 損益計算書上の費用合計 | 217,783,182,546 | 14,832,252,627 | 285,864,727 | 3,705,808,832 | 236,607,108,732 |
| その他行政コスト | | | | | |
| 減価償却相当額 | 0 | 412,611,963 | 0 | 97,753,051 | 510,365,014 |
| 減損損失相当額 | 0 | 0 | 0 | 33,990,790 | 33,990,790 |
| 除売却差額相当額 | 0 | 1 | 0 | 4 | 5 |
| その他行政コスト合計 | 0 | 412,611,964 | 0 | 131,743,845 | 544,355,809 |
| 行政コスト | 217,783,182,546 | 15,244,864,591 | 285,864,727 | 3,837,552,677 | 237,151,464,541 |
| Ⅱ独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト | 210,036,615,100 | 12,574,277,455 | 285,864,727 | 5,094,138,647 | 227,990,895,929 |
| Ⅲ事業費用、事業収益及び事業損益 | | | | | |
| 事業費用 | | | | | |
| 奨学金業務費 | 64,975,531,748 | 0 | 0 | 0 | 64,975,531,748 |
| 学資金支給業務費 | 28,625,372 | 0 | 0 | 0 | 28,625,372 |
| 修学支援学資金支給業務費 | 152,767,135,000 | 0 | 0 | 0 | 152,767,135,000 |
| 留学生学資金支給業務費 | 0 | 10,815,571,307 | 0 | 0 | 10,815,571,307 |
| 留学生寄宿舎運営業務費 | 0 | 1,291,693,574 | 0 | 0 | 1,291,693,574 |
| 留学試験業務費 | 0 | 995,233,678 | 0 | 0 | 995,233,678 |
| 日本語予備教育業務費 | 0 | 821,445,571 | 0 | 0 | 821,445,571 |
| 留学生交流推進業務費 | 0 | 908,308,488 | 0 | 0 | 908,308,488 |
| 研修・情報提供業務費 | 0 | 0 | 173,799,710 | 0 | 173,799,710 |
| 修学環境等調査研究業務費 | 0 | 0 | 112,065,012 | 0 | 112,065,012 |
| 一般管理費 | 0 | 0 | 0 | 3,533,534,000 | 3,533,534,000 |
| 計 | 217,771,292,120 | 14,832,252,618 | 285,864,722 | 3,533,534,000 | 236,422,943,460 |
| 事業収益 | | | | | |
| 運営費交付金収益 | 7,840,764,122 | 5,099,061,435 | 235,986,404 | 2,948,124,763 | 16,123,936,724 |
| 施設費収益 | 0 | 0 | 0 | 172,729,752 | 172,729,752 |
| 学資貸与金利息 | 20,988,567,034 | 0 | 0 | 0 | 20,988,567,034 |
| 延滞金収入 | 2,825,338,570 | 0 | 0 | 0 | 2,825,338,570 |
| 留学生宿舎収入 | 0 | 649,341,498 | 0 | 0 | 649,341,498 |
| 日本語学校収入 | 0 | 271,482,264 | 0 | 0 | 271,482,264 |
| 日本留学試験検定料収入 | 0 | 707,799,163 | 0 | 0 | 707,799,163 |
| その他事業収入 | 67,922,055 | 199,546,876 | 0 | 40,772,259 | 308,241,190 |
| 受託収入 | 0 | 22,131,245 | 0 | 0 | 22,131,245 |
| 補助金等収益 | 183,905,291,060 | 6,923,929,977 | 0 | 0 | 190,829,221,037 |
| 助成金収益 | 0 | 57,218,658 | 0 | 0 | 57,218,658 |
| 寄附金収益 | 167,153,885 | 761,114,557 | 0 | 0 | 928,268,442 |
| 賞与引当金見返に係る収益 | 192,571,677 | 75,637,447 | 16,960,700 | 97,370,723 | 382,540,547 |
| 退職給付引当金見返に係る収益 | 68,291,303 | 26,838,879 | 5,794,948 | 33,970,453 | 134,895,583 |
| 資産見返負債戻入 | 1,810,633,060 | 213,564,480 | 11,343,048 | 132,429,709 | 2,167,970,297 |
| 財務収益 | 24,669,724 | 1,746 | 0 | 143,552 | 24,815,022 |
| 計 | 217,891,202,490 | 15,007,668,225 | 270,085,100 | 3,425,541,211 | 236,594,497,026 |
| 事業損益 | 119,910,370 | 175,415,607 | △ 15,779,622 | △ 107,992,789 | 171,553,566 |
| Ⅳ臨時損益等 | | | | | |
| 臨時損失 | 11,890,426 | 9 | 5 | 172,274,832 | 184,165,272 |
| 臨時利益 | 11,890,426 | 9 | 5 | 1,850,651,156 | 1,862,541,596 |
| 当期純損益 | 119,910,370 | 175,415,607 | △ 15,779,622 | 1,570,383,535 | 1,849,929,890 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 | 77,811,409 | 5,565,989 | 0 | 0 | 83,377,398 |
| 当期総損益 | 197,721,779 | 180,981,596 | △ 15,779,622 | 1,570,383,535 | 1,933,307,288 |
| Ⅴ総資産 | | | | | |
| 現金及び預金 | 294,063,734,398 | 7,416,582,214 | 330,194,258 | 2,787,506,908 | 304,598,017,778 |
| 貸付金 | 9,221,068,142,547 | 0 | 0 | 0 | 9,221,068,142,547 |
| 貸付金(第一種学資貸与金) | 2,824,478,926,520 | 0 | 0 | 0 | 2,824,478,926,520 |
| 貸付金(第二種学資貸与金) | 6,424,848,228,022 | 0 | 0 | 0 | 6,424,848,228,022 |
| 貸倒引当金 | △ 28,259,011,995 | 0 | 0 | 0 | △ 28,259,011,995 |
| その他流動資産 | 1,065,310,359 | 252,643,153 | 16,960,700 | 505,995,575 | 1,840,909,787 |
| 有形固定資産 | 1,481,394,435 | 16,675,778,516 | 12,436,272 | 15,566,852,701 | 33,736,461,924 |
| 無形固定資産 | 6,821,079,624 | 5,654,753,582 | 10,035,543 | 45,872,638 | 12,531,741,387 |
| 投資その他の資産 | 11,588,714,662 | 907,505,394 | 226,678,373 | 1,355,310,540 | 14,078,208,969 |
| 破産再生更生債権等 | 120,784,605,683 | 0 | 0 | 0 | 120,784,605,683 |
| 貸倒引当金 | △ 119,138,006,551 | 0 | 0 | 0 | △ 119,138,006,551 |
| 未収財源措置予定額 | 8,092,964,670 | 0 | 0 | 0 | 8,092,964,670 |
| 退職給付引当金見返 | 1,849,150,860 | 907,505,394 | 226,678,373 | 1,158,492,519 | 4,141,827,146 |
| 差入保証金 | 0 | 0 | 0 | 196,818,021 | 196,818,021 |
| 計 | 9,536,088,376,025 | 30,907,262,859 | 596,305,146 | 20,261,538,362 | 9,587,853,482,392 |

1. 奨学金事業は独立行政法人日本学生支援機構法(以下機構法)第13条第１項第１号に係る事業として、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対する奨学金貸与及び支給等の事業を実施しております。

   留学生支援事業は機構法第13条第１項第２号及び３号、４号、５号、６号並びに７号に係る事業として、留学生に対する学資金支給事業、留学生の寄宿舎運営・助成事業、日本への留学を希望する外国人に対する留学試験事業、留学生に対する日本語教育事業、留学生交流推進事業を実施しております。

   学生生活支援事業は機構法第13条第１項第８号及び９号に係る事業として、大学等が学生等に対して行う相談・指導事業の研修・情報提供事業、修学環境整備のための調査及び研究事業を実施しております。

2. 法人共通に含めた主な費用及び収益の内訳
   費用：管理部門の人件費1,226,221千円、各事務所の土地建物借料1,074,845千円、公租公課275,274千円
   収益：管理部門の運営費交付金予算相当額から資産見返負債に計上した額を除いた額

3. 法人共通に含めた資産の内訳
   現金及び預金　　：翌期以降の費用等の支払に充てるための現預金であります。
   建物並びに構築物、工具器具備品：事務所に係る資産であります。
   土地　　：事務所の土地であります。

（１４）主な事業費用の内訳

（単位：円）

| 奨学金事業 | |
|---|---|
| 項目 | 金額 |
| 奨学金業務費 | |
| 支払利息 | 23,617,530,460 |
| 返還免除損 | 19,003,287,406 |
| 未収財源措置予定額取崩額 | 8,264,248,221 |
| 業務委託費 | 4,942,531,505 |
| 減価償却費 | 2,563,835,179 |
| 人件費 | 2,426,223,514 |
| その他 | 4,157,875,463 |
| 計 | 64,975,531,748 |
| 学資金支給業務費 | |
| 学資支給金 | 26,680,000 |
| その他 | 1,945,372 |
| 計 | 28,625,372 |
| 修学支援学資金支給業務費 | |
| 学資支給金 | 152,767,135,000 |
| 計 | 152,767,135,000 |

| 留学生支援事業 | |
|---|---|
| 項目 | 金額 |
| 留学生学資金支給業務費 | |
| 奨学金 | 8,455,853,440 |
| 授業料 | 852,753,209 |
| 人件費 | 197,308,070 |
| 減価償却費 | 31,976,783 |
| その他 | 1,277,679,805 |
| 計 | 10,815,571,307 |
| 留学生寄宿舎運営業務費 | |
| 業務委託費 | 425,190,911 |
| 維持修繕費 | 342,639,803 |
| 減価償却費 | 195,279,780 |
| 光熱水料 | 97,105,219 |
| 人件費 | 92,180,746 |
| 消耗品費 | 86,863,604 |
| その他 | 52,433,511 |
| 計 | 1,291,693,574 |
| 留学試験業務費 | |
| 業務委託費 | 510,388,794 |
| 人件費 | 118,179,635 |
| 支払賃借料 | 102,894,095 |
| 支払賃金 | 82,354,721 |
| 諸謝金 | 68,755,025 |
| 減価償却費 | 11,335,808 |
| その他 | 101,325,600 |
| 計 | 995,233,678 |
| 日本語予備教育業務費 | |
| 人件費 | 367,772,637 |
| 支払賃金 | 220,054,694 |
| 減価償却費 | 63,095,246 |
| 業務委託費 | 61,609,251 |
| その他 | 108,913,743 |
| 計 | 821,445,571 |
| 留学生交流推進業務費 | |
| 業務委託費 | 233,329,449 |
| 留学準備金 | 221,450,000 |
| 人件費 | 213,102,378 |
| 支払賃金 | 67,652,999 |
| 旅費 | 53,412,506 |
| 減価償却費 | 12,103,514 |
| その他 | 107,257,642 |
| 計 | 908,308,488 |

| 学生生活支援事業 | |
|---|---|
| 項目 | 金額 |
| 研修・情報提供業務費 | |
| 人件費 | 137,972,405 |
| 業務委託費 | 11,759,920 |
| 減価償却費 | 3,012,624 |
| その他 | 21,054,761 |
| 計 | 173,799,710 |
| 修学環境等調査研究業務費 | |
| 人件費 | 75,495,112 |
| 業務委託費 | 12,244,662 |
| 減価償却費 | 8,330,424 |
| その他 | 15,994,814 |
| 計 | 112,065,012 |

| 法人共通 | |
|---|---|
| 項目 | 金額 |
| 一般管理費 | |
| 人件費 | 1,226,220,595 |
| 土地建物借料 | 1,074,844,651 |
| 業務委託費 | 393,043,782 |
| 公租公課 | 275,274,230 |
| 減価償却費 | 257,231,610 |
| その他 | 306,919,132 |
| 計 | 3,533,534,000 |

（１５）主な資産、負債の明細　　（単位：円）

① 現金及び預金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 現金 | 1,202,988 | |
| 普通預金 | 246,766,005,134 | |
| 定期預金 | 28,700,000,000 | |
| 別段預金 | 29,130,809,656 | |
| 計 | 304,598,017,778 | |

② 未収収益

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 学資貸与金利息 | 468,401,784 | |
| 定期預金に係る利息 | 20,215,230 | |
| 計 | 488,617,014 | |

③ 未収金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 施設整備費補助金 | 412,967,563 | |
| 回収委託分 | 52,174,854 | |
| その他未収金 | 475,198,814 | |
| 計 | 940,341,231 | |

④ 預り寄附金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| グローバル人材育成コミュニティ事業寄附金 | 1,286,707,000 | |
| 奨学寄附金 | 559,462,000 | |
| 留学生支援事業に係る寄附金 | 6,795,000 | |
| 計 | 1,852,964,000 | |

⑤ 未払金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 奨学金業務システム改修費 | 4,224,871,388 | |
| 施設整備費 | 868,835,305 | |
| 奨学金業務システム運用保守経費 | 180,343,369 | |
| 延滞債権回収委託費 | 149,680,321 | |
| 奨学金貸与事業に係る業務委託費 | 90,144,290 | |
| 留学生寄宿舎に係る業務費 | 88,416,158 | |
| 延滞者に対する督促架電費 | 83,519,282 | |
| その他未払金 | 1,330,729,948 | |
| 計 | 7,016,540,061 | |

⑥ 未払費用

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 借入金利息 | 5,795,010,200 | |
| 債券利息 | 36,072,135 | |
| その他未払費用 | 143,258,017 | |
| 計 | 5,974,340,352 | |

⑦ 前受金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 日本留学試験検定料収入前受金 | 111,598,000 | |
| 日本語教育センター前受金 | 81,825,532 | |
| 日本留学海外拠点連携推進事業前受金 | 12,702,744 | |
| 施設維持費前受金 | 5,187,000 | |
| その他前受金 | 3,646,981 | |
| 計 | 214,960,257 | |

⑧ 預り金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 奨学金貸与事業返戻金 | 313,425,533 | |
| 留学生支援事業預り金 | 41,837,090 | |
| 預り市町村民税徴収金等 | 29,605,290 | |
| 計 | 384,867,913 | |

⑨ 仮受金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 第一種仮受金 | 13,996,415 | |
| 第二種仮受金 | 45,135,257 | |
| 計 | 59,131,672 | |

⑩ 長期預り寄附金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 奨学寄附金 | 4,852,447,962 | |
| グローバル人材育成コミュニティ事業寄附金 | 1,329,926,042 | |
| 留学生支援事業に係る寄附金 | 33,256,638 | |
| 計 | 6,215,630,642 | |

（１６）区分経理に関する書類

①　各勘定の経理の対象

| | |
|---|---|
| 一般勘定 | 独立行政法人日本学生支援機構法第13条第１項第１号から同条第10号に掲げる業務の内、学資支給業務勘定の業務を除いた業務 |
| 学資支給業務勘定 | 独立行政法人日本学生支援機構法第13条第１項第１号に掲げる業務の内、学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務 |

②　勘定相互間の関係

上記勘定の間では、法令等で予定した取引はありません。

（１７）法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表の関係の明細

## 貸借対照表

（令和６年３月31日現在）

（単位:円）

| | 一般勘定 | 学資支給業務勘定 | 調整 | 法人単位 |
|---|---|---|---|---|
| **資産の部** | | | | |
| Ⅰ流動資産 | | | | |
| 現金及び預金 | 304,547,105,216 | 50,912,562 | 0 | 304,598,017,778 |
| 貸付金 | 9,221,068,142,547 | 0 | 0 | 9,221,068,142,547 |
| 第一種学資貸与金 | 2,824,478,926,520 | 0 | 0 | 2,824,478,926,520 |
| 第二種学資貸与金 | 6,424,848,228,022 | 0 | 0 | 6,424,848,228,022 |
| 貸倒引当金 | △ 28,259,011,995 | 0 | 0 | △ 28,259,011,995 |
| 前払金 | 10,620,789 | 0 | 0 | 10,620,789 |
| 前払費用 | 29,186,769 | 0 | 0 | 29,186,769 |
| 未収収益 | 488,617,014 | 0 | 0 | 488,617,014 |
| 貸倒引当金 | △ 2,380,137 | 0 | 0 | △ 2,380,137 |
| 未収金 | 815,342,113 | 124,999,118 | 0 | 940,341,231 |
| 貸倒引当金 | 0 | △ 8,016,426 | 0 | △ 8,016,426 |
| 賞与引当金見返 | 382,540,547 | 0 | 0 | 382,540,547 |
| 流動資産合計 | 9,527,339,174,858 | 167,895,254 | 0 | 9,527,507,070,112 |
| Ⅱ固定資産 | | | | |
| 1. 有形固定資産 | | | | |
| 建物 | 37,132,724,196 | 0 | 0 | 37,132,724,196 |
| 減価償却累計額 | △ 18,666,103,240 | 0 | 0 | △ 18,666,103,240 |
| 減損損失累計額 | △ 195,318,754 | 0 | 0 | △ 195,318,754 |
| 構築物 | 53,546,964 | 0 | 0 | 53,546,964 |
| 減価償却累計額 | △ 41,197,823 | 0 | 0 | △ 41,197,823 |
| 工具器具備品 | 5,489,281,610 | 0 | 0 | 5,489,281,610 |
| 減価償却累計額 | △ 3,265,575,089 | 0 | 0 | △ 3,265,575,089 |
| 土地 | 10,672,550,060 | 0 | 0 | 10,672,550,060 |
| 建設仮勘定 | 2,556,554,000 | 0 | 0 | 2,556,554,000 |
| 有形固定資産合計 | 33,736,461,924 | 0 | 0 | 33,736,461,924 |
| 2. 無形固定資産 | | | | |
| 借地権 | 5,450,587,495 | 0 | 0 | 5,450,587,495 |
| ソフトウェア | 7,080,399,892 | 0 | 0 | 7,080,399,892 |
| 電話加入権 | 754,000 | 0 | 0 | 754,000 |
| 無形固定資産合計 | 12,531,741,387 | 0 | 0 | 12,531,741,387 |
| 3. 投資その他の資産 | | | | |
| 破産再生更生債権等 | 1,646,599,132 | 0 | 0 | 1,646,599,132 |
| 破産再生更生債権等 | 120,783,674,827 | 930,856 | 0 | 120,784,605,683 |
| 貸倒引当金 | △ 119,137,075,695 | △ 930,856 | 0 | △ 119,138,006,551 |
| 未収財源措置予定額 | 8,092,964,670 | 0 | 0 | 8,092,964,670 |
| 退職給付引当金見返 | 4,141,827,146 | 0 | 0 | 4,141,827,146 |
| 差入保証金 | 196,818,021 | 0 | 0 | 196,818,021 |
| 投資その他の資産合計 | 14,078,208,969 | 0 | 0 | 14,078,208,969 |
| 固定資産合計 | 60,346,412,280 | 0 | 0 | 60,346,412,280 |
| **資産合計** | **9,587,685,587,138** | **167,895,254** | **0** | **9,587,853,482,392** |
| **負債の部** | | | | |
| Ⅰ流動負債 | | | | |
| 預り補助金等 | 6,313,287,300 | 14,280,000 | 0 | 6,327,567,300 |
| 預り寄附金 | 1,852,964,000 | 0 | 0 | 1,852,964,000 |
| 一年以内償還予定日本学生支援債券 | 120,000,000,000 | 0 | 0 | 120,000,000,000 |
| 一年以内返済予定長期借入金 | 847,273,472,000 | 0 | 0 | 847,273,472,000 |
| 未払金 | 7,016,540,061 | 0 | 0 | 7,016,540,061 |
| 未払消費税等 | 32,327,900 | 0 | 0 | 32,327,900 |
| リース債務 | 769,888,844 | 0 | 0 | 769,888,844 |
| 未払費用 | 5,974,340,352 | 0 | 0 | 5,974,340,352 |
| 前受金 | 214,960,257 | 0 | 0 | 214,960,257 |
| 預り金 | 384,867,913 | 0 | 0 | 384,867,913 |
| 仮受金 | 59,131,672 | 0 | 0 | 59,131,672 |
| 賞与引当金 | 382,540,547 | 0 | 0 | 382,540,547 |
| 一年以内履行予定資産除去債務 | 313,390,000 | 0 | 0 | 313,390,000 |
| 流動負債合計 | 990,587,710,846 | 14,280,000 | 0 | 990,601,990,846 |
| Ⅱ固定負債 | | | | |
| 資産見返負債 | 11,669,766,084 | 0 | 0 | 11,669,766,084 |
| 資産見返運営費交付金 | 2,286,563,214 | 0 | 0 | 2,286,563,214 |
| 資産見返施設費 | 838,829,594 | 0 | 0 | 838,829,594 |
| 資産見返補助金等 | 5,933,091,422 | 0 | 0 | 5,933,091,422 |
| 資産見返寄附金 | 54,727,854 | 0 | 0 | 54,727,854 |
| 建設仮勘定見返施設費 | 2,556,554,000 | 0 | 0 | 2,556,554,000 |
| 長期預り補助金等 | 0 | 153,615,254 | 0 | 153,615,254 |
| 長期預り寄附金 | 6,215,630,642 | 0 | 0 | 6,215,630,642 |
| 日本学生支援債券 | 120,000,000,000 | 0 | 0 | 120,000,000,000 |
| 債券発行差額 | 65,323 | 0 | 0 | 65,323 |
| 長期借入金 | 8,422,360,879,846 | 0 | 0 | 8,422,360,879,846 |
| 長期預り保証金 | 69,915,816 | 0 | 0 | 69,915,816 |
| 長期リース債務 | 681,833,697 | 0 | 0 | 681,833,697 |
| 退職給付引当金 | 4,141,827,146 | 0 | 0 | 4,141,827,146 |
| 固定負債合計 | 8,565,139,918,554 | 153,615,254 | 0 | 8,565,293,533,808 |
| **負債合計** | **9,555,727,629,400** | **167,895,254** | **0** | **9,555,895,524,654** |
| **純資産の部** | | | | |
| Ⅰ資本金 | | | | |
| 政府出資金 | 100,000,000 | 0 | 0 | 100,000,000 |
| 資本金合計 | 100,000,000 | 0 | 0 | 100,000,000 |
| Ⅱ資本剰余金 | | | | |
| 資本剰余金 | △ 601,319,929 | 0 | 0 | △ 601,319,929 |
| その他行政コスト累計額 | △ 29,136,899,602 | 0 | 0 | △ 29,136,899,602 |
| 減価償却相当累計額 | △ 18,263,847,193 | 0 | 0 | △ 18,263,847,193 |
| 減損損失相当累計額 | △ 33,990,790 | 0 | 0 | △ 33,990,790 |
| 除売却差額相当累計額 | △ 10,839,061,619 | 0 | 0 | △ 10,839,061,619 |
| 民間出えん金 | 58,745,446,994 | 0 | 0 | 58,745,446,994 |
| 資本剰余金合計 | 29,007,227,463 | 0 | 0 | 29,007,227,463 |
| Ⅲ利益剰余金 | | | | |
| 前中期目標期間繰越積立金 | 22,771,775 | 0 | 0 | 22,771,775 |
| 積立金 | 894,651,212 | 0 | 0 | 894,651,212 |
| 当期未処分利益 | 1,933,307,288 | 0 | 0 | 1,933,307,288 |
| （うち当期総利益） | 1,933,307,288 | 0 | 0 | 1,933,307,288 |
| 利益剰余金合計 | 2,850,730,275 | 0 | 0 | 2,850,730,275 |
| **純資産合計** | **31,957,957,738** | **0** | **0** | **31,957,957,738** |
| **負債・純資産合計** | **9,587,685,587,138** | **167,895,254** | **0** | **9,587,853,482,392** |

## 行政コスト計算書

（自令和５年４月１日　至令和６年３月31日）

（単位:円）

| | 一般勘定 | 学資支給業務勘定 | 調整 | 法人単位 |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅰ　損益計算書上の費用** | | | | |
| 奨学金業務費 | 64,975,531,748 | 0 | 0 | 64,975,531,748 |
| 学資金支給業務費 | 0 | 28,625,372 | 0 | 28,625,372 |
| 修学支援学資金支給業務費 | 152,767,135,000 | 0 | 0 | 152,767,135,000 |
| 留学生学資金支給業務費 | 10,815,571,307 | 0 | 0 | 10,815,571,307 |
| 留学生寄宿舎運営業務費 | 1,291,693,574 | 0 | 0 | 1,291,693,574 |
| 留学試験業務費 | 995,233,678 | 0 | 0 | 995,233,678 |
| 日本語予備教育業務費 | 821,445,571 | 0 | 0 | 821,445,571 |
| 留学生交流推進業務費 | 908,308,488 | 0 | 0 | 908,308,488 |
| 研修・情報提供業務費 | 173,799,710 | 0 | 0 | 173,799,710 |
| 修学環境等調査研究業務費 | 112,065,012 | 0 | 0 | 112,065,012 |
| 一般管理費 | 3,533,534,000 | 0 | 0 | 3,533,534,000 |
| 臨時損失 | 184,165,272 | 0 | 0 | 184,165,272 |
| **損益計算書上の費用合計** | **236,578,483,360** | **28,625,372** | **0** | **236,607,108,732** |
| **Ⅱ　その他行政コスト** | | | | |
| 減価償却相当額 | 510,365,014 | 0 | 0 | 510,365,014 |
| 減損損失相当額 | 33,990,790 | 0 | 0 | 33,990,790 |
| 除売却差額相当額 | 5 | 0 | 0 | 5 |
| **その他行政コスト合計** | **544,355,809** | **0** | **0** | **544,355,809** |
| **Ⅲ　行政コスト** | **237,122,839,169** | **28,625,372** | **0** | **237,151,464,541** |

## 損益計算書

（自令和５年４月１日　至令和６年３月31日）

（単位：円）

| | 一般勘定 | 学資支給業務勘定 | 調整 | 法人単位 |
|---|---|---|---|---|
| **経常費用** | | | | |
| 業務費 | | | | |
| 奨学金業務費 | 64,975,531,748 | 0 | 0 | 64,975,531,748 |
| 学資金支給業務費 | 0 | 28,625,372 | 0 | 28,625,372 |
| 修学支援学資金支給業務費 | 152,767,135,000 | 0 | 0 | 152,767,135,000 |
| 留学生学資金支給業務費 | 10,815,571,307 | 0 | 0 | 10,815,571,307 |
| 留学生寄宿舎運営業務費 | 1,291,693,574 | 0 | 0 | 1,291,693,574 |
| 留学試験業務費 | 995,233,678 | 0 | 0 | 995,233,678 |
| 日本語予備教育業務費 | 821,445,571 | 0 | 0 | 821,445,571 |
| 留学生交流推進業務費 | 908,308,488 | 0 | 0 | 908,308,488 |
| 研修・情報提供業務費 | 173,799,710 | 0 | 0 | 173,799,710 |
| 修学環境等調査研究業務費 | 112,065,012 | 0 | 0 | 112,065,012 |
| 一般管理費 | 3,533,534,000 | 0 | 0 | 3,533,534,000 |
| **経常費用合計** | **236,394,318,088** | **28,625,372** | **0** | **236,422,943,460** |
| **経常収益** | | | | |
| 運営費交付金収益 | 16,123,936,724 | 0 | 0 | 16,123,936,724 |
| 施設費収益 | 172,729,752 | 0 | 0 | 172,729,752 |
| 学資貸与金利息 | 20,988,567,034 | 0 | 0 | 20,988,567,034 |
| 延滞金収入 | 2,825,338,570 | 0 | 0 | 2,825,338,570 |
| 留学生宿舎収入 | 649,341,498 | 0 | 0 | 649,341,498 |
| 日本語学校収入 | 271,482,264 | 0 | 0 | 271,482,264 |
| 日本留学試験検定料収入 | 707,799,163 | 0 | 0 | 707,799,163 |
| その他事業収入 | 308,241,190 | 0 | 0 | 308,241,190 |
| 受託収入 | | | | |
| 政府受託収入 | 22,131,245 | 0 | 0 | 22,131,245 |
| 補助金等収益 | 190,800,595,665 | 28,625,372 | 0 | 190,829,221,037 |
| 国庫補助金収益 | 160,830,850,140 | 28,625,372 | 0 | 160,859,475,512 |
| 政府補給金収益 | 29,969,745,525 | 0 | 0 | 29,969,745,525 |
| 助成金収益 | 57,218,658 | 0 | 0 | 57,218,658 |
| 寄附金収益 | 928,268,442 | 0 | 0 | 928,268,442 |
| 賞与引当金見返に係る収益 | 382,540,547 | 0 | 0 | 382,540,547 |
| 退職給付引当金見返に係る収益 | 134,895,583 | 0 | 0 | 134,895,583 |
| 資産見返負債戻入 | 2,167,970,297 | 0 | 0 | 2,167,970,297 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 900,741,041 | 0 | 0 | 900,741,041 |
| 資産見返施設費戻入 | 83,665,998 | 0 | 0 | 83,665,998 |
| 資産見返補助金等戻入 | 1,181,612,129 | 0 | 0 | 1,181,612,129 |
| 資産見返寄附金戻入 | 1,951,129 | 0 | 0 | 1,951,129 |
| 財務収益 | 24,815,022 | 0 | 0 | 24,815,022 |
| 受取利息 | 20,997,527 | 0 | 0 | 20,997,527 |
| 有価証券利息 | 3,817,495 | 0 | 0 | 3,817,495 |
| **経常収益合計** | **236,565,871,654** | **28,625,372** | **0** | **236,594,497,026** |
| **経常利益** | **171,553,566** | **0** | **0** | **171,553,566** |
| **臨時損失** | **184,165,272** | **0** | **0** | **184,165,272** |
| 固定資産除却損 | 4,085,963 | 0 | 0 | 4,085,963 |
| 減損損失 | 180,079,309 | 0 | 0 | 180,079,309 |
| **臨時利益** | **1,862,541,596** | **0** | **0** | **1,862,541,596** |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 181,703,734 | 0 | 0 | 181,703,734 |
| 資産見返補助金等戻入 | 2,461,538 | 0 | 0 | 2,461,538 |
| 運営費交付金精算収益化額 | 1,678,376,324 | 0 | 0 | 1,678,376,324 |
| **当期純利益** | **1,849,929,890** | **0** | **0** | **1,849,929,890** |
| **前中期目標期間繰越積立金取崩額** | **83,377,398** | **0** | **0** | **83,377,398** |
| **当期総利益** | **1,933,307,288** | **0** | **0** | **1,933,307,288** |

## キャッシュ・フロー計算書

（自令和５年４月１日　至令和６年３月31日）

（単位：円）

| | 一般勘定 | 学資支給業務勘定 | 調整 | 法人単位 |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー** | | | | |
| 人件費支出 | △ 4,792,520,615 | 0 | 0 | △ 4,792,520,615 |
| 学資貸与金の貸付による支出 | △ 832,892,302,400 | 0 | 0 | △ 832,892,302,400 |
| 学資支給金の支給による支出 | 0 | △ 26,680,000 | 0 | △ 26,680,000 |
| 修学支援学資支給金の支給による支出 | △ 152,767,135,000 | 0 | 0 | △ 152,767,135,000 |
| 短期借入金の返済による支出 | △ 1,387,795,000,000 | 0 | 0 | △ 1,387,795,000,000 |
| 債券の償還による支出 | △ 120,000,000,000 | 0 | 0 | △ 120,000,000,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | △ 896,116,276,764 | 0 | 0 | △ 896,116,276,764 |
| 借入利息の支払額 | △ 22,613,448,201 | 0 | 0 | △ 22,613,448,201 |
| 債券利息の支払額 | △ 90,560,402 | 0 | 0 | △ 90,560,402 |
| その他の業務支出 | △ 24,024,467,209 | 0 | 0 | △ 24,024,467,209 |
| 運営費交付金収入 | 15,884,912,000 | 0 | 0 | 15,884,912,000 |
| 学資貸与金の回収による収入 | 903,821,930,223 | 0 | 0 | 903,821,930,223 |
| 学資支給金の回収による収入 | 55,257,484 | 14,852,713 | 0 | 70,110,197 |
| 短期借入れによる収入 | 1,387,795,000,000 | 0 | 0 | 1,387,795,000,000 |
| 債券の発行による収入 | 119,831,948,053 | 0 | 0 | 119,831,948,053 |
| 長期借入れによる収入 | 802,503,523,000 | 0 | 0 | 802,503,523,000 |
| 学資貸与金利息の受取額 | 20,958,577,829 | 0 | 0 | 20,958,577,829 |
| 延滞金収入 | 2,825,338,570 | 0 | 0 | 2,825,338,570 |
| 留学生宿舎収入 | 641,581,874 | 0 | 0 | 641,581,874 |
| 日本語学校収入 | 285,209,678 | 0 | 0 | 285,209,678 |
| 日本留学試験検定料収入 | 726,454,295 | 0 | 0 | 726,454,295 |
| その他の事業収入 | 401,771,526 | 0 | 0 | 401,771,526 |
| 政府受託収入 | 28,138,000 | 0 | 0 | 28,138,000 |
| 政府受託収入の精算による返還金の支出 | △ 639,250 | 0 | 0 | △ 639,250 |
| 国庫補助金収入 | 175,361,872,632 | 0 | 0 | 175,361,872,632 |
| 国庫補助金の精算による返還金の支出 | △ 3,193,954,600 | △ 282,317,000 | 0 | △ 3,476,271,600 |
| 政府補給金収入 | 92,599,335 | 0 | 0 | 92,599,335 |
| 助成金収入 | 100,000,000 | 0 | 0 | 100,000,000 |
| 寄附金収入 | 4,527,260,690 | 0 | 0 | 4,527,260,690 |
| 小計 | △ 8,444,929,252 | △ 294,144,287 | 0 | △ 8,739,073,539 |
| その他利息の受取額 | 4,691,593 | 0 | 0 | 4,691,593 |
| その他利息の支払額 | △ 416,729 | 0 | 0 | △ 416,729 |
| **業務活動によるキャッシュ・フロー** | **△ 8,440,654,388** | **△ 294,144,287** | **0** | **△ 8,734,798,675** |
| **Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー** | | | | |
| 定期預金の預入による支出 | △ 28,700,000,000 | 0 | 0 | △ 28,700,000,000 |
| 有価証券の償還による収入 | 4,000,000,000 | 0 | 0 | 4,000,000,000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △ 2,724,187,449 | 0 | 0 | △ 2,724,187,449 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △ 2,539,110,574 | 0 | 0 | △ 2,539,110,574 |
| 差入保証金の差入による支出 | △ 1,425,894 | 0 | 0 | △ 1,425,894 |
| 差入保証金の返還による収入 | 69,859,368 | 0 | 0 | 69,859,368 |
| 施設整備費補助金収入 | 2,794,516,500 | 0 | 0 | 2,794,516,500 |
| 資産除去債務の履行による支出 | △ 24,200,000 | 0 | 0 | △ 24,200,000 |
| **投資活動によるキャッシュ・フロー** | **△ 27,124,548,049** | **0** | **0** | **△ 27,124,548,049** |
| **Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー** | | | | |
| リース債務の返済による支出 | △ 731,319,584 | 0 | 0 | △ 731,319,584 |
| **財務活動によるキャッシュ・フロー** | **△ 731,319,584** | **0** | **0** | **△ 731,319,584** |
| **Ⅳ　資金増加又は減少額** | **△ 36,296,522,021** | **△ 294,144,287** | **0** | **△ 36,590,666,308** |
| **Ⅴ　資金期首残高** | **312,143,627,237** | **345,056,849** | **0** | **312,488,684,086** |
| **Ⅵ　資金期末残高** | **275,847,105,216** | **50,912,562** | **0** | **275,898,017,778** |

（１８）勘定別の利益の処分に関する明細

（単位：円）

| | 一般勘定 | 学資支給業務勘定 | 合計 |
|---|---|---|---|
| Ⅰ　当期未処分利益 | 1,933,307,288 | 0 | 1,933,307,288 |
| 　当期総利益 | 1,933,307,288 | 0 | 1,933,307,288 |
| | | | |
| Ⅱ　積立金振替額 | 22,771,775 | 0 | 22,771,775 |
| 　前中期目標期間繰越積立金 | 22,771,775 | 0 | 22,771,775 |
| | | | |
| Ⅲ　利益処分額 | 1,956,079,063 | 0 | 1,956,079,063 |
| 　積立金 | 1,956,079,063 | 0 | 1,956,079,063 |

（１９）相殺消去された債権・債務等の内訳

①相殺消去された勘定相互間の債権と債務
該当ありません。

②相殺消去された勘定相互間の損益取引に係る費用と収益
該当ありません。

③消去された勘定相互間の取引に係る未実現損益
該当ありません。

（２０）相殺消去された勘定相互間のキャッシュ・フローの内訳
該当ありません。

〈一般勘定〉

①貸借対照表（令和６年３月31日現在）

（単位：円）

| 区分 | 金額 | | |
|---|---|---|---|
| 資産の部 | | | |
| Ⅰ流動資産 | | | |
| 現金及び預金 | | 304,547,105,216 | |
| 貸付金 | | | |
| 第一種学資貸与金 | 2,824,478,926,520 | | |
| 第二種学資貸与金 | 6,424,848,228,022 | | |
| 貸倒引当金 | △ 28,259,011,995 | 9,221,068,142,547 | |
| 前払金 | | 10,620,789 | |
| 前払費用 | | 29,186,769 | |
| 未収収益 | 488,617,014 | | |
| 貸倒引当金 | △ 2,380,137 | 486,236,877 | |
| 未収金 | | 815,342,113 | |
| 賞与引当金見返（注） | | 382,540,547 | |
| 流動資産合計 | | | 9,527,339,174,858 |
| Ⅱ固定資産 | | | |
| 1. 有形固定資産 | | | |
| 建物 | 37,132,724,196 | | |
| 減価償却累計額 | △ 18,666,103,240 | | |
| 減損損失累計額 | △ 195,318,754 | 18,271,302,202 | |
| 構築物 | 53,546,964 | | |
| 減価償却累計額 | △ 41,197,823 | 12,349,141 | |
| 工具器具備品 | 5,489,281,610 | | |
| 減価償却累計額 | △ 3,265,575,089 | 2,223,706,521 | |
| 土地 | | 10,672,550,060 | |
| 建設仮勘定 | | 2,556,554,000 | |
| 有形固定資産合計 | | 33,736,461,924 | |
| 2. 無形固定資産 | | | |
| 借地権 | | 5,450,587,495 | |
| ソフトウェア | | 7,080,399,892 | |
| 電話加入権 | | 754,000 | |
| 無形固定資産合計 | | 12,531,741,387 | |
| 3. 投資その他の資産 | | | |
| 破産再生更生債権等 | 120,783,674,827 | | |
| 貸倒引当金 | △ 119,137,075,695 | 1,646,599,132 | |
| 未収財源措置予定額（注） | | 8,092,964,670 | |
| 退職給付引当金見返（注） | | 4,141,827,146 | |
| 差入保証金 | | 196,818,021 | |
| 投資その他の資産合計 | | 14,078,208,969 | |
| 固定資産合計 | | | 60,346,412,280 |
| 資産合計 | | | 9,587,685,587,138 |

| 区分 | 金額 | | |
|---|---|---|---|
| 負債の部 | | | |
| Ⅰ流動負債 | | | |
| 預り補助金等（注） | | 6,313,287,300 | |
| 預り寄附金（注） | | 1,852,964,000 | |
| 一年以内償還予定日本学生支援債券 | | 120,000,000,000 | |
| 一年以内返済予定長期借入金 | | 847,273,472,000 | |
| 未払金 | | 7,016,540,061 | |
| 未払消費税等 | | 32,327,900 | |
| リース債務 | | 769,888,844 | |
| 未払費用 | | 5,974,340,352 | |
| 前受金 | | 214,960,257 | |
| 預り金 | | 384,867,913 | |
| 仮受金 | | 59,131,672 | |
| 賞与引当金 | | 382,540,547 | |
| 資産除去債務 | | 313,390,000 | |
| 流動負債合計 | | | 990,587,710,846 |
| Ⅱ固定負債 | | | |
| 資産見返負債（注） | | | |
| 資産見返運営費交付金（注） | 2,286,563,214 | | |
| 資産見返施設費（注） | 838,829,594 | | |
| 資産見返補助金等（注） | 5,933,091,422 | | |
| 資産見返寄附金（注） | 54,727,854 | | |
| 建設仮勘定見返施設費（注） | 2,556,554,000 | 11,669,766,084 | |
| 長期預り寄附金（注） | | 6,215,630,642 | |
| 日本学生支援債券 | | 120,000,000,000 | |
| 債券発行差額 | | 65,323 | |
| 長期借入金 | | 8,422,360,879,846 | |
| 長期預り保証金 | | 69,915,816 | |
| 長期リース債務 | | 681,833,697 | |
| 退職給付引当金 | | 4,141,827,146 | |
| 固定負債合計 | | | 8,565,139,918,554 |
| 負債合計 | | | 9,555,727,629,400 |
| 純資産の部 | | | |
| Ⅰ資本金 | | | |
| 政府出資金 | 100,000,000 | | |
| 資本金合計 | | 100,000,000 | |
| Ⅱ資本剰余金 | | | |
| 資本剰余金 | △ 601,319,929 | | |
| その他行政コスト累計額（注） | △ 29,136,899,602 | | |
| 減価償却相当累計額（注） | △ 18,263,847,193 | | |
| 減損損失相当累計額（注） | △ 33,990,790 | | |
| 除売却差額相当累計額（注） | △ 10,839,061,619 | | |
| 民間出えん金（注） | 58,745,446,994 | | |
| 資本剰余金合計 | | 29,007,227,463 | |
| Ⅲ利益剰余金 | | | |
| 前中期目標期間繰越積立金（注） | 22,771,775 | | |
| 積立金 | 894,651,212 | | |
| 当期未処分利益 | 1,933,307,288 | | |
| （うち当期総利益） | (1,933,307,288) | | |
| 利益剰余金合計 | | 2,850,730,275 | |
| 純資産合計 | | | 31,957,957,738 |
| 負債･純資産合計 | | | 9,587,685,587,138 |

貸借対照表注記
１．「貸付金」は、独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項に基づく奨学金貸与事業の貸付金を示しております。
２．（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。
３．その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　△1,064,583円

②行政コスト計算書(自令和５年４月１日　至令和６年３月31日)

（単位:円）

| 区分 | 金額 | |
|---|---|---|
| Ⅰ　損益計算書上の費用 | | |
| 奨学金業務費 | 64,975,531,748 | |
| 修学支援学資金支給業務費 | 152,767,135,000 | |
| 留学生学資金支給業務費 | 10,815,571,307 | |
| 留学生寄宿舎運営業務費 | 1,291,693,574 | |
| 留学試験業務費 | 995,233,678 | |
| 日本語予備教育業務費 | 821,445,571 | |
| 留学生交流推進業務費 | 908,308,488 | |
| 研修・情報提供業務費 | 173,799,710 | |
| 修学環境等調査研究業務費 | 112,065,012 | |
| 一般管理費 | 3,533,534,000 | |
| 臨時損失 | 184,165,272 | |
| 損益計算書上の費用合計 | | 236,578,483,360 |
| Ⅱ　その他行政コスト | | |
| 減価償却相当額（注） | 510,365,014 | |
| 減損損失相当額（注） | 33,990,790 | |
| 除売却差額相当額（注） | 5 | |
| その他行政コスト合計 | | 544,355,809 |
| Ⅲ　行政コスト | | 237,122,839,169 |

行政コスト計算書注記

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

| | | |
|---|---|---|
| 行政コスト | 237,122,839,169 | 円 |
| 自己収入等 | △ 26,785,154,215 | 円 |
| 機会費用 | 17,624,585,603 | 円 |
| 独立行政法人の運営に関して国民の負担に帰せられるコスト | 227,962,270,557 | 円 |

２．機会費用の計上方法

（１）　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。

（２）　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

平成31年４月５日付事務連絡「行政サービス実施コスト計算書等の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、0.725%で計算しております。

（３）　国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用の計算に使用した利率

当事業年度に行った通常の資金調達に係る約定利率の加重平均値0.559%で計算しております。

（４）　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

３．（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

③損益計算書(自令和５年４月１日　至令和６年３月31日)

(単位:円)

| 区分 | 金額 | | |
|---|---|---|---|
| 経常費用 | | | |
| 業務費 | | | |
| 奨学金業務費 | 64,975,531,748 | | |
| 修学支援学資金支給業務費 | 152,767,135,000 | | |
| 留学生学資金支給業務費 | 10,815,571,307 | | |
| 留学生寄宿舎運営業務費 | 1,291,693,574 | | |
| 留学試験業務費 | 995,233,678 | | |
| 日本語予備教育業務費 | 821,445,571 | | |
| 留学生交流推進業務費 | 908,308,488 | | |
| 研修・情報提供業務費 | 173,799,710 | | |
| 修学環境等調査研究業務費 | 112,065,012 | 232,860,784,088 | |
| 一般管理費 | | 3,533,534,000 | |
| 経常費用合計 | | | 236,394,318,088 |
| 経常収益 | | | |
| 運営費交付金収益（注） | | 16,123,936,724 | |
| 施設費収益（注） | | 172,729,752 | |
| 学資貸与金利息 | | 20,988,567,034 | |
| 延滞金収入 | | 2,825,338,570 | |
| 留学生宿舎収入 | | 649,341,498 | |
| 日本語学校収入 | | 271,482,264 | |
| 日本留学試験検定料収入 | | 707,799,163 | |
| その他事業収入 | | 308,241,190 | |
| 受託収入 | | | |
| 政府受託収入 | | 22,131,245 | |
| 補助金等収益（注） | | | |
| 国庫補助金収益（注） | 160,830,850,140 | | |
| 政府補給金収益（注） | 29,969,745,525 | 190,800,595,665 | |
| 助成金収益（注） | | 57,218,658 | |
| 寄附金収益（注） | | 928,268,442 | |
| 賞与引当金見返に係る収益（注） | | 382,540,547 | |
| 退職給付引当金見返に係る収益（注） | | 134,895,583 | |
| 資産見返負債戻入（注） | | | |
| 資産見返運営費交付金戻入（注） | 900,741,041 | | |
| 資産見返施設費戻入（注） | 83,665,998 | | |
| 資産見返補助金等戻入（注） | 1,181,612,129 | | |
| 資産見返寄附金戻入（注） | 1,951,129 | 2,167,970,297 | |
| 財務収益 | | | |
| 受取利息 | 20,997,527 | | |
| 有価証券利息 | 3,817,495 | 24,815,022 | |
| 経常収益合計 | | | 236,565,871,654 |
| 経常利益 | | | 171,553,566 |
| 臨時損失 | | | |
| 固定資産除却損 | | 4,085,963 | |
| 減損損失 | | 180,079,309 | 184,165,272 |
| 臨時利益 | | | |
| 資産見返運営費交付金戻入（注） | | 181,703,734 | |
| 資産見返補助金等戻入（注） | | 2,461,538 | |
| 運営費交付金精算収益化額（注） | | 1,678,376,324 | 1,862,541,596 |
| 当期純利益 | | | 1,849,929,890 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額（注） | | | 83,377,398 |
| 当期総利益 | | | 1,933,307,288 |

損益計算書注記

１．事業費内訳（主なもの）　（単位:円）

| 区分 | 金額 | 区分 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **奨学金業務費** | | **修学支援学資金支給業務費** | |
| 支払利息 | 23,617,530,460 | 学資支給金 | 152,767,135,000 |
| 返還免除損 | 19,003,287,406 | 計 | 152,767,135,000 |
| 未収財源措置予定額取崩額 | 8,264,248,221 | | |
| 業務委託費 | 4,942,531,505 | | |
| 減価償却費 | 2,563,835,179 | | |
| 人件費 | 2,426,223,514 | | |
| その他 | 4,157,875,463 | | |
| 計 | 64,975,531,748 | | |
| **留学生学資金支給業務費** | | **留学生寄宿舎運営業務費** | |
| 奨学金 | 8,455,853,440 | 業務委託費 | 425,190,911 |
| 授業料 | 852,753,209 | 維持修繕費 | 342,639,803 |
| 人件費 | 197,308,070 | 減価償却費 | 195,279,780 |
| 減価償却費 | 31,976,783 | 光熱水料 | 97,105,219 |
| その他 | 1,277,679,805 | 人件費 | 92,180,746 |
| 計 | 10,815,571,307 | 消耗品費 | 86,863,604 |
| | | その他 | 52,433,511 |
| | | 計 | 1,291,693,574 |
| **留学試験業務費** | | **日本語予備教育業務費** | |
| 業務委託費 | 510,388,794 | 人件費 | 367,772,637 |
| 人件費 | 118,179,635 | 支払賃金 | 220,054,694 |
| 支払賃借料 | 102,894,095 | 減価償却費 | 63,095,246 |
| 支払賃金 | 82,354,721 | 業務委託費 | 61,609,251 |
| 諸謝金 | 68,755,025 | その他 | 108,913,743 |
| 減価償却費 | 11,335,808 | 計 | 821,445,571 |
| その他 | 101,325,600 | | |
| 計 | 995,233,678 | | |
| **留学生交流推進業務費** | | **研修・情報提供業務費** | |
| 業務委託費 | 233,329,449 | 人件費 | 137,972,405 |
| 留学準備金 | 221,450,000 | 業務委託費 | 11,759,920 |
| 人件費 | 213,102,378 | 減価償却費 | 3,012,624 |
| 支払賃金 | 67,652,999 | その他 | 21,054,761 |
| 旅費 | 53,412,506 | 計 | 173,799,710 |
| 減価償却費 | 12,103,514 | | |
| その他 | 107,257,642 | | |
| 計 | 908,308,488 | | |
| **修学環境等調査研究業務費** | | **一般管理費** | |
| 人件費 | 75,495,112 | 人件費 | 1,226,220,595 |
| 業務委託費 | 12,244,662 | 土地建物借料 | 1,074,844,651 |
| 減価償却費 | 8,330,424 | 業務委託費 | 393,043,782 |
| その他 | 15,994,814 | 公租公課 | 275,274,230 |
| 計 | 112,065,012 | 減価償却費 | 257,231,610 |
| | | その他 | 306,919,132 |
| | | 計 | 3,533,534,000 |

２．ファイナンス・リースに係る取引

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△862,375円であり、当該影響額を除いた当期総利益は1,934,169,663円であります。

３．（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

①純資産変動計算書（自令和5年4月1日　至令和6年3月31日）

（単位：円）

| 区分 | Ⅰ 資本金 | | Ⅱ 資本剰余金 | | | | | | | | Ⅲ 利益剰余金 | | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | その他行政コスト累計額 | | | | | | | | | | |
| | 政府出資金 | 資本金合計 | 資本剰余金 | 国庫納付差額 | その他 | 減価償却相当累計額（－） | 減損損失相当累計額（－） | 除売却差額相当累計額（－） | 民間出えん金 | 資本剰余金合計 | 前中期日標期間繰越積立金 | 積立金 | 当期未処分利益 | うち当期純利益 | 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 100,000,000 | 100,000,000 | △ 601,319,929 | △ 602,272,629 | 952,700 | △ 17,755,496,262 | 0 | △ 10,837,047,531 | 58,745,446,994 | 29,551,583,272 | 106,149,173 | 814,343,808 | 80,307,404 | － | 1,000,800,385 | 30,652,383,657 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Ⅰ 資本金の当期変動額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| Ⅱ 資本剰余金の当期変動額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産の除売却 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,014,083 | 0 | △ 2,014,088 | 0 | △ 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 5 |
| 減価償却 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 510,365,014 | 0 | 0 | 0 | △ 510,365,014 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 510,365,014 |
| 固定資産の減損 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 33,990,790 | 0 | 0 | △ 33,990,790 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 33,990,790 |
| Ⅲ 利益剰余金の当期変動額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1)利益の処分又は損失の処理 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利益処分による積立て | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 80,307,404 | 0 | 0 | 80,307,404 | 80,307,404 |
| 利益処分（又は損失処理）による取崩し | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 80,307,404 | 0 | △ 80,307,404 | △ 80,307,404 |
| (2)その他 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期純利益（又は当期純損失） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,849,929,890 | 1,849,929,890 | 1,849,929,890 | 1,849,929,890 |
| 前中期日標期間繰越積立金取崩額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 83,377,398 | 0 | 83,377,398 | 83,377,398 | 0 | 0 |
| 当期変動額合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 508,350,931 | △ 33,990,790 | △ 2,014,088 | 0 | △ 544,355,809 | △ 83,377,398 | 80,307,404 | 1,852,999,884 | 1,933,307,288 | 1,849,929,890 | 1,305,574,081 |
| 当期末残高 | 100,000,000 | 100,000,000 | △ 601,319,929 | △ 602,272,629 | 952,700 | △ 18,263,847,193 | △ 33,990,790 | △ 10,839,061,619 | 58,745,446,994 | 29,007,227,463 | 22,771,775 | 894,651,212 | 1,933,307,288 | 1,933,307,288 | 2,850,730,275 | 31,957,957,738 |

純資産変動計算書注記

資本剰余金のうち、その他は、機構発足時に国から承継した資産です。

⑤キャッシュ・フロー計算書(自令和５年４月１日　至令和６年３月31日)

（単位:円）

| 区分 | 金額 |
|---|---|
| Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 人件費支出 | △ 4,792,520,615 |
| 学資貸与金の貸付による支出 | △ 832,892,302,400 |
| 修学支援学資支給金の支給による支出 | △ 152,767,135,000 |
| 短期借入金の返済による支出 | △ 1,387,795,000,000 |
| 債券の償還による支出 | △ 120,000,000,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | △ 896,116,276,764 |
| 借入利息の支払額 | △ 22,613,448,201 |
| 債券利息の支払額 | △ 90,560,402 |
| その他の業務支出 | △ 24,024,467,209 |
| 運営費交付金収入 | 15,884,912,000 |
| 学資貸与金の回収による収入 | 903,821,930,223 |
| 学資支給金の回収による収入 | 55,257,484 |
| 短期借入れによる収入 | 1,387,795,000,000 |
| 債券の発行による収入 | 119,831,948,053 |
| 長期借入れによる収入 | 802,503,523,000 |
| 学資貸与金利息の受取額 | 20,958,577,829 |
| 延滞金収入 | 2,825,338,570 |
| 留学生宿舎収入 | 641,581,874 |
| 日本語学校収入 | 285,209,678 |
| 日本留学試験検定料収入 | 726,454,295 |
| その他の事業収入 | 401,771,526 |
| 政府受託収入 | 28,138,000 |
| 政府受託収入の精算による返還金の支出 | △ 639,250 |
| 国庫補助金収入 | 175,361,872,632 |
| 国庫補助金の精算による返還金の支出 | △ 3,193,954,600 |
| 政府補給金収入 | 92,599,335 |
| 助成金収入 | 100,000,000 |
| 寄附金収入 | 4,527,260,690 |
| 小計 | △ 8,444,929,252 |
| その他利息の受取額 | 4,691,593 |
| その他利息の支払額 | △ 416,729 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | △ 8,440,654,388 |
| Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 定期預金の預入による支出 | △ 28,700,000,000 |
| 有価証券の償還による収入 | 4,000,000,000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △ 2,724,187,449 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △ 2,539,110,574 |
| 差入保証金の差入による支出 | △ 1,425,894 |
| 差入保証金の返還による収入 | 69,859,368 |
| 施設整備費補助金収入 | 2,794,516,500 |
| 資産除去債務の履行による支出 | △ 24,200,000 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 27,124,548,049 |
| Ⅲ　財務活動によるキャッシュ･フロー | |
| リース債務の返済による支出 | △ 731,319,584 |
| 財務活動によるキャッシュ･フロー | △ 731,319,584 |
| Ⅳ　資金増加額 | △ 36,296,522,021 |
| Ⅴ　資金期首残高 | 312,143,627,237 |
| Ⅵ　資金期末残高 | 275,847,105,216 |

キャッシュ・フロー計算書注記

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

| | |
|---|---|
| 現金及び預金 | 304,547,105,216 円 |
| 定 期 預 金 | △ 28,700,000,000 円 |
| 資金期末残高 | 275,847,105,216 円 |

２．重要な非資金取引

| | |
|---|---|
| ファイナンス・リースによる資産の取得 | 636,262,209 円 |
| 学資貸与金免除 | 19,003,287,406 円 |
| 一般会計からの借入金免除 | 18,971,105,135 円 |
| 特別会計からの借入金免除 | 5,048,156 円 |
| 計 | 38,615,702,906 円 |

⑥利益の処分に関する書類

（単位:円）

| 区分 | 金額 | |
|---|---|---|
| Ⅰ　当期未処分利益 | | 1,933,307,288 |
| 　　当期総利益 | 1,933,307,288 | |
| Ⅱ　積立金振替額 | | 22,771,775 |
| 　　前中期目標期間繰越積立金 | 22,771,775 | |
| Ⅲ　利益処分額 | | |
| 　　積立金 | | 1,956,079,063 |

⑦注記事項

## Ⅰ　重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月 21 日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

なお、独立行政法人会計基準等のうち、収益認識に係る改訂内容を当事業年度から適用しております。

### １．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。ただし、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係を明確に示すことができる部分を除く管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。

### ２．減価償却の会計処理方法

**（１）有形固定資産（リース資産を除く）**

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　１～53 年
構築物　　１～45 年
工具器具備品　１～23 年

また、特定の資産のうち、償却資産（独立行政法人会計基準第 87 第１項）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

**（２）無形固定資産（リース資産を除く）**

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

**（３）リース資産**

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### ３．賞与に係る引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

### ４．退職給付に係る引当金の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8 年）による定額法により処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

また、運営費交付金により、掛金及び年金積立不足額に対して財源措置がなされる見込みである確定給付企業年金等については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

**５．貸倒引当金の計上基準**

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

**６．債券発行差額の償却方法**

債券発行差額は、債券の償還期間にわたって償却しております。

**７．外貨建資産の本邦通貨への換算基準**

期末日に保有する外国通貨は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理する方法を採用しております。

**８．未収財源措置予定額の計上基準**

**（１）第一種学資貸与金（一般会計・特別会計借入分）の返還免除損に係る未収財源措置予定額**

第一種学資貸与金（一般会計・特別会計借入分）の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第 22 条及び独立行政法人日本学生支援機構法施行令第 19 条の規定に基づき、後年度に一般会計から借入金が償還免除されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

**（２）第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金の返還免除損に係る未収財源措置予定額**

第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金返還免除補填金により財源措置されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

**（３）第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金に係る財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の利息補てんに係る未収財源措置予定額**

第一種学資貸与金（財政融資資金等活用分）及び第二種学資貸与金に係る受取利息と財源である財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の支払利息の差額については、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている政府補給金により財源措置されることが明らかであることから、当該事業年度末における未収利息と未払利息の差額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

**（４）学資貸与金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額**

学資貸与金の貸倒損失に係る未収財源措置予定額については、後年度に財源措置されることが明らかであることから、財源措置が予定される金額を計上しております。

（追加情報）

法人化後新たに生じた学資貸与金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、債権管理に関する規定及び中期目標に基づき適正に債権管理した結果生じた部分について財源措置されることが明らかであることから、回収目標率に基づき算出される予想貸倒引当金相当額を上限として当該学資貸与金に係る貸倒引当金繰入額から受取利息等を控除した額を未収財源措置予定額として計上しております。

旧日本育英会から承継した学資貸与金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令附則第３条の規定により文部科学大臣が決定した額（17,519,277,701 円）から毎期補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。

「奨学金に係る債権の自己査定に関する細則」の制定（平成 21 年３月 16 日）に伴い、追加で計上される旧債権に係る貸倒引当金繰入額に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、平成 20 年度決算の損失処理において第二期中期目標期間に繰越がなされる金額及び国庫納付がなされる金額を控除した積立金残額では当期総損失を処理できないものと計算される額（22,173,611,784 円）について財源措置されることが明らかであることから、平成 20 年度決算において同額を未収財源措置予定額として計上し、毎期補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。

なお、国における回収不能債権補填金（国庫補助金）予算の算定にあたっては、令和３事業年度（令和４年度予算）より、上記旧日本育英会より承継した学資貸与金に係る貸倒損失及び「奨学金に係る債権の自己査定に関する細則」の制定（平成 21 年３月 16 日）に伴い追加で計上した貸倒引当金繰入額について、その増減にかかわらず対応する未収財源措置予定額を新たに計上しないとする取扱いが廃止されました。すなわち、法人化後新たに生じた学資貸与金と同様の取り扱いを前提として財源措置が行われております。

### ９．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

## Ⅱ　重要な債務負担行為

該当ありません。

## Ⅲ　重要な後発事象

該当ありません。

## Ⅳ　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

令和元年５月 17 日付の大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）の制定及び独立行政法人日本学生支援機構法の改正により、令和２年度より、新たな修学支援制度による給付奨学金事業が実施されることになりました。これに伴い、平成 29 年度より開始した給付奨学金事業については、対象学生への学資金の支給が終了した時点において、学資支給基金の

残余額を国庫に納付し、学資支給業務勘定を廃止することになります。なお、新たな修学支援制度による給付奨学金に係る業務については、一般勘定にて経理しております。

## Ⅴ　金融商品の時価等に関する注記

### １．金融商品の状況に関する事項

#### （１）金融商品に対する取組方針

当法人は、奨学金事業を実施しております。この業務を実施するため、一般会計借入金、特別会計借入金、財政融資資金、金融機関からの借入及び財投機関債の発行により資金を調達しております。

#### （２）金融商品の内容及びそのリスク

当法人が保有する金融資産は、個人に対する貸付金及び未収金であり、債務者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

借入金及び財投機関債は、市場の混乱等により、当法人の資金調達が困難となる等の流動性リスクに晒されております。

#### （３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当法人は、当法人の貸与奨学規程、給付奨学規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金及び未収金について、信用情報管理、問題債権への対応など債権管理に関する体制を整備し運用しております。これらの債権管理は、奨学金事業部門により行われ、また、定期的に経営管理会議やリスク管理委員会等を開催し、審議・報告を行っております。

② 金利リスクの管理

予め法令又は業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当法人は、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

### ２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額､時価及びこれらの差額については､次のとおりであります。

なお、現金は注記を省略しており、預金、未収金及び未払金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表<br>計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| （１）貸付金及び破産再生更生債権等 | 9,370,111 | | |
| 貸倒引当金 | △147,396 | | |
| | 9,222,715 | 9,038,255 | 184,460 |
| （２）日本学生支援債券 | (240,000) | | |
| 債券発行差額 | (0) | | |
| | (240,000) | (239,643) | (△357) |
| （３）長期借入金 | (9,269,634) | (8,487,251) | (△782,383) |

（注）負債に計上されているものは、() で示しております。

（注）長期借入金には一年以内返済予定の長期借入金が含まれております。

### ３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

**（１）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債**

該当する金融資産及び金融負債はありません。

**（２）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債**

（単位：百万円）

| 区分 | 時価 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 貸付金及び破産再生更生債権等 | － | － | 9,038,255 | 9,038,255 |
| 日本学生支援債券 | － | 239,643 | － | 239,643 |
| 長期借入金 | － | 8,487,251 | － | 8,487,251 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

貸付金及び破産再生更生債権等

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。無利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、有利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、レベル３の時価に分類しております。

日本学生支援債券

当法人の発行する日本学生支援債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金（一年以内返済予定の長期借入金を含む）のうち、無利息である一般会計借入金及び特別会計借入金については、法令上の国からの償還免除相当額を見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、財政融資資金及び金融機関からの借入については、主として借入毎の元利金を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって時価を算定しており、レベル２の時価に分類しております。

## Ⅵ　賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

## Ⅶ　退職給付に係る注記

### １．採用している退職給付制度の概要

当法人は、役職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立金制度）では、文教関係団体企業年金基金に加入しており、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度（非積立型制度）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

### ２．確定給付制度

**（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（（３）に掲げられたものを除く）**

| | |
|---|---|
| 期首における退職給付債務 | 7,439,859,264 円 |
| 勤務費用 | 253,608,487 円 |
| 利息費用 | 39,431,254 円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △209,437,793 円 |
| 退職給付の支払額 | △377,892,346 円 |
| 制度加入者からの拠出額 | 21,212,906 円 |
| 期末における退職給付債務 | 7,166,781,772 円 |

**（２）年金資産の期首残高と期末残高の調整表**

| | |
|---|---|
| 期首における年金資産 | 3,660,120,643 円 |
| 期待運用収益 | 204,234,732 円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 580,117,559 円 |
| 事業主からの拠出額 | 22,872,530 円 |
| 退職給付の支払額 | △228,767,746 円 |
| 制度加入者からの拠出額 | 21,212,906 円 |
| 期末における年金資産 | 4,259,790,624 円 |

**（３）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表**

| | |
|---|---|
| 期首における退職給付引当金 | 14,269,000 円 |
| 退職給付費用 | 3,152,500 円 |
| 退職給付への支払額 | △8,075,400 円 |
| 期末における退職給付引当金 | 9,346,100 円 |

**（４）退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払金年金費用の調整表**

| | |
|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 3,721,444,966 円 |
| 年金資産 | △4,259,790,624 円 |
| 積立型制度の未積立退職給付債務 | △538,345,658 円 |
| 非積立型制度の未積立退職給付債務 | 3,454,682,906 円 |
| 小計 | 2,916,337,248 円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 1,305,369,021 円 |
| 未認識過去勤務費用 | △79,879,123 円 |

| | |
|---|---|
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 4,141,827,146 円 |
| 退職給付引当金 | 4,141,827,146 円 |
| 前払年金費用 | 0 円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 4,141,827,146 円 |

（５）退職給付に関連する損益

| | |
|---|---|
| 勤務費用 | 253,608,487 円 |
| 利息費用 | 39,431,254 円 |
| 期待運用収益 | △204,234,732 円 |
| 数理計算上の差異の当期費用処理額 | 3,093,250 円 |
| 過去勤務費用の当期の費用処理額 | 62,717,354 円 |
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 3,152,500 円 |
| 合計 | 157,768,113 円 |

（６）年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 債券 | 47.6% |
| 株式 | 41.8% |
| 一般勘定 | 4.6% |
| 現金及び預金 | 0.9% |
| その他（マルチアセット） | 5.1% |
| 合計 | 100% |

（７）長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（８）数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|---|---|
| 割引率 | 0.84% |
| 長期期待運用収益率 | 6.04% |

３．退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、44,085,436 円でした。

## Ⅷ　減損会計に関する注記

１．減損を認識した固定資産の用途、種類、場所及び帳簿価額等

| 用途 | 種類 | 場所 | 帳簿価額 |
|---|---|---|---|
| 市谷事務所 | 建物、建物附属設備及び工具器具備品 | 東京都新宿区 | 211,962,181 円 |
| 市谷事務所分室 | 建物附属設備 | 東京都新宿区 | 1,539,291 円 |
| 市谷外堀事務所 | 建物附属設備 | 東京都新宿区 | 13,514,388 円 |

※帳簿価額については、不使用決定日時点（市谷事務所及び市谷事務所分室：令和５年７月 31

日、市谷外堀事務所：令和５年５月 31 日）の帳簿価額を記載しております。

### ２．減損の認識に至った経緯

令和４年度第二次補正予算において、市谷事務所再整備事業に係る予算が措置され、令和５年度に市谷事務所において、躯体だけを残して解体し、老朽化対策工事等を実施するとともに、増築工事を実施することとなりました。

上記工事のため、市谷事務所及び市谷外堀事務所に配置されていた部署は、東銀座事務所に仮移転しました（市谷事務所：令和５年７月 31 日に仮移転、市谷外堀事務所：令和５年５月 31 日に仮移転）。

これにより、上記の固定資産を使用しないこととし、減損を認識いたしました。

### ３．減損損失の金額

| 区分 | 損益計算書に<br>計上していない金額 | 損益計算書に<br>計上した金額 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 市谷事務所 | 33,990,790 円 | 165,025,644 円 | 199,016,434 円 |
| 建物 | 33,990,790 円 | 82,677,892 円 | 116,668,682 円 |
| 建物附属設備 | 0 円 | 81,857,063 円 | 81,857,063 円 |
| 工具器具備品 | 0 円 | 490,689 円 | 490,689 円 |
| 市谷事務所分室 | 0 円 | 1,539,285 円 | 1,539,285 円 |
| 建物附属設備 | 0 円 | 1,539,285 円 | 1,539,285 円 |
| 市谷外堀事務所 | 0 円 | 13,514,380 円 | 13,514,380 円 |
| 建物附属設備 | 0 円 | 13,514,380 円 | 13,514,380 円 |
| 合計 | 33,990,790 円 | 180,079,309 円 | 214,070,099 円 |

### ４．減損損失額及び回収可能サービス価額の算定方法

減損損失額は、使用価値相当額で測定し、減損後に除却するため備忘価額との差額によっております。

なお、市谷事務所に係る建物のうち「市谷事務所」（不使用日時点の簿価 35,472,624 円）については、躯体だけを残して解体するため、「令和６年度新営予算単価」（国土交通省）における工事費全体に占める躯体の割合を踏まえて、回収可能サービス価額（10,439,593 円）との差額を減損損失額としております。

## Ⅸ　資産除去債務に関する注記

東銀座事務所への仮移転のため、令和５年１月 20 日に定期貸室賃貸借契約を締結いたしました。このことを踏まえて、当該契約に基づく退去時における原状回復費用を見積もり、前期に資産除去債務として計上しました。

また、市谷外堀事務所の退去によって原状回復費用を支出したことにより、前期に計上した資産除去債務が減少しております。なお、東銀座事務所の賃借期間（令和７年３月 31 日満了）までの期間が短期であることから、割引計算等は行っておりません。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 期首残高 | 337,590,000 円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | 24,200,000 円 |
| 期末残高 | 313,390,000 円 |

⑧附属明細書

（１）固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第８７ 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を含む。）及び減損損失累計額の明細

（単位：円）

| 資産の種類 | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 減価償却累計額 | | 減損損失累計額 | | 差引当期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 当期償却額 | | 当期減損額 | | |
| 有形固定資産（減価償却費） | 建物 | 2,779,219,453 | 257,288,044 | 54,143,684 | 2,982,363,813 | 1,322,836,389 | 325,295,724 | 161,327,964 | 179,588,620 | 1,498,199,460 | |
| | 構築物 | 28,256,437 | 262,570 | 0 | 28,519,007 | 18,715,351 | 1,210,410 | 0 | 0 | 9,803,656 | |
| | 工具器具備品 | 4,465,084,779 | 1,178,688,137 | 257,032,499 | 5,386,740,417 | 3,163,207,469 | 863,192,907 | 0 | 490,689 | 2,223,532,948 | |
| | 計 | 7,272,560,669 | 1,436,238,751 | 311,176,183 | 8,397,623,237 | 4,504,759,209 | 1,189,699,041 | 161,327,964 | 180,079,309 | 3,731,536,064 | |
| 有形固定資産（減価償却相当額） | 建物 | 34,151,111,516 | 0 | 751,133 | 34,150,360,383 | 17,343,266,851 | 509,762,192 | 33,990,790 | 33,990,790 | 16,773,102,742 | |
| | 構築物 | 25,027,957 | 0 | 0 | 25,027,957 | 22,482,472 | 520,876 | 0 | 0 | 2,545,485 | |
| | 工具器具備品 | 103,804,148 | 0 | 1,262,955 | 102,541,193 | 102,367,620 | 81,946 | 0 | 0 | 173,573 | |
| | 計 | 34,279,943,621 | 0 | 2,014,088 | 34,277,929,533 | 17,468,116,943 | 510,365,014 | 33,990,790 | 33,990,790 | 16,775,821,800 | |
| 有形固定資産（非償却資産） | 土地 | 10,672,550,060 | 0 | 0 | 10,672,550,060 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,672,550,060 | |
| | 建設仮勘定 | 174,328,000 | 2,484,922,000 | 102,696,000 | 2,556,554,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,556,554,000 | |
| | 計 | 10,846,878,060 | 2,484,922,000 | 102,696,000 | 13,229,104,060 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13,229,104,060 | |
| 有形固定資産合計 | 建物 | 36,930,330,969 | 257,288,044 | 54,894,817 | 37,132,724,196 | 18,666,103,240 | 835,057,916 | 195,318,754 | 213,579,410 | 18,271,302,202 | |
| | 構築物 | 53,284,394 | 262,570 | 0 | 53,546,964 | 41,197,823 | 1,731,286 | 0 | 0 | 12,349,141 | |
| | 工具器具備品 | 4,568,888,927 | 1,178,688,137 | 258,295,454 | 5,489,281,610 | 3,265,575,089 | 863,274,853 | 0 | 490,689 | 2,223,706,521 | |
| | 土地 | 10,672,550,060 | 0 | 0 | 10,672,550,060 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,672,550,060 | |
| | 建設仮勘定 | 174,328,000 | 2,484,922,000 | 102,696,000 | 2,556,554,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,556,554,000 | |
| | 計 | 52,399,382,350 | 3,921,160,751 | 415,886,271 | 55,904,656,830 | 21,972,876,152 | 1,700,064,055 | 195,318,754 | 214,070,099 | 33,736,461,924 | |
| 無形固定資産（減価償却費） | ソフトウェア | 19,398,934,508 | 4,362,555,824 | 580,690,000 | 23,180,800,332 | 16,100,400,440 | 1,956,501,927 | 0 | 0 | 7,080,399,892 | |
| | 計 | 19,398,934,508 | 4,362,555,824 | 580,690,000 | 23,180,800,332 | 16,100,400,440 | 1,956,501,927 | 0 | 0 | 7,080,399,892 | |
| 無形固定資産（減価償却相当額） | ソフトウェア | 795,730,250 | 0 | 0 | 795,730,250 | 795,730,250 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 計 | 795,730,250 | 0 | 0 | 795,730,250 | 795,730,250 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 無形固定資産（非償却資産） | 借地権 | 5,450,587,495 | 0 | 0 | 5,450,587,495 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,450,587,495 | |
| | 電話加入権 | 754,000 | 0 | 0 | 754,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 754,000 | |
| | 計 | 5,451,341,495 | 0 | 0 | 5,451,341,495 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,451,341,495 | |
| 無形固定資産合計 | 借地権 | 5,450,587,495 | 0 | 0 | 5,450,587,495 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,450,587,495 | |
| | ソフトウェア | 20,194,664,758 | 4,362,555,824 | 580,690,000 | 23,976,530,582 | 16,896,130,690 | 1,956,501,927 | 0 | 0 | 7,080,399,892 | |
| | 電話加入権 | 754,000 | 0 | 0 | 754,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 754,000 | |
| | 計 | 25,646,006,253 | 4,362,555,824 | 580,690,000 | 29,427,872,077 | 16,896,130,690 | 1,956,501,927 | 0 | 0 | 12,531,741,387 | |
| 投資その他の資産 | 破産再生更生債権等 | 120,272,858,030 | 1,813,550,110 | 1,302,733,313 | 120,783,674,827 | 0 | 0 | 0 | 0 | 120,783,674,827 | |
| | 貸倒引当金 | △ 118,563,221,070 | △ 1,876,587,938 | △ 1,302,733,313 | △ 119,137,075,695 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 119,137,075,695 | ＊ |
| | 未収財源措置予定額 | 9,478,175,992 | △ 8,264,248,221 | △ 6,879,036,899 | 8,092,964,670 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8,092,964,670 | |
| | 退職給付引当金見返 | 4,164,131,563 | 134,895,583 | 157,200,000 | 4,141,827,146 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,141,827,146 | |
| | 差入保証金 | 265,251,495 | 1,425,894 | 69,859,368 | 196,818,021 | 0 | 0 | 0 | 0 | 196,818,021 | |
| | 計 | 15,617,196,010 | △ 8,190,964,572 | △ 6,651,977,531 | 14,078,208,969 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14,078,208,969 | |

＊当期減少額のうち目的取崩額は1,302,733,313円であります。

（２）貸付金の明細

（単位:円）

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 新規貸与額 | 回収額 | 償却額 | 返還免除額 | | |
| 第一種学資貸与金<br>（うち破産再生更生債権等） | 2,884,048,227,616<br>(37,390,898,315) | 269,272,952,400 | 275,192,254,474 | 632,175,645 | 16,620,127,308 | 2,860,876,622,589<br>(36,397,696,069) | |
| 第二種学資貸与金<br>（うち破産再生更生債権等） | 6,577,223,116,876<br>(82,881,959,715) | 563,619,350,000 | 628,554,542,330 | 670,557,668 | 2,383,160,098 | 6,509,234,206,780<br>(84,385,978,758) | |
| 計<br>（うち破産再生更生債権等） | 9,461,271,344,492<br>(120,272,858,030) | 832,892,302,400 | 903,746,796,804 | 1,302,733,313 | 19,003,287,406 | 9,370,110,829,369<br>(120,783,674,827) | |

*返還免除の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第１５条第３項の規定により当年度に返還を免除したものであります。

（３）長期借入金の明細

（単位:円）

| 区分 | 期首残高<br>(内一年以内返済予定額) | 当期増加 | 当期減少 | 期末残高<br>(内一年以内返済予定額) | 平均利率(%) | 返済期限 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般会計借入金 | 2,900,218,805,000<br>(73,892,913,000) | 100,303,523,000 | 143,640,667,000 | 2,856,881,661,000<br>(72,483,472,000) | 無利息 | 令和6年度～令和41年度 | * |
| 特別会計借入金 | 21,934,453,901<br>(　－　) | 0 | 6,601,763,055 | 15,332,690,846<br>(　－　) | 無利息 | 令和29年度～令和36年度 | * |
| 財政融資資金借入金 | 6,343,070,000,000<br>(647,850,000,000) | 587,200,000,000 | 647,850,000,000 | 6,282,420,000,000<br>(659,790,000,000) | 0.424 | 令和6年度～令和25年度 | |
| 民間借入金(北陸銀行) | 16,200,000,000<br>(16,200,000,000) | 0 | 16,200,000,000 | 0<br>(　－　) | 0.000 | 令和6年度 | |
| 民間借入金(信金中央金庫) | 50,300,000,000<br>(50,300,000,000) | 36,500,000,000 | 50,300,000,000 | 36,500,000,000<br>(36,500,000,000) | 0.166 | 令和6年度 | |
| 民間借入金(りそな銀行) | 50,500,000,000<br>(50,500,000,000) | 69,500,000,000 | 50,500,000,000 | 69,500,000,000<br>(69,500,000,000) | 0.127 | 令和6年度 | |
| 民間借入金(三井住友銀行) | 0<br>(　－　) | 9,000,000,000 | 0 | 9,000,000,000<br>(9,000,000,000) | 0.180 | 令和6年度 | |
| 計 | 9,382,223,258,901<br>(838,742,913,000) | 802,503,523,000 | 915,092,430,055 | 9,269,634,351,846<br>(847,273,472,000) | | | |

*一般会計について減少の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第22条第２項の規定により償還を免除されたものを含みます。
*特別会計について減少の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第22条第２項の規定により償還を免除されたものを含みます。

（４）日本学生支援債券の明細

（単位:円）

| 銘柄 | 期首残高<br>(内一年以内償還予定額) | 当期増加 | 当期減少 | 期末残高<br>(内一年以内償還予定額) | 利率(%) | 償還期限 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第六十三回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0 | 30,000,000,000 | 0<br>(　－　) | 0.001 | 令和5年6月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円00銭2厘 |
| 第六十四回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0 | 30,000,000,000 | 0<br>(　－　) | 0.001 | 令和5年9月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円00銭2厘 |
| 第六十五回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0 | 30,000,000,000 | 0<br>(　－　) | 0.001 | 令和5年11月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円00銭2厘 |
| 第六十六回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0 | 30,000,000,000 | 0<br>(　－　) | 0.001 | 令和6年2月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円00銭2厘 |
| 第六十七回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(　－　) | 0 | 0 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0.001 | 令和6年6月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円00銭2厘 |
| 第六十八回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(　－　) | 0 | 0 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0.010 | 令和6年9月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第六十九回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(　－　) | 0 | 0 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0.076 | 令和6年11月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十回日本学生支援債券 | 30,000,000,000<br>(　－　) | 0 | 0 | 30,000,000,000<br>(30,000,000,000) | 0.120 | 令和7年2月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十一回日本学生支援債券 | 0<br>(　－　) | 30,000,000,000 | 0 | 30,000,000,000<br>(　－　) | 0.080 | 令和7年6月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十二回日本学生支援債券 | 0<br>(　－　) | 30,000,000,000 | 0 | 30,000,000,000<br>(　－　) | 0.080 | 令和7年9月19日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十三回日本学生支援債券 | 0<br>(　－　) | 30,000,000,000 | 0 | 30,000,000,000<br>(　－　) | 0.100 | 令和7年11月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 第七十四回日本学生支援債券 | 0<br>(　－　) | 30,000,000,000 | 0 | 30,000,000,000<br>(　－　) | 0.101 | 令和8年2月20日 | 発行価額：債券の金額100円につき金100円 |
| 計 | 240,000,000,000<br>(120,000,000,000) | 120,000,000,000 | 120,000,000,000 | 240,000,000,000<br>(120,000,000,000) | | | |

（５）引当金の明細

（単位:円）

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 目的使用 | その他 | | |
| 賞与引当金 | 348,444,811 | 382,540,547 | 348,444,811 | 0 | 382,540,547 | |
| 計 | 348,444,811 | 382,540,547 | 348,444,811 | 0 | 382,540,547 | |

（６）貸付金等に対する貸倒引当金の明細

（単位:円）

| 区分 | | 貸付金等の残高 | | | 貸倒引当金の残高 | | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 期首残高 | 当期増減額 | 期末残高 | 期首残高 | 当期増減額 | 期末残高 | |
| 第一種学資貸与金 | | 2,884,048,227,616 | △ 23,171,605,027 | 2,860,876,622,589 | 42,281,227,701 | △ 1,335,199,492 | 40,946,028,209 | |
| 一般債権 | 正常先 | 2,677,102,209,883 | △ 24,867,975,423 | 2,652,234,234,460 | 526,258,520 | △ 14,075,247 | 512,183,273 | |
| | 要注意先 | 63,808,421,663 | △ 1,103,708,032 | 62,704,713,631 | 424,196,409 | △ 16,344,184 | 407,852,225 | |
| | 要管理先 | 90,197,419,249 | 3,432,961,455 | 93,630,380,704 | 973,040,393 | 24,216,542 | 997,256,935 | |
| | 小計 | 2,831,108,050,795 | △ 22,538,722,000 | 2,808,569,328,795 | 1,923,495,322 | △ 6,202,889 | 1,917,292,433 | |
| 貸倒懸念債権 | 破綻懸念先 | 15,549,278,506 | 360,319,219 | 15,909,597,725 | 3,469,302,199 | △ 325,666,852 | 3,143,635,347 | |
| 破産再生更生債権等 | 実質破綻先 | 30,796,603,963 | △ 974,953,599 | 29,821,650,364 | 30,335,874,150 | △ 980,499,039 | 29,355,375,111 | |
| | 破綻先 | 6,594,294,352 | △ 18,248,647 | 6,576,045,705 | 6,552,556,030 | △ 22,830,712 | 6,529,725,318 | |
| | 小計 | 37,390,898,315 | △ 993,202,246 | 36,397,696,069 | 36,888,430,180 | △ 1,003,329,751 | 35,885,100,429 | |
| 第二種学資貸与金 | | 6,577,223,116,876 | △ 67,988,910,096 | 6,509,234,206,780 | 106,319,757,413 | 130,302,068 | 106,450,059,481 | |
| 一般債権 | 正常先 | 5,916,503,335,754 | △ 74,586,082,167 | 5,841,917,253,587 | 2,074,261,598 | △ 120,207,448 | 1,954,054,150 | |
| | 要注意先 | 226,401,401,352 | △ 8,753,861,188 | 217,647,540,164 | 2,129,933,827 | △ 163,569,831 | 1,966,363,996 | |
| | 要管理先 | 286,582,764,057 | 12,147,068,292 | 298,729,832,349 | 4,254,898,376 | 6,943,676 | 4,261,842,052 | |
| | 小計 | 6,429,487,501,163 | △ 71,192,875,063 | 6,358,294,626,100 | 8,459,093,801 | △ 276,833,603 | 8,182,260,198 | |
| 貸倒懸念債権 | 破綻懸念先 | 64,853,655,998 | 1,699,945,924 | 66,553,601,922 | 16,185,872,722 | △ 1,170,048,705 | 15,015,824,017 | |
| 破産再生更生債権等 | 実質破綻先 | 64,474,340,687 | 588,649,489 | 65,062,990,176 | 63,359,716,875 | 695,077,895 | 64,054,794,770 | |
| | 破綻先 | 18,407,619,028 | 915,369,554 | 19,322,988,582 | 18,315,074,015 | 882,106,481 | 19,197,180,496 | |
| | 小計 | 82,881,959,715 | 1,504,019,043 | 84,385,978,758 | 81,674,790,890 | 1,577,184,376 | 83,251,975,266 | |
| 貸付金利息に係る未収収益 | | 438,412,579 | 29,989,205 | 468,401,784 | 2,175,533 | 204,604 | 2,380,137 | |
| 計 | | 9,461,709,757,071 | △ 91,130,525,918 | 9,370,579,231,153 | 148,603,160,647 | △ 1,204,692,820 | 147,398,467,827 | |

*貸倒引当金の見積方法
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（７）退職給付引当金の明細

（単位:円）

| 区分 | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 退職給付債務合計額 | | 7,454,128,264 | 107,967,354 | 385,967,746 | 7,176,127,872 | |
| | 退職一時金に係る債務 | 3,482,914,776 | 128,968,130 | 157,200,000 | 3,454,682,906 | |
| | 確定給付企業年金等に係る債務 | 3,971,213,488 | △ 21,000,776 | 228,767,746 | 3,721,444,966 | |
| 未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異 | | 370,123,942 | 789,555,352 | △ 65,810,604 | 1,225,489,898 | |
| 年金資産 | | △ 3,660,120,643 | △ 828,437,727 | △ 228,767,746 | △ 4,259,790,624 | |
| 退職給付引当金 | | 4,164,131,563 | 69,084,979 | 91,389,396 | 4,141,827,146 | |

（８）資産除去債務の明細

（単位:円）

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務 | 337,590,000 | 0 | 24,200,000 | 313,390,000 | |
| 計 | 337,590,000 | 0 | 24,200,000 | 313,390,000 | |

（注）上記資産除去債務に対応する除去費用等は、独立行政法人会計基準第91による特定された除去費用等には該当しておりません。

（９）運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

①運営費交付金債務の増減の明細

（単位:円）

| 期首残高 | 当期交付額 | 当期振替額 | | | | 引当金見返との相殺額 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 運営費交付金収益 | 資産見返運営費交付金 | 資本剰余金 | 小計 | | |
| 3,186,849,229 | 15,884,912,000 | 17,802,313,048 | 763,803,370 | 0 | 18,566,116,418 | 505,644,811 | 0 |

②運営費交付金債務の当期振替額及び主な使途の明細

・運営費交付金収益への振替額及び主な使途の明細

（単位:円）

| 区分 | | 運営費交付金収益 | 運営費交付金の主な使途 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 費用 | 主な使途 |
| 業務達成基準による振替額 | | | | |
| | 奨学金事業 | 7,840,764,122 | 7,655,261,661 | 業務委託費：3,075,910,023　人件費：2,109,547,983<br>支払手数料：1,019,645,457　維持修繕費：508,453,561<br>支払賃借料：441,380,682　その他：500,323,955 |
| | 留学生支援事業 | 5,099,061,435 | 4,902,602,768 | 奨学金：2,192,561,291　人件費：958,600,447<br>業務委託費：885,740,711　維持修繕費：292,667,527<br>その他：573,032,792 |
| | 学生生活支援事業 | 235,986,404 | 251,766,026 | 人件費：216,387,073　業務委託費：24,004,582<br>その他：11,374,371 |
| | 法人共通 | 1,641,765,472 | 1,685,047,855 | 人件費：1,226,034,827　土地建物借料：481,668,788<br>その他：93,025,194<br>賞与引当金取崩：△88,692,097　退職給付引当金取崩：△26,988,857 |
| 期間進行基準による振替額 | | | | |
| | 法人共通 | 1,306,359,291 | 1,259,564,321 | 土地建物借料：582,231,478　公租公課：275,274,230<br>業務委託費：137,493,322　その他：264,565,291 |
| 費用進行基準による振替額 | | 0 | －（費用進行基準を採用した業務はありません） | － |
| 会計基準第81第４項による振替額 | | 1,678,376,324 | － | |
| 合計 | | 17,802,313,048 | 15,754,242,631 | |

・資産見返運営費交付金及び資本剰余金への振替額並びに主な使途の明細

（単位:円）

| セグメント | 資産見返運営費交付金への振替 | | 資本剰余金への振替 | |
|---|---|---|---|---|
| | 振替額 | 主な使途 | 振替額 | 主な使途 |
| 奨学金事業 | 190,186,527 | 情報連携用システムアプリケーション改修：163,172,296<br>Windows管理サーバ等及び資産管理サーバ更改：10,296,000<br>その他：16,718,231 | 0 | |
| 留学生支援事業 | 368,596,891 | 日本学生支援機構東京国際交流館単身用Ｂ棟電気温水器更新工事：69,885,416<br>日本学生支援機構東京国際交流館洗濯乾燥機更新工事：55,092,510<br>「日本留学情報サイト」の刷新：55,000,000<br>その他：188,618,965 | 0 | |
| 学生生活支援事業 | 2,778,270 | パソコン：841,170<br>ミーティングテーブル・チェア：530,200<br>その他：1,406,900 | 0 | |
| 法人共通 | 202,241,682 | 日本学生支援機構野村不動産銀座ビル入居工事：126,746,853<br>東銀座事務所ロッカー設置　：27,945,764<br>東銀座事務所入退室管理設備工事：9,119,220<br>その他：38,429,845 | 0 | |
| 合計 | 763,803,370 | | 0 | |

・引当金見返との相殺額の明細

（単位:円）

| セグメント | 引当金見返との相殺 | |
|---|---|---|
| | 相殺額 | 主な相殺額の内訳 |
| 奨学金事業 | 268,246,803 | 賞与引当金見返　175,407,815<br>退職給付引当金見返　92,838,988 |
| 留学生支援事業 | 105,921,967 | 賞与引当金見返　68,895,901<br>退職給付引当金見返　37,026,066 |
| 学生生活支援事業 | 15,795,087 | 賞与引当金見返　15,448,998<br>退職給付引当金見返　346,089 |
| 法人共通 | 115,680,954 | 賞与引当金見返　88,692,097<br>退職給付引当金見返　26,988,857 |
| 合計 | 505,644,811 | |

（１０）運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

①施設費の明細

（単位：円）

| 区分 | 当期交付額 | 左の会計処理内訳 | | | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 資産見返施設費 | 建設仮勘定見返施設費 | 資本剰余金 | 収益計上 | |
| 施設整備費補助金 | 2,716,942,852 | 59,291,100 | 2,484,922,000 | 0 | 172,729,752 | |
| 計 | 2,716,942,852 | 59,291,100 | 2,484,922,000 | 0 | 172,729,752 | |

②補助金等の明細

（単位：円）

| 区分 | 当期交付額 | 左の会計処理内訳 | | | | | 引当金見返との相殺額 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 預り補助金等 | 資産見返補助金等 | 未収財源措置予定額 | 長期預り補助金等 | 収益計上 | | |
| 一般会計借入金償還免除 | 18,971,105,135 | 0 | 0 | 18,971,105,135 | 0 | 0 | 0 | |
| 特別会計借入金償還免除 | 5,048,156 | 0 | 0 | 5,048,156 | 0 | 0 | 0 | |
| 返還免除補填金 | 1,700,763,000 | 0 | 0 | 1,700,763,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 回収不能債権補填金 | 2,321,193,000 | 0 | 0 | 2,321,193,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 政府補給金 | 92,599,335 | 0 | 0 | △ 29,877,146,190 | 0 | 29,969,745,525 | 0 | |
| 留学生交流支援事業費補助金 | 8,135,515,000 | 1,183,381,023 | 28,204,000 | 0 | 0 | 6,923,929,977 | 0 | |
| 奨学金業務システム開発費補助金 | 4,936,806,000 | 322,759,057 | 3,474,261,780 | 0 | 0 | 1,139,785,163 | 0 | |
| 学資支給金補助金 | 155,817,700,000 | 3,050,565,000 | 0 | 0 | 0 | 152,767,135,000 | 0 | |
| 計 | 191,980,729,626 | 4,556,705,080 | 3,502,465,780 | △ 6,879,036,899 | 0 | 190,800,595,665 | 0 | |

（１１）役員及び職員の給与の明細

法人単位の附属明細書に記載しているものと同様でございます。

（１２）恩賜基金の明細

（単位：円）

| 区分 | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 恩賜基金 | 恩賜金 | 1,000,000 | 0 | 0 | 1,000,000 | 現金及び預金 |
| | 恩賜金より生じた運用利息 | 3,124,083 | 1,110 | 0 | 3,125,193 | 現金及び預金 |
| 計 | | 4,124,083 | 1,110 | 0 | 4,125,193 | |

(注)独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第18条第2項により管理しております。

（１３）セグメント情報の開示

（単位:円）

| 区分 | 奨学金事業 | 留学生支援事業 | 学生生活支援事業 | 法人共通 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ行政コスト | | | | | |
| 損益計算書上の費用合計 | 217,754,557,174 | 14,832,252,627 | 285,864,727 | 3,705,808,832 | 236,578,483,360 |
| その他行政コスト | | | | | |
| 減価償却相当額 | 0 | 412,611,963 | 0 | 97,753,051 | 510,365,014 |
| 減損損失相当額 | 0 | 0 | 0 | 33,990,790 | 33,990,790 |
| 除売却差額相当額 | 0 | 1 | 0 | 4 | 5 |
| その他行政コスト合計 | 0 | 412,611,964 | 0 | 131,743,845 | 544,355,809 |
| 行政コスト | 217,754,557,174 | 15,244,864,591 | 285,864,727 | 3,837,552,677 | 237,122,839,169 |
| Ⅱ独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト | 210,007,989,728 | 12,574,277,455 | 285,864,727 | 5,094,138,647 | 227,962,270,557 |
| Ⅲ事業費用、事業収益及び事業損益 | | | | | |
| 事業費用 | | | | | |
| 奨学金業務費 | 64,975,531,748 | 0 | 0 | 0 | 64,975,531,748 |
| 修学支援学資金支給業務費 | 152,767,135,000 | 0 | 0 | 0 | 152,767,135,000 |
| 留学生学資金支給業務費 | 0 | 10,815,571,307 | 0 | 0 | 10,815,571,307 |
| 留学生寄宿舎運営業務費 | 0 | 1,291,693,574 | 0 | 0 | 1,291,693,574 |
| 留学試験業務費 | 0 | 995,233,678 | 0 | 0 | 995,233,678 |
| 日本語予備教育業務費 | 0 | 821,445,571 | 0 | 0 | 821,445,571 |
| 留学生交流推進業務費 | 0 | 908,308,488 | 0 | 0 | 908,308,488 |
| 研修・情報提供業務費 | 0 | 0 | 173,799,710 | 0 | 173,799,710 |
| 修学環境等調査研究業務費 | 0 | 0 | 112,065,012 | 0 | 112,065,012 |
| 一般管理費 | 0 | 0 | 0 | 3,533,534,000 | 3,533,534,000 |
| 計 | 217,742,666,748 | 14,832,252,618 | 285,864,722 | 3,533,534,000 | 236,394,318,088 |
| 事業収益 | | | | | |
| 運営費交付金収益 | 7,840,764,122 | 5,099,061,435 | 235,986,404 | 2,948,124,763 | 16,123,936,724 |
| 施設費収益 | 0 | 0 | 0 | 172,729,752 | 172,729,752 |
| 学資貸与金利息 | 20,988,567,034 | 0 | 0 | 0 | 20,988,567,034 |
| 延滞金収入 | 2,825,338,570 | 0 | 0 | 0 | 2,825,338,570 |
| 留学生宿舎収入 | 0 | 649,341,498 | 0 | 0 | 649,341,498 |
| 日本語学校収入 | 0 | 271,482,264 | 0 | 0 | 271,482,264 |
| 日本留学試験検定料収入 | 0 | 707,799,163 | 0 | 0 | 707,799,163 |
| その他事業収入 | 67,922,055 | 199,546,876 | 0 | 40,772,259 | 308,241,190 |
| 受託収入 | 0 | 22,131,245 | 0 | 0 | 22,131,245 |
| 補助金等収益 | 183,876,665,688 | 6,923,929,977 | 0 | 0 | 190,800,595,665 |
| 助成金収益 | 0 | 57,218,658 | 0 | 0 | 57,218,658 |
| 寄附金収益 | 167,153,885 | 761,114,557 | 0 | 0 | 928,268,442 |
| 賞与引当金見返に係る収益 | 192,571,677 | 75,637,447 | 16,960,700 | 97,370,723 | 382,540,547 |
| 退職給付引当金見返に係る収益 | 68,291,303 | 26,838,879 | 5,794,948 | 33,970,453 | 134,895,583 |
| 資産見返負債戻入 | 1,810,633,060 | 213,564,480 | 11,343,048 | 132,429,709 | 2,167,970,297 |
| 財務収益 | 24,669,724 | 1,746 | 0 | 143,552 | 24,815,022 |
| 計 | 217,862,577,118 | 15,007,668,225 | 270,085,100 | 3,425,541,211 | 236,565,871,654 |
| 事業損益 | 119,910,370 | 175,415,607 | △ 15,779,622 | △ 107,992,789 | 171,553,566 |
| Ⅳ臨時損益等 | | | | | |
| 臨時損失 | 11,890,426 | 9 | 5 | 172,274,832 | 184,165,272 |
| 臨時利益 | 11,890,426 | 9 | 5 | 1,850,651,156 | 1,862,541,596 |
| 当期純損益 | 119,910,370 | 175,415,607 | △ 15,779,622 | 1,570,383,535 | 1,849,929,890 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 | 77,811,409 | 5,565,989 | 0 | 0 | 83,377,398 |
| 当期総損益 | 197,721,779 | 180,981,596 | △ 15,779,622 | 1,570,383,535 | 1,933,307,288 |
| Ⅴ総資産 | | | | | |
| 現金及び預金 | 294,012,821,836 | 7,416,582,214 | 330,194,258 | 2,787,506,908 | 304,547,105,216 |
| 貸付金 | 9,221,068,142,547 | 0 | 0 | 0 | 9,221,068,142,547 |
| 貸付金(第一種学資貸与金) | 2,824,478,926,520 | 0 | 0 | 0 | 2,824,478,926,520 |
| 貸付金(第二種学資貸与金) | 6,424,848,228,022 | 0 | 0 | 0 | 6,424,848,228,022 |
| 貸倒引当金 | △ 28,259,011,995 | 0 | 0 | 0 | △ 28,259,011,995 |
| その他流動資産 | 948,327,667 | 252,643,153 | 16,960,700 | 505,995,575 | 1,723,927,095 |
| 有形固定資産 | 1,481,394,435 | 16,675,778,516 | 12,436,272 | 15,566,852,701 | 33,736,461,924 |
| 無形固定資産 | 6,821,079,624 | 5,654,753,582 | 10,035,543 | 45,872,638 | 12,531,741,387 |
| 投資その他の資産 | 11,588,714,662 | 907,505,394 | 226,678,373 | 1,355,310,540 | 14,078,208,969 |
| 破産再生更生債権等 | 120,783,674,827 | 0 | 0 | 0 | 120,783,674,827 |
| 貸倒引当金 | △ 119,137,075,695 | 0 | 0 | 0 | △ 119,137,075,695 |
| 未収財源措置予定額 | 8,092,964,670 | 0 | 0 | 0 | 8,092,964,670 |
| 退職給付引当金見返 | 1,849,150,860 | 907,505,394 | 226,678,373 | 1,158,492,519 | 4,141,827,146 |
| 差入保証金 | 0 | 0 | 0 | 196,818,021 | 196,818,021 |
| 計 | 9,535,920,480,771 | 30,907,262,859 | 596,305,146 | 20,261,538,362 | 9,587,685,587,138 |

1. 奨学金事業は独立行政法人日本学生支援機構法(以下機構法)第13条第１項第１号に係る事業として、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対する奨学金貸与及び支給等の事業を実施しております。

   留学生支援事業は機構法第13条第１項第２号及び３号、４号、５号、６号並びに７号に係る事業として、留学生に対する学資金支給事業、留学生の寄宿舎運営・助成事業、日本への留学を希望する外国人に対する留学試験事業、留学生に対する日本語教育事業、留学生交流推進事業を実施しております。

   学生生活支援事業は機構法第13条第１項第８号及び９号に係る事業として、大学等が学生等に対して行う相談・指導事業の研修・情報提供事業、修学環境整備のための調査及び研究事業を実施しております。

2. 法人共通に含めた主な費用及び収益の内訳
   費用：管理部門の人件費1,226,221千円、各事務所の土地建物借料1,074,845千円、公租公課275,274千円
   収益：管理部門の運営費交付金予算相当額から資産見返負債に計上した額を除いた額

3. 法人共通に含めた資産の内訳
   現金及び預金　　：翌期以降の費用等の支払に充てるための現預金であります。
   建物並びに構築物、工具器具備品：事務所に係る資産であります。
   土地　　：事務所の土地であります。

（１４）主な事業費用の内訳

（単位：円）

| 奨学金事業 | |
|---|---|
| 項目 | 金額 |
| 奨学金業務費 | |
| 支払利息 | 23,617,530,460 |
| 返還免除損 | 19,003,287,406 |
| 未収財源措置予定額取崩額 | 8,264,248,221 |
| 業務委託費 | 4,942,531,505 |
| 減価償却費 | 2,563,835,179 |
| 人件費 | 2,426,223,514 |
| その他 | 4,157,875,463 |
| 計 | 64,975,531,748 |
| 修学支援学資金支給業務費 | |
| 学資支給金 | 152,767,135,000 |
| 計 | 152,767,135,000 |

| 留学生支援事業 | |
|---|---|
| 項目 | 金額 |
| 留学生学資金支給業務費 | |
| 奨学金 | 8,455,853,440 |
| 授業料 | 852,753,209 |
| 人件費 | 197,308,070 |
| 減価償却費 | 31,976,783 |
| その他 | 1,277,679,805 |
| 計 | 10,815,571,307 |
| 留学生寄宿舎運営業務費 | |
| 業務委託費 | 425,190,911 |
| 維持修繕費 | 342,639,803 |
| 減価償却費 | 195,279,780 |
| 光熱水料 | 97,105,219 |
| 人件費 | 92,180,746 |
| 消耗品費 | 86,863,604 |
| その他 | 52,433,511 |
| 計 | 1,291,693,574 |
| 留学試験業務費 | |
| 業務委託費 | 510,388,794 |
| 人件費 | 118,179,635 |
| 支払賃借料 | 102,894,095 |
| 支払賃金 | 82,354,721 |
| 諸謝金 | 68,755,025 |
| 減価償却費 | 11,335,808 |
| その他 | 101,325,600 |
| 計 | 995,233,678 |
| 日本語予備教育業務費 | |
| 人件費 | 367,772,637 |
| 支払賃金 | 220,054,694 |
| 減価償却費 | 63,095,246 |
| 業務委託費 | 61,609,251 |
| その他 | 108,913,743 |
| 計 | 821,445,571 |
| 留学生交流推進業務費 | |
| 業務委託費 | 233,329,449 |
| 留学準備金 | 221,450,000 |
| 人件費 | 213,102,378 |
| 支払賃金 | 67,652,999 |
| 旅費 | 53,412,506 |
| 減価償却費 | 12,103,514 |
| その他 | 107,257,642 |
| 計 | 908,308,488 |

| 学生生活支援事業 | |
|---|---|
| 項目 | 金額 |
| 研修・情報提供業務費 | |
| 人件費 | 137,972,405 |
| 業務委託費 | 11,759,920 |
| 減価償却費 | 3,012,624 |
| その他 | 21,054,761 |
| 計 | 173,799,710 |
| 修学環境等調査研究業務費 | |
| 人件費 | 75,495,112 |
| 業務委託費 | 12,244,662 |
| 減価償却費 | 8,330,424 |
| その他 | 15,994,814 |
| 計 | 112,065,012 |

| 法人共通 | |
|---|---|
| 項目 | 金額 |
| 一般管理費 | |
| 人件費 | 1,226,220,595 |
| 土地建物借料 | 1,074,844,651 |
| 業務委託費 | 393,043,782 |
| 公租公課 | 275,274,230 |
| 減価償却費 | 257,231,610 |
| その他 | 306,919,132 |
| 計 | 3,533,534,000 |

（１５）主な資産、負債の明細　　（単位：円）

① 現金及び預金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 現金 | 1,202,988 | |
| 普通預金 | 246,717,104,297 | |
| 定期預金 | 28,700,000,000 | |
| 別段預金 | 29,128,797,931 | |
| 計 | 304,547,105,216 | |

② 未収収益

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 学資貸与金利息 | 468,401,784 | |
| 定期預金に係る利息 | 20,215,230 | |
| 計 | 488,617,014 | |

③ 未収金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 施設整備費補助金 | 412,967,563 | |
| 回収委託分 | 52,174,854 | |
| その他未収金 | 350,199,696 | |
| 計 | 815,342,113 | |

④ 預り寄附金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| グローバル人材育成コミュニティ事業寄附金 | 1,286,707,000 | |
| 奨学寄附金 | 559,462,000 | |
| 留学生支援事業に係る寄附金 | 6,795,000 | |
| 計 | 1,852,964,000 | |

⑤ 未払金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 奨学金業務システム改修費 | 4,224,871,388 | |
| 施設整備費 | 868,835,305 | |
| 奨学金業務システム運用保守経費 | 180,343,369 | |
| 延滞債権回収委託費 | 149,680,321 | |
| 奨学金貸与事業に係る業務委託費 | 90,144,290 | |
| 留学生寄宿舎に係る業務費 | 88,416,158 | |
| 延滞者に対する督促架電費 | 83,519,282 | |
| その他未払金 | 1,330,729,948 | |
| 計 | 7,016,540,061 | |

⑥ 未払費用

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 借入金利息 | 5,795,010,200 | |
| 債券利息 | 36,072,135 | |
| その他未払費用 | 143,258,017 | |
| 計 | 5,974,340,352 | |

⑦ 前受金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 日本留学試験検定料収入前受金 | 111,598,000 | |
| 日本語教育センター前受金 | 81,825,532 | |
| 日本留学海外拠点連携推進事業前受金 | 12,702,744 | |
| 施設維持費前受金 | 5,187,000 | |
| その他前受金 | 3,646,981 | |
| 計 | 214,960,257 | |

⑧ 預り金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 奨学金貸与事業返戻金 | 313,425,533 | |
| 留学生支援事業預り金 | 41,837,090 | |
| 預り市町村民税徴収金等 | 29,605,290 | |
| 計 | 384,867,913 | |

⑨ 仮受金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 第一種仮受金 | 13,996,415 | |
| 第二種仮受金 | 45,135,257 | |
| 計 | 59,131,672 | |

⑩ 長期預り寄附金

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 奨学寄附金 | 4,852,447,962 | |
| グローバル人材育成コミュニティ事業寄附金 | 1,329,926,042 | |
| 留学生支援事業に係る寄附金 | 33,256,638 | |
| 計 | 6,215,630,642 | |

〈学資支給業務勘定〉

①貸借対照表（令和６年３月31日現在）

（単位：円）

| 区分 | 金額 | | |
|---|---|---|---|
| 資産の部 | | | |
| Ⅰ流動資産 | | | |
| 現金及び預金 | | 50,912,562 | |
| 未収金 | 124,999,118 | | |
| 貸倒引当金 | △ 8,016,426 | 116,982,692 | |
| 流動資産合計 | | | 167,895,254 |
| Ⅱ固定資産 | | | |
| 1. 投資その他の資産 | | | |
| 破産再生更生債権等 | 930,856 | | |
| 貸倒引当金 | △ 930,856 | | |
| 投資その他の資産合計 | | 0 | |
| 固定資産合計 | | | 0 |
| 資産合計 | | | 167,895,254 |

| 区分 | 金額 | | |
|---|---|---|---|
| 負債の部 | | | |
| Ⅰ流動負債 | | | |
| 預り補助金等（注） | | 14,280,000 | |
| 流動負債合計 | | | 14,280,000 |
| Ⅱ固定負債 | | | |
| 長期預り補助金等（注） | | 153,615,254 | |
| 固定負債合計 | | | 153,615,254 |
| 負債合計 | | | 167,895,254 |
| 純資産の部 | | | |
| Ⅰ資本金 | | | |
| 政府出資金 | | 0 | |
| 資本金合計 | | | 0 |
| Ⅱ資本剰余金 | | | |
| 資本剰余金 | | 0 | |
| 資本剰余金合計 | | | 0 |
| Ⅲ利益剰余金 | | | |
| 当期未処分利益 | | 0 | |
| （うち当期総利益） | | (0) | |
| 利益剰余金合計 | | | 0 |
| 純資産合計 | | | 0 |
| 負債・純資産合計 | | | 167,895,254 |

貸借対照表注記
（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

②行政コスト計算書(自令和５年４月１日　至令和６年３月31日)

(単位:円)

| 区分 | 金額 | |
|---|---|---|
| Ⅰ　損益計算書上の費用 | | |
| 学資金支給業務費 | 28,625,372 | |
| 損益計算書上の費用合計 | | 28,625,372 |
| Ⅱ　その他行政コスト | | |
| その他行政コスト合計 | | 0 |
| Ⅲ　行政コスト | | 28,625,372 |

行政コスト計算書注記

独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

| | | |
|---|---|---|
| 行政コスト | 28,625,372 | 円 |
| 独立行政法人の運営に関して国民の負担に帰せられるコスト | 28,625,372 | 円 |

③損益計算書(自令和５年４月１日　至令和６年３月31日)

(単位:円)

| 区分 | 金額 | |
|---|---|---|
| 経常費用 | | |
| 業務費 | | |
| 学資金支給業務費 | 28,625,372 | |
| 経常費用合計 | | 28,625,372 |
| 経常収益 | | |
| 補助金等収益（注） | | |
| 国庫補助金収益（注） | 28,625,372 | |
| 経常収益合計 | | 28,625,372 |
| 経常利益 | | 0 |
| 当期純利益 | | 0 |
| 当期総利益 | | 0 |

損益計算書注記

１．事業費内訳（主なもの）　(単位:円)

| 区分 | 金額 |
|---|---|
| **学資金支給業務費** | |
| 学資支給金 | 26,680,000 |
| その他 | 1,945,372 |
| 計 | 28,625,372 |

２．（注）を付した勘定科目は、独立行政法人固有の会計処理に基づく勘定科目です。

④純資産変動計算書（自令和5年4月1日　至令和6年3月31日）

（単位:円）

| 区分 | Ⅰ 資本金 | Ⅱ 資本剰余金 | Ⅲ 利益剰余金 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期変動額 | | | | |
| Ⅰ 資本金の当期変動額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| Ⅱ 資本剰余金の当期変動額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| Ⅲ 利益剰余金の当期変動額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期変動額合計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期末残高 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑤キャッシュ・フロー計算書（自令和５年４月１日　至令和６年３月31日）

（単位:円）

| 区分 | 金額 |
|---|---|
| Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 学資支給金の支給による支出 | △ 26,680,000 |
| 国庫補助金の精算による返還金の支出 | △ 282,317,000 |
| 学資支給金の回収による収入 | 14,852,713 |
| 小計 | △ 294,144,287 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | △ 294,144,287 |
| Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー | 0 |
| Ⅲ　財務活動によるキャッシュ･フロー | 0 |
| Ⅳ　資金減少額 | △ 294,144,287 |
| Ⅴ　資金期首残高 | 345,056,849 |
| Ⅵ　資金期末残高 | 50,912,562 |

キャッシュ・フロー計算書注記
資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

| | |
|---|---|
| 現金及び預金 | 50,912,562 円 |
| 資金期末残高 | 50,912,562 円 |

⑥利益の処分に関する書類

（単位：円）

| 区分 | 金額 | |
|---|---|---|
| Ⅰ　当期未処分利益 | | 0 |
| 　　当期総利益 | 0 | |
| Ⅱ　積立金振替額 | | 0 |
| 　　前中期目標期間繰越積立金 | 0 | |
| Ⅲ　利益処分額 | | |
| 　　積立金 | | 0 |

⑦注記事項

## Ⅰ　重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月 21 日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

なお、独立行政法人会計基準等のうち、収益認識に係る改訂内容を当事業年度から適用しております。

### １．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、学資支給金返還未収金に係る債権については、回収及び貸倒実績の蓄積がないため、一般勘定における第一種学資貸与金の貸倒引当率を適用して計上しております。

### ２．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

## Ⅱ　重要な債務負担行為

該当ありません。

## Ⅲ　重要な後発事象

該当ありません。

## Ⅳ　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

令和元年５月 17 日付の大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）の制定及び独立行政法人日本学生支援機構法の改正により、令和２年度より、新たな修学支援制度による給付奨学金事業が実施されることになりました。これに伴い、平成 29 年度より開始した給付奨学金事業については、対象学生への学資金の支給が終了した時点において、学資支給基金の残余額を国庫に納付し、学資支給業務勘定を廃止することになります。なお、新たな修学支援制度による給付奨学金に係る業務については、一般勘定にて経理しております。

## Ⅴ　金融商品の時価等に関する注記

### １．金融商品の状況に関する事項

#### （１）金融商品に対する取組方針

当法人は、奨学金事業を実施しております。

#### （２）金融商品の内容及びそのリスク

学資支給業務勘定で保有する金融資産は、個人に対する給付奨学金のうち、返還が必要とな

った未収金であることから、債務者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

### （3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

学資支給業務勘定では、給付奨学規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、未収金について、信用情報管理、問題債権への対応など債権管理に関する体制を整備し運用しております。これらの債権管理は、奨学金事業部門により行われ、また、定期的に経営管理会議やリスク管理委員会等を開催し、審議・報告を行っております。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未収金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

⑧附属明細書

（単位:円）

| 資産の種類 | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 減価償却累計額 | | 減損損失累計額 | | 差引当期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 当期償却額 | | 当期減損額 | | |
| 投資その他の資産 | 破産再生更生債権等 | 190,005 | 740,851 | 0 | 930,856 | 0 | 0 | 0 | 0 | 930,856 | |
| | 貸倒引当金 | △ 190,005 | △ 740,851 | 0 | △ 930,856 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 930,856 | |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

（2）貸付金等に対する貸倒引当金の明細

（単位:円）

| 区分 | | 貸付金等の残高 | | | 貸倒引当金の残高 | | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 期首残高 | 当期増減額 | 期末残高 | 期首残高 | 当期増減額 | 期末残高 | |
| 学資支給金返還未収金 | | | | | | | | |
| 一般債権 | 正常先 | 97,216,792 | △ 15,138,857 | 82,077,935 | 33,112 | △ 4,964 | 28,148 | |
| | 要注意先 | 5,928,583 | 2,000,364 | 7,928,947 | 72,783 | 25,658 | 98,441 | |
| | 要管理先 | 13,243,774 | △ 751,292 | 12,492,482 | 284,470 | △ 9,801 | 274,669 | |
| | 小計 | 116,389,149 | △ 13,889,785 | 102,499,364 | 390,365 | 10,893 | 401,258 | |
| 貸倒懸念債権 | 破綻懸念先 | 18,316,106 | 3,920,124 | 22,236,230 | 6,421,540 | 1,193,628 | 7,615,168 | |
| 破産再生更生債権等 | 実質破綻先 | 0 | 640,000 | 640,000 | 0 | 640,000 | 640,000 | |
| | 破綻先 | 190,005 | 100,851 | 290,856 | 190,005 | 100,851 | 290,856 | |
| | 小計 | 190,005 | 740,851 | 930,856 | 190,005 | 740,851 | 930,856 | |
| 計 | | 134,895,260 | △ 9,228,810 | 125,666,450 | 7,001,910 | 1,945,372 | 8,947,282 | |

*貸倒引当金の見積方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（3）運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

①長期預り補助金等の明細

（単位:円）

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 学資支給基金補助金 | 434,857,626 | 5,460,000 | 286,702,372 | 153,615,254 | 国庫補助金の精算による減等 |
| 計 | 434,857,626 | 5,460,000 | 286,702,372 | 153,615,254 | |

（4）役員及び職員の給与の明細

当該事項について該当はありません。

（5）セグメント情報の開示

セグメント情報は、勘定区分と同一のため省略しております。

（6）主な事業費用の内訳

（単位：円）

| 奨学金事業 | | |
|---|---|---|
| 項目 | | 金額 |
| 学資金支給業務費 | | |
| | 学資支給金 | 26,680,000 |
| | その他 | 1,945,372 |
| 計 | | 28,625,372 |

（7）主な資産、負債の明細

①　現金及び預金　（単位：円）

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 普通預金 | 48,900,837 | |
| 別段預金 | 2,011,725 | |
| 計 | 50,912,562 | |

②　未収金　（単位：円）

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 学資支給金返還未収金 | 124,735,594 | |
| その他 | 263,524 | |
| 計 | 124,999,118 | |

°┌╟┤

## 令和５事業年度監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第４項及び同法第38条第２項の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の令和５事業年度（令和５年４月１日～令和６年３月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### Ⅰ．監査の方法及びその内容

１．監査は、「機構　監事監査要綱（平成16年規程第11号）」及び「機構　監事監査実施基準（平成16年規程第12号）」に準拠し、「令和５事業年度監査計画」（以下「監査計画」という。）に従い、機構に属する全ての部門を監査対象として、令和６年４月９日（火）～5月31日（金）の間に実施する旨を各部署に通知した。

２．実地監査にあたっては、各部等の長及び課長等から、予め提出された監査資料に基づき業務執行状況及び財産の状況等につき概況説明を受け実施した。監査は、主として実地監査を行ったが、支部に関しては提出書類による書面監査を行った。

３．監査計画に基づく実地監査及び書面監査のほか、役員（監事を除く。以下「役員」という。）、検査室、政策企画部、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他機構の管理運営に係る重要な会議等に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

４．役員の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

５．監査事項は、監事監査実施基準第２条第１項に掲げる各事項のほか、令和５事業年度における業務の実施状況を確認し、機構における内部統制システムが適切に機能し、中期計画及び年度計画の目標達成が図られたかどうかを重点項目として監査を実施した。

6．会計監査については、会計検査院への提出が義務付けられる月次の「計算証明に関する指定」監査を実施するとともに、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に準拠した会計処理状況と予算執行状況並びにこれらに係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）につき監査を行った。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表等について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## Ⅱ．監査の結果

1．令和５事業年度の業務は、5 月 8 日より新型コロナウイルス感染症の位置付けが感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上、５類感染症になったことに伴い、奨学金事業部門、留学生事業部門及び学生生活部門における業務への影響の減少が見られ、確実に遂行されていることを確認した。

監査の結果は、その設置目的に沿い、法令、規程、その他の定め及び予算に従い、概ね適正に実施されていると認められる。また、中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2．内部統制全般の状況は、業務の適正を確保するための体制等の整備のための取組が法人全体でなされている。理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められず、役職員に対して改善策等の指示など指揮監督に努め、内部統制システムの推進役としての役割を十分果たしている。

3．役員の統制環境に対する認識は適当と認められ、職務執行に関する不正の行為又は法令等に違反する事実はなく、不当な職務行為は認められない。

4．会計監査に関しては、有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認め、会計監査人の監査結果も利活用することとした。改めて財務諸表等につき検討を加えた結果、令和 5 事業年度における会計経理は適正に行われているものと認める。

5．事業報告書は、法令に従い、機構の令和 5 事業年度の事業実施状況を正しく表示しているものと認める。

## Ⅲ．独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

１．東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の国際交流の拠点としての活用及び収支改善について（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）

東京国際交流館及び兵庫国際交流会館において、様々な国際交流の拠点事業の実施が認められる。また、新型コロナウイルス感染症の影響による入居率の低下から回復基調に転じる中、両館とも施設の有効活用を進めるなど収支改善に向けた方策の検討及び実施の努力を確認した。

２．給与水準の状況（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）

給与水準に関しては、国家公務員の給与等を総合的に勘案したうえで定められている。なお、給与水準の妥当性については検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を機構のホームページ上で公表している。

３．随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）

入札・契約については、外部委員と監事により構成される契約監視委員会において適正な実施を確認した。令和 4 年度調達等合理化計画の自己評価（案）の点検、令和 5 年度調達等合理化計画（案）の点検、令和 4 年度における「競争性のない随意契約」の点検及び「一者応札・応募」の対応についての点検、審議対象工事一覧表から選定した工事について、審議を経て承認を得たことを確認した。なお、委員会の審議概要を機構のホームページ上で公表している。

令和 6 年 6 月 21 日

独立行政法人　日本学生支援機構

監　事

竹　内　　俊　郎　㊞

監　事

小　川　千　恵　子　㊞

# 独立監査人の監査報告書

令和６年６月 21 日

独立行政法人日本学生支援機構
理事長　吉岡　知哉 様

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　金　子　　靖

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　寺　澤　直　子

＜財務諸表監査＞
監査意見
当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の令和５年４月１日から令和６年３月31日までの令和５事業年度の全ての勘定に係る勘定別財務諸表（勘定別利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、勘定別貸借対照表、勘定別行政コスト計算書、勘定別損益計算書、勘定別純資産変動計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書並びに法人単位財務諸表、すなわち、法人単位貸借対照表、法人単位行政コスト計算書、法人単位損益計算書、法人単位純資産変動計算書、法人単位キャッシュ･フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の全ての勘定に係る勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人日本学生支援機構の各勘定及び法人単位の令和６年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、独立行政法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。独立行政法人の長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに独立行政法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告＞

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の令和５年４月１日から令和６年３月31日までの令和５事業年度の全ての勘定に係る勘定別利益の処分又に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）並びに全ての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

(1) 全ての勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

(2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人日本学生支援機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。

(3) 全ての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、独立行政法人日本学生支援機構の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告書の７．持続的に適正なサービスを提供するための源泉（２）役員等の状況に記載されている。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上